史跡仙台城跡整備基本計画
（改定中間案）

令和8（2026）年11月

仙台市教育委員会

序　文

※計画改定までに作成予定

例　言

1　本計画は、宮城県仙台市に所在する国指定史跡仙台城跡の整備基本計画である。

2　本計画は、仙台城跡調査・整備委員会及び文化庁、宮城県教育庁文化財課の指導・助言のもと、仙台市教育委員会が作成した。また、計画改定における技術的な助言や図面作成等に係る作業を株式会社フジヤマ仙台営業所に委託した。

3　本文内における東北大学学術資源研究公開センター植物園の表記は、引用部分については当時の名称を使用し、それ以外の部分は「東北大学植物園」とする。

4　本文内における仙台城跡という名称は、史跡指定地と未指定地の範囲を総称するものである。

5　城内の曲輪等の名称は、『仙台市史特別編7　城館』（2006　仙台市史編さん委員会編）を参考とし、基本的に『史跡仙台城跡保存活用計画』と同じものを使用する。

　ただし、現在「三の丸」と呼称されている曲輪については、幕府提出用に天和2（1682）年に作成された「奥州仙台城并城下絵図」等の絵図において「東丸」の呼称が一般的であるが、現在「三の丸」の呼称がサイン等においても使用されていることから「東丸（三の丸）」とする。

6　本文内の難解な単語については、初出時に※印を単語右上に付記しており、参考資料4に説明を掲載している。

史跡仙台城跡整備基本計画　目次

例言
第1章　計画改定の経緯と目的
　1－1　計画改定の経緯…… 1
　1－2　計画改定の目的…… 1
　1－3　本計画の位置付け …… 2
　1－4　計画の対象範囲と計画期間…… 3
　1－5　計画の構成 …… 4
　1－6　委員会の設置…… 4
　1－7　関連計画との関係…… 6
第2章　計画地の環境
　2－1　自然的環境 ……13
　2－2　歴史的環境 …… 25
　2－3　社会的環境 …… 32
第3章　仙台城跡の概要
　3－1　史跡指定の状況…… 44
　3－2　これまでの調査成果…… 49
　3－3　城郭構造等の様相・変遷 …… 54
第4章　仙台城跡の本質的価値 …… 68
第5章　仙台城跡及び広域関連整備の現状と課題
　5－1　前期事業計画での整備……71
　5－2　仙台城跡の現状と課題 …… 74
　5－3　広域関連整備の現状と課題…… 79
第6章　コンセプトと基本理念・基本方針
　6－1　コンセプト …… 80
　6－2　基本理念…… 80
　6－3　基本方針……81
第7章　整備基本計画
　7－1　全体計画及び地区区分計画 …… 84
　7－2　動線計画……103
　7－3　案内・解説施設に関する計画…… 110
　7－4　便益施設に関する計画 …… 116
　7－5　遺構保存・修復に関する計画…… 117
　7－6　遺構表現に関する計画 ……120
　7－7　地形造成に関する計画 ……124
　7－8　修景に関する計画……126
　7－9　調査等に関する計画 ……132
　7－10 公開・活用に関する計画……134
　7－11 管理・運営に関する計画……137
第8章　事業計画
　8－1　事業概要……138
　8－2　事業計画期間で実施する整備……139
　8－3　事業スケジュール……146

参考資料
　参考資料1　関連歴史資産の一覧…… 151
　参考資料2　中間案に関するパブリックコメントの実施結果について……
　参考資料3　こどもいけん広場ウェブアンケートの実施結果について……
　参考資料4　計画内の用語説明……
　参考資料5　仙台城大手門復元基本構想（令和8年3月策定）……

第1章 計画改定の経緯と目的

1－1 計画改定の経緯

仙台城跡は、仙台市の中心市街地の西方、青葉区川内及び荒巻字青葉に位置する近世城郭跡です。城郭として史跡指定を目指す範囲約103haのうち、本丸跡の一部や東丸（三の丸）跡などの範囲約66haが平成15（2003）年8月27日付で国史跡に指定されました。その後、平成22（2010）年2月22日、平成24（2012）年9月19日付追加指定により、史跡指定面積は令和8（2026）年11月現在、約70.3ha（703,644.72㎡）となっています。

仙台市では、仙台城跡の保存管理と整備の基本方針として、平成16（2004）年3月に「仙台城跡整備基本構想」、平成17（2005）年3月に「仙台城跡整備基本計画」を策定し、平成26（2014）年度には本丸大広間跡の遺構表示整備を行うなど、計画に基づき調査及び整備に努めてきました。しかし、東日本大震災からの復旧対応や地下鉄東西線の開通など、本市を取り巻く社会情勢等が大きく変化したことから、計画の見直しが必要となりました。

こうした状況を踏まえ、平成31（2019）年1月に「史跡仙台城跡保存活用計画」、令和3（2021）年3月に「史跡仙台城跡整備基本計画」（以下、「現行計画」とします。）を策定しました。現行計画では、『「仙台」発祥の地 仙台城跡をより城郭らしく 地域の誇りと愛着を育む場へ ～新たな杜の都にふさわしい歴史的眺望“政宗ビュー”の実現～』をコンセプトに史跡整備に取り組んできました。しかしながら、令和3（2021）年2月及び令和4（2022）年3月に発生した福島県沖地震により、石垣の崩落などの被害が生じ、令和7（2025）年度末まで災害復旧事業を行ったため、当初立案した事業計画には遅れが生じています。

また一方で、本市では、現行計画において、大手門を史跡の活用のために復元整備する対象と位置付け、令和3（2021）年度より大手門復元関連基礎調査に着手し、復元に向けた具体的な検討に着手するために必要な調査成果を得ることができたことから、令和8（2026）年3月に「仙台城大手門復元基本構想」を策定しました。本構想では、伊達政宗公没後400年となる令和18（2036）年までの大手門復元を目指すとともに、大手門周辺を含めた整備を進めることで、城内の回遊性向上や史跡の理解促進を図ることとしています。

以上の経緯を踏まえ、現行計画を改定することとしました。

1－2 計画改定の目的

現行計画では、令和12（2030）年度までを事業計画期間として各種の整備事業を位置付け、史跡整備を進めてきました。しかしながら、令和3（2021）年2月及び令和4（2022）年3月に発生した福島県沖地震により石垣の崩落等の被害が発生し、令和7（2025）年度末まで災害復旧事業を実施したことから、当初予定していた事業スケジュールに遅れが生じています。

また、令和8（2026）年3月に策定した「仙台城大手門復元基本構想」では、令和18（2036）年までの大手門復元を目指すにあたり、史跡整備の現状や課題を改めて整理するとともに、大手門復元整備及びその周辺整備の全体像を具体化し、今後の対応方針を示しました。今後の事業計画に大手門復元や、大手門から本丸へ至る大手門登城路及び周辺空間の整備を盛り込むことで、来訪者が仙台城の城郭構造をより深く理解できる環境の創出を図り、史跡内の回遊性向上及び活用促進が期待されます。

したがって、本書による計画の改定は、福島県沖地震による事業計画への影響や整備事業の進捗状況を踏まえるとともに、「仙台城大手門復元基本構想」で示した大手門復元整備及びその周辺整備の方向性を整備基本計画に反映し、現行の事業計画を見直したうえで、令和13（2031）年度以降の事業計画を示すことを目的とします。

1－3 本計画の位置付け

現行計画では、令和20（2038）年度までを整備基本計画の対象期間としています。また、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度の10年間を事業計画期間とし、その中で前期（令和3～7年度）と後期（令和8～12年度）の区分を設け、具体的な整備内容を示しています。なお令和13（2031）年度以降のスケジュールについては後期期間の最終1～2年を目途に検討することとしています。

本計画では、これまでに実施してきた整備の進捗や計画地を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要な見直しを行いますが、コンセプトや基本理念・基本方針、整備基本計画については、現行計画の内容を基本的に継承するものとします。一方、事業計画については、今後の事業展開を踏まえ、計画期間の再整理を行います。具体的には、これまでに実施してきた事業を前期（令和3～8年度）、今後実施する事業を後期（令和9～20年度）として再編し、後期事業計画期間における整備内容については、第8章において事業概要及び事業スケジュールを示します。

また、仙台城跡における調査・整備事業は、その根拠となる計画に着目すると、平成16（2004）年3月策定の「仙台城跡整備基本構想」及び平成17（2005）年3月策定の「仙台城跡整備基本計画」に基づいて実施された事業（以下、これら2つの計画を「第1次計画」とします。）と、平成31（2019）年1月策定の「史跡仙台城跡保存活用計画」及び令和3（2021）年3月策定の「史跡仙台城跡整備基本計画」に基づいて実施された事業（以下、これら2つの計画を「第2次計画」とします。）に大別することができます。

今回の計画改定は、整備対象とする期間を含め現行計画の内容を基本的に継承するものであることから、本計画は引き続き第2次計画と位置付けられます。

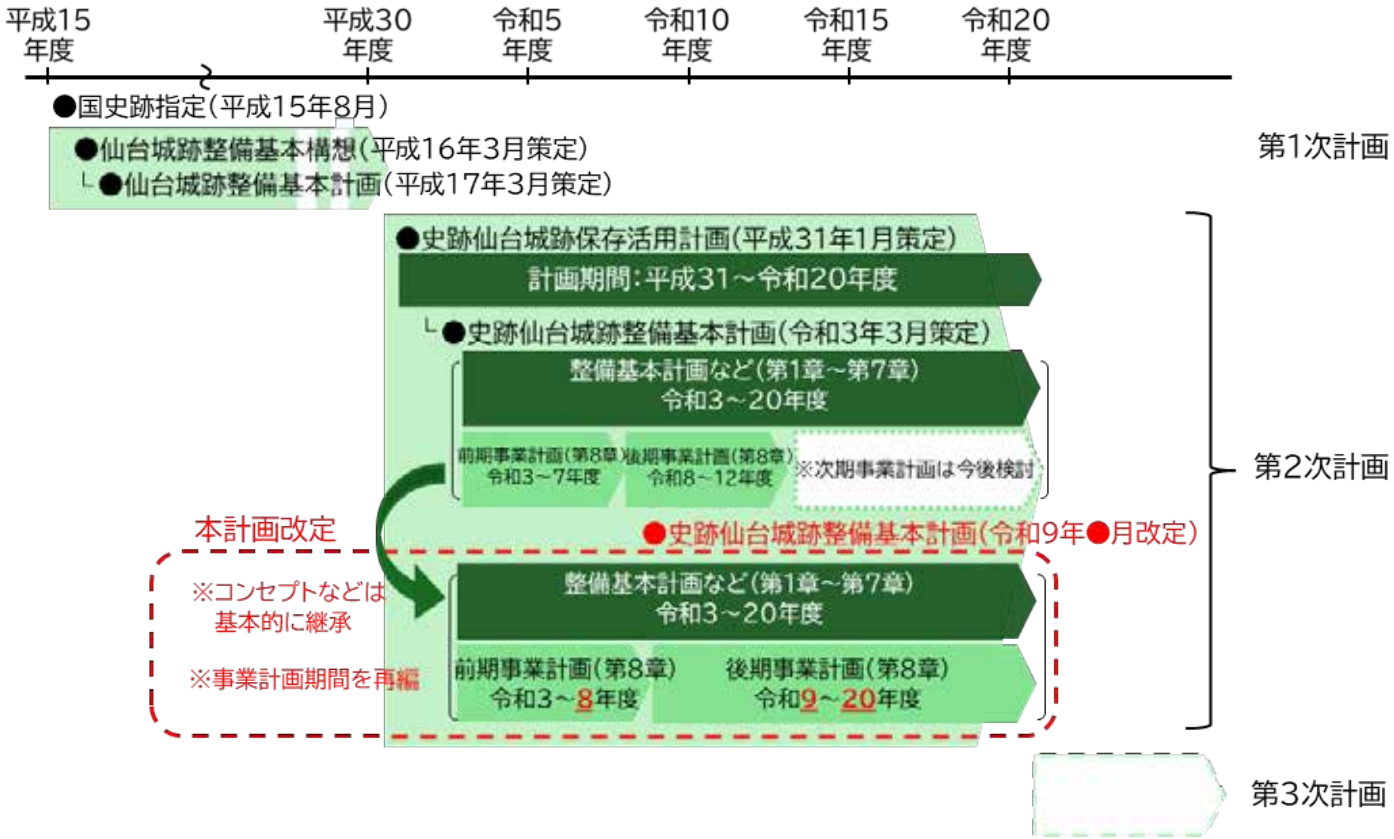

図1-1 本計画の位置付け

1－4 計画の対象範囲と計画期間

(1)計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、原則として仙台城跡の史跡指定地内とします。

ただし、主要なアクセス拠点からの動線など、必要に応じて史跡指定地周辺を含めた一体的な計画も検討します。

なお、大手門周辺の一体的な整備に向けて、大手門正面虎口の周辺及び大手門背面側の一部については、史跡指定に向けた手続きを進めます。

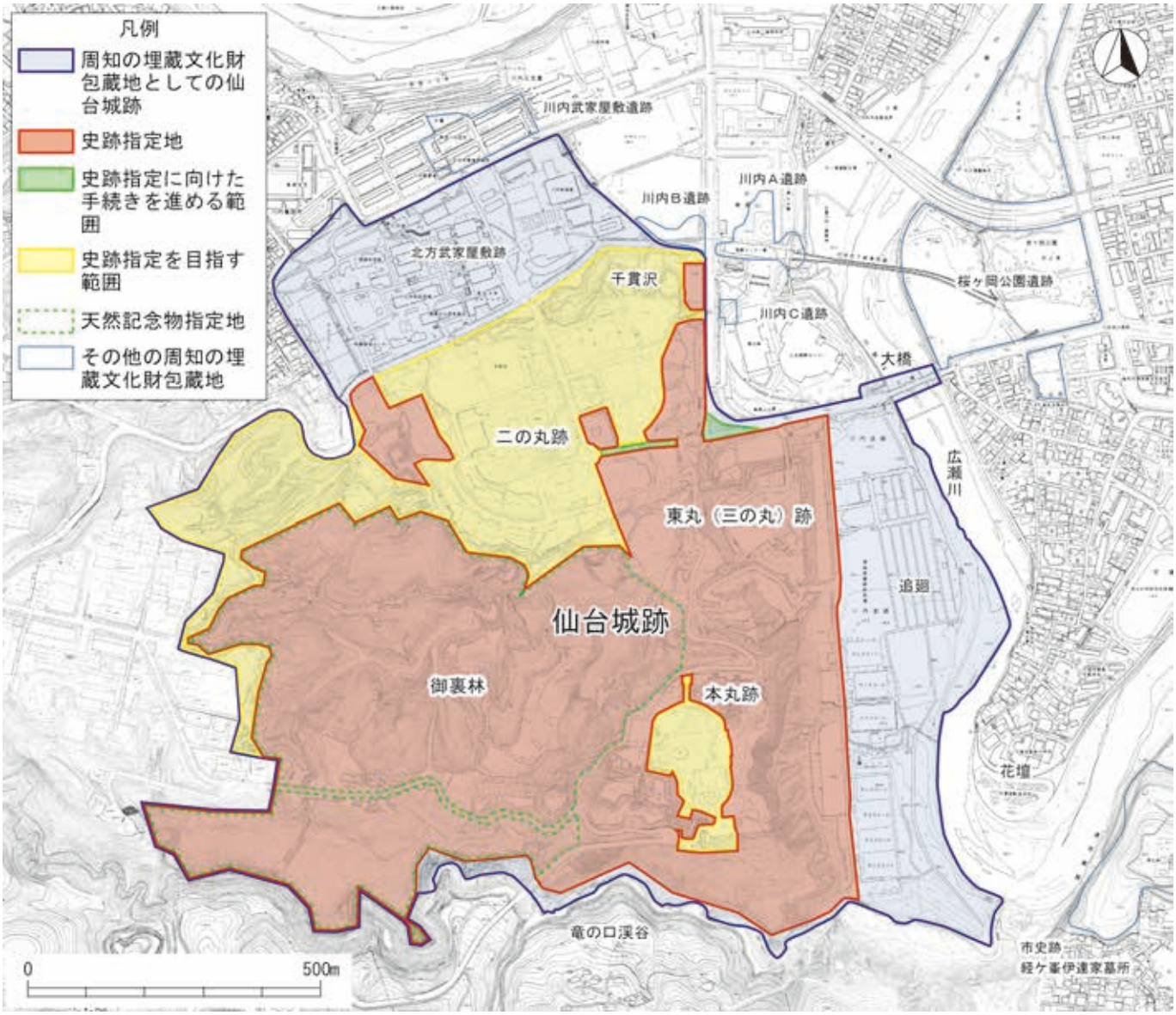

図1-2 計画対象範囲

(2)計画期間

本計画は、「史跡仙台城跡保存活用計画」に基づき、令和3(2021)年度から令和20(2038)年度までのおおむね18年間を対象期間とし、この期間における整備目標を策定するものです。なお、事業計画については、令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間を前期事業計画期間、令和9(2027)年度から令和20(2038)年度までの12年間を後期事業計画期間とします。

1－5 計画の構成

本計画は史跡仙台城跡の史跡整備の基本方針を示すものです。

第1章では計画改定の目的を明確にし、第2章では史跡周辺の概要把握のため、計画地の現状の整理、第3章では遺跡を含めた各種調査結果と史跡の指定状況をまとめた上で、第4章では史跡の本質的価値を示します。第5章では令和3（2021）年度からの6年間に実施した内容も含めた整備に関する現状と課題を整理し、第6章で基本理念と整備方針を示します。第7章では各整備項目に係る現状と課題についての具体的な整備方針を明らかにし、第8章では今後12年間に実施する事業計画について記します。

1－6 委員会の設置

(1)委員会の設置

本計画の改定にあたっては、「仙台城跡調査・整備委員会」（委員13名）及びその下部組織である「大手門復元検討部会」（委員4名）から指導及び助言を受けています。

（委員会委員名簿） 委員長 藤澤　敦（東北大学特任教授）
副委員長 北野　博司（東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター センター長・教授）
委員 安達　幸信（国土交通省東北地方整備局建政部都市調整官）
稲葉　雅子（株式会社たびむすび代表取締役）
大山　幹成（東北大学助教）
籠橋　俊光（東北大学教授）
佐浦　みどり（有限会社東北工芸製作所常務取締役）
佐藤　留美（特定非営利活動法人NPO birth　事務局長）
渋谷　セツコ（建築と子供たちネットワーク仙台　副代表）
永井　康雄（山形大学教授）
深澤　百合子（東北大学名誉教授）
山中　稔（香川大学教授）
吉田　樹（福島大学教授）

（オブザーバー） 宮城県教育庁文化財課

（大手門復元検討部会委員名簿） 藤澤　敦（東北大学特任教授）
北野　博司（東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター センター長・教授）
永井　康雄（山形大学教授）
山中　稔（香川大学教授）

(2)委員会・部会の経過

第4回部会　令和8（2026）年5月27日（水）仙台市役所上杉分庁舎2階　第2会議室
・整備基本計画（改定素案）の検討

第22回委員会　令和8（2026）年8月6日（木）仙台市役所上杉分庁舎12階　教育局第1会議室
・整備基本計画（改定素案）の検討

第5回部会　令和8（2026）年9月17日（木）仙台市役所上杉分庁舎2階　第2会議室
・整備基本計画（改定中間案）の検討

第23回委員会　令和8（2026）年10月26日（月）仙台市役所上杉分庁舎12階　教育局第1会議室

・整備基本計画（改定中間案）の検討

（3）文化庁の指導

令和8（2026）年7月31日（金）、令和8（2026）年11月2日（月）に、文化庁文化資源政策・記念物課　整備部門岩井浩介調査官の指導を受けました。

1－7 関連計画との関係

(1)上位計画

①仙台市基本計画(令和3年3月策定)

本市では、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ ～“The Greenest City”SENDAI～」をまちづくりの理念とし、それを具現化する4つの目指す都市の姿の一つとして「学びと実践の機会があふれるまちへ」を掲げています。また、目指す都市の姿の実現に向けて実行する8つの「チャレンジプロジェクト」を掲げており、その一つとして「ライフデザインプロジェクト」では、まちの至る所で学びと実践の機会がある環境をつくるとしています。

その実現に向けた諸施策の中で、「歴史と趣を感じる景観をつくる」として、仙台城跡、陸奥国分寺跡・陸奥国分尼寺跡などの文化財の保存及び活用を進めるとしています。同じく、「学びを楽しむ環境をつくる」として仙台城跡等について、市民や観光客が楽しみながら学べる空間としての活用を図るなど、日本遺産である「伊達」な文化を感じることができる環境づくりを進めると示しています。

また「都心創生プロジェクト」においても、まちの回遊性を向上するとして、「機能拠点のまちづくりを推進する」ことを掲げ、青葉山公園において「杜の都」の歴史や文化、自然環境を発信する拠点の整備を推進するとともに、コンベンション機能やミュージアム機能の強化に取り組み、広域的な交流機能の充実を図るとしています。

②仙台市ダイバーシティ推進指針 (令和7年3月策定)

本指針では、誰もが安心して住み続け、活躍できるまちを目指し、基本的理念に「仙台の歴史・文化・都市個性の尊重」、「多様な主体の参画」、「地域への展開」を掲げ、「『ちがい』に配慮のある制度・サービスをつくる」など4つの取組の視点と共通の視点を位置付けています。実施計画のほか、各種個別計画等に本推進指針の考え方を反映させることで、ダイバーシティの視点を基調としたまちづくりを推進することを示しています。

本計画においても、年齢や国籍、障害の有無などの「ちがい」により不利益を受けたり排除されたりすることがないよう、配慮ある史跡整備のあり方を検討していきます。

③仙台市教育構想2026(令和8年3月策定)

本構想は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく「教育の振興に関する総合的な施策の大綱」と、教育基本法に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」を一体化して策定したものです。

本構想では、「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、互いに認め合い、自分らしく学び続ける人を育てます」を基本理念とし、その実現に向けて5つの基本方針を定めています。そのうち、基本方針4「学びを通じて、人と地域がつながる生涯学習」では、一人ひとりが、それぞれのライフステージやニーズに応じた学びの機会を得られる環境を整備するとともに、学びの成果を地域に還元したり、児童生徒が学校で培った探究的な学びの姿勢を地域で発揮したりできるよう取り組むこととしています。同方針に基づく施策として、歴史や文化を活かした学びの充実を掲げており、主な取組方針の1つとして仙台城跡について、修景整備等に取り組むとともに、伊達政宗公没後400年となる令和18(2036)年までの大手門復元に向けた取組を推進することを挙げています。

(2)文化財に関する計画

①宮城県文化財保存活用大綱(令和3年3月策定)

平成30(2018)年の文化財保護法改正を受けて、宮城県が実施する文化財にかかる事業とその目標を再整理し体系化することなどを目的として策定されました。宮城県における文化財の保存・活用について「永続的な文化環境の維持と創出～知って、活かして、伝える文化財～」という基本理念が掲げられており、その理念を実

現するための基本方針が4つ示されています。方針3では、地域の社会活動や学校教育の中に意図的に文化財を位置付け持続可能な保存・活用を行っていくことなどが示されています。

②仙台市文化財保存活用地域計画（令和8年11月時点策定中）

市内には多くの未指定文化財が存在しており、その把握や保存・活用が十分とは言えない状況にあります。また、人口減少・少子高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化により、文化財を将来に継承していくための担い手の確保や、文化財を地域で支える意識の共有が課題となっています。こうした中、平成30（2018）年の文化財保護法改正により、未指定を含む文化財を地域資源として捉え、まちづくりに生かしながら、地域社会総がかりで保存・活用を進めるための「文化財保存活用地域計画」の作成が制度化されました。

本市では、文化財に関する課題と対応を整理し、市民及び関係者と認識を共有するとともに、文化財の保存・活用にかかる目指す将来像として掲げる「地域と育む　文化財とともにある未来−先人の歩みを市民の誇りとして守り・活かす−」の実現に向け、地域社会総がかりでの取組を推進することを目的として、「仙台市文化財保存活用地域計画」の策定を進めています。

③史跡仙台城跡保存活用計画（平成31年1月策定）

保存活用計画では、9つの望ましい将来像を大綱として示し、これらの実現に向けて、保存・活用・整備の基本方針を定めています。

保存の基本方針では、史跡の本質的価値や史跡指定地と重複する天然記念物の保全を図ること、保存のための調査研究を行うこと、現状変更に関する方針を適切に運営すること、車両通行と遺構保護・活用の両立を図る対策を検討すること、史跡追加指定を目指す範囲の確実な保存と指定同意の働きかけを継続することを示しています。

活用の基本方針では、仙台城跡の遺構や発掘調査成果の積極的な公開に努めること、仙台城跡の価値を分かりやすく伝えるための環境整備をすること、仙台の歴史を学ぶ機会を創出すること、仙台城跡を観光資源として活かし、地域のまちづくりにつなげられるよう検討すること、日本遺産の構成文化財や市内のほかの文化財と一体となった活用を図ること、史跡指定地と重複する天然記念物について、東北大学植物園と連携・調整をして活用を図ることを示しています。

整備の基本方針では、保存と活用のために計画的に整備事業を実施すること、「仙台城跡整備基本計画」を見直し、計画の実施にあたっては、その進捗状況を定期的に検証すること、整備事業の計画立案にあたって、調査成果を十分に検討し、史跡の価値の正しい理解につながるようにすることを示しています。

④仙台城大手門復元基本構想（令和8年3月策定）

伊達政宗没後400年となる令和18（2036）年までの大手門復元を目指すこととし、それに向けた史跡整備の現状・課題の整理や整備事業の全体像の具体化、将来の復元整備に向けた対応方針を示すことを目的として策定したものです。

整備基本計画では、大手門を「将来的に復元を目指す」ものと位置付けており、復元整備に関する具体的な事業計画は盛り込まれていません。そのため、大手門の復元に向けては、整備基本計画を改定し、復元事業の内容を明確に位置付けるとともに、それに伴う全体スケジュールの見直し等を行う必要があり、本構想策定を、これまで取り組んできた大手門復元関連基礎調査の成果を踏まえ、整備事業の全体像や対応方針を明らかにし、今後の円滑な整備基本計画の改定につなげるための取組と位置付けています。（全文を参考資料5として掲載）

⑤史跡仙台城跡植生修景方針（令和5年3月策定）

現行計画における植生修景についての具体的な方針をまとめたものです。現行計画の事業計画期間に合わせて、令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までのおおむね9年間を計画期間としています。本方針では、仙台城跡を取り巻く自然環境の課題を示すとともに、基本方針として、遺構保全、顕在化、安全確保、植生保全、維持管理の5つを掲げ、地区区分ごとの植生修景方針や植生修景の優先度の考え方などを示しています。

（3）環境・景観に関する計画

①杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）（令和3年3月策定、令和8年3月改定）

本市の環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向を定めるものであり、市・市民・事業者等が一体となって杜の都の環境づくりを進めるうえで、道しるべとなるものです。「杜の恵みを活かした、持続可能なまち」を目指す環境都市像に掲げ、分野別の環境施策のうち「自然共生都市づくり」では、豊かな自然環境と多様な生きものについて、継続的な現況把握に努めるとともに、市民等と連携しながら保全を図り、将来の世代へと確実に継承していくとしています。また、「快適環境都市づくり」では、地域の自然や歴史・文化に根差した美しい景観など、地域の環境資源を保全・創造するとともに、これらの資源を活かし、五感で楽しめる魅力的なまちづくりを進めるとしています。

②仙台市「杜の都」景観計画（平成21年3月策定、平成25年6月一部変更、令和4年6月一部変更）

本市の景観形成の基本テーマを「杜の都の風土を育む風格ある景観づくり」としています。市全域を景観計画区域とし、景観特性に応じたゾーンを設定しています。仙台城本丸跡は「行楽地ゾーン」に区分され、「仙台を代表する仙台城跡は、自然環境と歴史性に配慮した景観とする。また、仙台城跡からの水平線や丘陵地の稜線への眺望を保全する。」としています。そのほか仙台城跡周辺は主に「河川・海岸地ゾーン」に区分され「名取川、広瀬川、七北田川等の中・下流域は、自然環境と市街地環境が調和する景観形成を行う。」としています。

さらに、仙台城跡や旧城下を景観重点区域として指定し、その中で仙台城跡周辺は主に「青葉山・大年寺ゾーン」に区分され、市街地から眺望できる丘陵景観の確保などを景観形成の方針としています。

③仙台市みどりの基本計画2021-2030（令和3年6月策定、令和8年6月中間改定）

基本理念に「百年の杜づくりで実現する新たな杜の都～みどりを育むひと、みどりが育むまち～」を掲げ、良好なみどりの保全・創出を行う「百年の杜づくり」を継続するとともに、培ってきたみどりの多様な機能をまちづくりに積極的に活用していくことで、新たな杜の都を実現するとしています。

5つの基本方針を定め、そのうち「みどりを誇りとするまち」では、施策の柱の一つを「歴史と文化の香るみどりを守り、継承する」とし、仙台城跡整備事業を重点的な取組に位置付け、本市の歴史・文化と調和するみどりの創出・充実を図り、仙台ならではのみどりの活用に取り組むこととしています。

（4）まちづくりに関する計画

①仙台市都市計画マスタープラン－都市計画に関する基本的な方針2021-2030－（令和3年3月策定）

本プランは、本市が持つ「杜の都」などの強みや魅力をさらに高めつつ、安全に、安心して暮らすことができ、多様な活動を支え生み出す持続可能な選ばれる都市を目指し、市民や事業者等とともに取組を進めるための都市計画の基本的な方針を定めています。

計画内では、仙台独自の歴史や文化などとの連携により観光資源を創生するとともに、国内外からの観光客のニーズに対応する都市機能の集積を推進することや、青葉山周辺地区において、歴史や文化、芸術、自然環

境などを生かしながら、コンベンション機能やミュージアム機能の強化に取り組み、広域的な交流機能の充実を図ることとしています。

また、仙台城跡については市民や観光客が共に親しみ学ぶことができるよう、仙台城跡保存活用計画及び仙台城跡整備基本計画にもとづく整備を推進することとしています。

②地下鉄沿線まちづくりの推進プラン(令和4年3月策定、令和6年3月一部改訂)

「沿線まちづくりの基本方針」として、「地下鉄がつなぐ〝せんだい彩杜〟十字の都市軸が織りなす、杜の都の多彩なライフスタイル」を理念に掲げ、3つの方針と、方針に基づく10の方向性に沿って、理念の実現を目指すとしています。方針のうち「『多種多様な資源を体験できる魅力的で楽しいまち』の創造」において、青葉山・川内・国際センター駅周辺では、仙台城跡の取組に言及して、市民が充実した余暇を過ごし、来訪者が文化・歴史・スポーツ・自然など多種多様な楽しみを味わえる魅力的なまちを創ることを示しています。また、「東西線沿線まちづくりプラン」では、青葉山・川内・国際センター駅地区における将来のまちの姿として「仙台が誇る歴史・文化・自然とともに、未来を創造し、発信する、国際学術文化交流拠点」を掲げ、取組施策として、仙台城跡の史跡整備の計画的な推進と大手門の整備に向けた調査を継続することを示しています。

(5)公園整備に関する計画

①青葉山公園整備基本計画(平成25年3月策定)

公園整備の基本目標を「仙台の誇りを育み心に染み入る歴史と自然の景域づくり」としています。公園の空間構成としては、史跡指定地区を「歴史・文化ゾーン」、追廻地区を「いこい・にぎわいゾーン」及び「自然散策ゾーン」、国際センター地区を「交流ゾーン」に区分しています。「歴史・文化ゾーン」は、仙台城跡整備基本計画を基本とし、本丸跡の遺構等の保全、水堀の再生等による歴史的な景観の充実により、来訪者に歴史と文化を堪能してもらう空間、「いこい・にぎわいゾーン」は新たに整備される青葉山公園(仮称)公園センター(現、仙臺緑彩館)を起点に、広瀬川や本丸跡の眺望等、広がりと奥行きを持った空間を展開し、活動の場としても機能する空間、「自然散策ゾーン」は広瀬川や竜ノ口等、豊かな自然が残る貴重な周辺環境を生かした自然散策を行える空間、「交流ゾーン」は国際センター駅からの公園の玄関口として良好な景観を生かしながら、市内外の来訪者の交流の場としての機能を持つ空間とすることとしています。

②青葉山公園(仮称)公園センター基本計画(平成29年4月策定)

青葉山公園(仮称)公園センター(現、仙臺緑彩館)は、青葉山公園整備基本計画において「ビジターセンターとしての機能をベースとしつつ、青葉山公園の玄関口という立地特性や藩政時代からの歴史性を踏まえた仙台の歴史・文化を発信する場」として位置付けられています。仙台城跡に特に関係する内容としては、情報発信機能として、「仙台・青葉山を知るきっかけとなる情報の提供」をし、歴史・文化については概略をつかみ、詳しい情報は仙台市博物館、仙台城見聞館、各歴史遺構等に赴き、理解が深められることを期待すると示しています。

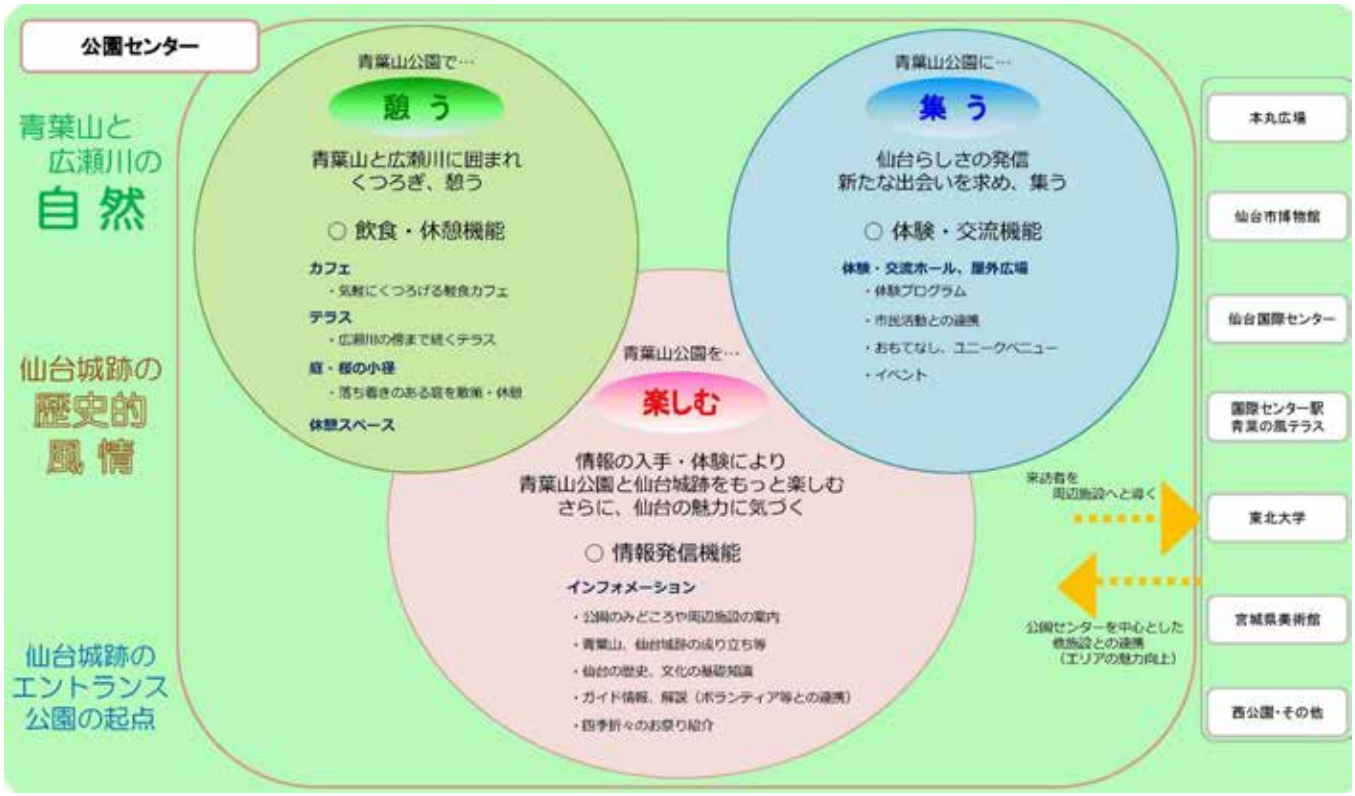

図1-3　公園センターの機能（「青葉山公園（仮称）公園センター基本計画」平成29年4月より）

（6）その他の計画

①仙台市 SDGs（持続可能な開発目標）推進方針（令和2年3月策定）

本方針では、SDGs の推進を市民や企業などの多様な主体と連携して取り組むにあたっての共通理念として、今後のまちづくりを進めていくこととしており、各種計画等の策定等に当たっては、掲げる施策の方向性や具体的な取組と SDGs との関係が分かりやすいものとなるよう努めるとしています。SDGs における17のゴール（目標）のうち、11「住み続けられるまちづくりを」のターゲットには、11-4「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する」が位置付けられていることから、仙台城跡の調査・整備を通じて、SDGs 達成に向けて取り組んでいきます。

②仙台市バリアフリーマスタープラン（令和8年3月策定）

基本理念として「多彩な市民協働により本市が育んできた『共生のまちづくり』の歴史や都市個性をさらに発展させ、「ちがい」を受け入れ、互いに尊重されるダイバーシティの推進とバリアフリーによる移動等の円滑化を図り、誰もが地域で安心して暮らすことができる共生のまちを創出する。」を掲げ、基本方針として、「ハード：すべての人にとって安心・安全な都市づくり」、「ソフト：心のバリアフリーや情報のバリアフリーなどによる市民の支え合い」を定めています。

ハード面のバリアフリー化として、市内において特にバリアフリー化を進める必要がある地区として移動等円滑化促進地区を設定し、優先的にバリアフリー化に取り組むこととしており、バリアフリー化の促進によりエリア価値向上及び本市の持続的な発展を支える取組につながることが期待されるとして、史跡仙台城跡の一部を含む「国際センター駅周辺地区」が選定されています。ソフト面のバリアフリー化としては、「理解を深める」「配慮する」「行動につなげる」の3つの視点から、「心のバリアフリー」への取組を進めることにより、市民の意識を高め、理解を広げていくこと、「情報のバリアフリー」として、全ての人が移動に関する情報を容易に入手できるよう、情報提供の方法等への配慮等に取り組むことを示しています。

③仙台・青葉山エリア文化観光交流ビジョン（令和5年3月策定）

仙台・青葉山エリア文化観光交流ビジョンは、青葉山エリアの価値や魅力、回遊性の向上に向けた方向性等を示し、市民や国内外に発信することにより、本市全体における交流人口の一層の拡大を図るものです。「杜の都の『歴史』と『今』と『未来』をつなぐ　～特別な空間と時間を青葉山エリアで～」をコンセプトとして、4つの目指す将来像が掲げられています。このうち、「歴史や文化・芸術を伝え、創造性を育てる」において、史跡仙台城跡に触れ、将来像の実現に向けた方向性として、歴史や文化・芸術の資源を活かしたより深い学びや新たな楽しみの提供を示しています。

④仙台市観光戦略2027（令和7年3月策定）

本戦略では、観光を基軸とした交流人口の拡大に向け、これまでのイメージを越えた本市の成長を目指すこととしており、令和9（2027）年までに市内延べ宿泊者数680万人泊を達成することを目標に掲げています。6つの重点プロジェクトの一つとして、「次代へつなぐ青葉山エリアの価値の深化」を掲げ、中長期的な視点のもと、受け継がれてきた歴史・文化の魅力を次の世代に継承・発展させ、青葉山エリアの価値をさらに高めることにより誘客を促進するとして、仙台城跡に言及しながら、以下の3つの施策の方向性を示しています。

・伊達文化の魅力や景観を活かした、新たな観光資源の整備・検討
・エリア内の観光資源の磨き上げと大河ドラマ誘致に向けた機運醸成
・二次交通の強化、イベントの開催支援や広瀬川の水辺の整備に向けた検討

また、宿泊税を活用した主な取組として、旅行者を呼び込むための観光コンテンツの造成を掲げ、仙台城跡における新たな観光スポットの開発など、青葉山エリアの新たな価値の創出を進めるとしています。

⑤仙台市文化芸術推進基本計画（令和6年3月策定）

本計画は、本市の文化芸術に関する施策を体系的に整理するとともに、文化芸術が持つ多様な力を今後のまちづくりに生かすため、本市の文化芸術振興の新たな方向性を示すものです。「多様な個性が輝き、まちの未来を拓く～ひとりひとりがよりよく生きる文化芸術の杜～」を基本理念として掲げ、本市が文化芸術面で「目指す姿」を5つ設定しています。このうち、「歴史と記憶が継承され、未来を描く礎となるまち」において、伝統文化や文化財が適切に保存され、その固有の価値が人の学びや杜の都といった都市個性に結び付くこと等を通じて、歴史ある豊かな文化的環境が次の世代に受け継がれるまちを目指しています。

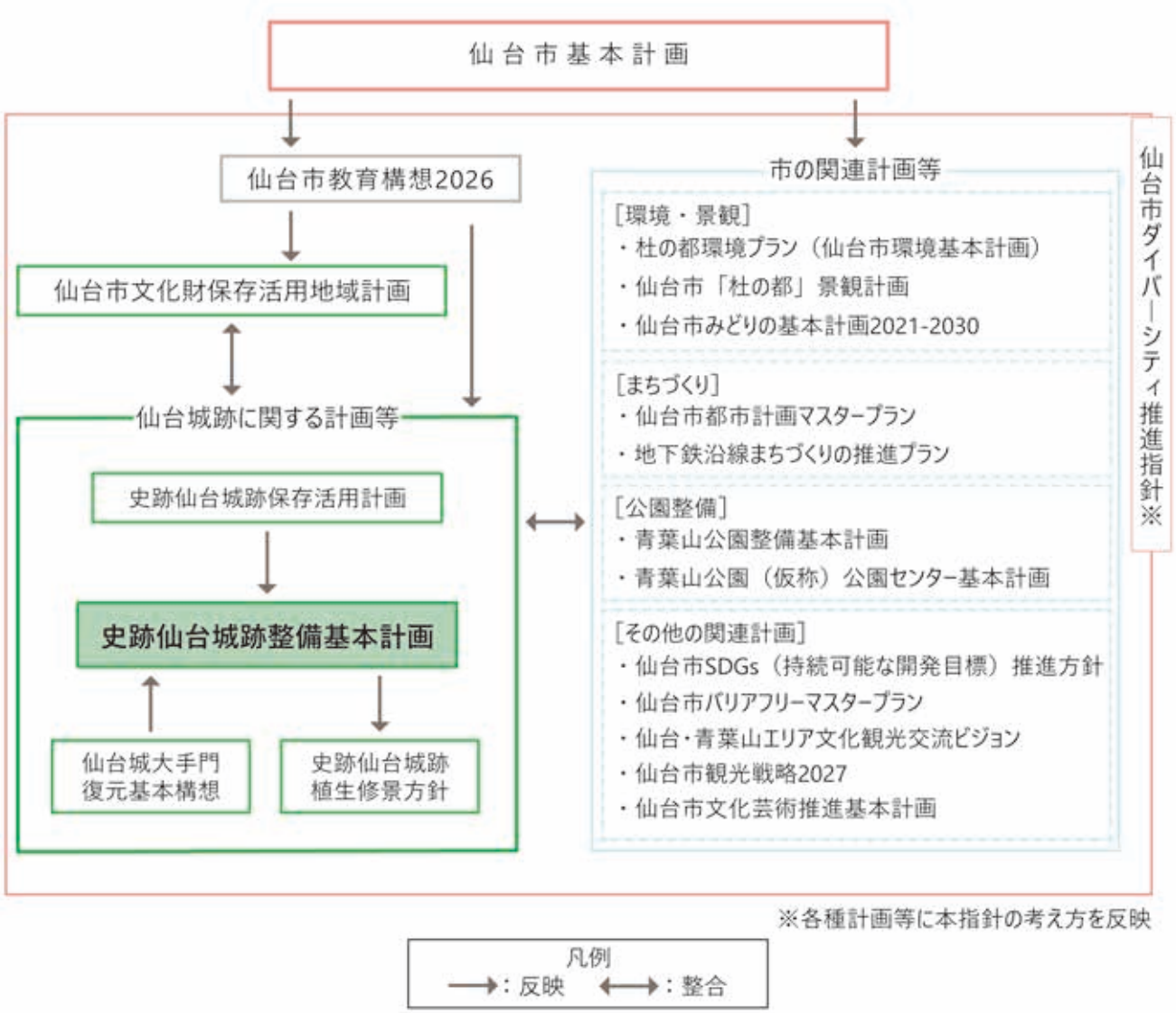
仙台市基本計画
仙台市教育構想2026
仙台市文化財保存活用地域計画
仙台城跡に関する計画等
史跡仙台城跡保存活用計画
史跡仙台城跡整備基本計画
仙台城大手門
復元基本構想
史跡仙台城跡
植生修景方針
市の関連計画等
[環境・景観]
・杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）
・仙台市「杜の都」景観計画
・仙台市みどりの基本計画2021-2030
[まちづくり]
・仙台市都市計画マスタープラン
・地下鉄沿線まちづくりの推進プラン
[公園整備]
・青葉山公園整備基本計画
・青葉山公園（仮称）公園センター基本計画
[その他の関連計画]
・仙台市SDGs（持続可能な開発目標）推進方針
・仙台市バリアフリーマスタープラン
・仙台・青葉山エリア文化観光交流ビジョン
・仙台市観光戦略2027
・仙台市文化芸術推進基本計画
仙台市ダイバーシティ推進指針※
※各種計画等に本指針の考え方を反映
凡例
：反映
：整合

図1-4 関連計画の関係

第2章 計画地の環境

2－1 自然的環境

(1)仙台城跡の位置と立地

仙台市は、宮城県のほぼ中央に位置しています。市域は東西50.579㎞、南北31.204㎞と東西に長く、面積は約786㎢です。仙台城跡がある青葉区は市の中心部に位置し、面積は302㎢で、都心部から船形連峰の山形県境まで、北西方向に帯状に広がる本市最大の区です。

仙台城跡は、都心部の西方にある青葉山丘陵の広瀬河畔に面する先端部に立地しています。



図2-1 仙台市全域図(「データ仙台2019」の図を引用し加工)

(2)仙台市の気候

仙台市の気候は、太平洋に面した海洋性気候※の影響を受け、年間を通じて寒暖の差が比較的少ないことが特徴です。冬季は奥羽山脈からの乾いた北西の風のため、降雪量や積雪は少ない傾向にあります。過去10年間(2016～2025)の記録によると、年平均気温は14.0℃(最高37.4℃、最低－7.6℃)であり、平均年間合計降水量は1,177.3mmです。また、令和7(2025)年の記録では、年平均気温14.7℃(最高37.4℃、最低－5.3℃)、合計降水量1,043.5mm、最深積雪は8cm(1月)となっています。

一方で、近年は全国的な温暖化傾向を背景として、仙台市においても猛暑日の発生が増加しています。特に令和4(2022)年度以降はこの傾向が顕著であり、従来はまれであった猛暑日が複数日出現する年が見られます。過去10年間を前半5年間と後半5年間に分けて比較すると、前半5年間における猛暑日の平均日数は1.4日であるのに対し、後半5年間では平均7日となっています。

降水量については、過去10年間(2016～2025)の日降水量の記録に明瞭な増加傾向は確認できませんが、近年は気候変動の影響により全国各地で豪雨災害が生じており、本市においても集中豪雨等による災害のリスクに留意する必要があります。

大雨時の仙台城跡周辺の状況については、平成13（2001）年4月から令和7（2025）年12月までの浸水履歴によると、追廻地区や国際センター駅西側の道路等において床下浸水や道路冠水が発生しています。また、雨水出水浸水想定区域図によると、仙台城跡周辺において内水氾濫による浸水は想定されていません。一方、大雨による河川氾濫を想定した洪水ハザードマップでは、広瀬川沿いの区域が、浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されています。

仙台城本丸南側及び東側は崖面となっており、崖面中腹の挟亜炭層では湧水やオーバーハングした箇所が確認されており、豪雨等による崖面崩落の危険性が懸念されます。平成27（2015）年9月の関東・東北豪雨では、本丸東側崖面の表土が滑落し、流出した土砂が斜面下の駐車場一帯に堆積する被害が発生しました。この被害に対し、崩落土の除去、かご枠工の設置、水路の整備及び倒木の撤去等の災害復旧工事を実施しました。

また、二の丸東側土手の法面では、平成22（2010）年及び平成28（2016）年の大雨により土砂崩れが発生しており、平成28（2016）年の被害に対しては、法肩排水管の更新、法面縦排水管の新設及び法面内への暗渠管の設置等の災害復旧工事を実施しました。

このほか、仙台城跡周辺では、本沢及び中島池跡、仙台市博物館西側の崖面、五色沼周辺等が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されています。

また、仙台市では比較的風が強く、風害への留意も必要です。仙台の年間平均風速（気象庁：1991～2020年平年値）は3.2m/sで、全国的にやや風が強い傾向にあります。特に、冬から春にかけては、低気圧などの影響により、日本海からの風が奥羽山脈を越えて吹き下ろし、非常に強い風となることがあります。令和8（2026）年5月2日には最大瞬間風速31.2mと台風並みの暴風が吹きました。仙台城跡でも近年、強風の影響とみられる倒木被害が生じています。

（参考：気象庁ホームページ 「過去の気象データ・ダウンロード」、
仙台市ホームページ「せんだいくらしのマップ」－「浸水履歴」・「洪水ハザードマップ」、
仙台市ホームページ「雨水出水浸水想定区域について」（令和8年3月指定））

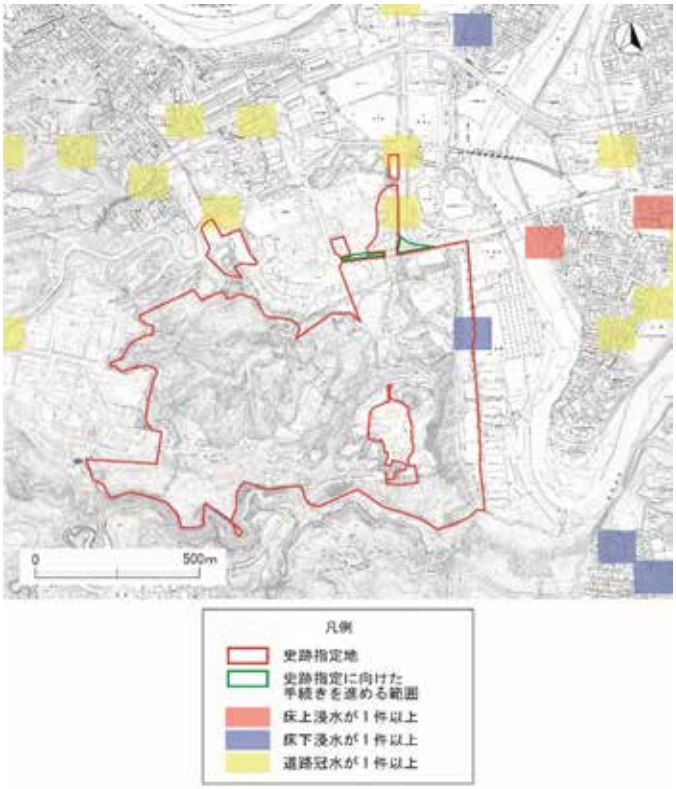

図2-2 浸水履歴(平成13(2001)年4月から
令和7(2025)年12月まで)

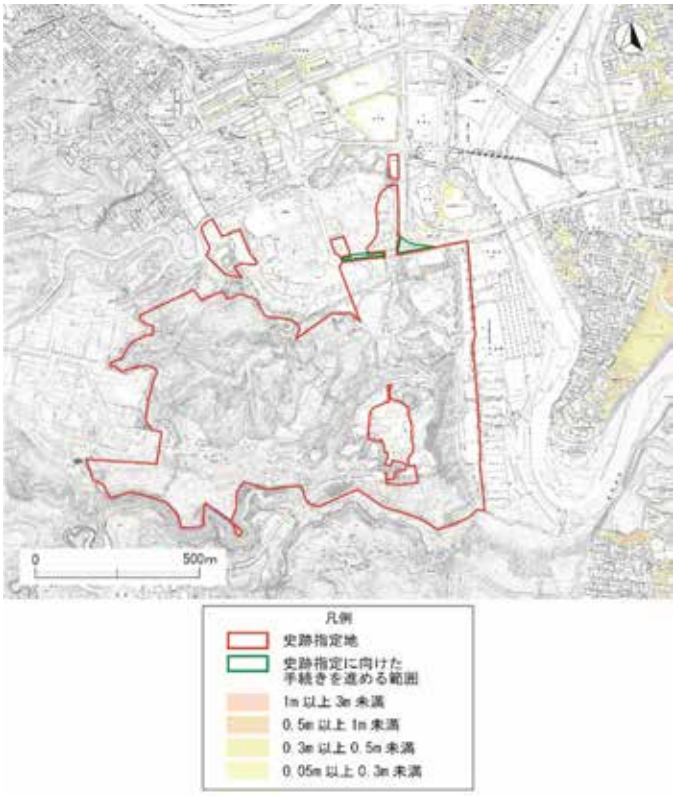

図2-3 雨水出水浸水想定区域

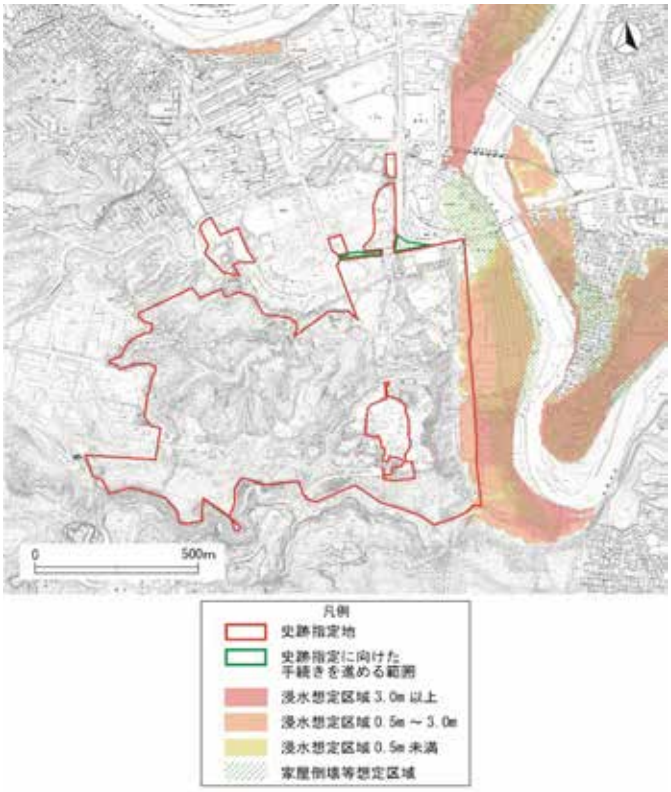

図2-4 洪水ハザードマップ

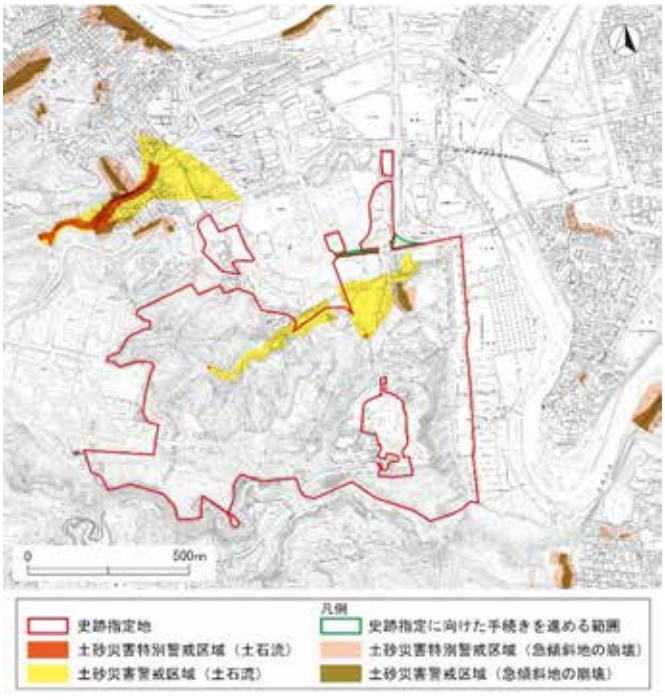

図2-5 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

(3)仙台城跡の地形

仙台城跡は、奥羽脊梁山脈から東に延びる丘陵の突端部に位置しています。大きく、本丸・二の丸・東丸（三の丸）に分かれており、それぞれが異なる段丘面に造られています。山上に位置する本丸は、標高115～140mの高位段丘である青葉山段丘、二の丸は本丸の北西の一段下った、標高61～78mの上町段丘、東丸（三の丸）は本丸の北東、二の丸よりさらに下った、標高40m前後の下町段丘にあります。各段丘面の間は段丘崖のため、比較的急峻な斜面となっています。

山上に位置する本丸は、東が60m以上の断崖で、その東側に広瀬川が流れ、南側は竜の口渓谷で画されています。北側は、東側ほどではないものの急峻な斜面となっており、西側は山深い山林が続き、尾根筋には堀切が設けられています。

（参考：『仙台市史　特別編7城館』平成18年3月）

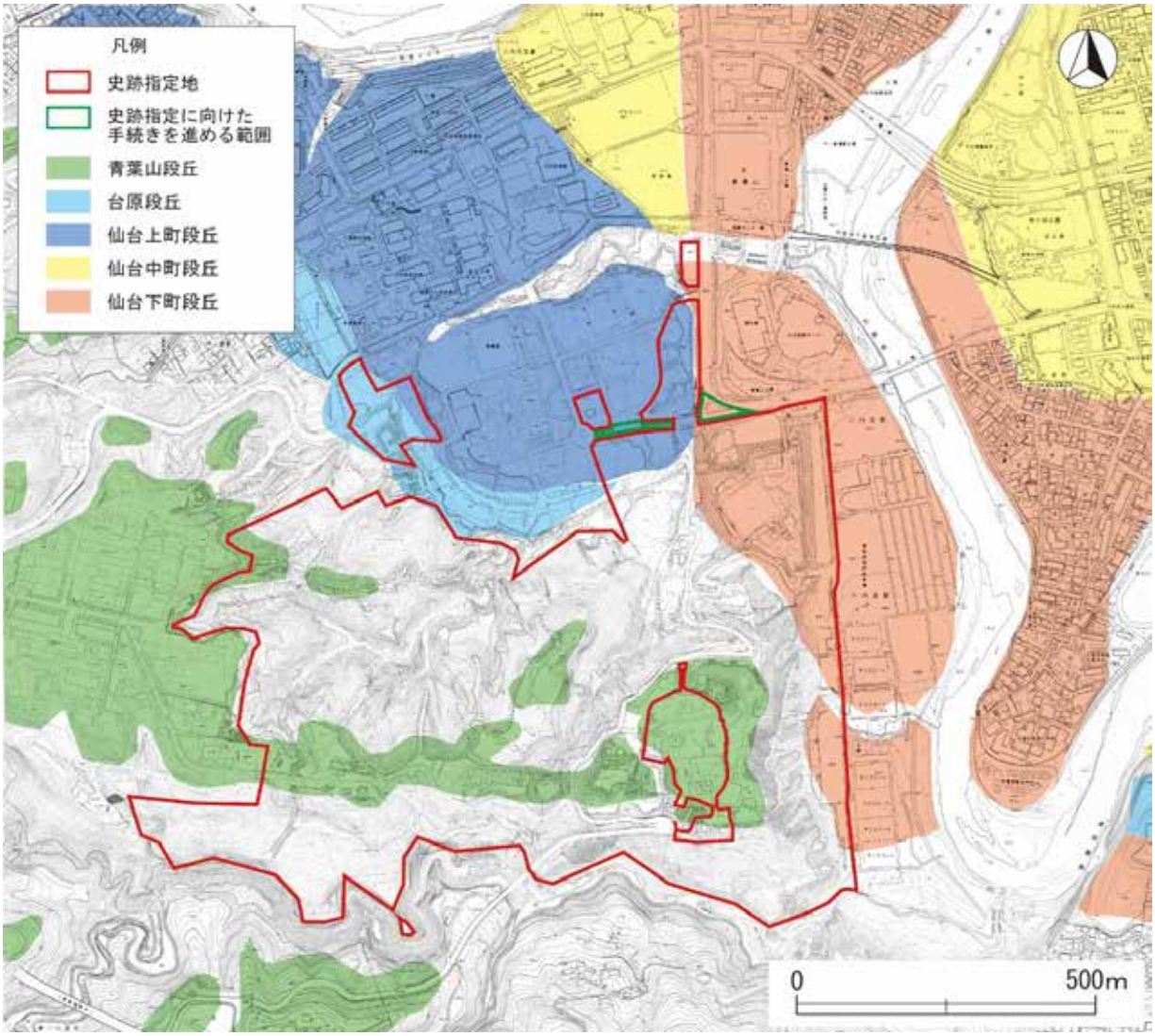

図2-6　仙台城跡周辺の段丘分布図（『仙台市史　特別編1　自然』所収の図を引用し加工）

(4)仙台城跡の地質

青葉山には、鮮新統の仙台層群が下位から「竜の口層」「向山層」「大年寺層」の順にあり、上位に更新統の「青葉山層」が分布しています。

「竜の口層」は、主にシルト岩・砂岩及び凝灰岩からなり、多種類の動植物化石を産出しています。「向山層」は、主に砂岩・シルト岩・凝灰岩・亜炭※からなります。大年寺層との境界に近い層準には厚さ80cm～1m、最大2mの亜炭層があり、かつて燃料として採掘が行われていました。

「大年寺層」は、主に砂岩及びシルト岩からなり、一部に亜炭を挟んでいます。

「青葉山層」は、下部の二ツ沢礫層と上部の越路火山灰からなります。二ツ沢礫層は径5～30cmのよく円磨された安山岩礫を主としています。越路火山灰は数枚の降下火山灰からなりますが、暗赤褐色粘土質火山灰を主としています。

仙台城跡北西側の荒巻青葉地区では、東西に流れる広瀬川が細かく蛇行しています。この地域には仙台層群の凝灰岩を起源とした地すべり堆積物が存在しており、降雨や広瀬川の洗堀による末端斜面の不安定化により、過去には地すべりや斜面崩壊が発生し、集中的に地すべり対策が図られてきました。

亜炭採掘は、明治時代から昭和40年代まで行われていました。採掘が行われなくなった後、本丸跡付近の坑道では、昭和63(1988)年に充填閉塞工事が行われています。

(参考:『仙台地域の地質』地質調査所　昭和61年

『青葉山公園仙台城石垣修復工事(仙台城跡本丸北壁石垣)工事報告書』仙台市建設局　平成18年)

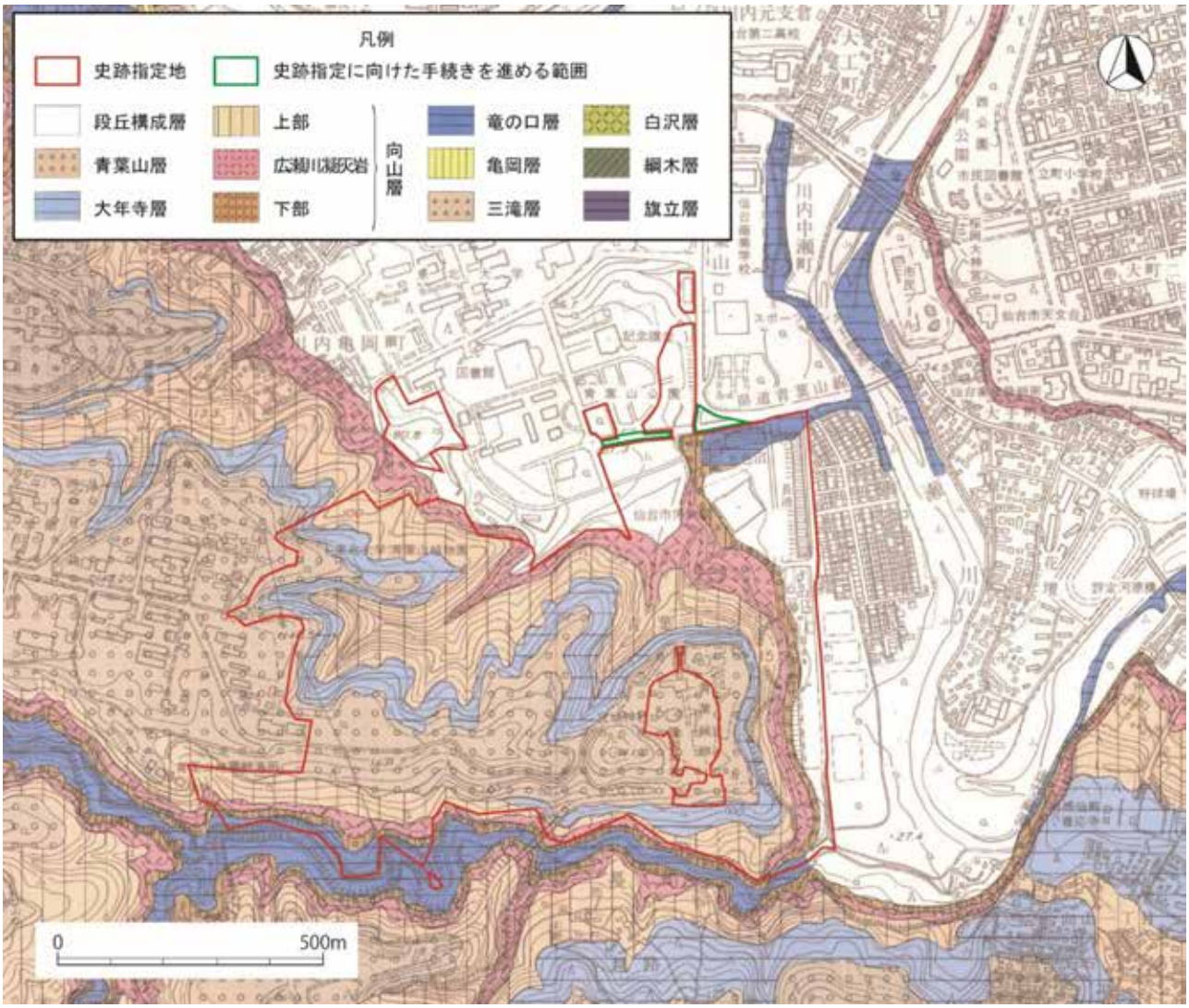

図2-7　仙台城跡周辺の地質分布図(『仙台城址の自然』1990付図を引用し加工)

(5)仙台城跡周辺の動植物

仙台市教育委員会は、平成元(1989)年に仙台城跡自然環境総合調査会(代表　加藤陸奥雄)に委託し、仙台城跡の自然環境の調査を行い、平成2(1990)年に報告書を刊行しました。また、現行計画における事業対象範囲の一部を対象に、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度にかけて、樹木調査、低木・草本調査、動物・昆虫調査を行っています。以下に、主に各地区で確認された動植物について抜粋、一部追記して掲載します。

①植物

ア. 東北大学植物園(御裏林)

園内は、モミやアカマツの自然林とコナラの二次林がほとんどで、これにブナやイヌブナなどが混在します。モミ、イヌブナ林にはアカガシ、シラカシ、ウラジロガシ、アラカシ等のカシ類も良く混じり、暖温帯林から冷温帯林への移行帯の中間温帯林です。沢筋ではサワシバ、アカシデ、イヌシデなども多く混じります。これらの森林の一部は、東北大学に移管される以前は薪炭林として間伐されたところもあったようですが、東北大学植物園として保護された結果、現在では本来の植生がよく回復しています。カヤラン、マツラン、ノキシノブ、ヒメノキシノブなどの着生植物が豊富に見られることも森林の発達状態の良さを物語っています。林床にはスズタケ、ヒメノヤガラ、ムヨウラン、ユウシュンラン、オヤリハグマ、センダイトウヒレン、ヒメシャガ、サクラソウ、オオケタネツケバナ、ミズ、ウワバミソウ、ニッコウネコノメ、ヤマネコノメソウなどがみられます。

コケ植物は、地上生の種類も樹幹上を覆うものも、本沢では種類、量ともに豊富です。

イ. 本丸跡　宮城縣護國神社境内地・本丸広場

本丸跡は人手がかなり入っており、青葉城本丸会館西側の小山(天守台)にやや自然の景観が残されているにすぎません。この小山をはじめ、神社境内地には以下の植物が確認できます。

スギ、ケヤキ、イヌシデ、コナラ、アカガシ、シロダモ、モミ、カヤ、イヌツゲ、アオキ、イタヤカエデ、サクラ、タカオカエデ、ヒノキ、サンゴジュ、ネズミモチ、アセビ、ホオノキ、ヤブラン、アズマザサ、アズマネザサ、ウラシマソウ、ヤブコウジ、ジャノヒゲ

令和3(2021)年度の樹木調査では、本丸東側縁辺部で13種が確認されましたが、本数の50%程度をカエデ類、モミ、スギが占めていました。また、希少種としてイヌブナが見られました。

ウ. 本丸石垣

ノキシノブ、ヒメユキシノブ、ユキノシタなどが着生しています。

エ. 本丸から川内への市道沿い

アカマツ、スギ、ヒノキが植栽されるほか、ケヤキやモミも残っています。夏にはウバユリが林立します。

令和3(2021)年度・5(2023)年度の樹木調査では56種が確認されましたが、本数の50%程度をシロダモ、スギが占めていました。また、希少種としてイヌブナが見られました。

令和6(2024)年度の低木・草本調査では、36目70科275種が確認されました。アズマネザサやアズマザサといったイネ目が最も多くを占め、ヨモギ、ヒメジョオン、ハルジオン、タマブキ、フキといったキク目、ウラボシ目をはじめとするシダ類が続きます。これらの中には、希少種としてシャリンバイ、アラカシが見られ、生育地付近を改変や整備する際には移植するなどの配慮を検討します。また、ウバユリが市道沿いに広く見られ、除草・整備の際にも刈り残すなどの保護を図っています。

オ. 二の丸跡・中島池跡

令和5（2023）年度の樹木調査では56種が確認されましたが、本数の30％程度をスギ、サクラ類が占めていました。中でも、二の丸跡では植栽によるものとみられるサクラ類、サンゴジュ、ネズミモチ類、イヌツゲが多く確認されました。また、希少種として、アサダ、イヌブナ、ウリハダカエデ、オオバボダイジュ、コウヤマキが見られましたが、中島池跡に集中していることが確認されました。

令和6（2024）年度の低木・草本調査では、中島池跡において、33目58科233種が確認されました。アズマネザサやアズマザサといったイネ目が20％程度と最も多くを占め、ヨモギ、ヒメジョオン、ハルジオン、タマブキ、フキといったキク目、ウラボシ目をはじめとするシダ類が続きます。また、特定外来生物としてアレチウリとオオハンゴウソウが確認されており、可能な範囲での駆除を行う方針としています。

カ. 東丸（三の丸）跡

この地域の大部分が博物館の敷地となっており、自然の植生がほとんど残っていません。

（五色沼周辺・博物館裏）アカマツ、アカシデ、シロヤナギ、エノキ、ヤマグワ、オニグルミ、シロダモ、コナラ、ネムノキ、ケンポナシ、ミズキ、ヤブデマリ、オオイタドリ、ヤブコウジ、リョウメンシダ、オオケタネツケバナ

（植林されたもの）ヤマザクラ、ソメイヨシノ、トチノキ、スギ

令和3（2021）年度の樹木調査では42種が確認されましたが、本数の50％程度をスギ、サクラ類、カエデ類が占めていました。

キ. 川内・追廻

この地域の大半は人為的な環境であり、在来種のほかに街路樹、園芸植物、帰化植物などが多くみられます。コケ植物でも人為的影響が強く、自然植生と違った種がみられます。千貫沢には、胸高直径60㎝におよぶモミやケヤキを交えた小規模な林が残っています。

（街路樹）メタセコイヤ、ヒマラヤスギ、ユリノキ、サクラ類、ポプラ、ヤナギ類、ケヤキ

（住宅地・路傍）オオイヌノフグリ、ヒメオドリコソウ、オランダミミナグサ、アカミタンポポ、セイヨウタンポポ、ノボロギク、スズメノカタビラ、タチタネツケバナ、カモガヤ、イヌムギ、ヒメムカシヨモギ、オオアレチギク、ヒメジョオン、サギゴケ、ヤブタビラコ、オニタビラコ、チチコグサ、ヤマイ、クサイ、ヒメクグ

（川内萩ホール裏の沢）モミ、ケヤキ、スギ、シラカシ、シロダモ、カヤ、イヌツゲ、アオキ、アズマザサ、ツルマキ、キヅタ、オドリコソウ、タネツケバナ、ネコノメソウ

ク. 竜の口渓谷

急峻な斜面には地形的極相林であるアカシデ林が帯状に成立し、また自然崖にはススキもみられます。崖の壁面にはタヌキランやダイモンジソウが着生し、壁面の中腹から谷底にかけてはツクシハギやキハギが多く、そのほかの場所には以下の植物が確認されています。

（川岸）クリ、コナラ、アカガシ、アカシデ、エドヒガン、アズマネザサ、ミヤギザサ、スズタケ、タニウツギ、アカメガシワ、オオイタドリ、シラネセンキュウ

（台地上）シロダモ、アオキ、イヌツゲ

（乾いた岩上）シロヤナギ、イヌコリヤナギ、タチヤナギ

（「仙台城址およびその周辺地域の植物相」『仙台城址の自然』仙台市教育委員会
平成2年を参考に作成）

②動物

ア. 哺乳類

仙台城跡を含む青葉山に生息する哺乳類では、ホンシュウモモンガ、ニッコウムササビなどが注目される種であり、そのほかにも下記の種の生息が確認されています。

ホンシュウヒミズ、アズマモグラ、ニホンヤマコウモリ、ニホンリス、ホンドハタネズミ、ホンドアカネズミ、ホンドヒメネズミ、ホンドタヌキ、ホンドイタチ、ホンドテン、ハクビシン、トウホクノウサギ、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ

令和7（2025）年度の動物・昆虫調査では、大手門整備ゾーン、登城路整備ゾーン、東丸（三の丸）整備ゾーン、本丸整備ゾーンにおいて、4目8科10種の生息が確認されました。このうち、ニホンリス、ツキノワグマ、タヌキ、テン（ホンドテン）が注目される種であり、そのほかにも、モグラ科（ミズラモグラかアズマモグラ）、アカネズミ、キツネ、アナグマ、ハクビシン、イノシシの生息が確認されています。

近年はイノシシによる掘り返し跡も確認されており、遺構への影響が懸念されます。また、ニホンツキノワグマは、まれに市道付近でも出没が確認されることがあり、市では注意喚起の看板を設置しています。

イ. 両生類・爬虫類など

両生類と爬虫類は、東北大学植物園内では概ね人里から丘陵地に見られる種が確認されますが、トウホクサンショウウオやタゴガエルのように、丘陵地から山地にかけて生息する種も含まれており、東北大学植物園の自然環境の良好さを物語っています。

令和7（2025）年度の動物・昆虫調査では、大手門整備ゾーン、登城路整備ゾーン、東丸（三の丸）整備ゾーン、本丸整備ゾーンにおいて、両生類として2目4科7種、爬虫類として2目4科5種の生息が確認されました。このうち、両生類では、アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエル、カジカガエルが、爬虫類ではヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、アオダイジョウ、ヤマカガシが注目される種であり、中でもアカハライモリは国内でも希少種です。確認環境が局所的な種もあるため、湿地環境及びその周辺で大きな改変が伴う場合には、施工時期への配慮や、状況により新たな湿地環境の造成、周囲のため池・流水環境等への移植など、影響低減のための環境保全措置を検討します。また、特定外来生物として、両生類としてウシガエル、爬虫類としてミシシッピアカミミガメが確認されています。

ウ. 昆虫類

令和7（2025）年度の動物・昆虫調査では、大手門整備ゾーン、登城路整備ゾーン、東丸（三の丸）整備ゾーン、本丸整備ゾーンにおいて、18目162科501種の生息が確認されました。内訳は、コウチュウ目が30％程度、カメムシ目が18％程度、チョウ目が16％程度を占めています。このうち、ムカシヤンマ、ナツアカネ、マユタテアカネ、アキアカネ、マイコアカネ、オオゴキブリ、コバネイナゴ、エゾゼミ、アオスジアゲハ、ナミハンミョウ、ノコギリクワガタ、クロマルハナバチが注目される種であり、中でも、クロマルハナバチは既往文献では記録が確認されておらず、国内でも希少種です。

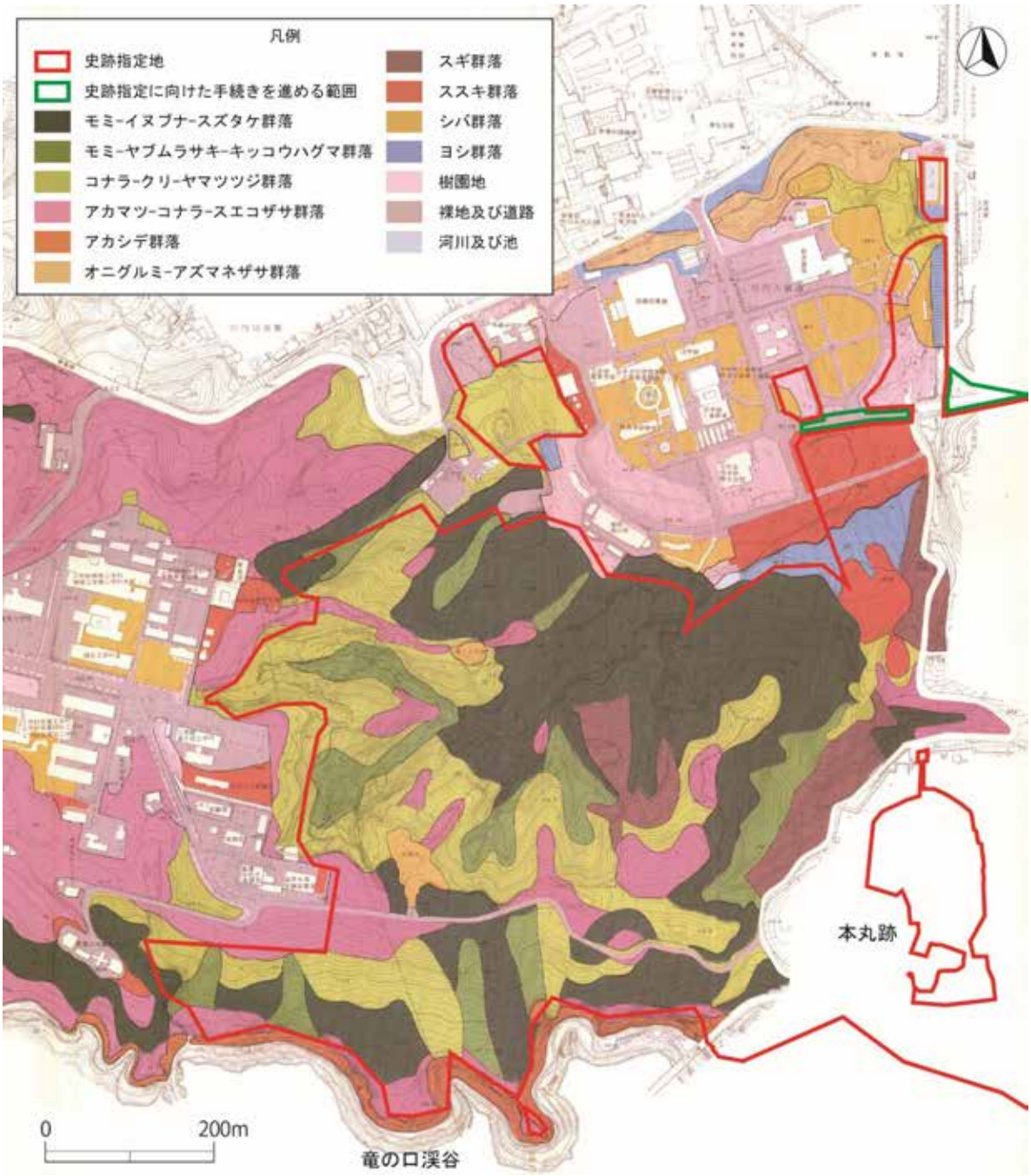

図2-8　御裏林とその周辺の植生分布図(『仙台城址の自然』1990付図を引用し加工)

エ. 鳥類

仙台城跡全体での鳥類は豊富に観察され、平成元～2(1989～1990)年の調査とそれ以前に確認されたものを合わせると15目36科121種であり、日本産の鳥類のうち21.8%が確認されました。内訳は、水辺の鳥類が15%程度、山野の鳥類が85%で構成され、山野の鳥類のうちスズメ目、キツツキ目の小鳥類が60%を占めています。仙台城跡周辺で普通種とみられるものには、カルガモ、コゲラ、ヒヨドリ、エナガ、シジュウカラ、メジロ、スズメ、ムクドリ、カラス類、トビ等が挙げられます。また、そのほかわずかに見られるものとして、アオバズク、オオタカ、チョウゲンボウなどが確認されています。オオタカは国内希少野生動植物種とされていましたが、平成29(2017)年にその指定が解除されました。しかし、食物連鎖の頂点に位置し、豊かな里地里山生態系のシンボルともいえる貴重な種です。

令和7(2025)年度の動物・昆虫調査では、大手門整備ゾーン、登城路整備ゾーン、東丸(三の丸)整備ゾ

ーン、本丸整備ゾーンにおいて、12目31科56種の生息が確認されました。内訳は水辺の鳥類が13％程度、山野の鳥類が87％程度で構成され、山野の鳥類のうちスズメ目、キツツキ目等の小鳥類が82％程度を占めています。当該範囲で普通種とみられるものには、キジバト、トビ、コゲラ、カラス類、ヤマガラ、シジュウカラ、ヒヨドリ、ウグイス、メジロ、スズメ、ハクセキレイ、カワラヒワ、ガビチョウが挙げられます。このうち、カルガモ、ホトトギス、カイツブリ、コサギ、アオバズク、カワセミ、アカゲラ、アオゲラ、ハヤブサ、サンショウクイ、モズ、ツバメ、ウグイス、センダイムシクイ、ゴジュウカラ、シロハラ、キビタキ、ルリビタキ、セグロセキレイ、ホオジロ、アオジが注目される種であり、中でも、ハヤブサ、サンショウクイは国内でも希少種です。また、特定外来生物として、ガビチョウが確認されています。

（「仙台城址・青葉山地域の哺乳類」、「仙台城址およびその周辺地域の鳥類」
『仙台城址の自然』仙台市教育委員会　平成2年の内容を参考に作成）
参考文献：小野泰正「仙台市青葉山地域の動物相」『青葉山保存緑地調査報告書』
昭和54（1979）年青葉山保存緑地調査臨時専門委員会
環境省ホームページ「生物多様性保全上重要な里地里山」
東北大学植物園ホームページ

（6）仙台城跡で発生した災害

仙台市は、太平洋プレートが北アメリカプレートの下に沈み込む日本海溝に近く、プレート境界型の地震の影響を受けやすい地理的条件にあります。平成23（2011）年3月11日には東日本大震災が発生し、仙台市内でも震度6強から6弱の強い揺れが観測され、津波、建物被害、ライフラインの長期停止など、都市機能に甚大な被害をもたらしました。その後も、令和3（2021）年2月及び令和4（2022）年3月には、いずれも福島県沖を震源とするマグニチュード7クラスの地震が発生しています。これらの地震では、仙台市内においても震度5前後の揺れが観測され、建物被害やライフラインへの影響が生じました。

仙台城跡では、これらの地震により崖面や石垣、土塀の崩落などの被害が生じました。特に本丸北西石垣や中門石垣は市道に近接しているため、これらの石垣の災害復旧までの期間、当該市道の車両通行制限による市民生活への影響等が生じました。また、東日本大震災では、本丸東側崖面において巽櫓跡周辺や御守殿跡周辺の崖面崩落等が発生しました。これに対し、巽櫓跡周辺では連続繊維補強土工や植生基材吹付工、御守殿跡では石垣保護のための防護網設置等の復旧工事を実施しました。また、懸造跡周辺では崖面保護工や排水施設の復旧を行っています。

この他にも仙台城は築城以来、地震被害を受けています（過去の地震被害等については「2－2（1）仙台城跡の歴史的変遷」を参照）。

（7）仙台城跡の景観

仙台城跡は、青葉山の台地及び崖地を利用して築かれており、周辺の自然地形と一体的な景観を形成しています。市街地方面からは、本丸跡をはじめとする曲輪や石垣等の城郭遺構が見られ、天然の要害として青葉山の地形を巧みに利用した仙台城の立地や構造を視覚的に理解することができます。

本丸跡からは広瀬川を眼下に見下ろし、その先に広がる市街地を望むことができ、高低差のある地形を生かした眺望が形成されています。本丸北東からは、城下と城内を結ぶ大橋や、片倉小十郎屋敷跡等を含む追廻地区を、また、本丸南東側の巽櫓跡付近からは、伊達家や仙台藩と関わりの深い歴史的資産である瑞鳳殿（経ヶ峯伊達家墓所）のある経ヶ峰、愛宕神社・大満寺の所在する向山及び大年寺伊達家墓所の所在する大年寺山を望むことができます。

一方、仙台城跡には樹林が広く分布しており、場所によっては高木化が進行していることから、石垣や曲輪の一部では樹木や下草によって遺構の全体像が視認しにくい箇所が見られます。また、巽櫓跡等の視点場では視界が遮ら

れ、広瀬川や市街地、周辺の歴史的資産との関係を示す景観を十分に眺望できない箇所が見られます。城内においても、大手門跡周辺の、仙臺緑彩館より大手門脇櫓及び北側土塀への見通しや、大手門跡から中島池跡への見通し、中曲輪から巽門登城路への見通しなど、城郭構造を視覚的に理解するのに適した場所において、植生により景観が阻害されています。

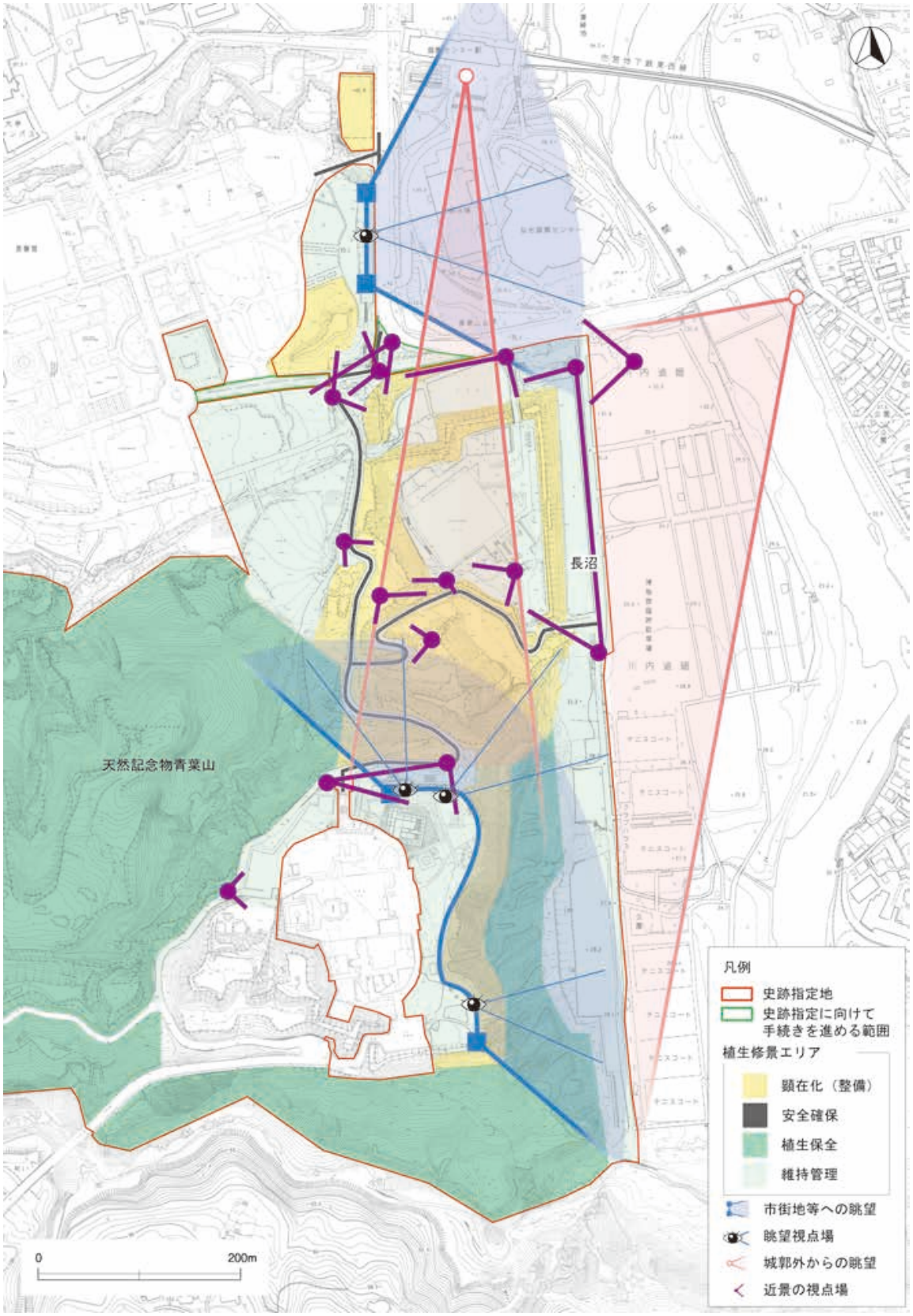

図2-9 仙台城跡の景観



図2-10　市街地方面(大橋)からの景観



図2-11　巽櫓跡付近からの眺望(1)



図2-12　巽櫓跡付近からの眺望(2)

2－2 歴史的環境

(1)仙台城跡の歴史的変遷

①中世以前

本丸北壁石垣の修復工事に伴う発掘調査及び二の丸跡の大学施設建設に伴う発掘調査では、縄文土器、石器が出土しています。また追廻地区の発掘調査では、弥生土器、古代の瓦(縄叩きのある平瓦)が出土しています。二の丸跡の西縁部では、平安時代の窯跡の可能性が考えられる遺構が発見されています。

②中世の遺構

二の丸跡西側に、「川内古碑群」として登録されている板碑※が2基存在します。一つは正安4(1302)年、もう一つは弘安10(1287)年の造立です。また、城跡の南東にある仙台大神宮には弘安5(1282)年造立の板碑がありますが、元は扇坂付近にあったものと伝えられています。経ヶ峯をはじめ近隣にも板碑が点在していることから、青葉山をはじめとする平野部西辺の丘陵部は、中世のある時期には霊地とみられていたと想定されています。

本丸北壁石垣の修復工事に伴う発掘調査では、築城に伴う整地層の下層から、虎口※跡や竪堀※などが発見されています。仙台城の築城に際し、築城以前にあった山城※の遺構を埋め立てて曲輪を再構築していることを発掘調査により確認しました。確認された山城跡の時期や縄張りの詳細などについては、現在のところ不明ですが、観応2(1351)年の岩切城合戦※に関する文書(「和賀義勝代野田盛綱軍忠状」『鬼柳文書』)に「虚空蔵城(楯)」の記載があることに加え、江戸時代に書かれた「東奥老士夜話」では、本丸にはかつて虚空蔵・千体の堂があり、仙台藩初代藩主伊達政宗による築城の際に愛宕山に移したと記されています。また、慶長5(1600)年12月の縄張※始めの記事(「貞山公治家記録」(慶長五年十二月二十四日条)伊達家寄贈文化財(古記録)、仙台市博物館蔵)には、かつて国分盛氏が居住していたことと、城の側に千体仏があったことの記載があります。これらの内容と発掘調査成果との関係は不明ですが、「虚空蔵」城が仙台城かその周辺に存在したことが想定されます。なお、かつて仙台城にあったとされる千体仏は、市内の満蔵寺、大満寺、仙台大神宮に祀られています。

③仙台城築城

初代藩主政宗は、慶長5(1600)年12月に縄張始めを行い、翌慶長6(1601)年1月から築城を開始しました。普請※は、慶長7(1602)年にはほぼ完成したといわれていますが、その後も作事は続いたとみられ、本丸御殿大広間は、慶長15(1610)年に完成しています。

なお、初代藩主政宗が中国唐代の漢詩をもとにそれまでの表記である「千代」を「仙人が住む高台」を意味する「仙台」へと変えたとされるのも、仙台城築城に前後する時期であったと考えられます。

初代藩主政宗は寛永4(1627)年に幕府の許可を得て仙台屋敷構(若林城)の造営を始め、寛永5(1628)年に移徙※し、晩年の住まいとしました。

④二の丸の造営

現在の二の丸跡の範囲には、初代藩主政宗四男の宗泰の屋敷が存在したと記録にあり、元和6(1620)年に初代藩主政宗長女の五郎八姫の屋敷である西屋敷が建てられました。その後、寛永13(1636)年に初代藩主政宗が江戸屋敷で死去すると、二代藩主忠宗は、寛永15(1638)年幕府の許可を得て屋敷構(二の丸)の造営を開始します。造営にあたっては、初代藩主政宗の死去に伴い廃城となった若林城の建物の多くが移築されたといわれています。忠宗は寛永16(1639)年6月に移徙し、二の丸が藩政の中心となっていきます。

当初の二の丸は、西屋敷の隣に造営されていましたが、元禄年間(1688～1704)四代藩主綱村により西屋敷を取り込む形で改造され現在の二の丸跡の範囲になります。その後、文化元(1804)年の落雷による火災で

建物の大部分が焼失しましたが、同年に再建されます。

なお、二の丸造営後の本丸は、大広間や懸造※などが残され、年中行事としての祈祷や、藩主が入府した際に儀礼を行う場などとして幕末まで使用されていました。

⑤城の維持管理

仙台城跡は地震や大雨などによる被害により、石垣や土手などの修復が繰り返し行われた記録があります。特に大きな被害は地震によるものです。正保3(1646)年には、地震により石垣が崩れ、本丸の櫓3棟が倒壊しています。倒壊した櫓は再建されませんでした。寛文8(1668)年には、地震により城内各所の石垣が崩れ、特に本丸北部の石垣が大きく崩れました。石垣や土手などの修復の普請にあたっては、幕府に修復窺を提出し、許可を得て修復を行っています。現在、修復許可の老中奉書の写し及び正文は、内容を別に記録したものも含め多数確認されています。

⑥明治維新と陸軍の配置

明治元(1868)年、仙台藩は新政府軍に降伏しました。明治2(1869)年、版籍奉還に伴い、二の丸に勤政庁※が置かれました。明治4(1871)年には廃藩置県により仙台県となり、二の丸には陸軍の組織である東北鎮台※が置かれました。明治6(1873)年、全国の城郭の取り扱いを定めた「全国城郭存廃ノ処分並兵営地等撰定方」で、存城(城として残す)とされました。また、東北鎮台が仙台鎮台に改称されました。仙台鎮台は二の丸の建物を使用していましたが、明治15(1882)年に火災が起き、二の丸の殿舎は焼失しました。仙台鎮台は明治21(1888)年陸軍第二師団となり、昭和20(1945)年まで存続しました。また、陸軍により大手門前の道路は、本来の屈曲した形状から直線的な形状に付け替えられました。

⑦廃城後の本丸の変遷

本丸跡は軍の管理下であったものの、軍の施設は建設されなかったようです。しかし、本丸大広間跡付近に遺構を壊すように掘られた大規模な溝跡が確認されており、一時的に演習等で使用された可能性があります。本丸にあった建物は明治7(1874)年頃には解体されたと考えられ、明治9(1876)年に明治天皇の行幸がありましたが、本丸御殿大広間は既になかったと伝えられています。その後本丸跡は軍事関係の慰霊の場とされました。明治35(1902)年には、第二師団殉国軍人弔慰のために昭忠碑が建設され、明治37(1904)年には招魂社が建設されました。これら本丸にある施設を参拝するために、追廻から巽門跡、清水門跡、沢門跡に至る築城当初の登城路が改めて軍により整備されたとみられます。

大正14(1925)年仙台市が軍用地の一部を借用し、青葉山自然公園とし、大手門を通り本丸まで通行できるようになりました。仙台城跡が市民のための公園として利用される始まりです。八木山公園の開園にあわせて仙台城跡から八木山へ通じる道路計画が立てられ、昭和3(1928)年から工事が開始され昭和5(1930)年に道路が、昭和6(1931)年に八木山橋が竣工しました。昭和14(1939)年には招魂社は宮城縣護國神社に改められました。その後昭和17(1942)年にかけて神社と周辺の造成工事が行われましたが、その際、本丸北西部を通り八木山橋へ通じる道路が新設されました。

⑧終戦後

昭和20(1945)年7月10日、仙台空襲により城内の第二師団の建物に加え、巽門、護國神社社殿、昭和6(1931)年に国宝に指定されていた大手門、大手門脇櫓等が焼失しました。終戦後、昭和20(1945)年10月には、追廻地区に500戸の住宅が建設されました。また、同年、アメリカ軍が二の丸跡に駐留し、造成や建物建設が行われました(キャンプセンダイ)。その際に、大手門跡を通る道路は掘削され、中島池跡が埋め立てられたとみら

れます。昭和28（1953）年、青葉山公園が都市公園として開園します。昭和32（1957）年に二の丸跡が日本に返還され、その後は東北大学の学舎などが建設され、現在も東北大学川内キャンパスとして利用されています。

昭和37（1962）年、市民の発案をきっかけに青葉城大手門並隅櫓復興期成会が設立され、昭和38（1963）年から大手門脇櫓の再建を開始し、昭和42（1967）年に同会から市に寄附されました。

⑨国史跡指定から現在

平成7（1995）年、市は仙台開府400年を記念し、本丸北壁石垣を修復し、その北東角に艮櫓を復元することを表明しました。平成9（1997）年から本丸北壁石垣の修復工事が開始され、石垣解体に伴う発掘調査が行われました。その結果、現在の石垣の内部にさらに2段階の古い石垣の存在を確認するなど貴重な成果が得られたため、艮櫓建設の是非についての議論が市民の間で高まりました。平成14（2002）年に市は艮櫓建設を中止し国史跡指定を目指すことを発表し、平成15（2003）年8月に、仙台城跡は国史跡に指定されました。

平成15（2003）年5月、宮城県沖地震が発生し、中門石垣及び清水門石垣が被災しました。これらの石垣については平成17（2005）年度まで修復工事が行われました。

平成23（2011）年3月、「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」が発生し、仙台城跡の石垣や崖面などに大きな被害が生じました。被害の大きかった箇所については平成28（2016）年まで修復工事が行われました。

また、令和3（2021）年2月及び令和4（2022）年3月に発生した福島県沖地震により、仙台城跡の石垣は再度、崩落などの被害が生じました。これらに対する災害復旧工事は令和7（2025）年10月に完了しました。

（2）仙台城下から「杜の都」へ

城下は、広瀬川を挟んだ城の東に広がる平坦な段丘に建設されました。南北にのびる奥州街道と、大橋より東へのびる大町通を基軸とした町割が行われました。両者の交差する地点は「芭蕉の辻」と呼ばれ、楼状の建物が建ち、高札場が設けられていました。町人町は、奥州街道や大町通などに沿って配置され、寺社は城下の周縁部に配置されました。

「仙台輪中（せんだいわのうち）」と呼ばれた城下の範囲は、次第に拡大し、江戸時代中期（17世紀末）には明治まで続く城下の範囲ができあがりました。寛永4（1627）年に初代藩主政宗の晩年の住まいである若林城の造営が始まると、仙台城下の南東部に若林城の城下町が建設されましたが、初代藩主政宗の死後、若林城は廃城となり、若林城下は最終的に仙台城下に組み込まれ、これにより仙台城下は更に範囲を拡大することとなりました。

仙台城下では、水利施設として四ツ谷用水が建設され、郷六から取水した広瀬川の水が、城下で生活用水として利用されていました。

仙台城下の特徴の一つは、武家屋敷の占める割合が大きいことです。特に、城の北側と、城に対面する広瀬川沿いの片平から西公園にかけての地区には、広大な敷地を持つ武家屋敷が配されていました。武家屋敷には藩の奨励もあってさまざまな樹木が植えられました。

近代以降は、その屋敷林に由来する緑豊かな市街地が形成されていきました。そして、明治30年代から大正時代にかけ慰霊の場や公園となった仙台城本丸跡を訪れ市街地を望む多くの市民等は、眼下に「杜の都」と呼ぶに相応しいその特徴的な景観を目の当たりにすることとなりました。こうして仙台城跡からの眺望は、本市を特徴付ける「杜の都」という呼称の普及に大きな役割を果たしていきました。この意味で仙台城跡は、今も「杜の都」を見守り続けているといえます。



図2-13　大手門及び大手門脇櫓の古絵葉書
昭和10～20(1935～45)年、仙台市博物館所蔵



図2-14　本丸北壁石垣北東部で確認された石垣の変遷



図2-15　東日本大震災による本丸北西石垣の被災と修復状況

(3)仙台城跡の縄張

①外郭線

仙台城跡は主に自然地形により区画されています。北は千貫沢で区画され、二の丸殿舎の範囲は堀で区画されています。東は広瀬川と川沿いの石垣により区画され、城下と対峙しています。南は竜の口渓谷の急崖で区画され、西は御裏林と呼ばれた山林があります。西から本丸へつながる尾根には、3本の堀切※が設けられています。

②曲輪の配置

本丸は城内の最高所(大広間付近で標高約116m)に設けられ、正保城絵図には東西435間、南北147間と記される広大な曲輪です。二の丸は本丸の北西部の平坦地に位置しています。本丸の北側の麓には蔵屋敷、御米蔵、東丸(三の丸)と呼ばれた曲輪があり、水堀と土塁※で囲まれています。

天和2(1682)年以降に作成された城下絵図及び城絵図は、ほぼ現在と同じ城郭の形を描いています。それによると、「丸」が付く場所は、「本丸」「二之丸」「東丸」「西丸」であり「曲輪」が付く場所は、「腰曲輪」「沢曲輪」「中曲輪」「中島曲輪」となっています。これらは、いわゆる「曲輪」として認識されていた場所を示していると考えられます。

幕府に提出した修復窺絵図の控の、享保6(1721)年の「仙台城普請奉窺候絵図」の記載では、「本丸」「二之丸」とそのほかの順で記されており、「本丸」として「中曲輪」「清水門」「東丸」「子門」など、「二之丸」として「大手門南脇櫓」「用所」「大手門と詰之門の間の水落堀」などと記されています。また、元文元(1736)年の修復窺覚の写し(「獅山公治家記録(元文元年六月六日条)」伊達家寄贈文化財(古記録)、仙台市博物館蔵)では、「本丸」

「中曲輪」「東丸」「巽門外南之方川端石垣」「二丸外北之方千貫橋」の順で記されています。

これらのことから、主要な曲輪としては「本丸」と「二の丸」があること、東丸（三の丸）・中曲輪・沢曲輪は「本丸」に含まれる、もしくは準ずるという認識とみられること、二の丸は、御殿のほか、勘定所等の「用所」まで含めた認識とみられることが考えられます。

③2つの大手道（登城路）と城郭構造の変遷

仙台城跡は、築城期の山城的性格と二の丸造営後の平城※的性格をあわせもつ城郭構造に大きな特徴があります。これは徳川政権の確立へ向かう政治情勢の過程を反映している点で重要です。仙台城跡にみられる本丸への2つの登城路（図2－16）の存在も、この時代の変化を反映したものということができます。

初代藩主政宗が隣国の上杉氏との戦に備えていた築城期は、巽門から清水門、沢門を経て本丸へ至る登城路（巽門登城路）が大手道（本丸への主要な登城路）であったと考えられています。屈曲した登城路とそれを囲むように配置された曲輪群に、高い防御性を持つ山城としての性格が表れています。

一方、大手門から中門を経て本丸へ至る登城路（大手門登城路）は、大手門の建築にあわせて成立した大手道と考えられます。これ以降、仙台城の大手道は巽門登城路から大手門登城路に移ったものと考えられます。大手門の正確な建築時期は不明ですが、遅くとも藩の政庁が本丸から二の丸に移った頃には完成していたと考えられます。大手門登城路は、以後廃城まで本丸に至る正式の大手道として維持されました。

また、時代の移り変わりとともに、城内高所からの眺望や城下からの城の景観が持つ意味も変化しました。本丸からの眺望は、築城期における敵軍の監視という軍事的役割から、家臣、城下への示威や監視といった社会的・政治的役割をもつものとなり、城下からみた城の景観も、高所に造られた山城から、本丸に加えて大手門や二の丸御殿を中心として藩の権威を示す近世城郭へと変化しました。



図2-16　仙台城跡空撮（東から）（令和6（2024）年撮影）

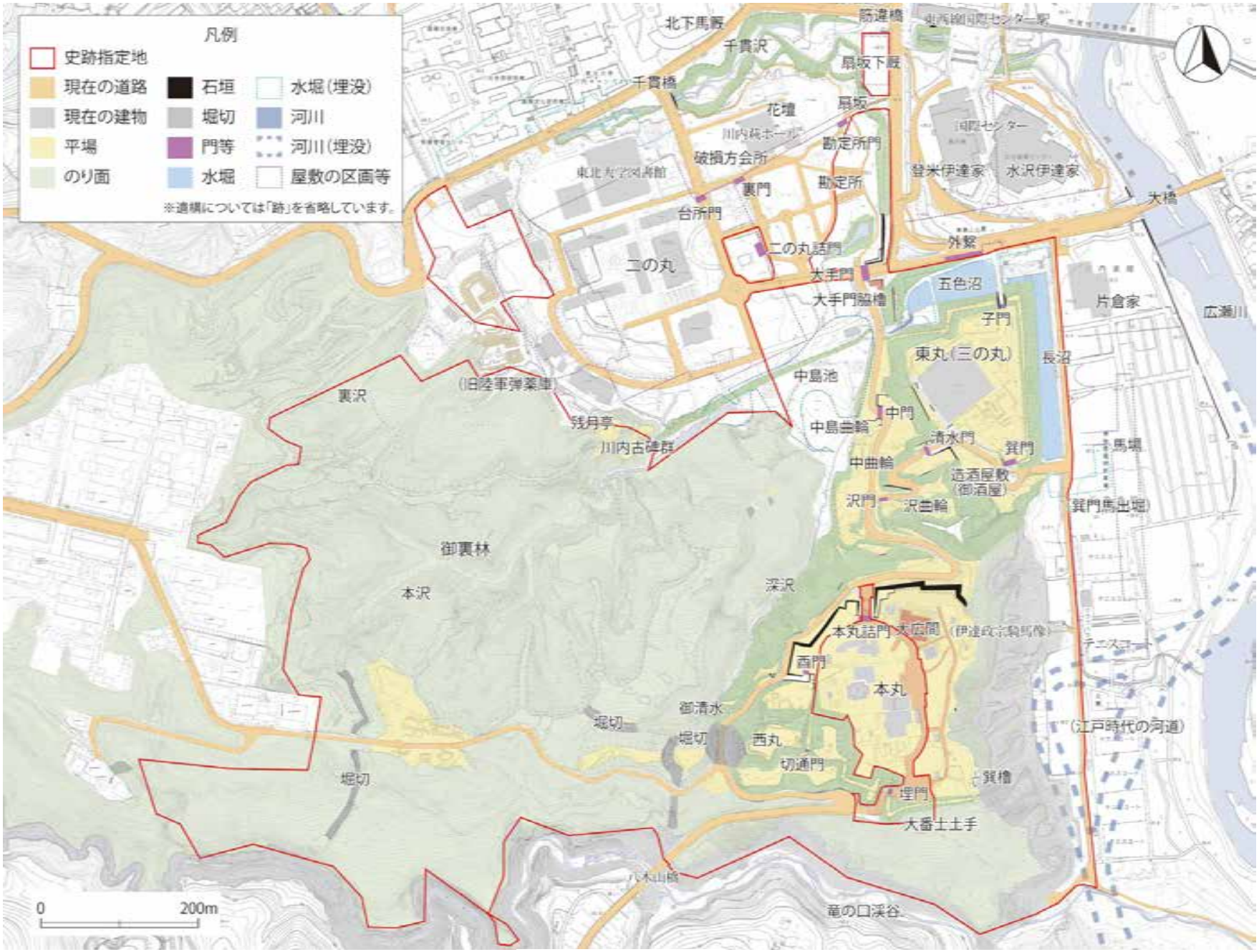

図2-17 現況遺構分布図

(4)仙台城跡周辺の歴史資産

仙台市街の大半は、昭和20(1945)年の空襲により焼失したことから、江戸時代以来の建造物はほとんど残っていません。また、敗戦後新たに道路の建設や、既存道路の幅員拡張が行われており、江戸時代の風情をしのぶのは困難な状況ですが、江戸時代当時の道筋や区画は現在でもたどることができます。

表2-1 仙台城跡と周辺の歴史資産

1	仙台城跡	6	西館跡	11	陸奥国分寺薬師堂	16	石切丁場推定地
2	経ヶ峯伊達家墓所	7	愛宕神社、 大満寺虚空蔵堂	12	榴岡天満宮	17	石切町
3	亀岡八幡神社	8	茂ヶ崎山伊達家 墓所	13	東照宮	18	石垣町
4	大崎八幡宮	9	北目城跡	14	奥州街道		
5	四ツ谷用水取水口	10	若林城跡	15	芭蕉の辻		

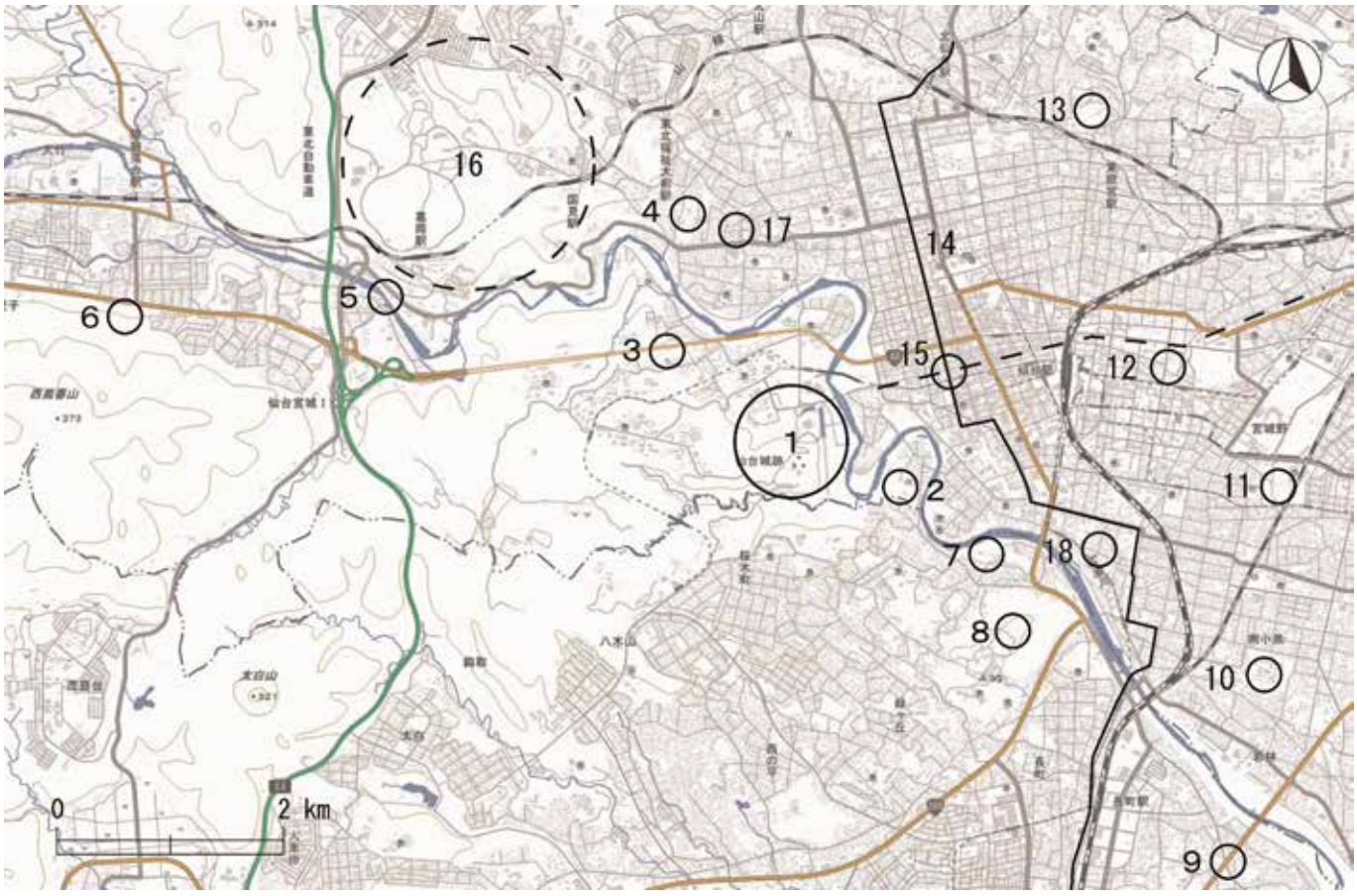

図2-18 仙台城跡と周辺の歴史資産(地理院タイルに方位、スケールバー、歴史資産の位置を追記して掲載)

2－3 社会的環境

(1)仙台市の市勢

明治22(1889)年に市制を施行し、以後周辺の町村の編入により市域が拡大しました。昭和62(1987)年に宮城町、昭和63(1988)年に秋保町、泉市の編入により、平成元(1989)年4月に政令指定都市に移行しました。

①仙台市の人口

人口は、明治22(1889)年の市制施行以来ほぼ一貫して増加傾向にあり、平成11(1999)年5月には人口が100万人に到達しました。令和8(2026)年3月1日現在の仙台市の推計人口は1,093,055人、世帯数は556,171世帯に及びます。また、将来人口推計(令和2(2020)年国勢調査の結果を基に推計)では、仙台市の人口は令和10(2028)年をピークに減少に転じ、ピーク時人口は110.1万人、令和22(2040)年には人口は約107.4万人、高齢化率(65歳以上の割合)は31.7%と推定しています。

②仙台市の産業

市内の産業は、商業・サービス業を中心とした第3次産業の比率が高く、次いで建設業や製造業を中心とした第2次産業の比率が高くなっています。仙台城跡の所在する青葉区では、第3次産業の中でも、卸売業・小売業の比率が高く、次いで宿泊業・飲食サービス業の比率が高くなっています。

③仙台市・仙台城跡への交通

ア. 公共交通機関を利用する場合

海外を含めた仙台市外から、公共交通機関を利用して仙台城跡を訪れる場合は、主にJR仙台駅を経由することとなります。JR仙台駅へは、飛行機、鉄道等の公共交通機関を利用して訪れることができます。

海外や県外等の遠方から飛行機を利用して仙台城跡に来訪する場合、仙台空港から仙台空港アクセス線を利用してJR仙台駅に向かいます。なお、仙台空港へは、札幌・名古屋・大阪(伊丹・関西)・福岡等8箇所と、ソウル・台北・高雄・香港から直行便が就航しています(令和8(2026)年夏)。

JR仙台駅からは地下鉄東西線、るーぷる仙台、仙台市営バス等の手段で仙台城跡を訪れることができます。

イ. 自動車を利用する場合

自動車を利用して仙台城跡を訪れる場合は、国道4号または東北自動車道(仙台宮城I.C.)より市街地に入り、大手門跡から仙台市道仙台城跡線を通って本丸跡を訪れるルートが、現状で最も利用されているアクセス方法となっています。

このルートは、道幅が狭く、勾配や角度が急な区間や、歩道が整備されていない区間もあることから、安全かつ円滑な車両通行に課題があり、特に荒天時や冬季の積雪・凍結時の通行において事故の危険性の高いルートでもあります。加えて、市道仙台城跡線のうち本丸北西石垣に面した区間では石垣に近接して道路が通っており、車両が石垣に接触する事故も発生しています。さらに、車両通行に伴う振動が石垣へ与える影響も懸念されています。

一方で、このルートは地域間をつなぐルートとして、地域住民の主要な生活道の1つとなっており、通行量の多いルートです。東日本大震災などの地震被害で通行ができなくなった際は、市道筋違橋通線から荒町青葉4号線、青葉山亀岡線を通って本丸跡に至るルートが使用され、一部で渋滞が発生しました。

周辺の駐車場は、本丸跡内の民営駐車場、麓の仙台市博物館駐車場(扇坂下臨時駐車場を含む)、青葉山公園仙臺緑彩館駐車場、国際センター地下駐車場(令和9年10月まで利用停止予定)を利用することができます。

周辺施設のイベント時や行楽シーズンには、来訪者に対して駐車場が不足し、駐車待ちの車両による著しい渋滞が発生することがあります。生活道でもあることから、住民生活や緊急車両の通行に支障の生じないよう、施設管理者・交通管理者と連携しながら、渋滞抑制が図られています。

ウ. 徒歩による場合

JR仙台駅からは徒歩やレンタサイクル「仙台コミュニティサイクル　DATE BIKE」を利用して、仙台市街地を通って仙台城跡を訪れることができます。

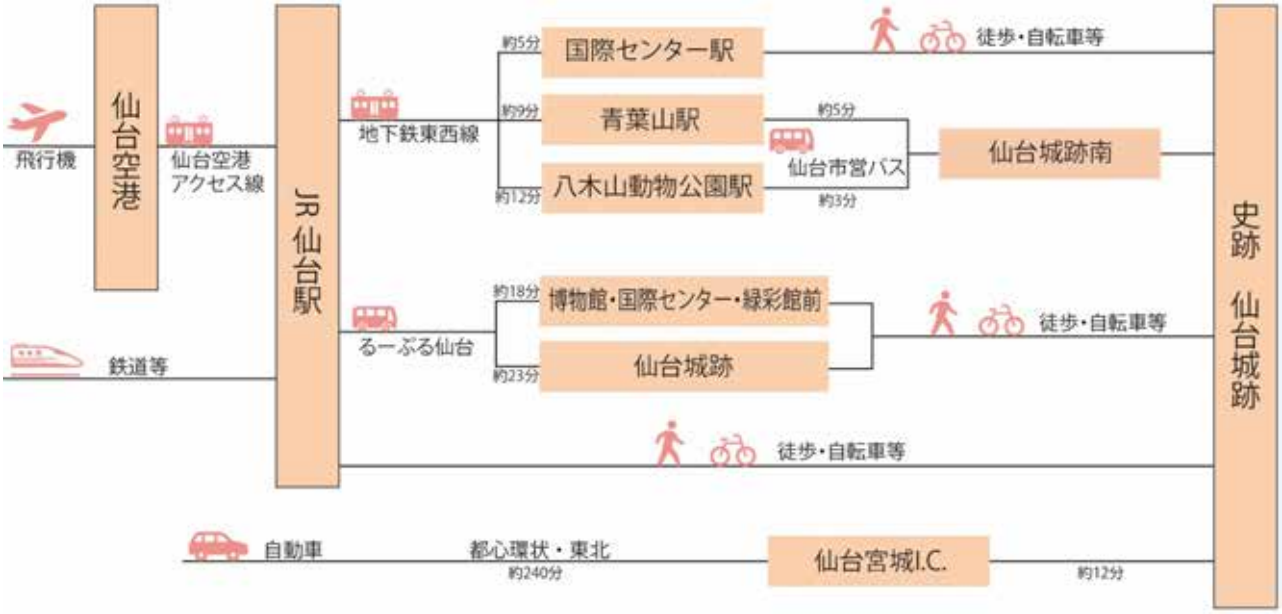

図2-19　現状の仙台城跡までのアクセス



図2-20　現状の広域動線

④現状の史跡内の見学動線

現在の仙台城跡内の見学動線は、主に以下の3つのルートがあります。

ア. るーぷる仙台バス停「仙台城跡」・本丸跡内にある民営駐車場⇒本丸北東部

イ. 大手門跡⇒市道仙台城跡線⇒中門跡⇒本丸跡

ウ. 仙台市博物館または仙臺緑彩館⇒博物館敷地または長沼東側⇒巽門跡⇒市道追廻天守台線⇒本丸跡

アのルートは、仙台城跡の来訪者が最も多く利用するルートですが、本丸跡のバス停や民営駐車場等から本丸跡北東部に直接アクセスする動線であるため、大手門登城路や巽門登城路を経由せずに見学する来訪者が多くなっています。このため、仙台城の城郭としての構造や登城動線を体感しながら見学することが難しく、史跡の本質的価値に対する理解を深めるうえで課題があります。また、本丸跡バス停から本丸詰門跡を経由して本丸跡へ向かう動線は階段や急な坂道であり、移動に配慮を要する来訪者にとって利用しづらい面があります。

一方、イ及びウのルートは、大手門登城路や巽門登城路といった仙台城の主要な登城路をたどることができるため、城郭の構造や地形的特徴を体感しながら見学できる有効なルートです。しかしながら、急勾配かつ幅が狭く、階段の多い歩道が続くうえ、途中の休憩施設が限られていることから安全かつ快適な動線とはいいがたく、移動に配慮を要する来訪者にとって、利用しづらい面があります。令和8（2026）年度の来訪者数集計調査の結果からも、これらのルートの利用者は全体の2割程度にとどまると推測されます。

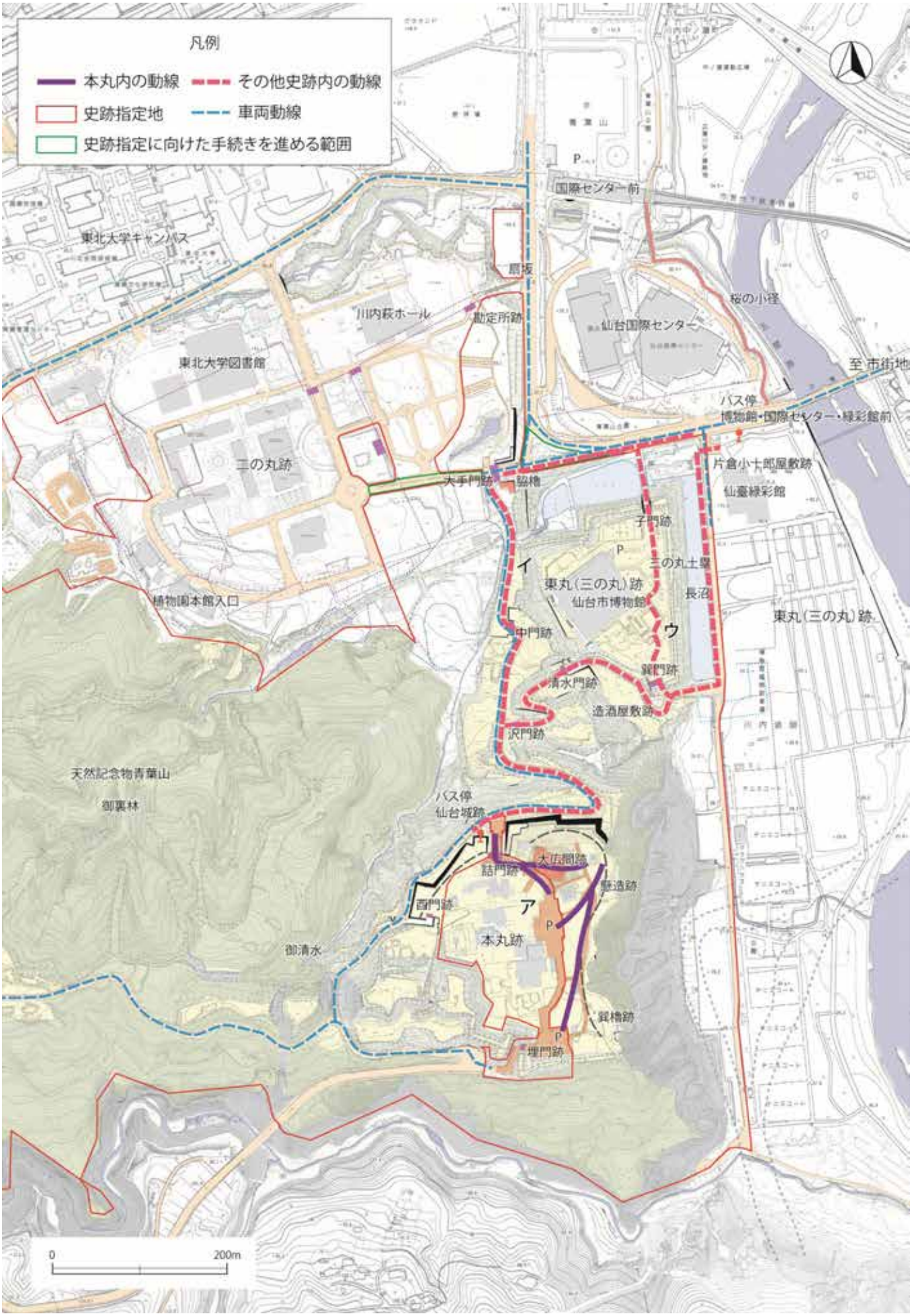

図2-21 現状の仙台城跡内での動線

⑤仙台市の観光

本市は、温泉や渓谷などの豊かな自然環境をはじめ、伊達政宗が礎を築いた城下町の歴史や文化、東北の中枢都市として発展してきた都市機能など、多様な観光資源を有しています。

令和7（2025）年度仙台市観光実態調査では、「有名なお土産や特産品がある」「観光地としての知名度が高い」といったイメージに加え、「歴史や伝統を感じられる文化的なまちである」「魅力的な歴史名所や史跡がある」といった評価がみられ、歴史・文化資源が本市の観光イメージを形成する重要な要素となっています。

また、本市は東北の玄関口として高い交通利便性を有し、観光客に加え、近隣県からの買物客やビジネス目的の来訪者も多く訪れています。このように、自然・歴史・文化に触れる観光地としての側面と、広域交流・ビジネス拠点としての側面を併せ持つことが本市の特徴となっています。

表2-2 令和7（2025）年度の観光客入込数等

	区分	人数
観光客入込数	仙台市全体 「令和7年 仙台市観光統計基礎データ」より	26,197,464人
	仙台城跡・瑞鳳殿・仙台市博物館・仙臺緑彩館 「令和7年観光客入込数調査」より	1,520,080人
来館者数	仙台城見聞館	137,579人
	瑞鳳殿	357,185人
	仙台市博物館	159,781人
るーぷる仙台バス停降車数	博物館・国際センター前	23,735人
	仙台城跡	170,464人
宮城縣護國神社駐車場利用者数		423,000人

⑥仙台城跡周辺の教育施設・文化施設等

仙台城跡は立町小学校、第二中学校の学区内に位置しており、近隣の高等学校は、仙台第二高等学校、近隣の大学は、東北大学川内キャンパス及び青葉山キャンパスがあります。また、仙台城跡に近い市民センター等として、片平市民センター、川内コミュニティセンターがあります。

仙台城跡とその周辺の博物館等として、宮城県美術館、仙台市博物館、仙台城見聞館、青葉城資料展示館、東北大学植物園本館（展示ホール）、東北大学総合学術博物館、瑞鳳殿資料館などがあります。

文化施設等としては、仙台国際センター、東北大学百周年記念会館（川内萩ホール）、国際センター駅青葉の風テラス、仙臺緑彩館などがあります。さらに、仙台城跡周辺では、西公園における屋内遊び場の整備や、国際センター駅北側における音楽ホール・中心部震災メモリアル拠点複合施設の整備が進められています。

これらの施設のうち、仙台市博物館、仙台城見聞館、青葉城資料展示館、東北大学植物園本館（展示ホール）、東北大学百周年記念会館（川内萩ホール）、瑞鳳殿資料館は、館内において仙台城跡に関連する展示等が実施されています。また、仙臺緑彩館は仙台城跡への来訪者を迎える導入施設として、仙台城跡を含む青葉山エリアの案内や情報発信を担っています。

これらの施設とは、各施設の特色を生かしながら、展示や学習機会の充実、情報発信及び利用者の回遊促進に向けた連携を図っていくことが求められます。

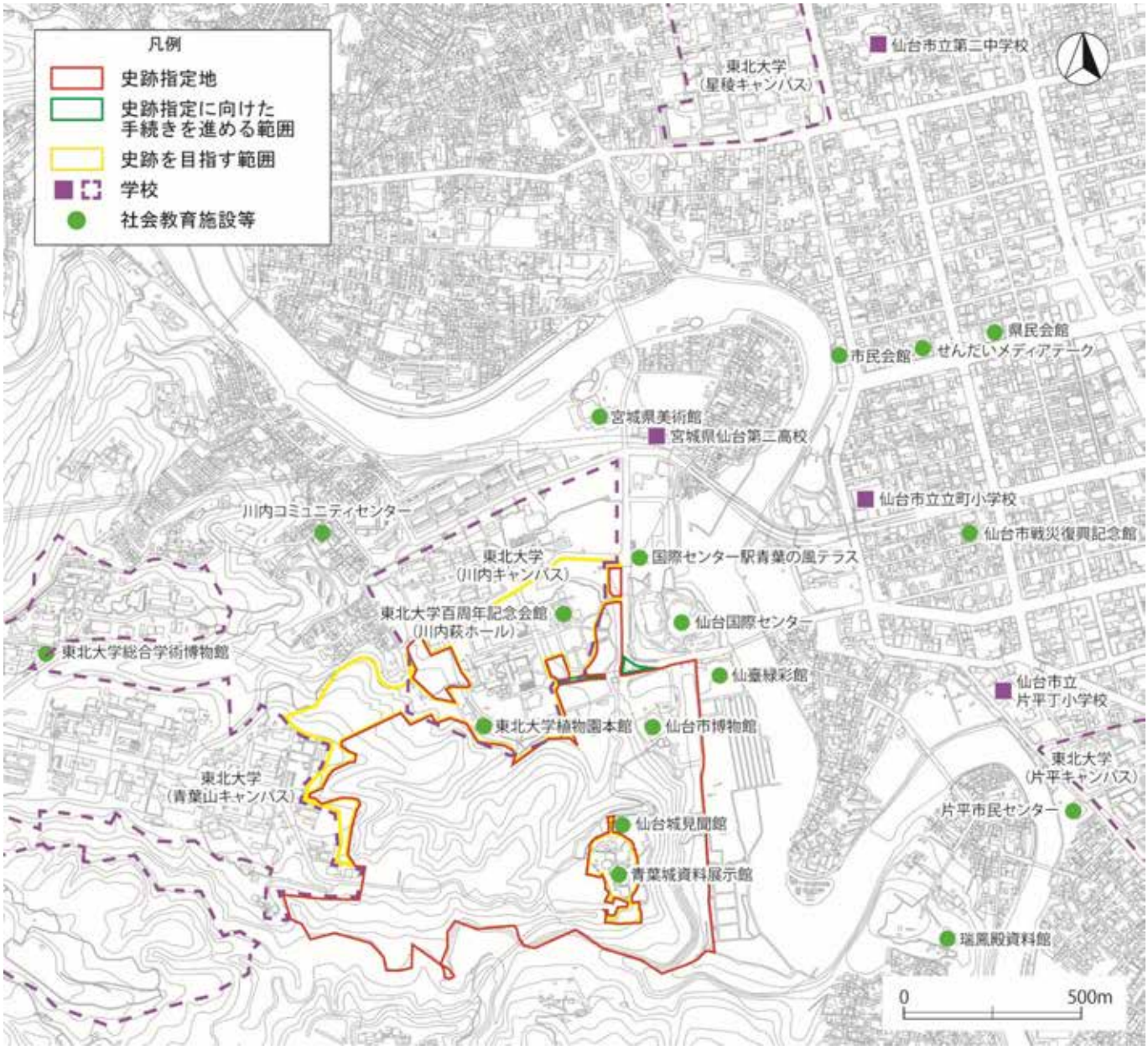

図2-22 仙台城跡周辺の施設

(2)仙台城跡とその周辺の土地利用規制等

仙台城跡とその周辺の土地利用や景観保全に関連する法令・条例の概要は以下のとおりです。

①都市計画法(昭和43年法律第100号)

都市計画法では、都市の発展を進め、機能的な都市や街づくりをしていくため、用途地域を設定し、用途地域毎に建築可能な建築物の用途や建ぺい率、容積率、高さ(斜線制限)等を定めています。史跡指定地は全域が第二種中高層住居専用地域であり、第2種高度地区、特別用途地区の文教地区に指定されているため、建築物の建ぺい率、容積率、高さ、用途について制限されています。また、史跡指定地の東側は都市計画公園(青葉山公園)に指定されています。なお、仙台城跡は風致地区とはなっていませんが、竜の口渓谷を挟んだ南側に八木山風致地区があり、経ヶ峯伊達家墓所は霊屋風致地区となっています(図2-23、図2-24)。

②都市公園法(昭和31年法律第79号)

前述したとおり、史跡指定地の東側が都市公園区域となっているため、都市公園法により、公園管理者(仙台市)以外の者が公園施設を設け、または管理する場合はあらかじめ公園管理者である仙台市の許可が必要となります(図2-24)。

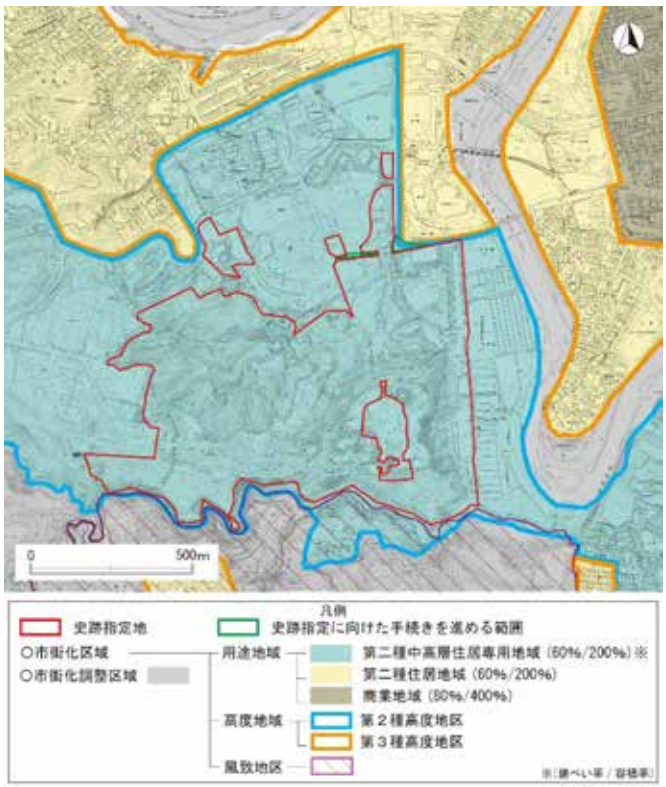

図2-23　用途地域・高度地区・風致地区

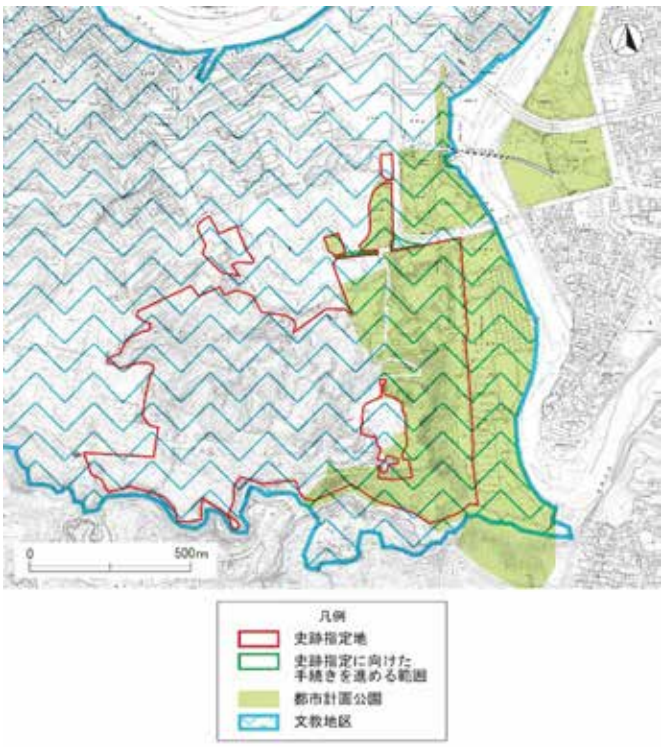

図2-24　都市計画公園・文教地区

③宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）

本法律では、盛土等による崩落により、人家等に被害を及ぼしうるエリアを、規制区域として指定しています。史跡指定地全域が宅地造成等工事規制区域になっており（図2-26）、図2-25に示す行為を行う場合にはあらかじめ仙台市の許可が必要となります。また、土地所有者は盛土等が行われた土地を常時安全な状態に保つ努力義務が課せられます。

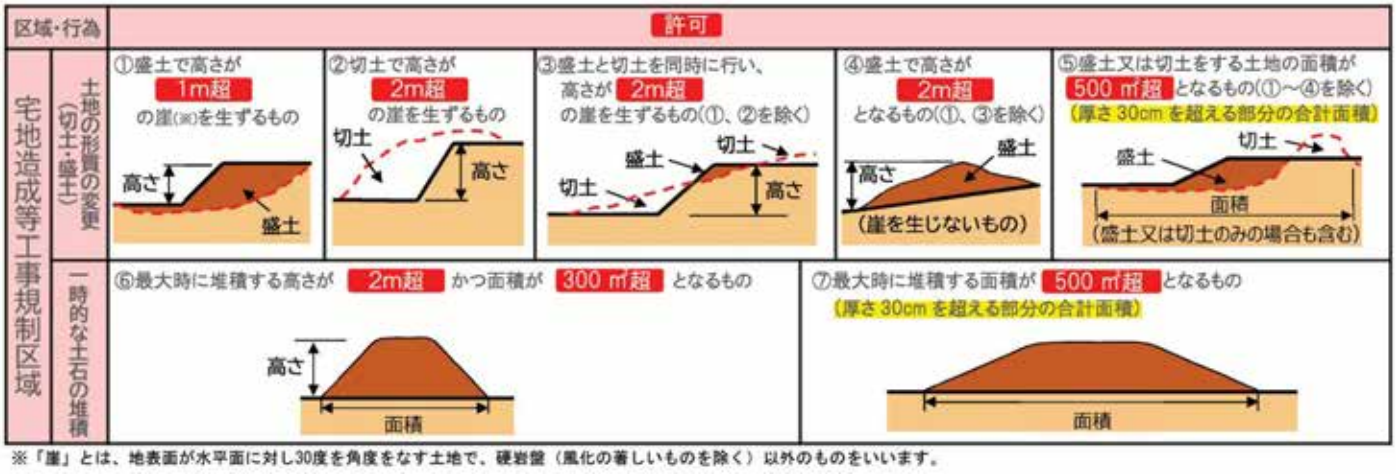

図2-25　宅地造成等工事規制区域において許可が必要となる行為

④土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）

土壌汚染対策法では、開発事業者など土地の形質変更を行う者は、原則3,000㎡以上（現に有害物質使用特定施設がある土地は900㎡以上）の掘削・盛土等を行う場合、着手30日前までに宮城県へ届出を行う必要があります。届出地に汚染のおそれがあると判断されると、土地所有者・管理者・占有者は、指定調査機関による土壌汚染状況調査を実施し、結果を報告することが求められます。要措置区域に指定された場合、土地所有者等は汚染除去等計画を提出し、確認を受けた措置を実施・報告します。また、指定区域内での形質変更や汚染土壌の区域外搬出には事前届出が必要で、運搬・処理基準の遵守、管理票の交付・保存も求められます。

⑤景観法（平成16年法律第110号）

仙台市は、市域全体が景観法に基づく「景観計画区域」に位置付けられ、良好な景観形成が図られています。さらに、多岐に富む自然地形や多様な市街地形成に応じて大別される「8つのゾーン」が設定されており、本丸跡が「行楽地ゾーン」、史跡指定地の大半が「河川・海岸地ゾーン」、北部が「沿線市街地ゾーン」となっています（図2-27）。ゾーン毎に景観形成の方針が示されているほか、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項や屋外広告物の行為の制限に関する事項も定められています。一定規模の建築物や工作物の新築、増改築等や外観、色彩の変更を行う場合は、着手30日前までに仙台市に届出を行う必要があります。

⑥屋外広告物法（昭和24年法律第189号）

屋外広告物法に基づく仙台市屋外広告物条例により、屋外広告物が適正に掲出されるよう規定が定められています。史跡指定地、都市公園、後述する「広瀬川の清流を守る条例」の環境保全区域は広告物の掲出が禁止されています（図2-26）。また屋外広告物の掲出には、仙台市屋外広告物条例に基づく仙台市の許可のほかに、建築基準法、前述した都市計画法や道路法に基づく手続きが必要となる場合もあります。

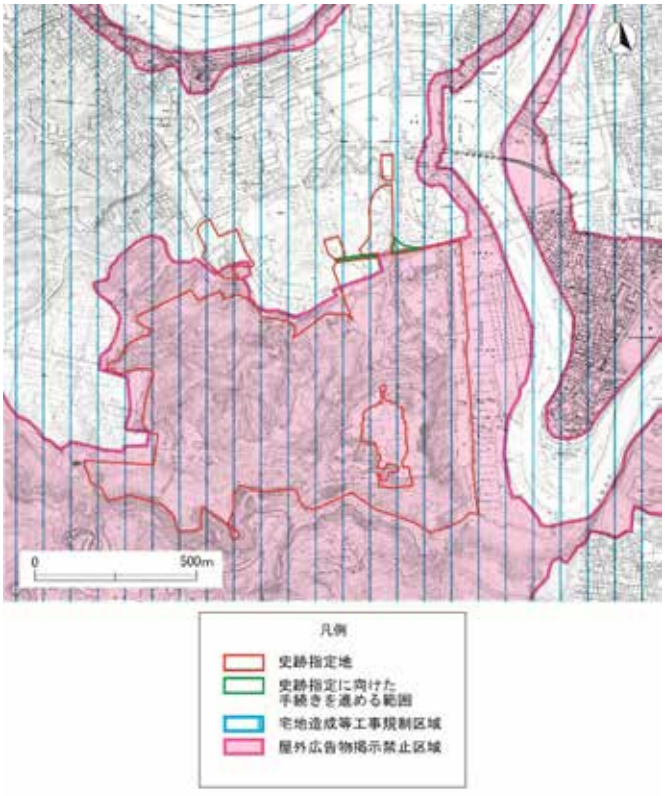

図2-26　宅地造成等工事規制区域・屋外広告物掲出禁止区域



図2-27　景観計画区域ゾーン・景観重点区域

⑦森林法（昭和26年法律第249号）

史跡指定地の森林の大半が、地域森林計画対象地域となっており（図2-28）、立木を伐採する場合には、原則として仙台市に事前に届出を行う必要があります。

⑧鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

史跡指定地の南側一帯が、県指定の特別保護地区（名称：青葉山）となっています（図2-28）。区域内で建築物の新築や立木の伐採等を行う場合には、宮城県の許可を受ける必要があります。

⑨土砂災害防止法(平成12年法律第57号)

史跡指定地内の一部が、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されています(図2-29)。土砂災害特別警戒区域では、一定の開発行為の制限や建築物の構造規制が設けられています。土砂災害特別警戒区域内で特定の開発行為を行う場合は、宮城県の許可を受ける必要があります。

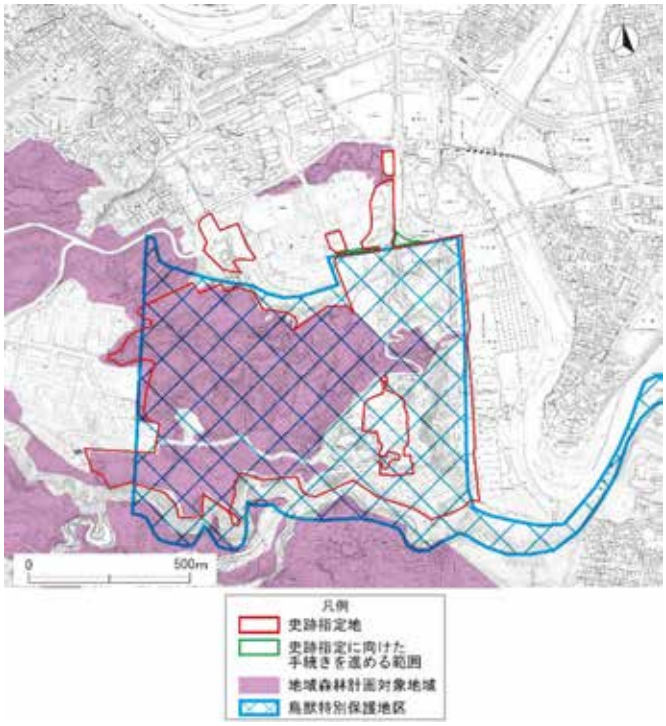

図2-28 地域森林計画対象区域・鳥獣特別保護地区

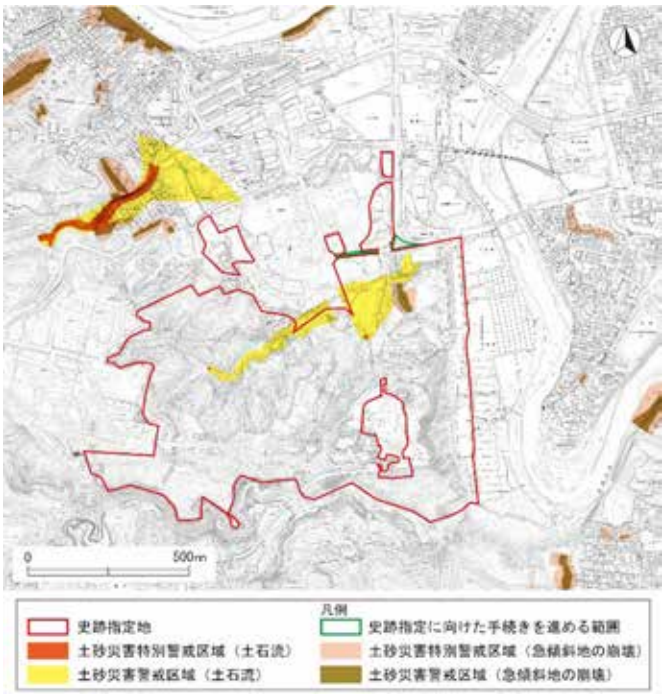

図2-29 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

⑩道路法(昭和27年法律第180号)

史跡指定地内に、青葉山線、追廻天守台線、追廻竜の口沢線、仙台城跡線、青葉山亀岡線の5本の市道があります(図2-30)。また近接して市道筋違橋通線があります。道路法では、交通の安全を確保するため、車道の上空4.5メートル、歩道の上空2.5メートルの範囲に工作物や樹木、看板などの障害物が突き出してはならないと規定されています。



図2-30 市道及び都市計画道路

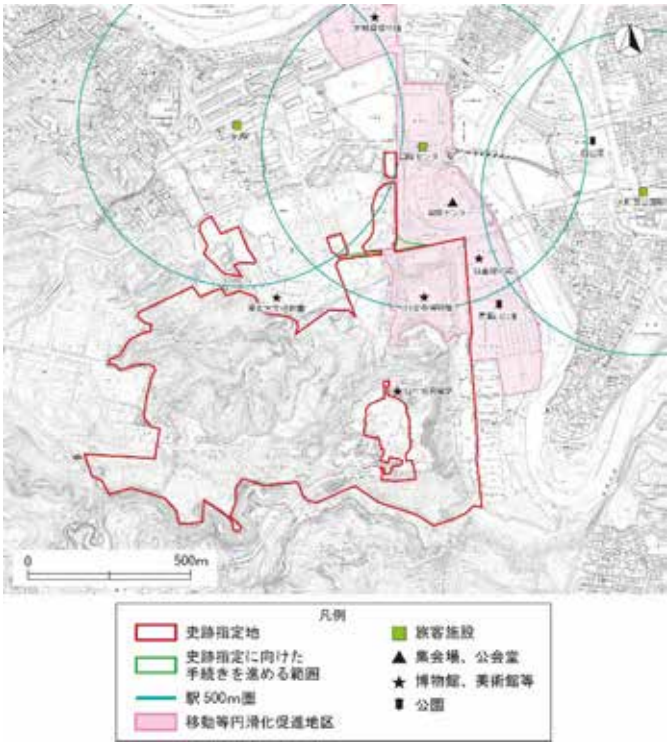

図2-31 移動等円滑化促進地区

⑪高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）（平成18年法律第91号）

バリアフリー法では、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図るため、一定規模以上の特別特定建築物の新築、増築、改築又は用途変更を行う場合に、建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられています。また、施設設置管理者に対し、高齢者や障害者等の移動等の円滑化を図るため、職員等への教育訓練や、施設利用者への広報・啓発活動等のソフト面の取組も求められています。さらに、同法では、市町村が旅客施設を中心とし高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、面的・一体的なバリアフリー化を推進するため、移動等円滑化促進方針を作成する制度が設けられています。

本市では、同法に基づく移動等円滑化促進方針として「仙台市バリアフリーマスタープラン」を策定し、史跡仙台城跡の一部である仙台市博物館周辺を含む「国際センター駅周辺地区」を移動等円滑化促進地区に設定しています（図2-31）。この地区において、旅客施設や道路の改良等のうち、公共交通事業者や道路管理者が接続部等、他の施設と接する部分の構造の変更を行う場合には、事前に仙台市に届出を行う必要があります。

⑫仙台市ひとにやさしいまちづくり条例（平成8年仙台市条例第30号）

建築物、道路、公園等について、高齢者や障害者を含むすべての人が利用しやすい施設整備を推進するため、多数の者が利用する公益的施設について整備基準を定めており、施設の新設や改修等に当たっては、基準への適合が求められています。一定規模以上の公益的施設の新設等を行う場合は、着手30日前までに仙台市に届出を行う必要があります。

⑬広瀬川の清流を守る条例（昭和49年仙台市条例第39号）

広瀬川の豊かな自然環境や清流にふさわしい良好な水質を保全するため、指定区域内の建築や造成、木竹の伐採等に仙台市独自の規制と許可基準を設けています。史跡指定地の大半が特別環境保全区域、北側の一部が水質保全区域、また、追廻地区が第一種環境保全区域となっています（図2-32）。

以下に、「広瀬川の清流を守る条例施行規則」から、主な基準を抜粋します。

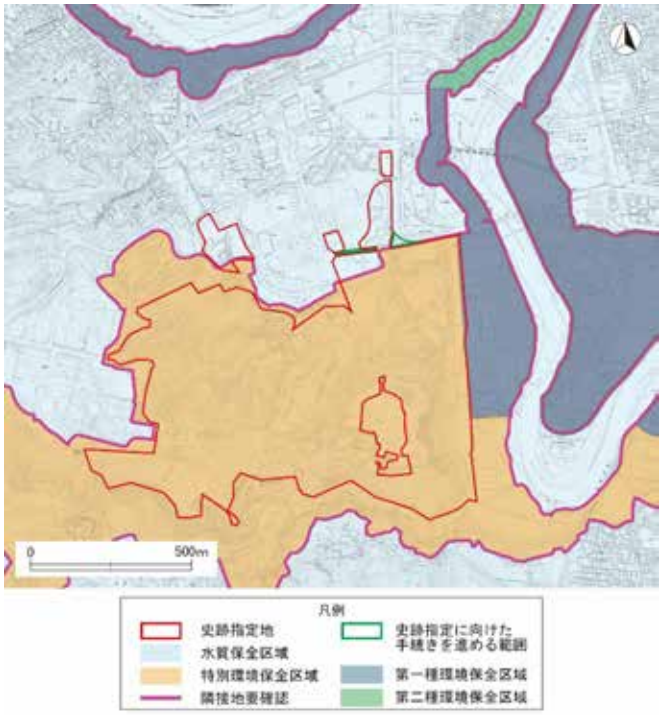

図2-32 広瀬川の清流を守る条例

ア. 高さ制限

区域	市街化区域
特別環境保全区域	10mを超えない
第一種環境保全区域	20mを超えない

イ. 環境保全のための空地の確保

下表の保全用地を確保する（河川に接した土地では、これを河岸線に沿って確保すること）。

敷地の形状によりやむをえない場合や、自然的環境の保全のために講じられる代替措置が適切であると仙台市が認める場合を除く。

特別環境保全区域における保全率

工作物の敷地面積 / 用途地域等	160㎡以上	150㎡以上160㎡未満	140㎡以上150㎡未満	130㎡以上140㎡未満	130㎡未満
第二種中高層住居専用地域 第二種住居地域	42%	35.9%	29.7%	23.6%	17.5%

第一種環境保全区域における保全率

工作物の敷地面積 / 用途地域等	160㎡以上	150㎡以上160㎡未満	140㎡以上150㎡未満	130㎡以上140㎡未満	130㎡未満
第二種中高層住居専用地域 第二種住居地域	30%	25.6%	21.2%	16.9%	12.5%

ウ. 建ぺい率

用途地域 / 区域	第二種中高層住居専用地域 第二種住居地域
特別環境保全区域	10分の3以下
第一種環境保全区域	50%以下

エ. 色彩の制限

工作物の区分	色相	明度	彩度
屋根	2.5Rから5YRの範囲内であること	明度の値に彩度の値を加えた値が10以下の範囲内であること	彩度の値に明度の値を加えた値が10以下の範囲内であること
外壁	2.5Rから5Yの範囲内であること	－	2以下であること

※色体系はマンセル色体系による

オ. 環境保全区域内のそのほかの行為の制限

	特別環境保全区域	第一種環境保全区域
宅地の造成	認められない	河川に接した土地では、高さが1m以下の盛土・切土で、河岸線から2m以上離れているもの（造成後の地貌が周辺の自然的環境と不調和とならず、自然崖の保全に支障を及ぼさない場合を除く）
土地の開墾	認められない	特になし
土石の採取	学術研究のために行うもの	河川に接した土地では、河岸線から2m以上離れ、地表から1m以内で行われるもの（学術研究のために行うものを除く）

	特別環境保全区域	第一種環境保全区域
土石の集積	面積が100㎡、高さが2mまでのもの。ただし、河川に接した土地では、河岸線から2m以上離れ、載荷量が1㎡につき3t以下であるもの	河川に接した土地では、河岸線から2m以上離れ、載荷量が1㎡につき3t以下であるもの
そのほか土地の区画形質の変更	建築物の存する敷地内に限られ、長さ10m以下、高さ1m以下の盛土・切土で、自然崖に人工を加えないもの	自然崖に人工を加えないもの
木竹の伐採※	建築物の存する敷地内に限られ、高さが3m以下であるもの（自然崖に自生しているものを除く）	高さが5m以下であるもの。ただし、河川に接した土地では、高さが3m以下であるもの（自然崖に自生しているものを除く）

※木竹の伐採の例外規定

○土地の利用上やむを得ない場合の伐採で、講じられる措置が適切であると仙台市が認める場合。

○林産物の採取のための伐採であって自然的環境の回復を図るために講じられる措置が適切であると仙台市が認める場合。

第3章 仙台城跡の概要

3－1 史跡指定の状況

(1)指定に至る経緯

①当初指定

仙台城跡は、戦前から近世城郭の中でも第一級の遺跡であるとの評価を受け、国史跡指定は、かねてより仙台市民や歴史学研究者の念願となっていました。昭和63(1988)年、史跡範囲に関する諮問に対して仙台市文化財保護審議会から、「取り急ぎ史跡指定により保存をはかるべきと考える具体的範囲」が答申されましたが、史跡指定には至らずにいました。平成14(2002)年5月、本市は国に対して史跡指定の申請を行う基本方針を決定し、昭和63(1988)年の答申で示された範囲に基づき検討した約103haのうち、市有地と同意を得られた範囲約66haについて、平成15(2003)年初めに史跡指定の申請を行い、同年8月27日付の官報告示によって国史跡として指定されました。

②追加指定

平成22(2010)年に二の丸跡の一部、平成24(2012)年に本丸跡西部が追加指定されています。

(2)指定の状況

①指定告示

ア. 当初指定

名称　仙台城跡
種別　史跡
指定年月日　平成15年8月27日(文部科学省告示第137号)
指定面積　662,257.36㎡
指定の地番　仙台市青葉区荒巻字青葉無番地の一部、
青葉区川内無番地の一部、12番の一部、14番、16番、1番2、1番3、1番4、
1番5、1番6、1番7、1番8、1番9、1番10、1番11、1番12、1番13、
2番、3番の一部、4番、5番、13番、17番、18番、19番、20番、21番、
22番、23番
指定基準　特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)
二　都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

説明

仙台城跡は、仙台市の中心市街地の西方に位置する青葉山丘陵が広瀬川に突き出した場所に立地する六〇万石余を領した仙台藩主伊達氏の居城跡である。城跡は、標高一一五メートルほどの丘陵の突端に本丸が位置し、北側に二の丸、東側に三の丸を配している。

慶長六(一六〇一)年、仙台藩初代藩主伊達政宗は中世在地豪族であった国分氏の城跡の千代城跡に、仙台城本丸の築造を開始した。本丸部分は二年ほどで完成したとされ、政宗の死後、二代忠宗により寛永十五(一六三八)年二の丸の造営が開始されている。

本丸は、東側を広瀬川に臨む六〇メートル以上の断崖に拠り、南側を標高差四〇メートル以上の竜ノ口峡谷による自然地形によって画されている。また、西側の尾根は堀切で遮断され、背後には国指定天然記念物「青葉山」となっている御裏林が広がっている。

仙台城は、江戸期を通じて伊達氏の居城であったが、廃藩置県後、城跡は兵部省管轄となり二の丸に東北鎮台が置かれ、本丸御殿も解体された。その後、火災や空襲により城跡の建造物はほとんど焼失した。戦後は、城跡の主要地域を中心に仙台市により都市公園として整備されてきている。一方、西側の御裏林を含む地域は、東北大学付属植物園となっている。

現在、仙台城跡は、石垣修復事業が実施されており、それに伴う発掘調査が平成九年度から行われている。その結果、現石垣の背後から大規模な階段状石列や築城期石垣など三期にわたる石垣の変遷が確認された。それは、一七世紀代の地震により崩落した石垣を修復する過程の中で、縄張りが拡張整備されたものであるが、現在みられる切石積み※の第三期石垣内側から第三期石垣に伴う階段状石列や第二期の野面積み※が確認された。さらにその内側から第二期より傾斜の緩やかな野面積みの第一期石垣が検出されている。また、本丸からは石敷き遺構や大広間の礎石跡※、巽櫓跡などを確認している。出土品としては、金箔瓦やヨーロッパ製ガラス器、寛文の朱書のある石材や慶長十二年の墨書のある木簡などがある。

このように東北の大大名であった伊達氏の居城の仙台城跡は、発掘調査によって石垣の変遷や本丸地域の遺構が明らかにされつつあり、かつ石垣を中心とした遺構の保存状態が良好であることやわが国の近世を代表する城跡であることから、史跡として保護しようとするものである。

（『月刊文化財』479号　平成15年8月）

イ. 二の丸跡の追加指定

追加指定年月日　平成22年2月22日（文部科学省告示第18号）

追加指定面積　16,756㎡

追加指定の地番　仙台市青葉区川内29番

説明

仙台城跡は、仙台市の中心市街地の西方に位置する青葉山丘陵が広瀬川に突き出した場所に立地する、六〇万石余を領した仙台藩主伊達氏の居城跡である。城跡は、標高一一五メートルほどの丘陵の突端に本丸が位置し、北側に二の丸、東側に三の丸を配している。慶長六（一六〇一）年、伊達政宗は中世在地豪族であった国分氏の城跡の千代城跡に、仙台城本丸の築造を開始した。本丸部分は二年ほどで完成したとされ、政宗の死後、二代忠宗により寛永十五（一六三八）年に二の丸の造営が開始されている。本丸は、東側を広瀬川に臨む六〇メートル以上の断崖に拠り、南側を標高差四〇メートル以上の竜ノ口峡谷による自然地形によって画されている。また、西側の尾根は堀切で遮断され、背後には天然記念物青葉山となっている御裏林が広がっている。廃藩置県後、城跡には東北鎮台が置かれ、その後、火災や空襲により城跡の建造物はほとんど焼失した。第二次世界大戦後は、城跡の主要地域を中心に仙台市により都市公園として整備されている。西側の御裏林を含む地域は、東北大学植物園となっている。このように仙台城跡は、石垣をはじめ遺構の保存状況が良好であり、わが国近世を代表する城跡であることから、平成十五年八月二十七日に史跡に指定された。

今回追加指定するのは、仙台城跡の北西部に位置する二の丸跡西端部から武家屋敷および御裏林にかけての地区である。近隣の調査で二の丸の外郭を区画する塀跡が検出され、当該地がその延長に位置する。仙台城二の丸跡を構成する地区を追加指定し、保護の万全を図るものである。

（『月刊文化財』557号　平成22年2月）

ウ. 本丸跡西部の追加指定

追加指定年月日　平成24年9月19日（文部科学省告示第151号）

追加指定面積　24,631.36㎡［追加指定後の面積　703,644.72㎡］

追加指定の地番　仙台市青葉区川内1番14、1番15

説明

仙台城跡は、仙台藩主伊達家歴代の居城跡であり、仙台市の中心市街地の西方に位置する青葉山丘陵が広瀬川に突き出した場所に立地する。伊達政宗は、慶長五（一六〇〇）年、中世からの国分氏の旧城であったこの地に本丸の縄張始めを行い、翌年より普請を開始し、慶長七年ころには一応の完成をみたとされる。政宗の死後二代忠宗が二の丸の造営を開始し、翌年に完成した。城跡は、標高一一五メートルほどの丘陵の突端に本丸が位置し、北側に二の丸、東側に三の丸を配する構造である。本丸は、東側を広瀬川に臨む六〇メートル以上の断崖に拠り、南側を標高差四〇メートル以上の竜ノ口峡谷による自然地形によって画されている。また、西側の尾根は堀切で遮断され、背後には天然記念物青葉山となっている御裏林が広がる。近代以降、城跡には東北鎮台が置かれ、火災や空襲により城跡の建造物はほとんど焼失した。第二次世界大戦後は、城跡の主要地域を中心に仙台市により都市公園として整備されている。西側の御裏林を含む地域は、東北大学付属植物園となっている。このように、仙台城跡は、石垣をはじめ遺構の保存状態が良好であり、わが国近世を代表する城跡であることから、平成十五年八月二十七日に史跡に指定された。

今回追加指定しようとするのは、本丸跡の西辺部にあたり、本丸詰門西脇櫓から本丸北面石垣を経て酉門跡まで連続する石垣、および、そこから切通※を経て仙台城の搦め手※である埋門※に至る城壁面と、宮城縣護國神社の社殿等に囲まれた地域である。仙台城を構成する重要な地域であることから、史跡に追加指定して保護の万全を図るものである。

（『月刊文化財』588号　平成24年9月）

エ. 管理団体の指定

平成16（2004）年に、国指定史跡仙台城跡を管理すべき地方公共団体として仙台市が指定されています。

指定年月日　　平成16年2月27日（文化庁告示第5号）

オ. 天然記念物の指定

名称　　青葉山

種別　　天然記念物

指定年月日　昭和47年7月11日（文部省告示第104号）

指定面積　　385,153㎡

指定の地番　仙台市青葉区荒巻字青葉12番

指定基準　　二　植物

（二）代表的原始林、稀有の森林植物相

（九）着生草木の著しく発生する岩石又は樹木

（十）著しい植物分布の限界地

一　動物

（三）自然環境における特有の動物又は動物群聚

説明

本邦太平洋側の温帯林と暖帯林との接触地帯であり、面積約40万平方メートルの狭い地域の中に高等植物約700種、蘚苔類約140種が自生する。大部分は、モミを優占種とする美林で覆われ、その天然更新※がよく見られる。モミは岩手県中南部にまで分布するがモミ林としては、青葉山が北限である。林床にはヒメノヤガラ、ムヨウランなどの腐生のラン科植物があり、同じく同種の北限にあたる。モミに着生するランの種類も豊富である。

また、シラカシ、アラカシ、ウラジロカシ、シロダモ、ユズリハ、タブノキ、モチノキなどの暖地性樹種に富み、太平洋側内陸部における集団分布の北限をなしている。

この森林には主なもので31科、125種の鳥類が生息または繁殖しており、竜ノ口渓谷に面する崖面にはチョウゲンボウが繁殖する。

このように自然林が、しかも大都市近郊に残存することはきわめて貴重であり学術上の価値が高い。

現状　東北大学植物園として管理、公開されています。

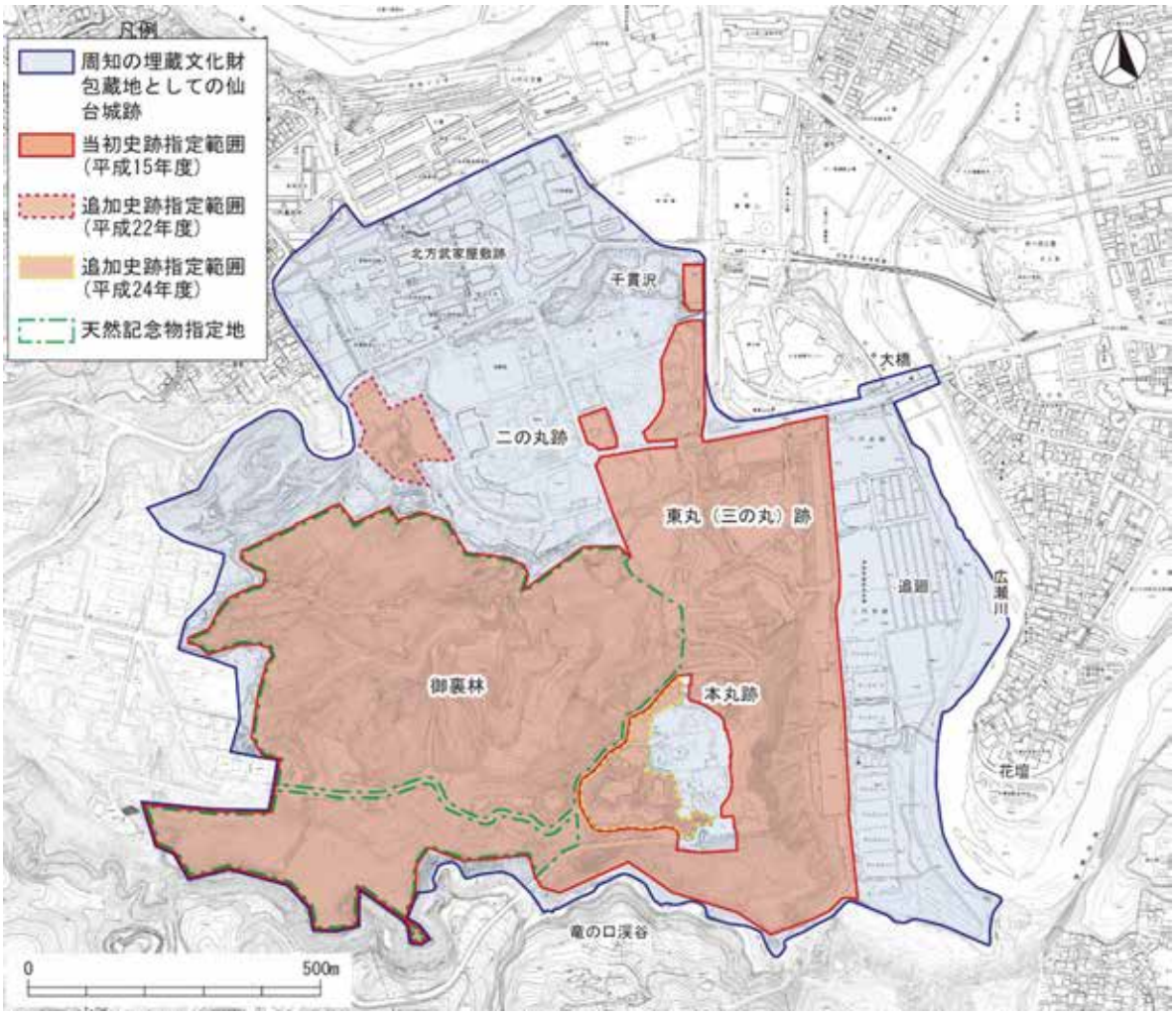

図3-1　史跡仙台城跡及び天然記念物青葉山の指定範囲

(3)土地所有及び土地利用の状況

史跡指定地内の土地所有については、公有地として財務省所管の国有地、文部科学省所管の国有地及び仙台市所有地が含まれています。このほか、御裏林の範囲には国立大学法人の所有地があり、本丸跡西部には民有地が存在しています。

土地利用の状況については、史跡地内に市道が通過しているほか、青葉山公園、仙台市博物館及び史跡指定地に隣接するテニスコート用の駐車場等として利用されています。また、御裏林については、東北大学植物園として一部が公開されています。

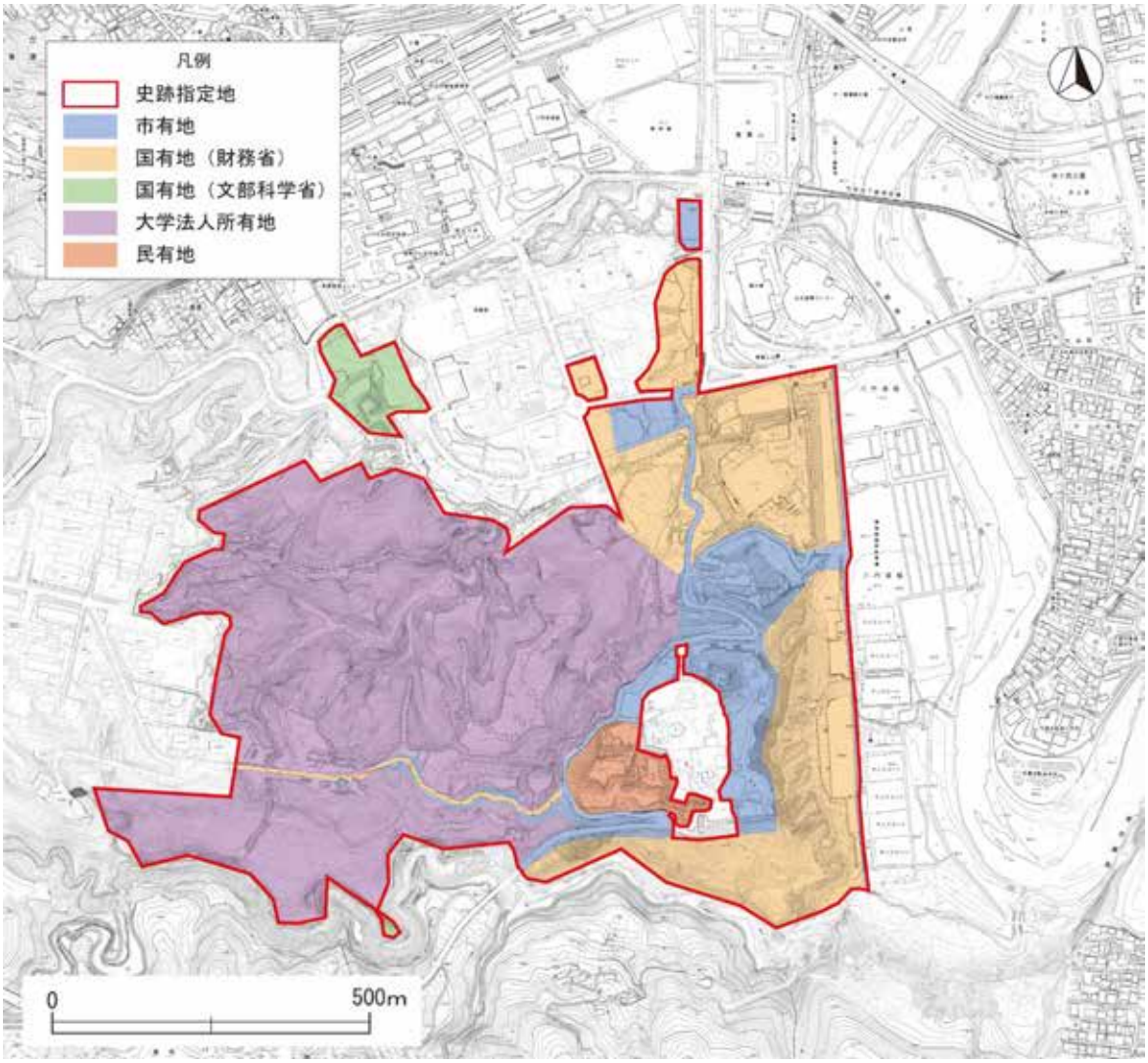

図3-2　史跡指定地の土地所有状況

3－2 これまでの調査成果

(1)発掘調査の概要

仙台城跡における発掘調査は、昭和48(1973)年の東北大学文系厚生施設(食堂等)建設に伴う二の丸跡の発掘調査に始まります。その後、昭和58(1983)年には、仙台市博物館改築に伴う東丸(三の丸)跡の発掘調査、東北大学施設建設に伴う二の丸跡の発掘調査を実施しました。その後も、二の丸跡や二の丸北方武家屋敷地区において、東北大学の施設建設等に伴う発掘調査が、東北大学により実施されています。本丸跡においては、平成9(1997)年から本丸北壁石垣の修復に伴う発掘調査を実施し、その後も本丸北西石垣の災害復旧に伴う発掘調査を行っています。

平成13(2001)年からは、国庫補助による遺構確認調査を継続実施しています。当初は本丸御殿大広間跡の遺構確認を目的とし、引き続き、巽櫓跡、登城路跡、土塁跡などの遺構確認調査、城内の遺構分布調査、石垣測量などをあわせて実施しています。途中、東日本大震災による中断がありましたが平成20(2008)年から平成30(2018)年にかけて実施した造酒屋敷跡の調査については、令和元(2019)年度にその総括報告を刊行しました。

令和5(2023)年から開始した大手門周辺での発掘調査では、大手門の柱の痕跡(礎石跡)や、大手門及び大手門脇櫓の周囲を巡っていたと考えられる雨落ち溝(石組側溝)を検出し、大手門と大手門脇櫓の原位置の推定につながる重要な成果が得られました。

平成16(2004)年から平成22(2010)年にかけては、地下鉄東西線建設に伴う発掘調査を、仙台城跡及び周辺の遺跡において実施しました。追廻地区においては、平成18(2006)年から平成26(2014)年にかけて公園整備事業に伴う遺構確認調査を実施しています。

なお、表3-1にてこれまでの調査を一覧にまとめています。

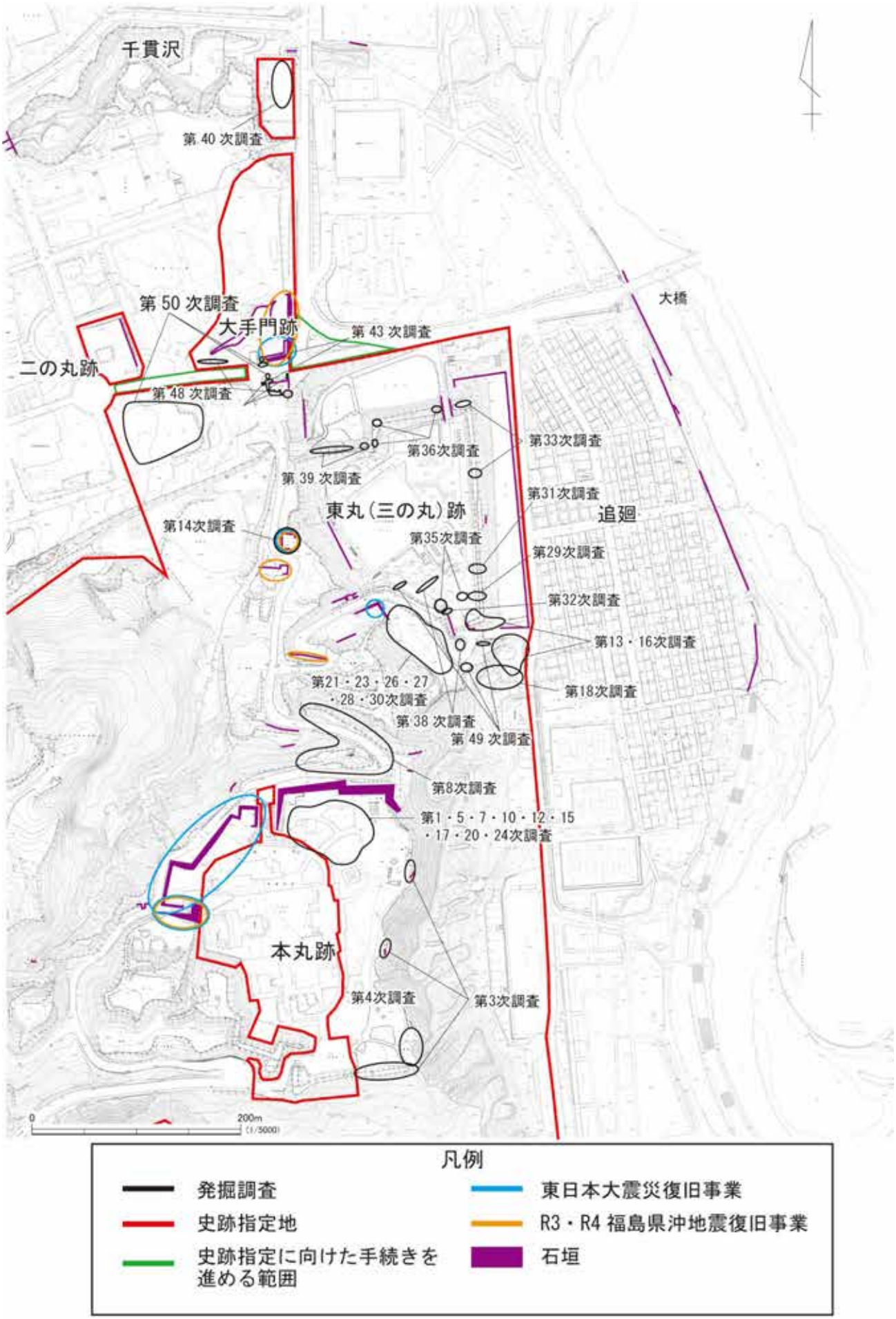

図3-3 既調査箇所（発掘調査）

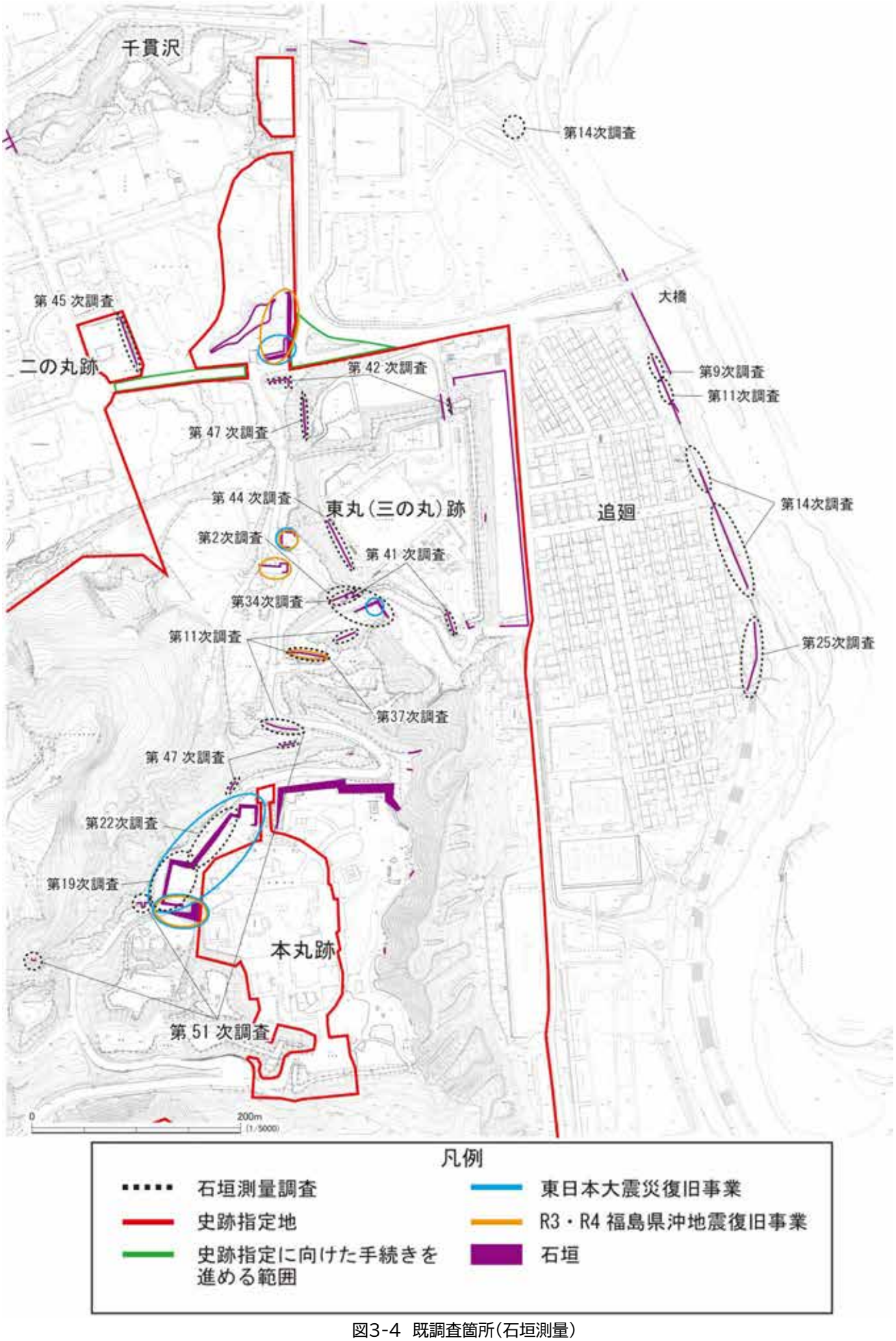

図3-4 既調査箇所(石垣測量)

表3-1 仙台城跡及び関係遺跡の調査一覧

年度		本丸・東丸(三の丸)・追廻等		二の丸		二の丸北方武家屋敷地区		周辺遺跡	関連遺跡
		工事に伴う調査(仙台市)	国庫補助確認調査(仙台市)	(仙台市)	(東北大学)	(仙台市)	(東北大学)		
1973	昭和48			文系厚生施設					
1974	昭和49			文系厚生施設					経ヶ峯伊達家墓所瑞鳳殿
1977	昭和52						プール脇排水管緊急調査		
1981	昭和56								経ヶ峯伊達家墓所感仙殿・善応殿
1982	昭和57				第1地点				経ヶ峯伊達家墓所善応殿
1983	昭和58	博物館改築(三の丸　第76集)			第1・2・3地点(年報1)				
1984	昭和59				第4地点		第1地点		若林城跡1次(第83集)
1985	昭和60				第5地点 第6地点(年報3)		第4地点		若林城跡2次(第90集)
1986	昭和61				第7・8地点(年報4)				
1987	昭和62				第4地点(年報5) 第5地点				
1988	昭和63				第5地点(年報6)				
1989	平成1				第5地点付帯部(年報7) 第9地点		第5地点(年報7)		
1990	平成2				第9地点(年報8)				
1991	平成3				第10地点(年報9)				
1992	平成4				第11・12地点 第13地点(年報10)				
1993	平成5				第12地点(年報11) 第14地点(年報11)				
1994	平成6				第15地点(年報12)		第4地点		
1995	平成7				第11地点(年報13)		第4地点(年報13)		
1996	平成8	石垣修復:本丸北壁石垣:確認調査			第6地点(年報14)				
1997	平成9	石垣修復:本丸北壁石垣:発掘調査			第16地点(年報15)				
1998	平成10	石垣修復:本丸北壁石垣			第17地点試掘				
1999	平成11	石垣修復:本丸北壁石垣							若林城跡3次(第256集)
2000	平成12	石垣修復:本丸北壁石垣			第17地点(年報18)				
2001	平成13	石垣修復:本丸北壁石垣	第1次:大広間跡(第259集) 第2次:清水門跡石垣測量(第259集)				第7地点(年報19)		
2002	平成14	石垣修復:本丸北壁石垣	第3次:大番士土手など(第264集) 第4次:巽櫓跡(第264集) 第5次:大広間跡(第264集)				第8地点(年報20)		
2003	平成15	石垣修復:本丸北壁石垣(第275・282・298・349集) 災害復旧:中門・清水門石垣	第6次:遺構分布調査(第271集) 第7次:大広間跡(第270集) 第8次:登城路(第270集) 第9次:広瀬川護岸石垣測量(第270集)				第9地点(年報21)		
2004	平成16	災害復旧:中門・清水門石垣	第10次:大広間跡(第285集) 第11次:広瀬川護岸石垣他測量(第285集)			地下鉄東西線:確認(第289集)		地下鉄東西線:試掘(289集)	若林城跡4次(第292集)
2005	平成17	災害復旧:中門・清水門石垣(第299集) 園路整備:登城路跡(第300集)	第12次:大広間跡(第297集) 第13次:巽門東堀跡(馬出堀)(第297集) 第14次:広瀬川護岸石垣他測量(第297集)			地下鉄東西線:確認(第302集)		地下鉄東西線:試掘(第302集) 地下鉄東西線:川内A(第312集)	若林城跡5次(第323集)
2006	平成18	公園整備:追廻地区確認(第350集)	第15次:大広間跡(第309集) 第16次:巽門東堀跡(第309集)			地下鉄東西線:亀岡トンネル開削部(第342集)	第10地点(年報24) 第11地点	地下鉄東西線:試掘(第316集)	若林城跡6・7次(第306集)
2007	平成19	公園整備:追廻地区確認(第350集)	第17次:大広間跡(第330集) 第18次:巽門東堀跡(第330集) 第19次:本丸北西石垣測量(第330集)			地下鉄東西線:川内駅部ほか(第386集)	第11・12地点(調査報告1)	地下鉄東西線:試掘(第384集) 公園整備:桜ケ岡公園(第318集)	若林城跡8次(第377集)
2008	平成20	公園整備:追廻地区確認(第350集)	第20次:大広間跡(第348集) 第21次:造酒屋敷跡(第348集) 第22次:本丸北西石垣測量(第348集)			地下鉄東西線:扇坂トンネル部(第402集)	第13地点(調査報告2)	地下鉄東西線:川内A(第402集)・川内B(第385集)・桜ケ岡公園(第384集) 公園整備:桜ケ岡公園(第355集)	若林城跡9次(第377集)
2009	平成21	園路整備:登城路跡(第354集)	第23次:造酒屋敷跡(第374集) 第24次:大広間跡(第374集) 第25次:広瀬川護岸石垣測量(第374集)			地下鉄東西線:扇坂トンネル部(第402集) 雨水管整備(第356集)	第13地点(調査報告2)	地下鉄東西線:川内A(402集)	若林城跡10次(第474集)
2010	平成22	公園整備:追廻地区確認	第26次:造酒屋敷跡(第395集)			地下鉄東西線:亀岡トンネル開削部(第401集)		地下鉄東西線:川内B(第401集) 公園整備:桜ケ岡公園(第378集)	若林城跡11次(第383集)
2011	平成23						第14地点(調査報告7・8)		若林城跡12次(第474集)
2012	平成24	災害復旧:大手門北側土塀・中門・本丸北西石垣(第451集) 公園整備:追廻地区(第444集)					第14・15地点(調査報告7～9)		
2013	平成25	災害復旧:本丸北西・酉門石垣(第451集) 公園整備:追廻地区(第444集)		通路整備:扇坂跡(第427集)	第18地点(調査報告6)		第15地点(調査報告9) 第16地点(調査報告5)	施設整備:川内C(第427集)	若林城跡13次(第474集)
2014	平成26	災害復旧:本丸北西・清水門石垣(第451集) 公園整備:追廻地区(第444集)			第18地点(調査報告6)		第14・15地点(調査報告7～9)		
2015	平成27						第14地点(調査報告7・8)		若林城跡14次(第474集)
2016	平成28		第27次:造酒屋敷跡(第461集)						
2017	平成29		第28次:造酒屋敷跡(第471集) 第29次:三の丸土塁(第471集)					桜ケ岡公園遺跡隣接地試掘	
2018	平成30		第30次:造酒屋敷跡(第479集) 第31次:三の丸土塁(第479集)					桜ケ岡公園遺跡(第487・488集)	若林城跡15次(第474集)
2019	令和1		第32次:登城路(第485集) 第33次:三の丸土塁(第485集) 第34次:清水門跡北側石垣測量(第485集)						
2020	令和2		第35次:登城路跡(第493集) 第36次:三の丸土塁(第493集) 第37次:沢門下石垣測量(第493集)		第19地点				
2021	令和3	公園整備:追廻地区(第508集)	第38次:登城路跡(第500集) 第39次:東丸(三の丸)土塁(第500集) 第40次:扇坂下(第500集) 第41次:清水門井戸石垣・巽門西側石垣測量(第500集)				第17～19地点(年次報告2021)		若林城跡16次
2022	令和4	災害復旧:中門石垣(第535集)	第42次:大手門脇櫓石垣・子門東側石垣測量(第517集)						
2023	令和5	災害復旧:大手門北側土塀・中門・本丸北西・酉門石垣(第535集)	第43次:大手門跡および周辺(第517集) 第44次:東丸西側土手石垣測量(第517集)	第45次:二の丸詰門付近石垣測量	2023年度調査地点(年次報告2023)		2023年度調査地点(年次報告2023)		
2024	令和6	災害復旧:中門・本丸北西石垣・酉門石垣(第535集)	第46次:大手門跡および周辺(第526集) 第47次:大手門脇櫓下石垣・本丸北西壁下石垣・下馬平場石垣測量				2024年度調査地点(年次報告2024)		
2025	令和7	災害復旧:本丸北西・酉門石垣(第535集)	第48次:大手門跡および周辺(第534集) 第49次:登城路跡(第534集)						
2026	令和8		第50次:大手門跡および周辺(第〇集) 第51次:貯水槽石垣・御清水石垣・下馬脇石垣・沢曲輪石垣・巽門東側石垣測量						

※第〇集:仙台市文化財調査報告書　　年報:東北大学埋蔵文化財調査年報　　年次報告:東北大学埋蔵文化財調査室年次報告　　調査報告:東北大学埋蔵文化財調査室調査報告

※三の丸土塁の呼称は報告書刊行時のものを記載しています。

3－3 城郭構造等の様相・変遷

仙台城跡の歴史的変遷については、「2－2 歴史的環境」において整理しましたが、ここでは、特に整備対象となる城郭構造や仙台城の縄張り、各曲輪の様相の歴史的な変遷や、石垣の技術的変遷について『仙台市史 特別編7』城館編や保存活用計画で整理した仙台城の情報を基に、改めて整理します。

仙台城下絵図や修理に関する記録について、現在、別表のとおり把握しています。

仙台城を描いた最も古い絵図は正保2(1645)年制作の「正保絵図」です。そのため、築城当初の様相については分かっていない部分が多いです。また、絵図は城下絵図と修復窺絵図に大別され、城内の建物を描いた絵図は数少なく、建物の指図については、現在のところ正面側面を描いた姿絵図があります。また、藩の公式記録は「治家記録」であり、その中に築城、災害による被災、修復などの記事が残されています。その他に、藩士の記録に、城での勤務のための覚書などがあります。これらの資料を基に、各曲輪の様相について確認します。

なお、別表に掲載したもの以外にも、近代以降の地図類や写真資料などが存在しており、仙台城跡の様相や変遷を把握するうえで重要な資料となっています。

表3-2 仙台城関係絵図(1)

1 幕府提出用城下絵図

番号	絵図名称	製作年（西暦）	所蔵（目録番号）	特徴
1	奥州仙台城絵図	正保2年（1645）	仙台市博物館	いわゆる正保城絵図
2	奥州仙台城并城下絵図	天和2年（1682）	宮城県図書館（81）	

2 藩政用城下絵図

番号	絵図名称	製作年（西暦）	所蔵	特徴
1	仙台城下絵図	寛文4年（1664）	宮城県図書館（73）	本丸、二の丸の殿舎を立体的に描く
2	奥州仙台城絵図	正保3～寛文8年（1646～1668）	宮城県図書館（839）	
3	仙台城下絵図	寛文8・9年（1668・69）	第二高等学校旧蔵	文献記載、原本所在不明
4	仙台城下絵図	寛文9年（1669）	宮城県図書館（74）	
5	仙台之城図	寛文年間？	大分県臼杵市（702）	
6	仙台之城図	寛文年間？	大分県臼杵市（703）	
7	仙台城下絵図	延宝～天和（1673～84）	仙台市歴史民俗資料館	
8	仙台城下絵図	延宝6～8年（1678～80）	宮城県図書館（76）	
9	仙台城下大絵図	延宝6～8年（1678～80）	宮城県図書館（77）	
10	仙台城下大絵図	延宝6～8年（1678～80）	宮城県図書館（78）	
11	仙台城下絵図	延宝6～8年（1678～80）	宮城県図書館（79）	
12	仙台御城下全図	延宝6～天和2年（1678～82）	宮城県図書館（80）	
13	仙台藩治絵図	延宝6～8年（1678～80）	第二高等学校	文献記載、原本所在不明
14	仙台城下絵図	延宝年間（1673～81）	個人	
15	仙台城下絵図	天和2年（1682）	宮城県図書館（75）	絵図の内容は延宝年間のもの
16	仙台城下絵図	天和2年（1682）	宮城県図書館（82）	題箋「仙台家中屋敷図」
17	仙台御城下御絵図	天和2年（1682）	不明	文献記載、原本所在不明
18	仙台城下五筐卦絵図	元禄4・5年（1691・92）	仙台市博物館	
19	仙台城下絵図	元禄16～享保17年（1703～32）	個人	文献記載、原本所在不明
20	享保年間仙台全図	享保9年（1742）	宮城県図書館（83）	
21	仙台城下絵図	享保9年（1742）	東北歴史博物館	
22	仙台城下絵図写	享保11～19年（1744～52）	仙台市博物館	
23	仙台城下絵図	宝暦・明和年間（1751～72）	仙台市博物館	
24	仙台地図	安永元～7年（1772～78）	個人	文献記載、原本所在不明
25	仙台御城下絵図	安永元～7年（1772～78）	個人	
26	仙台城下絵図	安永元～7年（1772～78）	仙台市博物館	
27	仙台城下絵図	天明3～寛政元年（1783～89）	個人	文献記載、原本所在不明
28	仙台城下絵図	寛政元年（1789）	仙台市博物館	
29	仙台城下絵図	文化9～14年（1812～17）	個人	文献記載、原本所在不明
30	仙台城下絵図	文政3年（1820）	個人	文献記載、原本所在不明
31	御城下町割図	天保4年（1833）	宮城県図書館（84）	
32	安政補正改革仙府絵図	安政2・3年（1855・56）	第二師団司令部	文献記載、原本所在不明
33	仙台城下略絵図	不詳	宮城県図書館（85）	
34	仙台城下絵図	江戸中期	仙台市博物館	
35	仙台城下絵図	江戸中～後期	仙台市博物館	

表3-3 仙台城関係絵図(2)

3 修復竣絵図

番号	絵図名称	製作年（西暦）	所蔵	特徴
1	仙台城修復竣絵図	寛文8年（1668）	仙台市博物館	
2	仙台城修復竣絵図	元禄7年（1694）	仙台市博物館	
3	仙台城普請奉竣御絵図	元禄7年（1694）	仙台市博物館	
4	仙台城修復竣絵図	宝永4年（1707）	仙台市博物館	伊澤家コレクション
5	仙台城普請奉竣御絵図	享保6年（1721）	宮城県図書館（850）	
6	仙台城修復竣絵図	享保6年（1721）	仙台市博物館	
7	仙台城修復竣絵図	享保10年（1725）	不明	文献記載、原本不明
8	仙台城修復竣絵図	享保13年（1728）	仙台市博物館	
9	陸奥国仙台城普請竣	享保15年（1730）	宮城県護国神社	
10	陸奥国仙台城当五月破損之所図	元文4年（1739）	宮城県図書館（849）	
11	仙台城修復竣絵図	元文4年（1739）	仙台市博物館	
12	仙台城修復竣絵図	元文4年（1739）	仙台市博物館	

4 藩政用城絵図（全体）

番号	絵図名称	製作年（西暦）	所蔵	特徴
1	仙台城絵図	不明	仙台市博物館	本丸・二の丸の殿舎を立体的に描写
2	仙台城絵図	寛文8～天和2年（1668～1682）	個人	墨書きの方眼入り
3	青山公造制城郭木写之略図	不明	宮城県図書館（840）	圧痕による方眼入り、貼り絵図
4	仙台城郭略図	不明	宮城県図書館（841）	「木写之略図」の写し
5	奥州仙台城図	江戸時代中期～末期	国立国会図書館	日本古城絵図　東山道之部（6）197

5 藩政用城絵図（本丸）

番号	絵図名称	製作年（西暦）	所蔵	特徴
1	御本丸御殿略図	不明	宮城県図書館（842）	孔版本
2	御本丸御家作御絵図	明治元年（1868）	宮城県図書館（843）	袋書に「古絵図明治元年十月四條殿参謀江指出写置者也」
3	御本丸大広間地絵図	不明	（財）斎藤報恩会旧蔵	所在不明
4	青葉城御本丸之図	不明	仙台市博物館	
5	仙台城旧御本丸御屋形図	明和4年（1767）	仙台市博物館	明治26年（1893）遠藤充信筆写
6	御本丸御屋形大略之図	不明	不明	文献記載、原本所在不明
7	仙台城旧本丸屋形図	不明	不明	文献記載、原本所在不明
8	御本丸千畳敷之図	不明	不明	文献記載、原本所在不明

6 藩政用城絵図（二の丸）

番号	絵図名称	製作年（西暦）	所蔵	特徴
1	御二之丸御指図	不明	宮城県図書館（844）	元禄期の改造以前の姿
2	享和二年之御家作御絵図写	享和2年（1802）	宮城県図書館（845）	文化元年（1806）火災以前の姿
3	文化元年御造営御絵図写	文化元年（1804）	宮城県図書館（846）	
4	仙台城二之丸御座敷絵図	不明	宮城県図書館（847）	
5	御二丸御城中並御中奥水抜溝御絵図	不明	不明	文献記載、原本所在不明
6	御二丸御家作水抜御絵図	不明	仙台市博物館	
7	勤政庁絵図	明治初年	宮城県図書館（848）	藩知事一家の部屋割りを付箋で貼付

7 藩政用城絵図（御修復帳）

番号	絵図名称	製作年（西暦）	所蔵	特徴
1	仙台藩封内神社仏閣等作事方役所修繕ニ属スル場所調	寛文～元禄年間（1661～1704）こ	宮城県図書館（894）	
2	御修復帳	安永～天保年間（1772～1844）こ	東北大学	
3	御修復帳	文化・文政年間（1804～30）ころ	宮城県図書館（893）	

8 藩政用城絵図（姿図）

番号	絵図名称	製作年（西暦）	所蔵	特徴
1	仙台城及び江戸上屋敷主要建物姿絵図	不明	仙台市博物館	千田家資料

表3-4 仙台城関係絵図(3)

9 その他絵図（儀式時の覚書など）

番号	絵図名称	製作年（西暦）	所蔵	特徴
1	御入部方絵図	天保13年（1842）	宮城県図書館（852）	
2	御座敷絵図	不明	宮城県図書館（884）	
3	御着城之節警護配置絵図	不明	宮城県図書館（番外1）	
4	御城中席絵図並口解	嘉永元年（1848）	石巻市	毛利コレクション
5	初鏡心之手綱	安政2年（1855）以降	仙台市博物館	
6	仙台城之図	安政4～文久2年（1857～62）	不明	文献記載、原本所在不明
7	仙台城内樋森御酒屋之図	不明	個人	文献記載、原本所在不明

10 絵画資料

番号	絵図名称	製作年（西暦）	所蔵	特徴
1	文久二年仙台城下図屏風	文久2年（1862）	仙台市博物館	
2	慶応元年仙台城下図屏風	慶応元年（1865）	仙台市博物館	
3	明治元年現状仙台城市之図	明治元年（1868）	仙台市博物館	
4	仙台領奥州街道絵図	江戸時代中期	仙台市博物館	
5	仙台青葉城中御崖作眺望図巻	文化・文政年間（1804～30）ころ	仙台市博物館	
6	仙台年中行事絵巻	嘉永2年（1849）ころ	仙台市博物館	

11 近代以降の絵図

番号	絵図名称	製作年（西暦）	所蔵	特徴
1	宮城県下第一大区絵図	明治5～9年（1872～76）	仙台市博物館	
2	宮城郡仙臺町地引図	明治8年（1875）	宮城県公文書館	
3	青葉城、宮城郡松森村、根岸村、荒巻村等坪数調	明治9年（1876）	宮城県公文書館	
4	青葉城坪数調	明治9年（1876）	宮城県公文書館	
5	仙台城北方隣地図並青葉城測量図	明治9年（1876）	宮城県公文書館	
6	仙台城近傍之図	明治18年（1885）	国立公文書館	

表3-5 修復窺

番号	年代		老中奉書				修復窺の覚		修復窺絵図				
	西暦	和暦	老中奉書（実物）	日付	治家記録に写し	日付	治家記録に写し	日付	修復窺絵図（実物）	日付	名称	所蔵	目録番号等
1	1647	正保4	○	5月19日									
2a	1668	寛文8			○	10月12日			○	10月4日	仙台城修理窺絵図	仙台市博物館	
2b	1673	寛文13	○	9月15日									
3	1681	天和元	○	11月21日									
4	1694	元禄7	○	11月29日					○	9月2日	仙台城修復窺絵図	仙台市博物館	齋藤報恩会目録A－Ⅲ497
									○	11月16日	仙台城普請奉窺御絵図	仙台市博物館	
5	1705	宝永2	○	10月28日									
6	1707	宝永4	○	9月27日			○	9月7日	○	（未確認）	仙台城修復窺絵図	仙台市博物館	伊澤家コレクション
7	1710	宝永7	○	12月28日									
8	1711	正徳2	○	6月29日									
9	1716	正徳6	○	2月11日									
10	1717	享保2	○	9月28日									
11	1719	享保4					○	12月					
12	1721	享保6							○	11月［ ］日	仙台城普請奉窺御絵図	宮城県図書館	目録850
									○	11月5日	仙台城修復窺絵図	仙台市博物館	齋藤報恩会目録A－Ⅲ401 市史城館P351
13	1723	享保8	○	4月28日									
14	1725	享保10	○	10月28日						10月21日	仙台城修復窺絵図	不明	『仙台城の建築』所収
15	1728	享保13	○	9月28日					○	9月15日	仙台城修復窺絵図	仙台市博物館	
16	1730	享保15	○	12月7日					○	11月18日	陸奥国仙台城普請窺	宮城縣護国神社	市博図録「仙台城」P31
17	1736	元文元			（発給日のみ）	5月27日	○	5月6日 5月12日					
18	1739	元文4			○	8月18日			○	7月	陸奥国仙台城当五月破損之所図	宮城県図書館	目録849
									○	8月	仙台城修復窺絵図	仙台市博物館	市史城館P352
									○	7月	仙台城修復窺絵図	仙台市博物館	齋藤報恩会目録A－Ⅲ458

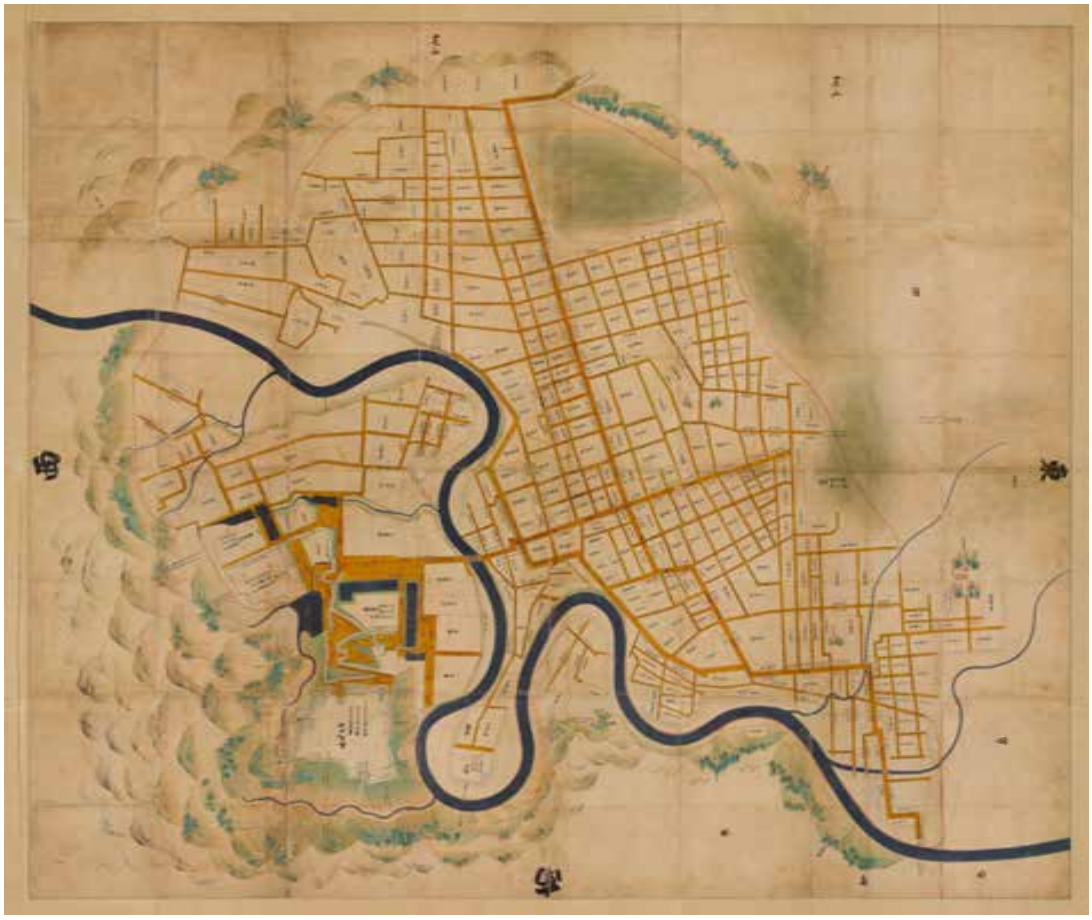

図3-5　奥州仙台城絵図　正保2(1645)年　仙台市博物館所蔵

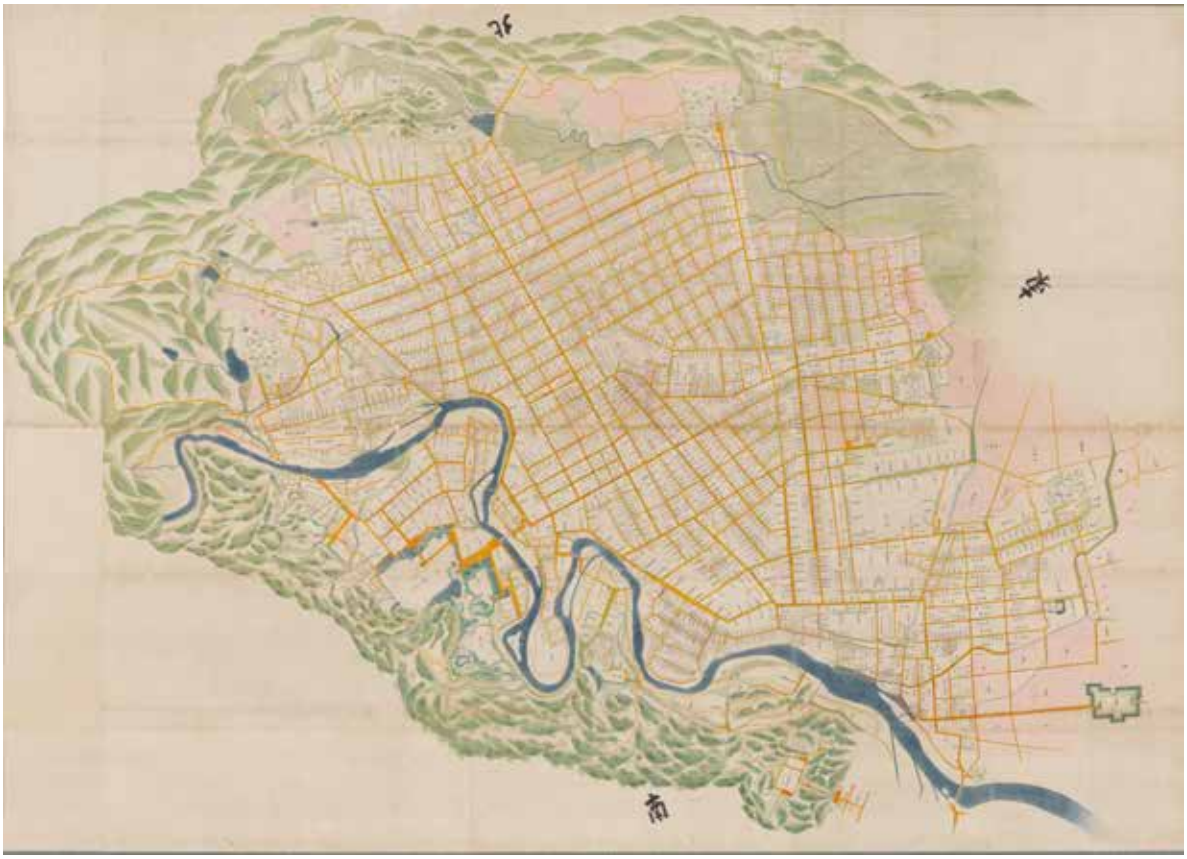

図3-6　仙台城下絵図　寛政元(1789)年　仙台市博物館所蔵



図3-7 仙台城修復伺絵図 元文4(1739)年 仙台市博物館所蔵

(1)仙台城の縄張り(曲輪の配置と登城路)

近世の仙台城は、その構造の変化から①伊達政宗によって仙台城が造られてから慶長年間(1596～1615)に一応の完成を見た時点まで、②幕藩体制が安定していく元和年間(1615～1624)から政宗晩年の寛永前期までの時期、③伊達政宗が死去し、2代目藩主忠宗によって二の丸が造営された寛永年間後期までの時期、④度重なる地震からの復興や二の丸が拡張される17世紀後半以降の時期、大きく4段階に分けることができます。

①築城期(慶長年間)

かつて国分氏の居城であった「千代城」の曲輪を利用して修築された本丸を中心として整備されました。また東丸(三の丸)には政宗の私邸的屋敷があったと考えられています。

②元和・寛永前期

この頃にはまだ二の丸は造られていませんが、文献資料から、後に二の丸が造られる区域には政宗の四男である伊達宗泰や政宗の重臣である茂庭綱元らの屋敷があった可能性が指摘されています。元和年間(1615～1624)には伝宗泰屋敷の北側には政宗の長女である五郎八姫の居館として西屋敷が造営されています。また、元和2(1616)年の地震を受けて石垣と櫓がことごとく破損したと記録があり、石垣の修復が行われています。

③寛永後期

伊達政宗の死去に伴い、二代藩主忠宗により、寛永15(1638)年から伊達宗泰の屋敷があったと伝えられる場所に二の丸の造営が開始されています。東丸(三の丸)も同じ頃に使われ方の変化があったことが判明しており、当初政宗の私邸的な屋敷があった場所に米蔵が置かれるようになり、以後、幕末まで米蔵が置かれ続けました。こ

の時期になると仙台藩の政務のほとんどは二の丸に移され、藩主の居館も二の丸へ移ります。本丸では仏事や正月行事の一部に限り行われ、この状態は幕末まで維持されます。この変化は仙台城が築城された当初は防御に重点を置く必要があり、本丸を山上に設けましたが、幕藩体制の安定に伴い、軍事面を重視する必要が薄れ、利便性を優先させたことが二の丸造営の理由であると考えられています。

④17世紀後半以降

四代藩主綱村により17世紀末から18世紀初頭にかけて二の丸を大きく改造され、この結果、二の丸は元の西屋敷を取り込む形で北側に拡張され、これ以降仙台城全体の基本的構成には変化が見られなくなり、仙台城は完成した姿を迎えることになりました。

防御施設のための外郭について見ていくと、築城当初、二の丸が未造営の頃は本丸から東丸（三の丸）にかけての区域は自然地形を有効に利用していることが分かります。本丸の東・南側は急峻な崖があり、北西側には沢（大深沢）があり、その先は溜池（中島池）に向かって流れ込んでおり、三方向は急峻な地形となっています。残る西側と、東丸（三の丸）に向かって下っていく北側は堀切や水堀を造っています。西側については、大深沢につながる位置に堀切を設け、北側は東丸（三の丸）を囲うように水堀（五色沼・長沼）と土塁をめぐらし、外部区画と遮断していました。

登城路については、本丸の正門である詰門に至る道筋は二つあり、一つは大手門から入る道で大手門→中門→本丸詰門という登城路（大手門登城路）で、もう一つは、東丸（三の丸）にある巽門から入る道で巽門→清水門→沢門→本丸詰門という登城路（巽門登城路）です。巽門登城路は複雑に折れ曲がり防御性が高いことから築城期の登城路として考えられています。一方で、大手門登城路については、その入り口である大手門の築造時期については、建築様式から慶長年間の建築とする説と、二の丸造営時に仙台城全体の大手口として大手門が造られたとの説がありますが、いずれも明確な証拠は見つかっていません。



図3-8　仙台城跡空撮（東から）　曲輪と登城路（令和6（2024）年撮影）

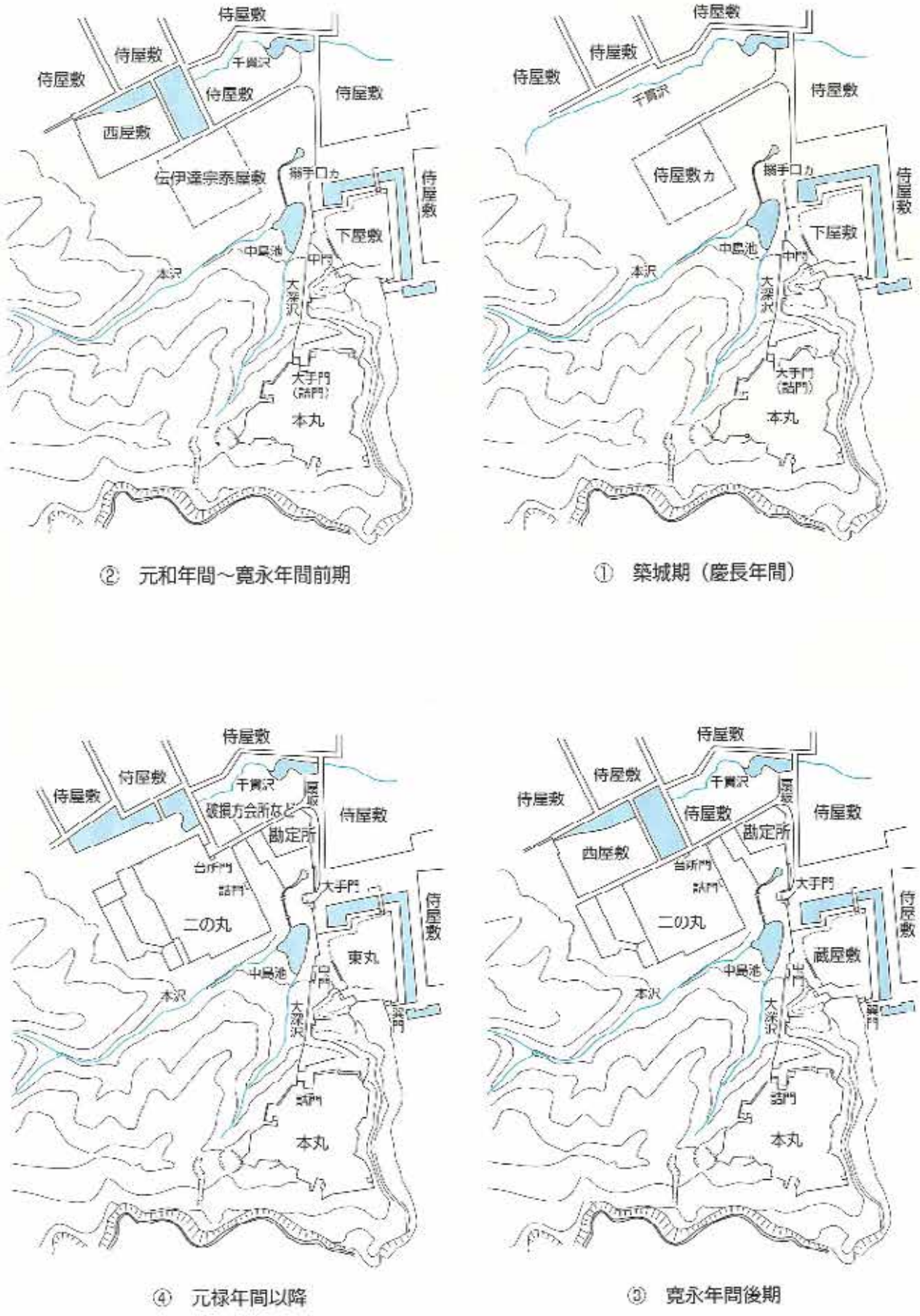

図3-9 仙台城の変遷模式図(仙台市史より転載)

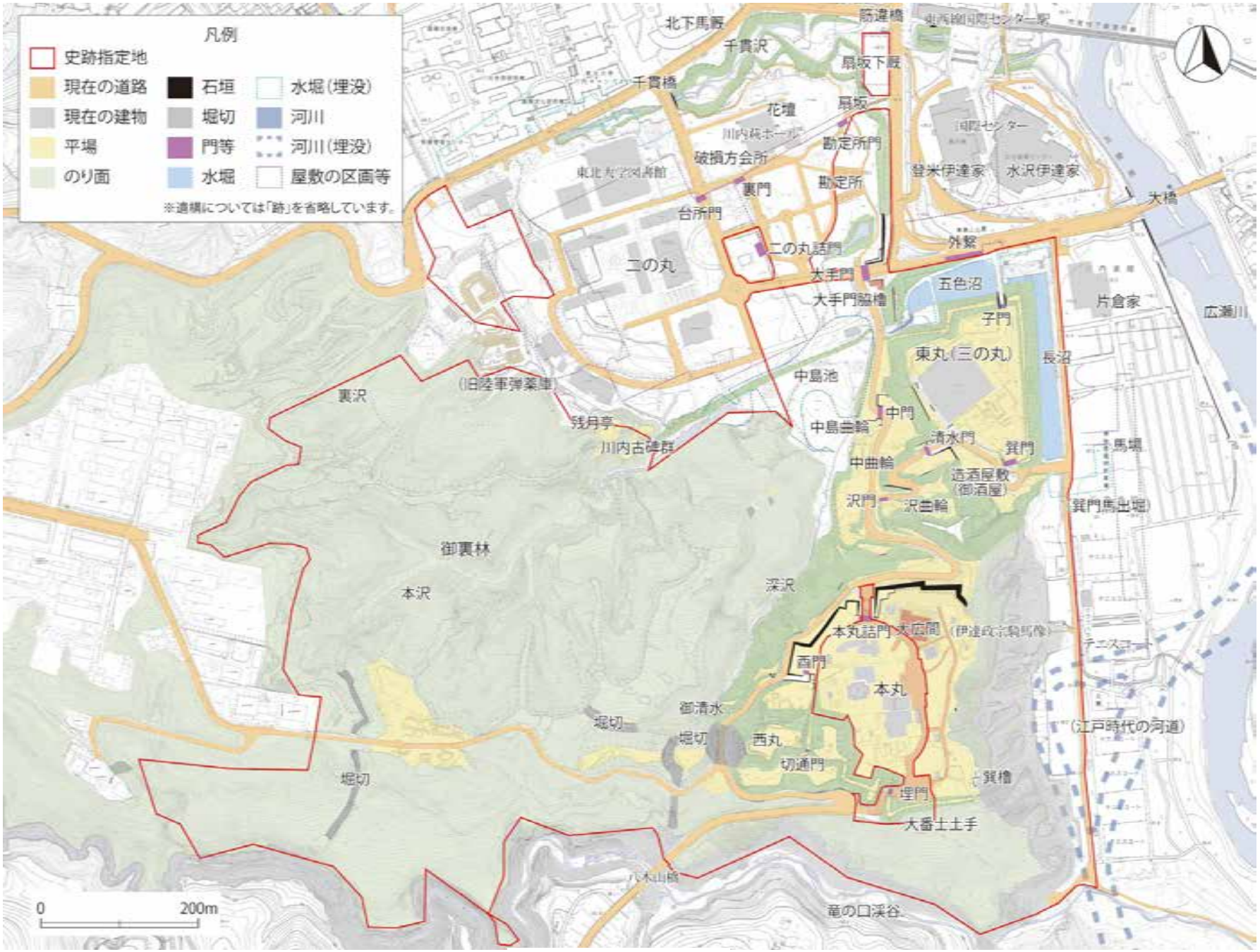

図3-10 仙台城跡全体図

(2)各曲輪の様相と変遷

①本丸の様相と変遷

本丸北面の縄張りの変遷は、本丸北壁石垣の解体工事に伴う発掘調査成果と絵図の表現から読み取ることができます。発掘調査により、古い段階の石垣が発見されました。現在の石垣は切石を使用した布積みのものですが、内部からは野面石・割石を使用した乱積みのものと、それより古い野面石を使用した乱積み・布崩し積みの石垣が発見され、全体として3時期の石垣構築の変遷が確認されています。城郭修復に関する史料の検討から、17世紀初頭の築城期の石垣、元和2(1616)年の地震以後の修復、寛文8(1668)年の地震以後の修復の3時期の変遷があったことが分かりました。本丸西面における縄張りの変遷は不明な点が多いですが、絵図からは天守台や西之丸、腰曲輪、切通門などの存在が確認できます。本丸内部の建物としては大広間、能舞台、書院、懸造、大台所、御守殿などとみられる建物群や御成門などが「寛文絵図」には描かれています。本丸に伴う城門には、詰門、埋門、酉門、切通門が配され、本丸内部の詰門を入り本丸御殿の玄関に至る途中には御成門が描かれています。他の城門と異なり、埋門については、延宝(1673～1681)以降の絵図において、建物が描かれなくなります。櫓については築城当初から存在していましたが、築城当初の櫓の数や配置について詳細は分かっておらず、元和2(1616)年の地震により「悉く破損」しています。

その後、再建された櫓については「正保絵図」で確認することができ、4基の三重櫓(東脇櫓・西脇櫓・艮櫓・巽櫓)と1基の2階櫓(酉門櫓)、平屋の長屋(多聞櫓)が描かれています。しかし、これらの櫓は正保3(1646)年の地震により倒壊し、以降の絵図に描かれなくなることから、これ以降本丸では櫓は再建されることがなかったと考えられています。



図3-11 奥州仙台城絵図正保2(1645)年
仙台市博物館所蔵(部分)

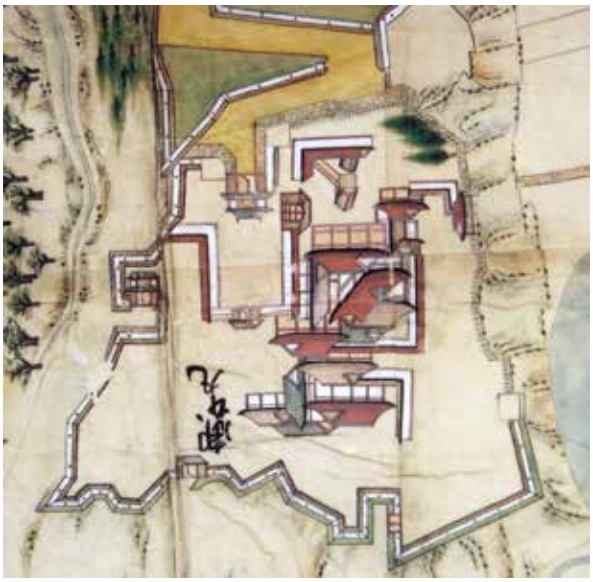

図3-12 仙台城下絵図 寛文4(1664)年
宮城県図書館所蔵(部分)



図3-13 仙台城下絵図 寛政元(1789)年
仙台市博物館所蔵(部分)

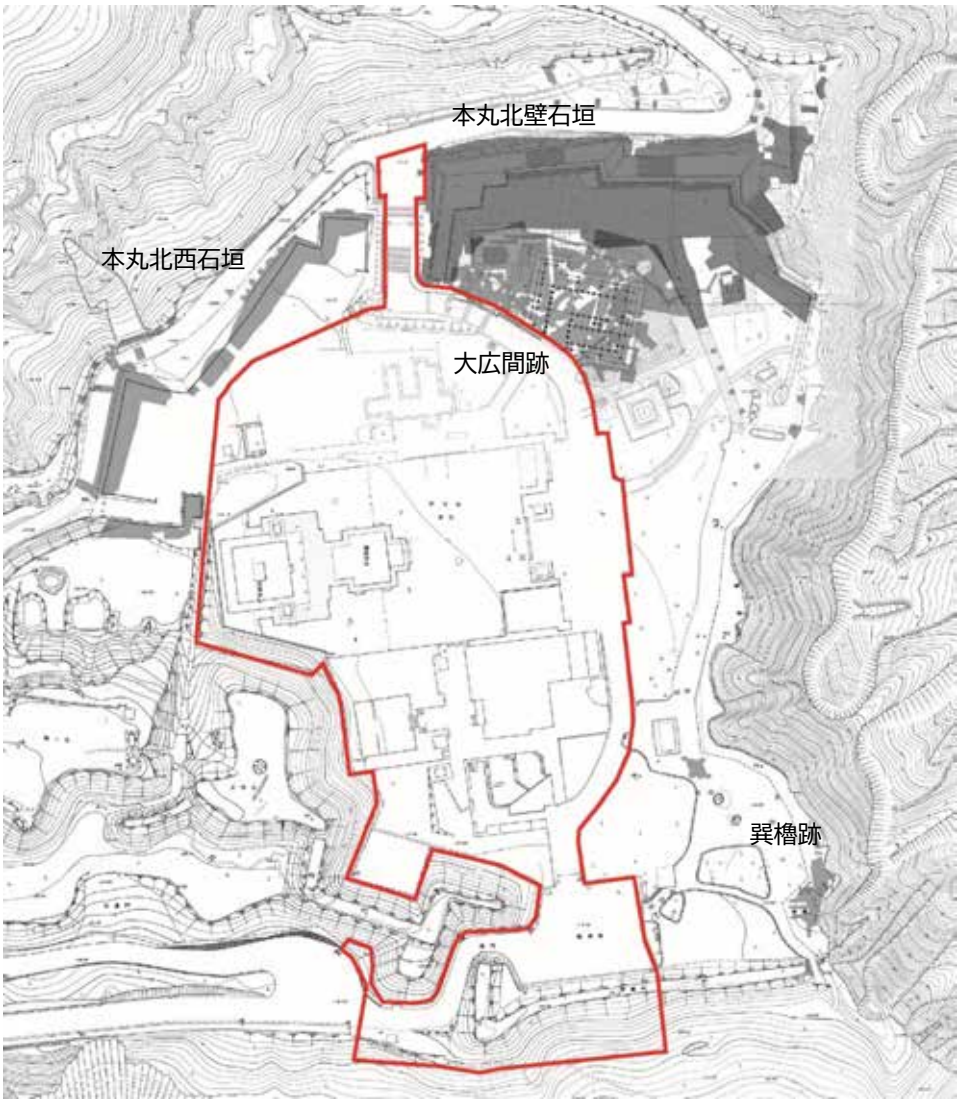

図3-14　本丸の遺構配置

②二の丸の様相と変遷

二の丸は大手門を入った北西側一帯に広がっており、前節で述べたように何段階かの変遷が確認されており、慶長年間の伊達宗泰や茂庭綱元らの屋敷としての段階、元和6（1620）年以降の宗泰の屋敷と西屋敷（五郎八姫の居館）が併存する段階、寛永15（1638）年に宗泰の屋敷跡に二の丸の造営が開始され、西屋敷と併存する段階、寛文元（1661）年に五郎八姫が死去した後、西屋敷が「天麟院様元御屋敷」として二の丸の附属施設として使用される段階、元禄年間以降、4代藩主綱村により大きく改造され、元の西屋敷を取り込む形で北側に拡張された段階に区分することができます。

その他、二の丸周辺の主な建物としては、城門として大手門があります。門は幅約20m、高さ約12.5mの2階建門で、門の南側には一部2階建ての脇櫓が付属し、塀が接続しています。前述のように大手門の築城時期については、慶長年間または、寛永年間後期とする説がありますが、少なくとも「正保絵図」に描かれることから、この頃までには築造されていたことが分かります。

大手門の裏側には中島池があり、絵図によっては「溜池」と描かれています。この中島池は南側の沢から流れ込んだ水の水流を調整し、東側の五色沼へ水を流す構造であったと考えられています。また中島池からは大手門の背後を通り北側へも水路が延びていますが、「正保絵図」では大手門北側の段丘崖まで延びるように描かれ、その先は途切れています。この水路は、さらに後の絵図では土手まで進まずに途中で途切れるようになります。



図3-15　奥州仙台城絵図正保2(1645)年
仙台市博物館所蔵(部分)



図3-16　仙台城下絵図　寛政元(1789)年
仙台市博物館所蔵(部分)

③東丸(三の丸)の様相と変遷

築城期における東丸(三の丸)の様相は発掘調査により、ゴミ穴と考えられる遺構から「元和」と記された木簡が出土し、17世紀初めの美濃窯産の茶器などが出土したことから、伊達政宗在世中には屋敷と庭園があったと考えられています。その後、東丸(三の丸)部分の曲輪名は「正保絵図」では「蔵屋敷」、「寛文絵図」では「御米蔵」となり「天和絵図」では「東丸」と記され、この曲輪の機能については、蔵屋敷、御米蔵という名称や絵図において細長い倉庫風の建物が描かれることから米蔵を置く蔵屋敷となり、幕末まで続いたと考えられます。

その他の東丸(三の丸)の建物としては、城門として巽門、子門が配されていました。巽門は東丸(三の丸)の南東部に位置し、絵図では瓦葺き入母屋造の2階門として描かれていますが、昭和20年までに残存していた門は桟瓦葺き、切妻造りの門でした。発掘調査により規模が確認されており、南側の桁行5間、総長13.06m、西側梁間3間、総長5.12mと確認されました。子門は東丸(三の丸)北東部に位置し、絵図では瓦葺き切妻造りの2階門として描かれています。



図3-17　奥州仙台城絵図正保2(1645)年
仙台市博物館所蔵(部分)



図3-18　仙台城下絵図　寛政元(1789)年
仙台市博物館所蔵(部分)



図3-19　遺構配置模式図「仙台城ポケットガイド」(仙台市博物館)より

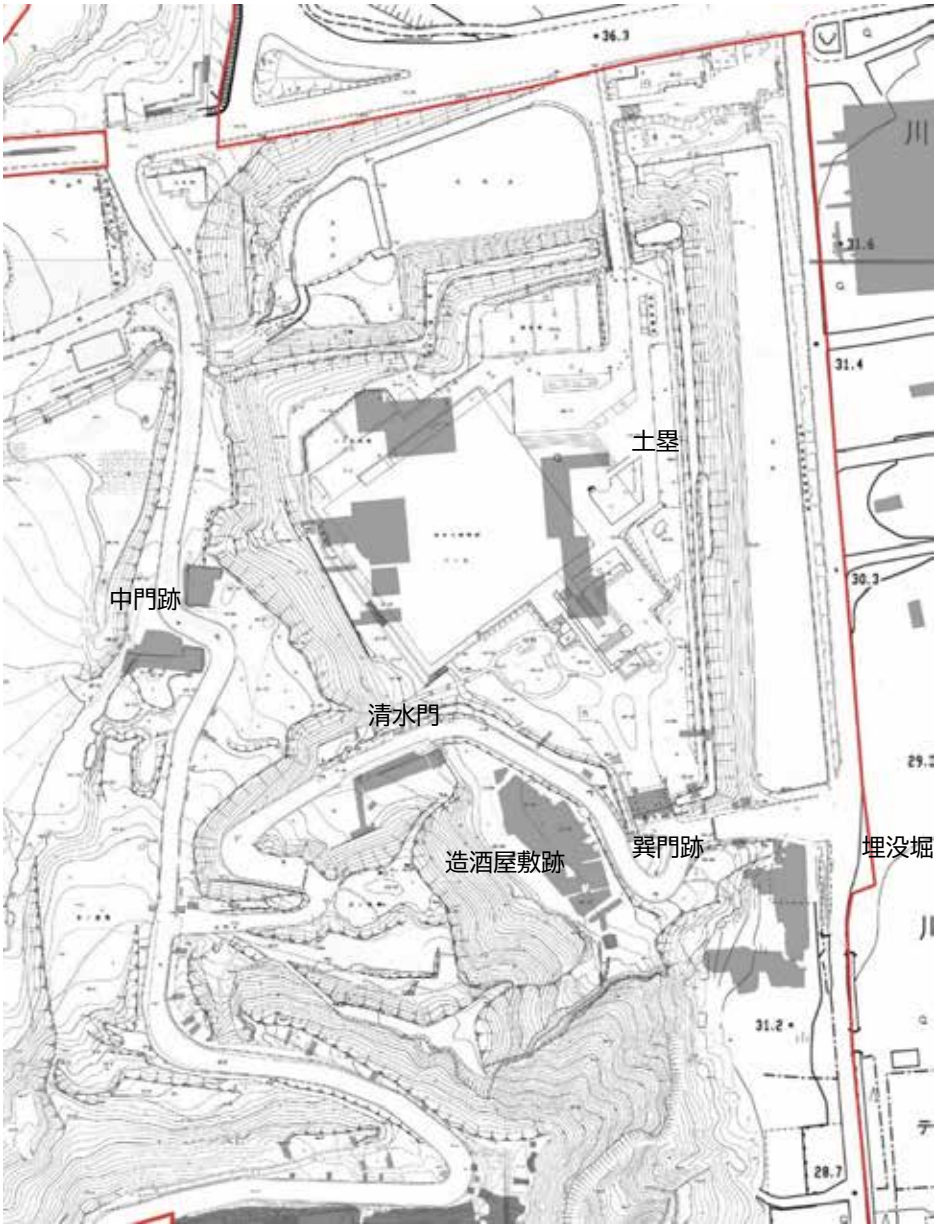

図3-20東丸(三の丸)の遺構配置

(3)石垣の変遷

城内の石垣については、平成15(2003)年に城内の遺構分布調査を実施し、位置と概ねの規模について把握しています。石垣は、使用される石材や積み方の違いにより、多様な様相が認められます。本丸北壁石垣の修復工事に伴う発掘調査により、概ねの技術的な変遷が想定されていますが、今後、個別の石垣の測量図の作成と詳細観察に基づく検討が必要です。

仙台城は慶長6(1601)年から普請が開始されますが、築城期の石垣は、解体工事に伴う調査で本丸北東部と本丸詰門付近で発見されています。野面石を、主に正面を横長に据え、布崩し積みもしくは乱積みで積むものです。本丸北東部の石垣は途中に段を設けており、勾配は47度～52度と比較的緩く、途中での勾配変化はありません。詰門付近の石垣は2段の検出で、勾配が75度です。同じく築城期と推定される石垣は、酉門付近や本丸北西石垣の一部に認められます。酉門付近では、鏡石といえるような配石が認められます。

元和2(1616)年の地震による被災後の修復石垣は、本丸東部で発見されています。野面石、割石を使用し、正面にノミ加工が施される築石もあるように、正面の平面性を意識しています。正面を横長に据えるとは限らず、控えを長く据えています。積み方は乱積みであり、目地には詰石が丁寧に配されます。勾配は57度～68度であり、途中での勾配変化はありません。この段階の石垣に様相が類似するものは、清水門石垣の基部付近、清水門北側石垣などに見られます。

寛文8(1668)年の地震による被災後の修復石垣は、本丸北壁石垣に代表されます。築石は、正面を四角く加工し、艫(とも)に向かって細くなる四角錐形の切石を使用し、布積みで積んでいます。角石は、直方体に加工された石材を算木積みし、角石の稜線は「江戸切り」と呼ばれる加工で強調しています。石垣の勾配は前段階のものと異なり、途中で変化します。全体的な傾向として、概ね下からある程度の高さまでは直線的な勾配であり、そこから天端にかけて勾配が急になるように徐々に変化します。勾配の傾向は大きく2つに分かれ、下部が61度～63度でそこから天端が76度～82度へと変化する部分(例:C 面角部)と、下部が68、69度でそこから天端に向かい79、80度に変化する部分(例:E 面角部)があります。寛文8(1668)年の地震による被災石垣の修復は、本丸北壁石垣の他、本丸北西石垣、酉門石垣、中門北石垣で行われた記録があり、地震前後の絵図の比較や、発掘調査の成果から、石垣の平面プランの変更を伴う修復であったことが分かっています。

寛文8(1668)年の地震の被災石垣の修復以降は、被災箇所を元に戻す修復が行われており、石垣の平面形の変化を伴うような大きな改変はないとみられます。現在のところ、史料において新設の石垣とみられるのは、天和元(1681)年に修復が許可された、三の丸(東丸)西部土手下の土留石垣です。

石垣の修復は、近現代でも行われています。昭和7(1932)年から昭和9(1934)年の間に、中門南石垣の修復、昭和14(1939)年から昭和17(1942)年の間に本丸北西石垣の修復が行われたと推定されます。昭和52(1977)年には、中門北石垣の修復が行われています。また、地震による修復は、昭和39(1964)年の新潟地震により被災した清水門石垣、昭和53(1978)年の宮城県沖地震で被災した清水門石垣、子門石垣、平成15(2003)年の地震で被災した中門石垣、清水門石垣、平成23(2011)年の地震で被災した本丸北西石垣、酉門石垣、中門石垣、清水門石垣、大手門北側土塀石垣、令和3(2021)年及び令和4(2022)年の福島県沖地震で被災した本丸北西石垣、酉門石垣、中門石垣で行われています。

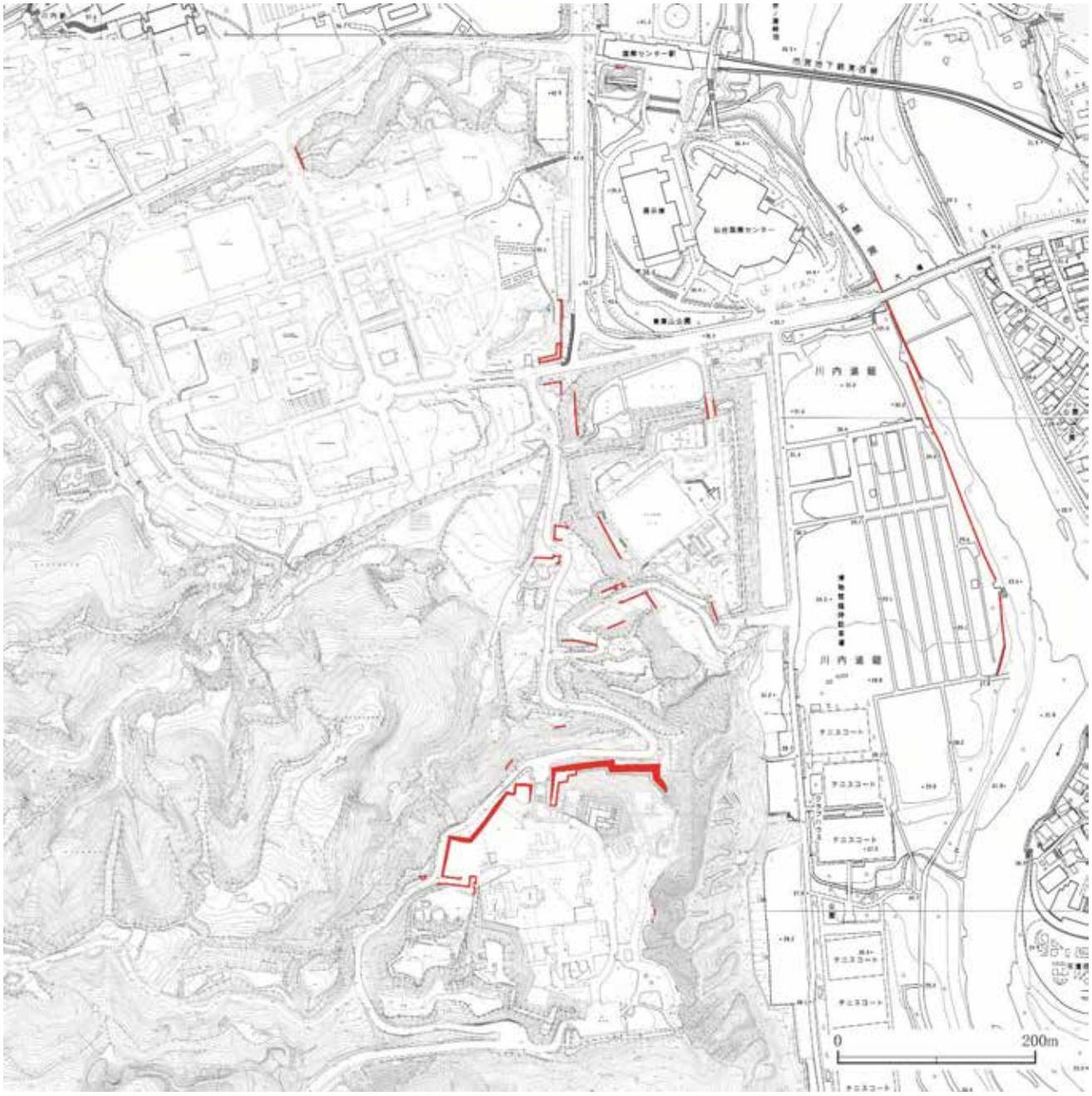

図3-21 石垣の位置図

第4章 仙台城跡の本質的価値

本質的価値とは、「その土地に存在する『遺跡』が土地と一体になって有する我が国の歴史上又は学術上の価値」とされています。本章では、現行計画を引き継ぎ、「史跡仙台城跡保存活用計画」で整理した本質的価値の内容を基に、整備の観点を加えて仙台城跡の本質的価値を再整理します。

仙台城跡の本質的価値は、大きく3つの視点から整理することができます。1つ目の視点は、日本有数の大大名であった伊達家の居城であり藩政を司る城郭として、さまざまな土地利用の変遷を重ねながら現代に至るまで守り伝えられてきたという歴史的視点。2つ目の視点は、初代藩主政宗が生み出した、従来の伝統を重んじながらも上方の新しい文化を取り入れ、後世に継承されていく特色ある文化の出発点であるという文化的視点。3つ目の視点は、青葉山や竜の口渓谷、広瀬川等の自然環境と一体となって歴史的景観を形成しているという自然的視点です。

これら3つの視点を踏まえ、仙台城跡の本質的価値を以下に5つ提示します。

1 良好に残る城郭全体の基本的形状と各遺構

仙台城跡は、明治維新後の火災や破却、戦災等により、藩政期の歴史的建造物がほぼ失われています。しかしながら、本丸跡、二の丸跡、東丸（三の丸）跡といった主要な曲輪や登城路などの城郭の基本形状に加え、石垣、土塁、堀跡、門跡などの遺構も良好に残っています。また、遺物も多く確認しています。

なお、城内には多くの未調査箇所があることから、今後の調査によって発見される遺構や遺物も史跡の本質的価値を構成する重要な要素となります。



図4-1 仙台城跡の基本的形状

■構成要素

曲輪／曲輪内の各遺構／石垣／土塁／堀跡／門跡／堀切／登城路／自然地形／出土遺物

2 時代の移り変わりを示す城郭構造

仙台城跡は、築城期における本丸が持つ山城的性格と、後に造営される二の丸が持つ平城的性格が併存する城郭構造に特徴があり、これは徳川政権の確立へ向かう政治情勢の過程を反映している点で重要です。



図4-2 大橋付近からみた明治初期の二の丸跡
（仙台市博物館所蔵に追記）

二の丸造営後、仙台城は藩政に関わる施設が飛躍的に充実し、藩の行政機構を整えていきます。敷地の拡張も経て完成した二の丸御殿は、大手門と一体となって近世城郭らしい風格ある威容を誇っていました。一方本丸は、政治の中心としての機能が二の丸に移った後も、公的儀式の場として大広間や城下を一望する懸造など一部の建物が維持されました。その結果、築城期の軍事的性格とは異なる機能をもった空間となり、二の丸跡とともに初代藩主政宗以後の仙台城跡を特徴付けています。

■構成要素

主要曲輪／曲輪内の各遺構／登城路

3 本丸北壁石垣の変遷と城内の石垣にみる変化

本丸北壁石垣の解体修復に伴う発掘調査では、3時期にわたる石垣の変遷や内部構造を確認し、築城の様子を明らかにしました。ここで確認した石垣の変遷は、城内の随所に残る石垣の構築年代の検討や、地震災害からの復旧を表す遺構として重要です。

また、城内に残る石垣にも、石材の加工方法や積み方等に異なる特徴が認められます。これは、構築年代の差を示唆する一方で、主に大手道上での視覚的な演出や修復の履歴といった仙台城跡の歴史を直接的に反映しており、仙台城跡の理解を深めるうえで高い価値を有しています。



図4-3 本丸北壁石垣で確認した3時期の石垣

■構成要素

石垣（埋没石垣含む）

4 政宗らしさをうかがわせる特色ある遺構と遺物

初代仙台藩主である伊達政宗は、伝統を重んじつつ、当時流行の舶来品であるガラス器や最新の技術と建築様式、絵画などを取り入れた大広間等の新しい要素を組み入れることにより、政宗らしさともいえる特色のある文化を築き上げました。これまでの発掘調査でも、それらの文化を特徴付ける遺構や遺物を確認しています。



図4-4 遺構表示された本丸大広間跡

本丸には大広間を中心とした桃山期の特色を受け継ぐ御殿群があり、本丸北壁石垣の調査でまとまって出土したヨーロッパ産ガラス器や金箔瓦を含む近世初期の遺物群は貴重な資料です。一方、初代藩主政宗の下屋敷があった東丸（三の丸）跡では、池や茶室の跡と共に高級茶器等を確認しています。また、酒造屋敷跡は、発掘調査により酒造りを裏付ける建物跡や遺物を確認しており、城内で酒造りが行われていたことを示す全国的にも極めて珍しい場所です。これらの特色ある遺構や遺物等は、政宗らしさをうかがわせる文化として高い価値を持っています。

■構成要素

本丸跡の遺構と遺物／東丸（三の丸）跡の遺構と遺物／造酒屋敷跡の遺構と遺物

5 杜の都仙台の象徴

仙台城跡は「仙台」発祥の地として、近世から現代に至るまで、地域とともに歴史を刻んできた杜の都仙台を象徴する史跡です。(詳細は本計画P27　2－2(2)を参照)

近世は伊達家の居城が置かれる仙台藩政の拠点であり、近代以降は本丸跡が公園等として地域住民に活用され、二の丸跡は旧軍施設や大学として利用されました。現代では地域住民だけでなく、全国の人々が訪れる仙台の主要観光拠点となっています。本丸跡からの眺望は、来訪者に緑豊かな景観を深く印象付け、「杜の都」という呼称の普及に大きく貢献しました。



図4-5　仙台城跡東側(市街地方面)からの整備イメージ俯瞰図

※現時点での整備イメージ図であり、今後整備内容を変更する場合があります。

このような様々な土地利用の中で、藩政期より保護されてきた青葉山の豊かな自然は国指定天然記念物、仙台城跡は国指定史跡となり、地域と行政が一体となってその価値を護り続けてきました。仙台城跡のように国指定史跡の中に国指定天然記念物を含む城郭は全国的にも稀有であり、杜の都仙台の象徴としての価値をより高めています。

■構成要素

曲輪等の全体的地形／城郭の一部としての自然地形／天然記念物青葉山／水利システム／眺望

第5章 仙台城跡及び広域関連整備の現状と課題

5－1 前期事業計画での整備

(1)事業全体の進捗状況

現行計画では、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度の10年間を事業期間とし、前期(令和3～7年度)・後期(令和8～12年度)の期間を設けて、各時期の終わりに進捗状況の確認と整理を行うこととし、「整備に向けた調査」「景観の整備」「史跡の整備」の3つの柱を基に整備及び調査を実施しました。

しかし、令和3(2021)年及び令和4(2022)年に発生した福島県沖地震により、本丸北西石垣、酉門石垣、中門石垣、清水門石垣及び沢の門下石垣等が被災したため、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度に災害復旧事業を行いました。この対応のため、現行計画の一部事業について、実施時期を変更し、計画に遅れが生じています。

(2)個別事業の進捗状況

【調査】

①整備に向けた調査

ア. 植生調査・計画

令和3(2021)年度及び令和5(2023)年度に、整備対象範囲について樹木調査を実施するとともに、令和4(2022)年度には植生修景方針を策定しました。また、植生修景にあたり、史跡地内の自然環境の把握及び保護のため、令和6(2024)年度に低木・草本調査、令和7(2025)年度に動物・昆虫調査を実施しました。

イ. 発掘調査

東丸(三の丸)土塁、巽門登城路、扇坂下の発掘調査を実施しました。巽門登城路の発掘調査については、災害復旧対応のため、令和4(2022)年度から令和6(2024)年度まで実施を見送り、令和7(2025)年度に再開しましたが、令和8(2026)年度については、計画改定により事業スケジュールを再検討することを踏まえ実施を見送りました。

ウ. 測量調査(石垣測量・動態観測)

石垣測量調査については、城内で確認できる主な石垣38箇所のうち、令和8(2026)年度末時点で20箇所(災害復旧事業で実施した測量を含む)が完了しました。

②整備に向けた調査(大手門)

ア. 大手門復元関連基礎調査(史資料調査・地形測量)

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度に、大手門に関する史資料として、絵図や絵画、古写真・映像資料、金具等の伝世資料、文献・図面等を収集、分析したほか、地形測量や類例調査を進めました。また、それらの成果や発掘調査成果を基に、令和7(2025)年度に仙台城大手門復元基本構想を策定しました。令和8(2026)年度には収集した史資料や発掘調査成果から大手門及び大手門脇櫓の建築的な構造や変遷を検証する史資料調査を行うとともに、中島池跡及び周辺の地質調査を行いました。

イ. 大手門周辺(大手門・中島池・二の丸詰門)発掘調査

令和5(2023)年度より大手門周辺の発掘調査を行い、大手門の柱の痕跡(礎石跡)や、大手門及び大手門脇櫓の周囲を巡っていたと考えられる雨落ち溝(石組側溝)を検出し、大手門と大手門脇櫓の原位置の推定

につながる重要な成果が得られました。また、大手門背面を流れる水路（堀）跡を検出するなど、中島池跡周辺の構造の検証が進みました。

ウ. 大手門周辺石垣測量調査（石垣測量・動態観測）

大手門整備ゾーンには、大手門脇櫓石垣、大手門脇櫓下石垣、大手門北側土塀石垣、大手門北脇池石垣があります。このうち、大手門北脇池石垣以外については令和6（2024）年度までに測量を実施済みであり、動態観測を実施しています。

【整備】

③大手門整備ゾーン

大手門北側土塀や中島池周辺等に繁茂する植生を対象に修景を実施する予定でしたが、全国都市緑化フェアの開催に合わせて登城路整備ゾーンの植生修景を先行して実施したこと、また令和7（2025）年度策定の大手門復元基本構想を踏まえて、実施時期を再検討し、実施を見送りました。

④東丸（三の丸）整備ゾーン

東丸（三の丸）土塁の顕在化のため、令和4（2022）年度から6（2024）年度に植生修景を実施したほか、土塁上への園路整備として、令和5（2023）年度から7（2025）年度に設計、令和8（2026）年度に工事を行いました。

⑤登城路整備ゾーン

令和5（2023）年度に開催された全国都市緑化フェアに合わせて実施時期を変更し、令和4（2022）年度から6（2024）年度、令和8（2026）年度に植生修景を実施しました。また、発掘調査成果に基づき、登城路（巽門～沢門）の復元整備を実施する予定でしたが、災害復旧への対応に伴い発掘調査の実施に遅れが生じているため、整備に着手していません。

⑥本丸整備ゾーン

令和4（2022）年度に植生修景を実施しました。巽櫓跡周辺整備については、災害復旧対応のため、実施時期を変更し、令和7（2025）年度より設計を進めています。東側崖面は、崩落を防止するため法面保護等を行う予定としていましたが、災害復旧事業を優先的に実施するため、事業の実施を見送っています。

⑦修景（維持管理）

整備済み箇所などについて、除草等による維持管理に取り組みました。

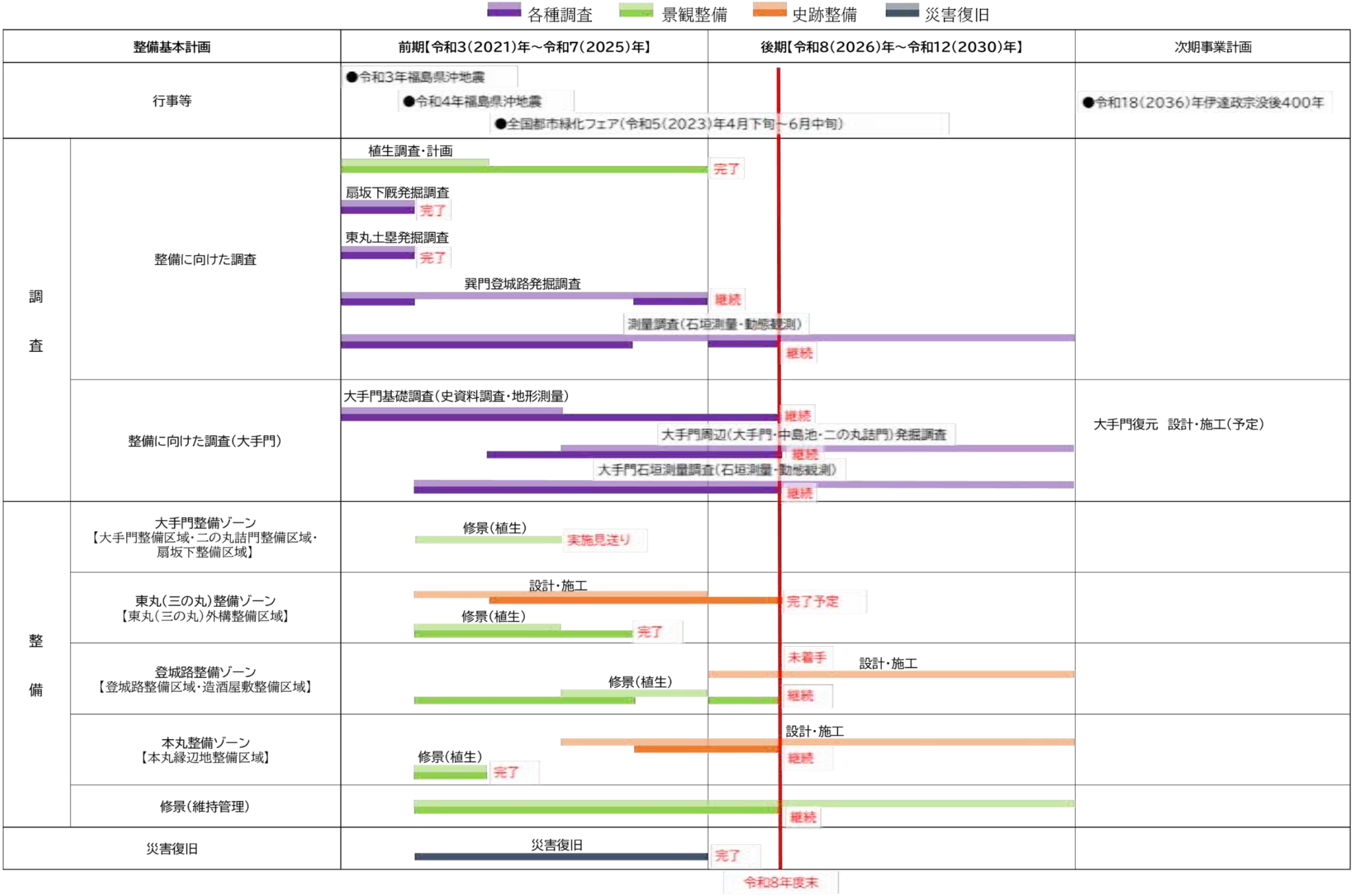

表5-1　現行事業計画の進捗状況(令和8年度末時点)(上段が予定、下段が実績)



図5-1　発掘調査の成果（大手門礎石跡出土状況）



図5-2　植生修景後の東丸（三の丸）土塁（東から）



図5-3　植生修景後の本丸からの眺望



図5-4　令和4年福島県沖地震被災状況（本丸北西石垣）

（3）前期事業の成果と今後の課題

前期事業計画では、植生修景による城郭らしい景観・眺望の確保を推進したほか、大手門周辺の発掘調査では、今後の整備に必要となる重要な成果が得られました。一方で、令和3（2021）年及び令和4（2022）年の福島県沖地震への対応に伴い、災害復旧事業を優先して実施したことから、一部の発掘調査や史跡整備については実施時期の変更または未着手となった事業があります。

完了していない事業については、内容や実施時期を見直すとともに、城郭らしい景観・眺望の確保、来訪者の理解促進及び城内の回遊性向上については、継続して取り組む必要があります。

5－2　仙台城跡の現状と課題

前期事業計画で実施した整備を踏まえて、整備基本計画にて整理した各整備ゾーンの整備に向けた現状・課題、整備等の対応方針について、改めて整理します。

下記表は、仙台城跡全体の現状と課題、整備等の対応方針を保存と活用の観点から整理したものです。ここで記載する現状と課題は、本質的価値を含む史跡全体に関わるものであり、それぞれの具体的な課題は「7－1（2）地区区分計画」にて記載します。

表5-2 仙台城跡の現状と課題(保存のための整備)

	現状	課題	対応方針
保存のための整備	(調査) ・発掘調査が本丸北東部や巽門登城路を中心とした一部にとどまっている。	仙台城跡の大部分の実態が未解明	○計画的かつ継続的な各種調査研究
	(所有など) ・指定地の一部に民有地が含まれている。 ・主要な曲輪の大部分が、指定地ではなく、史跡を目指す範囲となっている。	・土地所有者が事業を行う場合に、遺構の重要性をご理解いただき、遺構保存の協力を求める必要がある。 ・隣接する未指定地について、一体的な整備が難しい。	○史跡指定地の拡大
	(自然地形・崖地) ・自然地形を利用した城郭であることから傾斜地が多く、自然災害が発生しやすい状況にある。 ・本丸東側の崖面は、部分的な補強にとどまっており、崩落が続いている恐れがある。 ・遺構支障木やツル性植物などの植生が繁茂し、遺構を棄損させる恐れがある。 ・動物により遺構や整備施設のき損が生じている。	・現状把握が不十分である。 ・崩落をはじめとする被害防止対策が不十分である。 ・災害発生時の迅速な応急措置とその後の復旧ができる体制が不十分である。 ・自然災害への対策と周知機能が不足している。 ・獣害予防対策が不十分である。	○日常の維持管理 ○状態記録と変形等の把握 (優先度を踏まえた石垣カルテの作成、動態観測、崖地等の定期点検等) ○修景による環境整備 ○防災と周知に配慮した整備
	(石垣1) ・史跡内の石垣について、測量が完了しておらず、石垣カルテが未作成である。 ・来訪者の通行が多い箇所や斜面地にある石垣もある ・石垣の継続的な動態観測ができていない。	・石垣の現状が把握・記録ができておらず、経年変化や復旧に向けての基礎資料がない。 ・遺構支障木や植生の除去が不十分な箇所があるが、人的被害への危険度や、物理的な調査・施工の難易度が場所により異なっている。	
	(石垣2) ・史跡地内を市道が通り、通勤・観光等のために多くの車両が石垣に接して通行しているとともに、石垣に接触し・き損させる事故も発生している。 ・天然記念物青葉山は、市道に接している。	・車両通行の振動による石垣への影響 ・車両との接触による石垣石材き損の拡大 ・排気ガスによる植生への影響 ・動物の出現による人的被害の予防 ・事故等への対策と周知機能の不足	○遺構毀損の防止対策(史跡指定地内車両通行管理等) ○事故防止と周知に配慮した整備

表5-3 仙台城跡の現状と課題(活用のための整備)

	現状	課題	対応方針
活用のための整備	・登城路において、照明設備が少なく、また植生の繁茂から、夕方などに十分な明るさが確保されていないほか、野生動物との遭遇の恐れがある。 ・歩行者通路が石垣に接している箇所が多いものの、災害時の危険性や対応策を示すサインが不足している。 ・本丸北西石垣・酉門石垣について、安全上の問題や土地利用の調整から区域内への来訪者の立ち入りを規制しており、本質的価値等の周知が不十分である。	・来訪者の安全を確保する取組が不十分である。 ・本丸北西石垣・酉門石垣周辺での、見学を前提とした安全確保策が必要である。	○危険箇所等の把握と周知 ○安全・安心を確保する整備
	・前期事業計画の実績により、本丸から市街地への眺望などに改善が図られた。一方で、関連資産が望める立地にある、本丸から南東側への眺望を植生が遮っている。 ・市街地からの仙台城跡の景観については、本丸北壁石垣に対する眺望は改善された一方で、巽門登城路周辺の曲輪の様子がわかりづらい状況にある。	・史跡と自然環境が調和する景観・眺望の確保が不十分である。 ・自然環境及び公園環境への配慮が必要である。 ・植生修景方針に基づいた、計画的な植生修景の継続が必要である。	○自然環境と調和する城郭らしい景観の確保 ○修景による城郭らしい景観と眺望の確保
	・江戸時代から残る建物がほとんど失われているうえに、繁茂する植生が城郭の基本的形状の理解を妨げている。 ・近代以降に実施された道路等の整備や石碑等の設置により、かつての仙台城跡の姿がわかりづらくなっている箇所がある。 ・本丸跡の来訪者について、見学範囲が限られており、滞在時間が短い状況にある。 ・本丸跡の駐車場は江戸時代の裏門近くにあるため、車両での来訪者の動線が、江戸時代の本来の動線とは異なるものとなり、本質的価値の理解を妨げる恐れがある。	・来訪者が史跡の価値を理解するための取組や、興味・関心を得るための活用が不足している。 ・かつての仙台城の姿を説明するサインやパンフレット等の整備が不十分である。 ・本丸跡の回遊や、本質的価値の理解を促すサイン及びパンフレット等の整備が不足している。	○新しい史跡活用技術の導入 ○学びの機会の提供やイベントの実施
	・本丸跡や登城路において、休憩施設・便益施設が不足しており、来訪者にとって快適な城内環境となっていない。 ・見聞館について、仙台城跡全体と、北壁石垣修理、大広間遺構表示にかかる展示がなされているが、情報量が少ないうえに、物理的な空間が限られる中で来訪者も多く、快適なガイダンス施設となっていない。	・史跡の活用に有効な、登城路を通る動線の利用を促進する必要がある。 ・本丸跡や登城路において、仙台城跡の立地環境や近年の気候変化を踏まえた休憩施設・便益施設が不足している。 ・仙台城跡全体のガイダンス機能を持った施設が、登城路の入り口付近に不足している。	○各ガイダンス施設の役割や機能の再整理
	・史跡入り口から本丸跡まで高低差があるが、登城路の歩道は狭く急勾配であり、スロープのない部分もある。 ・仙台市内を循環する観光バスが本丸跡にも停車するが、バス停から本丸跡までの動線上には階段しかない	・支援を必要とする方や外国人観光客等を含めた様々な来訪者に対応した整備が不足	○バリアフリー、ユニバーサルデザイン等を意識した城内空間の整備

5－3 広域関連整備の現状と課題

仙台城跡を中心とした半径5～6km の範囲には、経ヶ峯伊達家墓所や石切丁場推定地に加え、仙台城跡とともに日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」の主要構成要素となっている陸奥国分寺薬師堂（国重要文化財）や大崎八幡宮（国宝）といった、仙台城跡に深い関わりをもつ歴史資産（以下「関連歴史資産」とします。）がおよそ17箇所あります（「2－2(4) 仙台城跡周辺の歴史資産」を参照）。これらの関連歴史資産は仙台城跡と連携した具体的な活用が十分に図られていないため、更なる連携と活用を目指し広域関連整備の対象として下記の通り現状と課題を整理します。なお、これらの関連歴史資産との連携と活用については「7－10 公開・活用に関する計画」に記載します。

(1)関連歴史資産の周知にかかる現状と課題

仙台城跡と関連歴史資産を巡るきっかけとなるストーリーや解説が不足しており、存在の周知と一体的な回遊が図られていません。そのためストーリー付けや解説施設の設置及びその周知を徹底する必要があります。

関連歴史資産に関する各種パンフレットは、関係機関や関係者等がそれぞれの視点で作成・配置しており、統一感や内容の一貫性が取れない場合があります。そのため、パンフレット作成等における周知状況の把握や内容の共有、情報の補完による、各機関等との連携を図る必要があります。

(2)関連歴史資産を巡るコース等にかかる現状と課題

仙台観光国際協会や、隣県の自治体で構成される伊達な広域観光推進協議会等により、主要な関連歴史資産を巡るモデルコースが複数設定されていますが、公共交通機関では来訪しにくい箇所もあり、複数の移動手段を利用した広域な関連歴史資産を巡るためのモデルコースが設定されていません。そのため、関連歴史資産を効果的に回遊するための広域なモデルコースを関係機関と連携して設定する必要があります。



図5-5 るーぷる仙台



図5-6 DATEBIKE（コミュニティサイクル）駐輪場

6－1 コンセプト

「仙台」発祥の地　仙台城跡を
より城郭らしく　地域の誇りと愛着を育む場へ

～新たな杜の都にふさわしい歴史的眺望“政宗ビュー”の実現～

このコンセプトには、整備を通して実現を目指す仙台城跡の姿が示されています。

「仙台」とは中国唐代の漢詩にある「仙人が住む高台」を意味すると言われており、この地の末永い繁栄を願い命名した初代仙台藩主伊達政宗の強い思いを感じ取ることができます。仙台城跡は、藩政期から受け継がれてきた仙台という地名の由来、いうなれば「仙台」発祥の地であり、今では国史跡として未来に継承すべき国民・市民の財産となっています。

また、仙台城本丸跡は、政宗が城下を見渡した場所であり、近代以降も緑に囲まれた市街地の眺めが来訪者に親しまれ、「杜の都」の呼称を広めることになった、杜の都を見守り続けてきた場所です。

本計画では、市街地から眺める自然環境と調和した城郭らしい姿と、歴史的な背景を踏まえた本丸跡から市街地への眺望を“政宗ビュー”と象徴的に表現しました。初代藩主政宗が礎を築き歴代藩主が作り上げてきた仙台城と城下の歴史的意義や価値を市民と共有するとともに、仙台城跡の保存と活用のための整備の推進により“政宗ビュー”を実現し、仙台城跡がより一層地域の誇りと愛着を育む場になることを目指します。

6－2 基本理念

基 本 理 念

仙台の象徴として守り伝える歴史・文化的遺産

○自然環境と調和した史跡整備を実施し、仙台城跡の適切な保存と活用を図ることにより、仙台の象徴であり歴史の原点である仙台城跡を市民の誇りとして次世代へと確実に継承します。

○継続的な調査・研究を行い、仙台城跡の実態を解明し、調査成果に基づいた整備を行うことで、来訪者の理解・関心を深めます。

安全・快適に史跡に親しみ学べる地域の城

○様々な来訪者がより安全・快適に散策できる城内環境を実現します。

○様々な来訪者が城内を回遊しながら史跡に親しみ、その歴史や価値を学ぶことができる整備を行います。

仙台のまちづくりと地域の活性化へつなぐ観光資源

○仙台のまちづくりの中核事業として整備し活用を図ります。

○地域活性化に資する観光資源として魅力ある整備を行い、多くの来訪を促します。

6－3 基本方針

仙台城跡の整備にあたっては、前節で述べた基本理念に基づき基本方針を下記の7つに定めます。

(1)継続的な調査研究と維持管理による、遺構・遺物の保存と次世代への継承

継続的な調査研究の実施により、仙台城跡の実態解明に努めます。また、計画的かつ継続的な維持管理によって、仙台城跡における本質的価値の中核をなす遺構・遺物を恒久的に保存し、次世代へと継承します。

(2)城郭らしい景観の顕在化及び眺望の確保

城郭らしい景観とは、仙台城跡の本質的価値を構成する要素(第4章「仙台城跡の本質的価値」を参照)が顕在化され、来訪者がその価値を体感し、理解を深めることができる景観のことを指します。仙台城本来の地形や遺構の顕在化、歴史的建造物の再現等により、一層城郭らしい景観を創出します。なお現在、城郭らしい景観と城郭内外からの眺望は、繁茂した植生によって阻害されています。そのため、「植生の調査と整備」(以下、「修景(植生)」とします。)を検討し、城郭らしい景観の顕在化と眺望の確保を図ります。修景(植生)は関連部局との連携を図りつつ、青葉山の自然環境と調和した方法で行います。

(3)安全・安心・快適な城内環境の実現

史跡指定地内での防災・防犯施設の適切な整備、城内の日常的な点検等による状態把握を行い、危険性を含む箇所の周知と迅速な対応を徹底することで、安全性を確保し安心できる城内環境の実現を図ります。また、園路や便益・サイン施設等を整備し、来訪者にとって快適な城内環境の実現を目指します。

(4)来訪者の回遊性向上

園路整備や便益・サイン施設の設置、見所の創出、イベントの実施等、来訪者の回遊性向上を図るための適切な整備を実施します。また、仙台城跡の歴史を体感しながら理解を深めることができるモデルコースの設定と周知を図ります。さらに、ガイダンス施設や公園施設などを含む周辺施設や関連歴史資産と連携を図り、仙台市街地を含む仙台城跡周辺との連続性のある回遊も促進します。

(5)様々な来訪者への適切な対応

支援を必要とする方や外国人観光客など、仙台城跡を訪れる様々な方が仙台城跡の魅力を体感し、理解を深めることができるよう、多言語表示やピクトグラム、UDフォント等を用いたユニバーサルデザインと、バリアフリーの観点を考慮した整備を行います。

(6)史跡情報の積極的公開・活用・広報

仙台城跡の魅力に触れ、理解を深めてもらえるよう、継続的な調査研究の成果を公開し、成果に基づいた活用を積極的に行います。また、興味・関心をより多く得られるように仙台城跡の魅力を積極的に広報します。

(7)市民協働・地域との連携推進

仙台市民と仙台城跡の価値を共有し、地域との連携を密に図ることで「地域の城」としての認識を深め、仙台市のまちづくりに寄与します。また、イベントや学習機会の提供等、地域住民のニーズに合った活用を検討し、仙台市の主要観光拠点として市民協働で地域活性化を目指します。

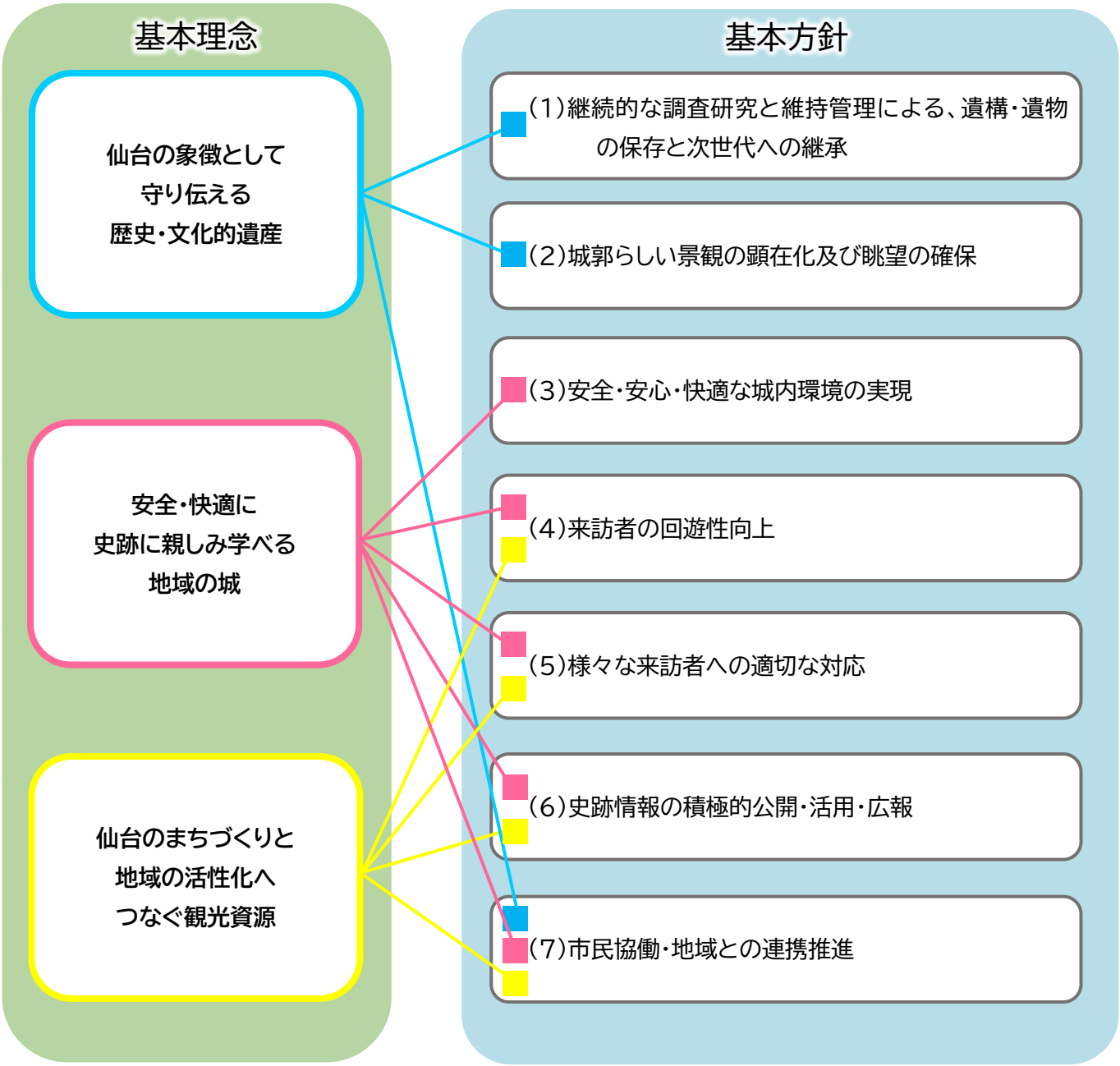

図6-1　基本理念と基本方針の関係図

本章で述べた基本方針と、第7章「整備基本計画」で述べる各整備の計画との関係は、下記のとおりです。
※整備の計画のうち「7－1　全体計画・地区区分計画」と「7－11　管理・運営に関する計画」は、整備全体に関わる内容のため、下記表には表していません。

基本方針	整備基本計画
(1)継続的な調査研究と維持管理による、遺構・遺物の保存と次世代への継承 発掘調査や史資料調査の実施、き損や災害への対応	7－5　遺構保存 7－9　調査
(2)城郭らしい景観の顕在化及び眺望の確保 遺構の顕在化、修景（植生）、歴史的建造物の再現	7－6　遺構表現 7－7　地形造成 7－8　修景
(3)安全・安心・快適な城内環境の実現 災害対応、石垣の動態観測の実施と更新、危険木への対応、雨水排水処理	7－7　地形造成 7－8　修景 7－9　調査
(4)来訪者の回遊性向上 各整備区域の拠点化、各回遊ルートの意味付け、案内・サイン施設整備、 ガイド活動	7－2　動線 7－3　案内・解説 7－4　便益
(5)様々な来訪者への適切な対応 バリアフリー、ユニバーサルデザイン	7－3　案内・解説 7－4　便益
(6)史跡情報の積極的公開・活用・広報 出前講座、見学会、イベント利用、ガイド活動、 博物館や青葉山公園仙臺緑彩館との連携、学校教育との連携	7－10　公開・活用
(7)市民協働・地域との連携推進 史跡の保存・活用等における市民協働、学校教育との連携、 関連歴史資産ネットワーク	7－10　公開・活用

第7章 整備基本計画

本章では、仙台城跡の整備における地区区分計画と地区ごとの現状と課題及び具体的な対策方針を記載し、それに基づいて史跡の調査・保存・整備・活用・管理運営等について必要な項目を整理し記載します。

7－1 全体計画及び地区区分計画

(1)全体計画

本計画では仙台城跡の整備について前章で提示したコンセプト及び基本理念・基本方針に基づき、実効性のある12年間(令和9～20年)の計画を設定します(第8章「事業計画」参照)。

整備の基準となる時期は、原則として城郭が機能した最終の時期である幕末期としますが、遺構の残存状況等によっては、曲輪や整備ゾーン単位などで、そのほかの適切な整備の基準となる時期を検討します。

(2)地区区分計画

整備にあたり、仙台城跡を構成する曲輪や地区の特性、歴史的変遷、整備上の課題を考慮して地区区分を行い、A～Fの6つの整備ゾーンを設定します。さらに、それぞれのゾーン内での保存と活用及び整備方針に基づいて合計で14の整備区域を設定します(表7-1)。各ゾーン及び区域の詳細と、現状と課題及び対応方針については本項の「整備ゾーン及び整備区域の現状・課題と整備等の対応方針」で詳述します。

なお、整備ゾーン・整備区域は、平成16年3月策定の「仙台城跡整備基本構想」に基づいていますが、本丸北西地区が追加指定されたこと等により、一部内容を見直しました。

表7-1 整備ゾーンと整備区域

整備ゾーン名	整備区域	範囲
A 水系整備ゾーン	①御裏林整備区域	御裏林の御清水※～中島池跡～五色沼～長沼の一帯
	②中島池・東丸(三の丸)堀整備区域	
B 本丸整備ゾーン	③本丸御殿整備区域	本丸跡の一帯
	④本丸縁辺地整備区域	
	⑤本丸北西部整備区域	
C 大手門整備ゾーン	⑥大手門整備区域	大手門～二の丸詰門～中島池跡～扇坂下の一帯
	⑦二の丸詰門整備区域	
	⑧扇坂下整備区域	
D 東丸(三の丸)整備ゾーン	⑨東丸(三の丸)蔵屋敷整備区域	東丸(三の丸)跡の一帯(五色沼、長沼含む)
	⑩東丸(三の丸)外構整備区域	
E 登城路整備ゾーン	⑪登城路整備区域	巽門及び大手門から本丸へ至る登城路とその一帯
	⑫造酒屋敷整備区域	
F 崖地整備ゾーン	⑬追廻厩整備区域	本丸東及び南の崖地の一帯
	⑭崖地整備区域	

以下の区域については、前期事業計画での成果を踏まえて、対象範囲を修正します。

A　水系整備ゾーン　②中島池・東丸（三の丸）堀整備区域

・大手門北脇池、水路（堀）及びその周辺を範囲に追加

（理由）発掘調査により中島池から北に延びる水路（堀）と見られる遺構を確認したため。

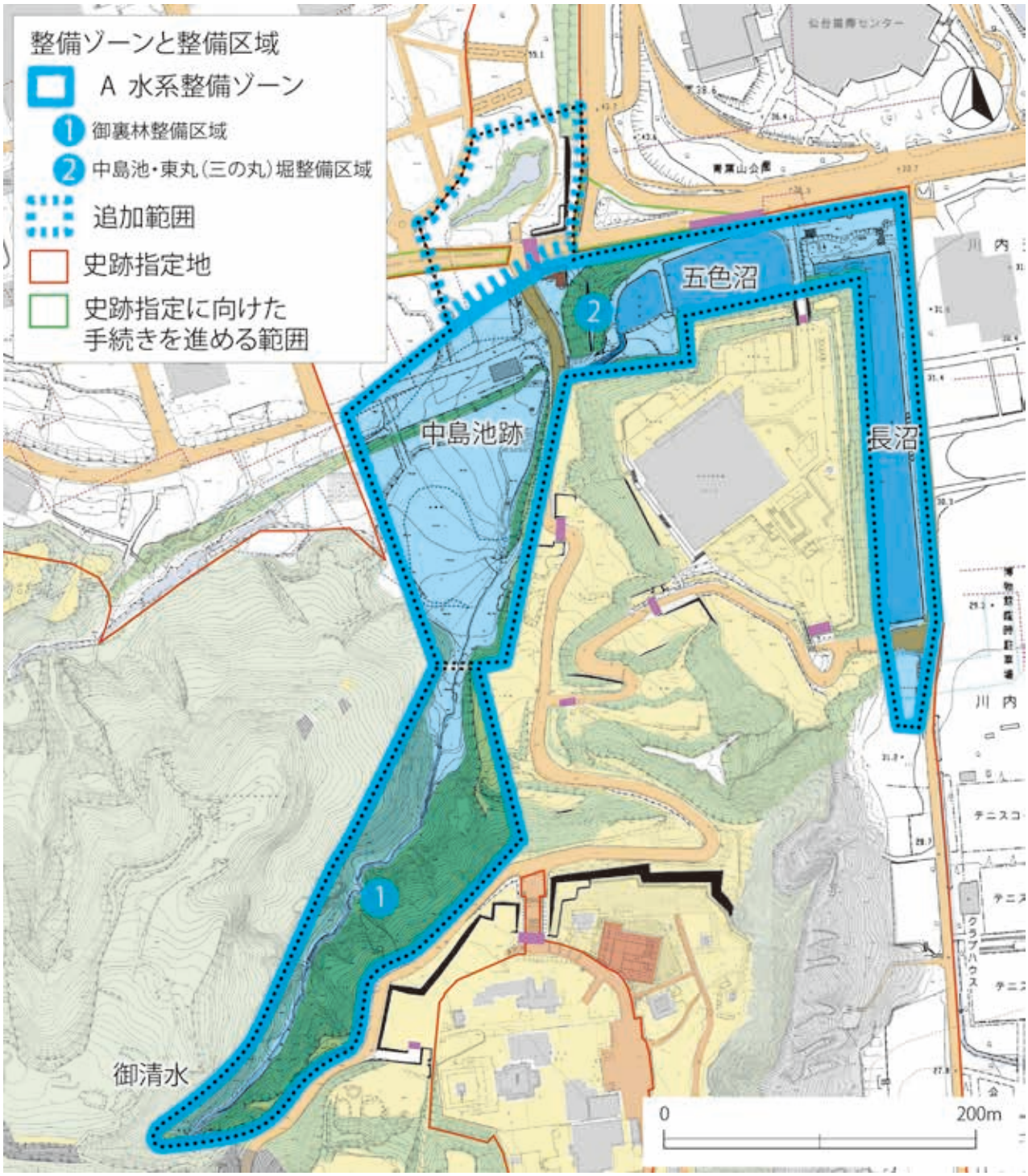

図7-1　A　水系整備ゾーン　範囲修正

B　本丸整備ゾーン　⑤本丸北西部整備区域

・市道部分（堀切跡など）を対象範囲に追加

（理由）市道の車両通行を制限し、歩行者用の通路等として整備するため



図7-2　B　本丸整備ゾーン　範囲修正

C　大手門整備ゾーン　⑥大手門整備区域

・大手門正面及び背面の道路部分を追加

（理由）市道の車両通行を制限し、歩行者用の通路等として整備するため

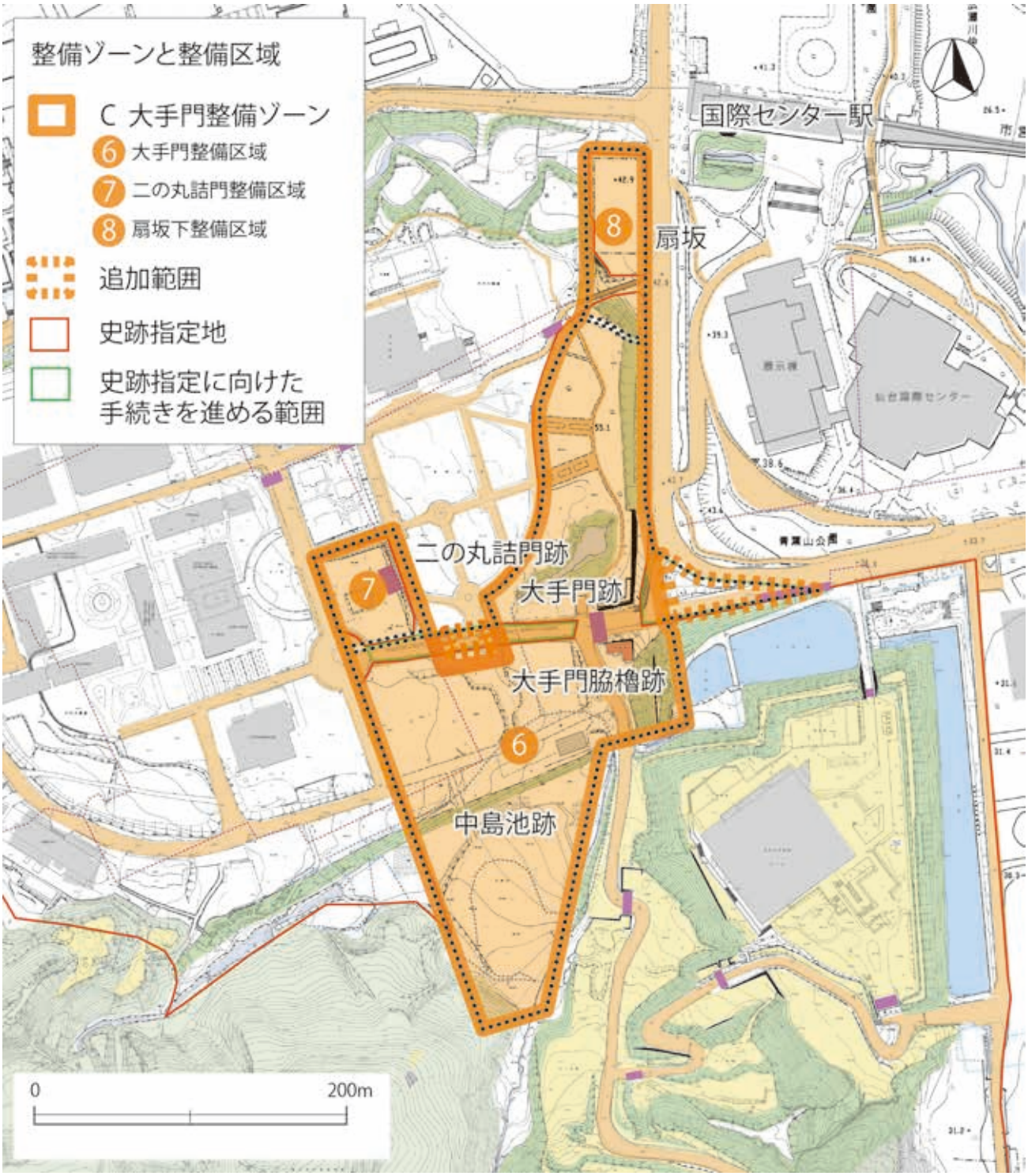

図7-3　C　大手門整備ゾーン　範囲修正

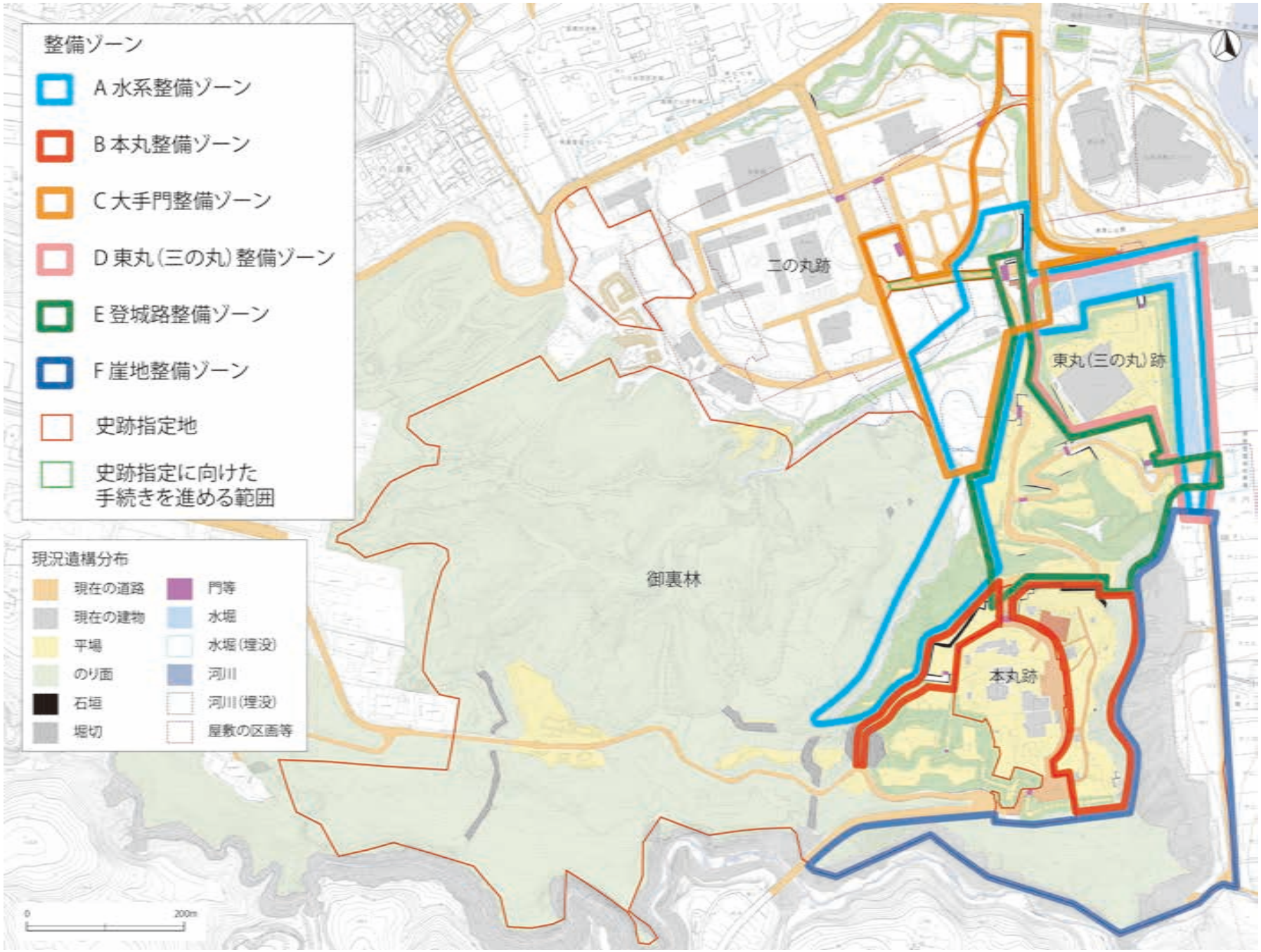

図7-4　史跡指定地全体と整備ゾーン

【整備ゾーン及び整備区域の現状・課題と整備等の対応方針】

設定したそれぞれの整備ゾーンの概要と、整備区域の現状・課題、整備等の方針を整理します。

A 水系整備ゾーン

水辺を散策しながら、自然環境を利用した城郭の水利システムについて理解を深めるゾーンです。主に、水系の維持管理を目的とした整備を行います。なお、「C 大手門整備ゾーン」や「D 東丸（三の丸）整備ゾーン」と一部範囲が重複していますが、水系整備ゾーンでは水系に関連した維持や整備を実施します。

①御裏林整備区域

御裏林内に流れる、御清水から中島池に至る水系を構成要素とした区域です。天然記念物青葉山の指定地であり、東北大学が東北大学植物園として管理しています。

②中島池・東丸（三の丸）堀整備区域

中島池跡から五色沼、長沼に至る水系を構成要素とした区域です。

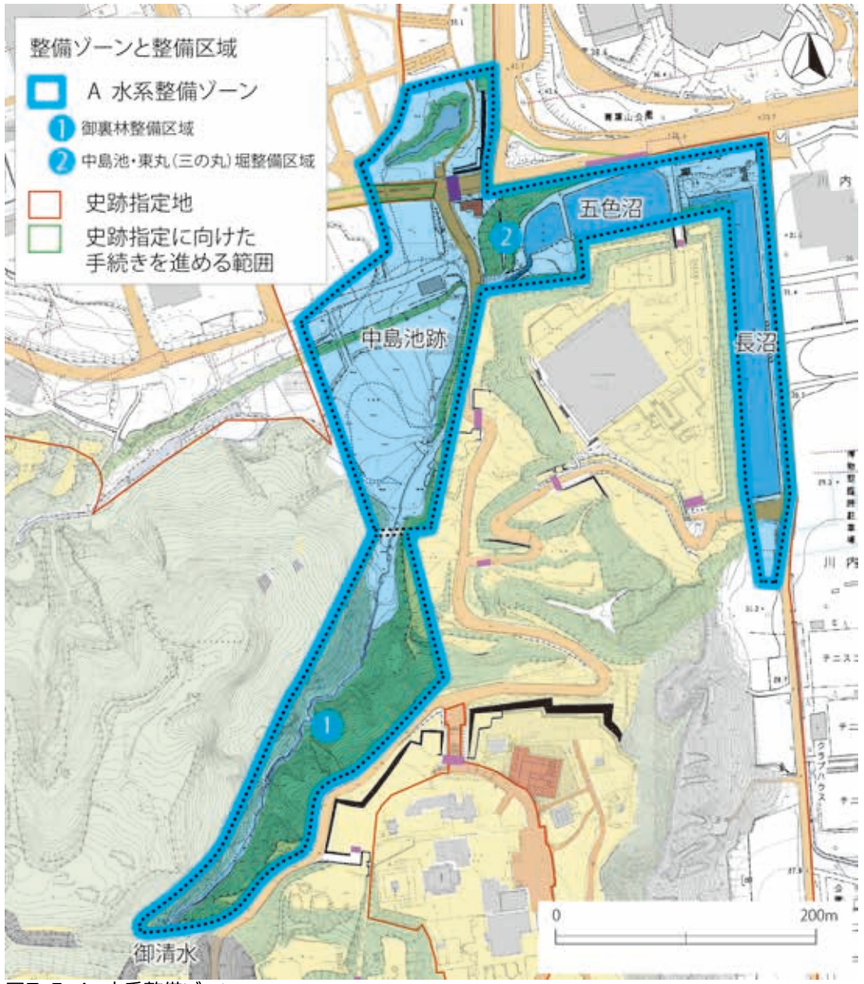

図7-5 A 水系整備ゾーン


御清水


五色沼


長沼

整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題	整備等の対応方針
①御裏林整備区域	・城郭の一部としての自然地形 ・天然記念物青葉山 ・御清水	仙台城の堀や本丸等の水源である御清水の周辺には、本丸取水口の貯水槽と考えられる遺構（石垣）が未整備の状態で残存している。	→関係機関と連携し遺構の実態解明のための調査を行い、その成果に基づく整備を検討する。
		御清水周辺には、近代以降に設置されたコンクリート製構造物が残置され、史跡の景観上、ふさわしい状況となっていない。	→コンクリート製構築物の撤去を目指す。
			→関係機関と整備に向けた調整を行い、御清水周辺の遺構と周辺の自然環境とが調和した整備を目指す。
		御清水までの動線が未整備である。	→城郭全体の水利システムを来訪者が理解できる整備を検討し、案内サインの設置、御清水までの園路等の整備を目指す。
		天然記念物青葉山の管理と仙台城跡の管理等の調整が十分に図られていない。	→関係機関と調整し、仙台城跡と青葉山の調和的な管理及び整備を目指す。
②中島池・東丸（三の丸）堀整備区域	・各曲輪 ・区域内の遺構 ・城郭の一部としての自然地形 ・堀跡	御清水を水源とする仙台城跡の水利システムについて周知が図られていない。	→仙台城跡の特徴の一つとして、御清水から中島池、五色沼、長沼から広瀬川にいたる水利システムを広く周知できるよう整備を目指す。
		発掘調査により中島池から大手門北側土塀の方向に延びる水路跡（堀跡）を確認したが、調査は一部に留まっており、区域内の実態が明らかになっていない。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、解説サインのほか、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。

※大手門や脇櫓、北側土塀など、歴史的建造物及びそれに関わる遺構の整備については「大手門整備ゾーン」において、巽門跡南東堀（馬出堀）や土塁の顕在化、歴史的建造物の再現やそれに関わる遺構の整備については「東丸（三の丸）整備ゾーン」において記載します。

B 本丸整備ゾーン

本丸跡と、本丸跡から望める関連歴史資産との関係性について理解を深めるゾーンです。主に本丸跡の遺構表示等の整備と、眺望に関する整備を行います。

③本丸御殿整備区域

大広間跡や御成門跡等の本丸御殿の遺構を構成要素とした区域です。

④本丸縁辺地整備区域

懸造や巽櫓等が存在していた区域です。大番士土手には、土塁遺構が現存しています。

⑤本丸北西部整備区域

酉門跡の虎口や石垣を構成要素とした区域です。

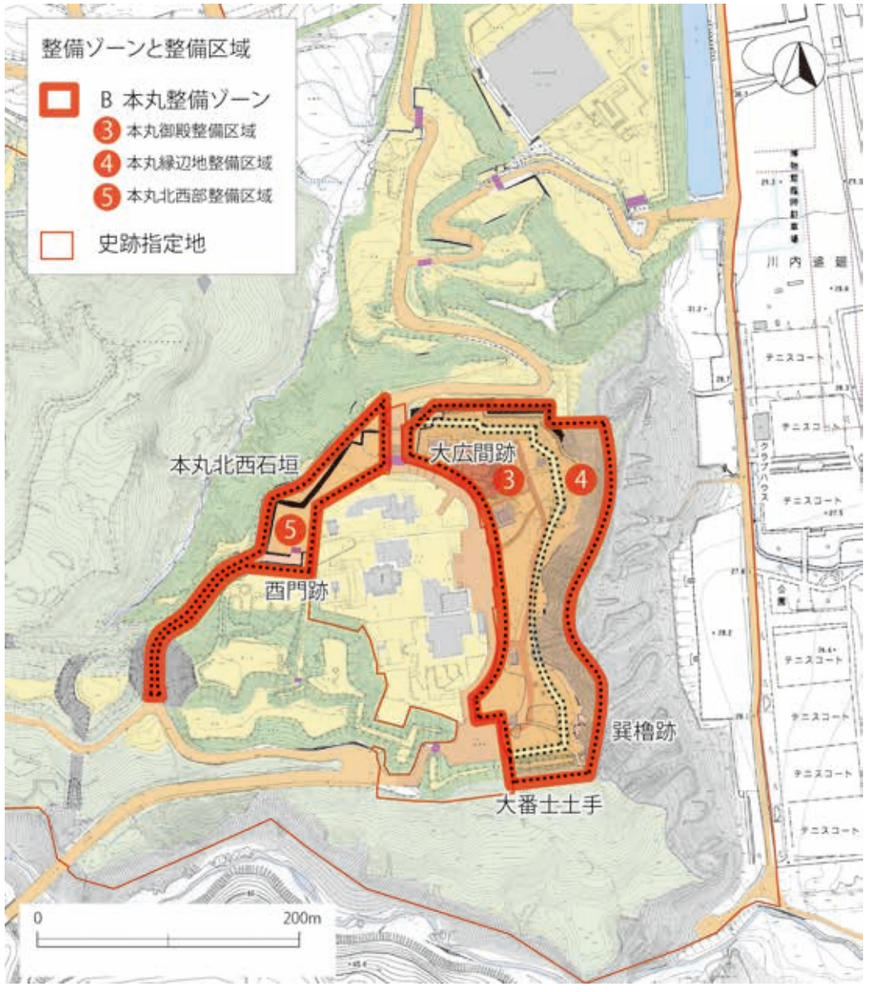

図7-6 B 本丸整備ゾーン



本丸北西石垣



巽櫓跡周辺



本丸跡北半部

整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題	整備等の対策方針
③本丸御殿整備区域	・主要曲輪 ・石垣 ・門跡 ・区域内の遺構（大広間跡他） ・区域内の出土遺物	発掘調査が十分に実施されておらず、区域内の実態が明らかになっていない。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。
		仙台城跡の中でも来訪者が多い区域だが、来訪者は本区域の北東部で市街地を眺めるに留まっており、回遊性が低い。	→サイン施設や動線の整備を行い、回遊性を向上させ、来訪者が仙台城跡の価値を理解できる環境を整備する。 併せて、イベント等への活用を検討する。
		仙台城見聞館と、本丸北壁の石垣モデルの展示は限定的な内容であり、仙台城跡全体の回遊に繋がらない。また、今後のガイダンス機能の再編における位置付けの整理が必要である。	→仙台城見聞館の役割や機能の再整理を行うとともに、立地環境を踏まえ、館内の一部を休憩スペースとして整備することを検討する。
		大広間跡の遺構表示は、経年劣化等により、部分的な損傷がみられる。	→遺構表示を日常的に点検し、補修や応急的な措置等を行い、安全性の徹底を図る。
		区域内の石垣について、維持管理の基本台帳となる石垣カルテが未作成である。	→関係部局と連携して石垣カルテ等を作成し、き損等が発生した場合は補修等を行う。
④本丸縁辺地整備区域	・曲輪 ・区域内の遺構 ・石垣 ・城郭の一部としての自然地形 ・区域内の出土遺物 ・眺望	本丸東側崖面の縁辺部は現在も大雨等により崩落が続いているが部分的な補強工事に留まっている。	→崖地の定期的な点検により崩落状況の把握に努め、崩落が認められる場合は、関係部局と連携して早急に補強工事等を行う。また、来訪者に危険性を周知し安全性を確保する。
		発掘調査が一部に留まっており、区域内の実態が明らかになっていない。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。
		植生が市街地への眺望を阻害し、かつ遺構等への影響も懸念される。	→遺構保護・地形保全・眺望確保のため植生修景方針に基づく修景（植生）を継続的に行う。
		来訪者から関連歴史資産との関連性や位置関係などの理解が得られにくい状態である。	→修景（植生）による眺望確保に伴い、眺望サイン等を設置する。
		休憩施設が不足しており、来訪者にとって快適な城内環境となっていない。	→休憩施設を追加し、快適に回遊できる城内環境を目指す。
⑤本丸北西部整備区域	・曲輪 ・区域内の遺構 ・石垣 ・門跡 ・城郭の一部としての自然地形 ・区域内の出土遺物	本丸北西石垣に沿う市道を車両が通行することにより、石垣のき損が頻繁に起きている。	→車両通行規制を含めた、市道の取り扱いについての協議を関係機関と行い、石垣の保護に努める。
		区域内の石垣について、維持管理するための基本台帳となる石垣カルテが未作成である。	→関係部局と連携し石垣カルテ等を作成し、維持管理を行う。また、変形やき損が認められた場合は補修や応急措置を行う。
		安全上の問題から区域内への市道側からの来訪者の立ち入りを規制しており、本質的価値等の周知が十分にできていない。	→酉門跡などを見学しながら安全に回遊できる動線の整備、サイン等の整備を目指し、来訪者の理解を促す。
			→既設の解説サインについて、見学動線に配慮した設置場所及びデザインの検討を行い、適切な整備を目指す。

C　大手門整備ゾーン

大手門跡を中心とした、二の丸跡や扇坂、中島池跡を含む一体的な歴史的景観と、藩政の中枢としての二の丸について理解を深めるゾーンです。主に各種調査成果に基づく歴史的建造物の再現と遺構の整備を行います。

⑥大手門整備区域

石垣や昭和42(1967)年再建の大手門脇櫓を構成要素とした区域です。大手門、大手門脇櫓、勘定所、七十間兵具蔵等が存在したと考えられています。

⑦二の丸詰門整備区域

青葉山公園の一部として活用されている区域です。二の丸の正面にあたる詰門等が存在したと考えられています。

⑧扇坂下整備区域

藩庁となる二の丸に出仕する藩士の登城口として使われた区域です。現在は仙台市博物館の第二駐車場として使用されています。

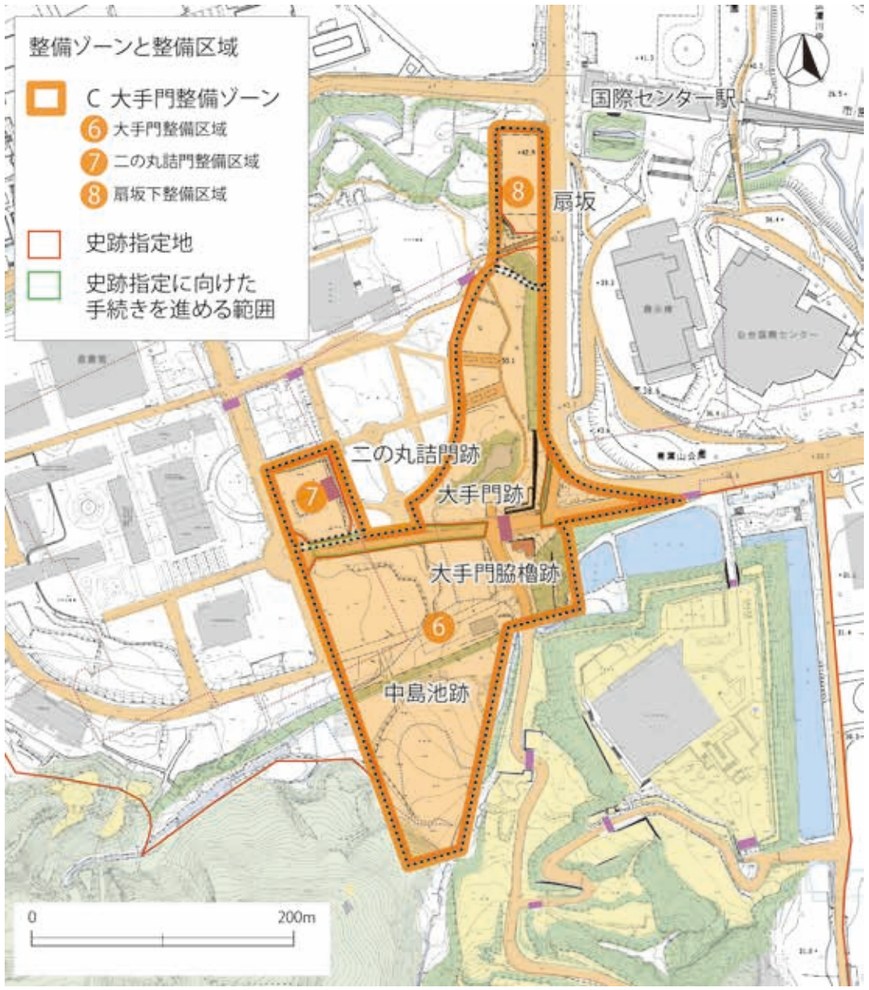

図7-7　C　大手門整備ゾーン



大手門跡周辺



二の丸詰門跡周辺



扇坂下厩跡周辺

整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題	整備等の対応方針
⑥大手門整備区域	・曲輪 ・区域内の遺構 ・石垣 ・門跡 ・登城路 ・中島池跡 ・城郭の一部としての自然地形 ・区域内の出土遺物	大手門及び大手門脇櫓の復元は市民等からの要望も寄せられているが、これまで実現に至っていない。	→大手門は発掘調査や史資料調査等により、復元に向けて大きな成果が得られたため、令和18年までに復元する。
		現在の脇櫓は史実に忠実な復元ではないが、復元経過を踏まえた評価が十分に定まっているとは言えない。	→現在の脇櫓が有する多様な評価等を踏まえ、調査を行い、当面の間は、現在の建造物の維持・活用を図る。
		大手門跡直上を市道が通っており、大手門等の復元を行う状況が整っていない。	→大手門復元に向けて、車両通行等の制限を実施し、主に歩行者用の通路や管理用道路等として整備する。
		発掘調査は一部でのみ実施しており、大手門跡や中島池跡等の実態が明らかになっていないため未整備箇所がある。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。
		史跡未指定の土地があり、遺構保存や整備に向けた環境が整っていない。	→未指定地の史跡追加指定を目指す。
		大手門の史実に忠実な復元は、建築基準法と適合させることが困難となる可能性がある。	→史実に忠実な復元に向けて、耐震・防火に配慮しつつ、建築基準法の適用除外を受けることを目指す。
		区域内の石垣について、維持管理するための基本台帳となる石垣カルテが未作成である。	→関係部局と連携し石垣カルテ等を作成し、維持管理を行う。また、変形やき損が認められた場合は補修や応急措置を行う。
		中島池跡には過年度の石垣修復工事時の石材が保管されており、中島池跡の整備を妨げる可能性がある。	→中島池跡の整備や、中島池跡及び周辺を整備工事ヤードとして使用する際には関係部局と連携し、保管石材の取り扱いの検討を行う。
		繁茂した樹木等が本質的価値の顕在化を阻害している。	→本質的価値の顕在化に向けて、植生修景方針に基づき、植生の修景を継続的に行う。
⑦二の丸詰門整備区域	・区域内の遺構 ・門跡	絵図から二の丸詰門等が存在したと考えられるが、未調査であるため、遺構に関する整備が行われていない。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。
		繁茂した植生により、仙台城跡の一部であることが認識しにくくなっている。	→本質的価値の顕在化に向けて、植生修景方針に基づく修景(植生)を継続的に行う。
⑧扇坂下整備区域	・区域内の遺構 ・区域内の出土遺物	本区域は史跡指定地の中で、国際センター駅から最も近い箇所にあり、現在区域の北側は仙台市博物館の第二駐車場として利用されている。	→国際センター駅からの最寄りの史跡指定地として、駅からの誘導と仙台城跡の理解を促すサイン等の整備を目指す。
		道路境界の植栽等により、空間としての認知度が低く、西側では植生の繁茂により地形が不明確であり、き損も懸念される。	→本質的価値の顕在化と地形保全に向けて、植生修景方針に基づく修景(植生)を継続的に行う。 →植栽や既存フェンス柵の撤去等による環境整備を目指す。

※中島池跡や水路跡など、水系に関連する維持や整備については「水系整備ゾーン」において、大手門周辺を除く、登城路の往時の路面や形状等の構造の整備については「登城路整備ゾーン」において記載します。

D 東丸(三の丸)整備ゾーン

堀や土塁といった城郭における外構の形状や規模と、その防御性について理解を深めるゾーンです。主に各種調査成果に基づいた堀や土塁の顕在化、歴史的建造物の再現や、遺構の整備を行います。

⑨東丸(三の丸)蔵屋敷整備区域

堀と土塁により区画された曲輪を構成要素とした区域です。築城期には、藩主の屋敷や庭園があり、二の丸造営以降は米蔵を置く蔵屋敷として幕末まで使用されました。現在、仙台市博物館が設置されており、仙台城跡のガイダンス施設の役割を果たしています。

⑩東丸(三の丸)外構整備区域

曲輪を区画する堀と土塁を構成要素とする区域です。堀は、御清水から生じた湧水を水源としており、藩政期には巽門の南東にもカギ型の堀がありましたが、現在は埋没しています。

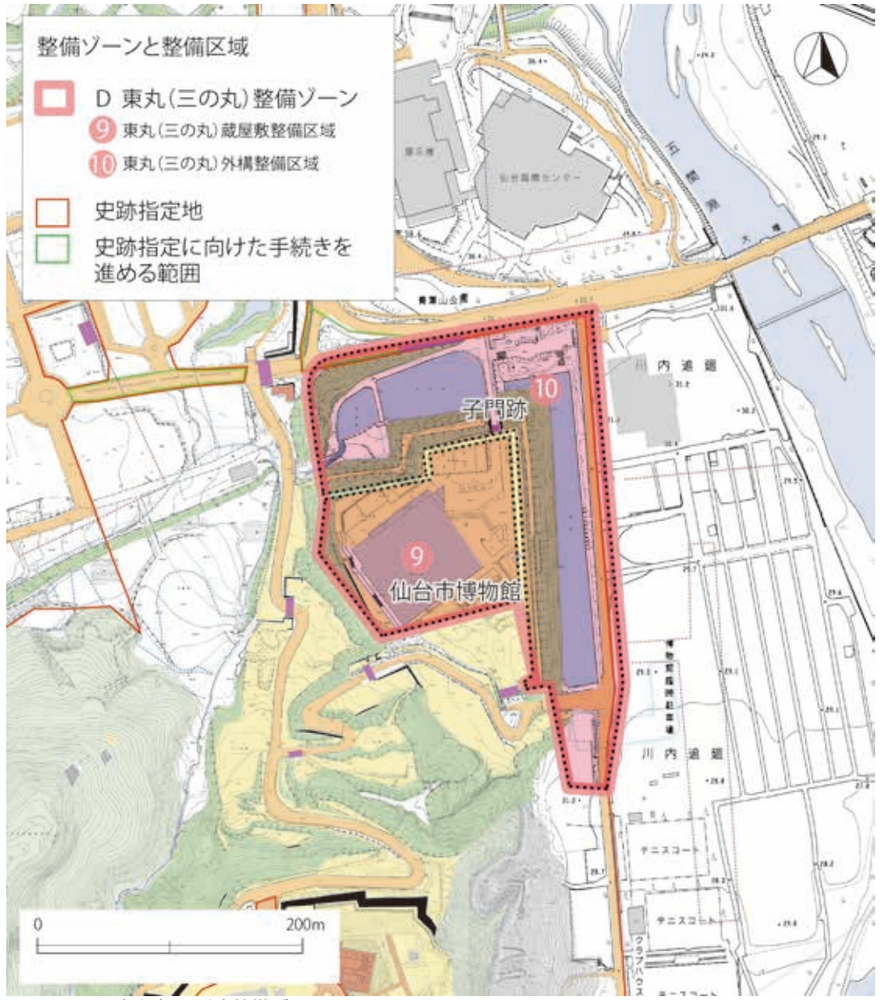

図7-8 D 東丸(三の丸)整備ゾーン



仙台市博物館



子門周辺



水堀(五色沼)と土塁



水堀(長沼)と土塁



植生の繁茂する土塁



東丸(三の丸)東側土塁

整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題	整備等の対応方針
⑨東丸(三の丸)蔵屋敷整備区域	・曲輪 ・区域内の遺構 ・石垣 ・区域内の出土遺物	発掘調査は一部でのみ実施しており、本区域の構造や歴史的変遷等の実態が明らかになっていないため、遺構に関する整備が行われていない。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。
		仙台市博物館は仙台城跡のガイダンス施設として、来訪者に対して史跡への理解を促す展示を行っている。	→仙台城跡に関するガイダンス機能の更なる向上に向けて展示内容等のより一層の充実を図るとともに、史資料調査及び発掘調査による成果と史跡整備の成果を反映した展示を行う。
		仙台市博物館は、東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)での被災と経年劣化のため、令和3～5年に長寿命化改修を実施した。	→改修後も定期点検を実施し、その結果損傷等が認められた場合、来訪者の安全性確保と展示物の保護のため、修繕等を行う。
⑩東丸(三の丸)外構整備区域	・石垣 ・土塁 ・堀跡 ・門跡	繁茂した植生により、遺構や地形への影響が懸念され、土塁等の遺構が認識しにくくなっている。	→遺構保存と本質的価値の顕在化に向けた、植生修景方針に基づく修景(植生)を継続的に行う。
		巽門跡南東堀(馬出堀)は埋没しており、堀の旧状等が不明である。	→各種調査により堀の実態が明らかになった場合は調査成果に基づく検討を行い、堀の復元を目指す。
		曲輪の北の虎口としての子門跡や、土塁上の土塀について周知及び整備が不十分である。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった門や土塀等の遺構の整備を目指す。

※水系に関連する維持や整備については「水系整備ゾーン」において、登城路の往時の路面や形状等の構造の整備については「登城路整備ゾーン」において記載します。

E 登城路整備ゾーン

登城路を中心とした、城郭の構造と景観について理解を深めるゾーンです。主に往時の路面や形状等の構造を理解できる整備を行います。

⑪登城路整備区域

山上の本丸へ至る登城路が存在し、城郭の防衛上重要な区域であったと考えられます。現在は改変を受けて市道として利用されています。

⑫造酒屋敷整備区域

巽門の西側に位置する曲輪で、藩政期の造酒屋敷が存在していた区域です。礎石建物跡や井戸跡の他、木簡等が出土しています。

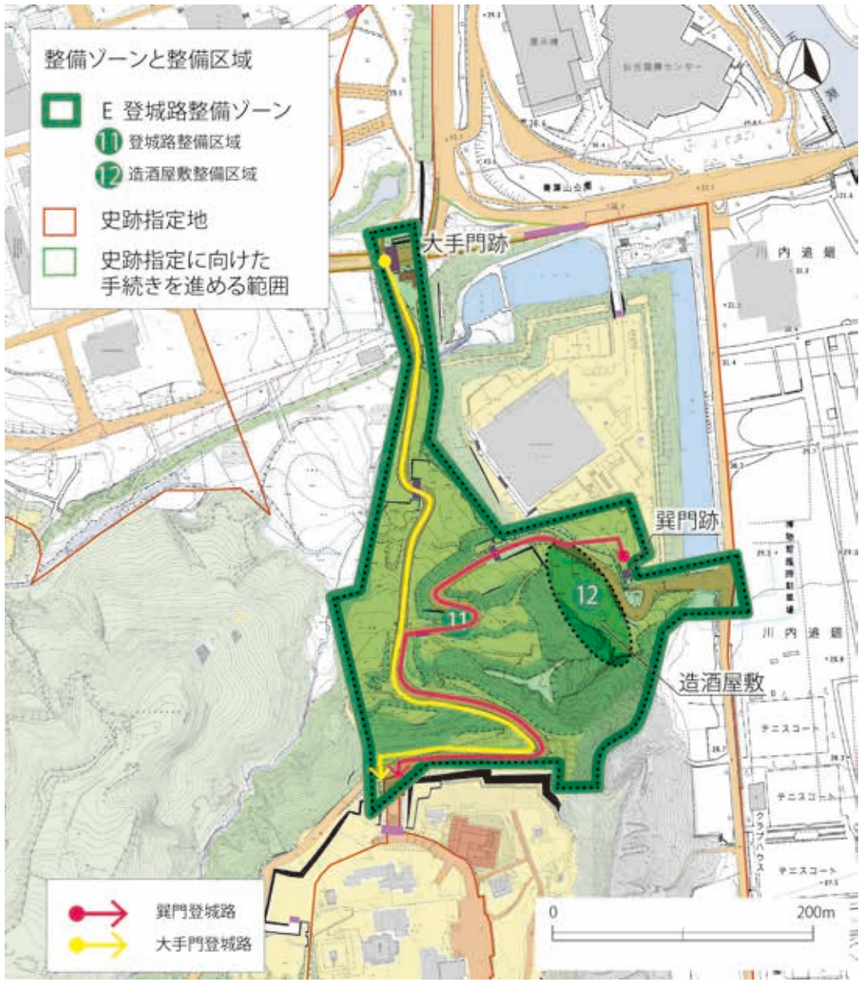

図7-9 E 登城路整備ゾーン



巽門登城路



造酒屋敷跡



大手門登城路

整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題	整備等の対応方針
⑪登城路整備区域	・曲輪 ・区域内の遺構 ・石垣 ・土塁 ・門跡 ・登城路 ・城郭の一部としての自然地形 ・区域内の出土遺物	大手門跡からの登城路（大手門登城路）は車両の通行が多く事故が多発しており、史跡の本質的価値である石垣のき損が発生しているだけでなく、歩行者の安全性も危惧される。また、排気ガスによる天然記念物への影響も懸念される。	→車両通行等の制限を実施し、主に歩行者用の通路等として整備する。
		巽門登城路は、改変を受けて一部往時の形状と異なっている。	→実態解明のため継続的な発掘調査を計画的に実施する。調査成果に基づき、登城路の形状が明確となる整備を目指す。
		登城路の便益施設及びサイン施設が不足している。	→便益施設を新たに設置し、快適に散策できる整備を行う。また、本区域の整備に伴ってサイン施設の設置も行う。
		門跡や石垣、石組側溝や井戸跡などの遺構の実態が明らかでないため、遺構に関する整備が十分に行われていない。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。
		曲輪の虎口として、巽門跡の遺構表示は行われているが、虎口としての周知・整備が十分に行われていない。	→関係部局と連携のうえ、虎口の再現と巽門の復元を目指す。
		繁茂した植生により、遺構及び地形、来訪者の安全性への影響が懸念される。また、城郭の基本的構造や来訪者の見通しを遮るほか、大手門整備区域から本丸北壁石垣への眺望も阻害している。	→遺構保護・安全確保・本質的価値の顕在化・眺望確保に向けた、植生修景方針に基づく修景（植生）を継続的に行う。
⑫造酒屋敷整備区域	・城郭の一部としての自然地形 ・造酒屋敷跡の遺構・遺物	各種調査を実施し、実態が明らかになりつつあるが、部分的に不明な点があり、理解を促すための整備及び活用が図られていない。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。また、城内で酒造りを行った空間であることを考慮したイベント等を開催する等、効果的な活用を目指す。
		崖面や崖面付近から常時湧水が見られ、一部が湿地状となっており、自由な回遊と活用を行うことができない状態である。	→湿地状部の乾陸化に向けて、排水施設の整備を検討する。
		繁茂した植生により、遺構や地形及び来訪者の安全性への影響が懸念される。	→遺構保存と安全確保に向けた、植生修景方針に基づく修景（植生）を継続的に行う。
		区域西側の法面は岩盤が露出しており、直上に堆積する土砂の崩落及び倒木が懸念される。	→定期的に安全確認を行い、異常の有無の把握に努める。必要に応じて、範囲や工法を検討のうえ崖面の保全整備を行う。

※大手門や脇櫓、土塀など、歴史的建造物及びそれにかかわる遺構の整備については「大手門整備ゾーン」において、巽門跡南東堀（馬出堀）や土塁の顕在化、歴史的建造物の再現やそれにかかわる遺構の整備については「東丸（三の丸）整備ゾーン」において記載します。

F　崖地整備ゾーン

自然地形を利用した山城的性格を持つ城郭としての景観の理解を深めるゾーンです。遺構保存と景観保全の面から、本丸跡周辺の崖地保全の整備を行います。

⑬追廻厩整備区域

本丸東側の自然崖の裾野部分にあたる区域です。追廻馬場に隣接していることから、厩が存在したと考えられています。現在は隣接するテニスコート利用者のための駐車場が設置されています。

⑭崖地整備区域

本丸跡東・南側、広瀬川とその支流である竜の口渓谷の自然崖からなる区域です。これらの自然地形は本丸の防衛上の機能を果たしていました。藩政期には、広瀬川が本丸東側の崖下を通っていましたが、現在は河道が東へ移動し、旧河道部分（図2－17参照）は公園として利用されています。

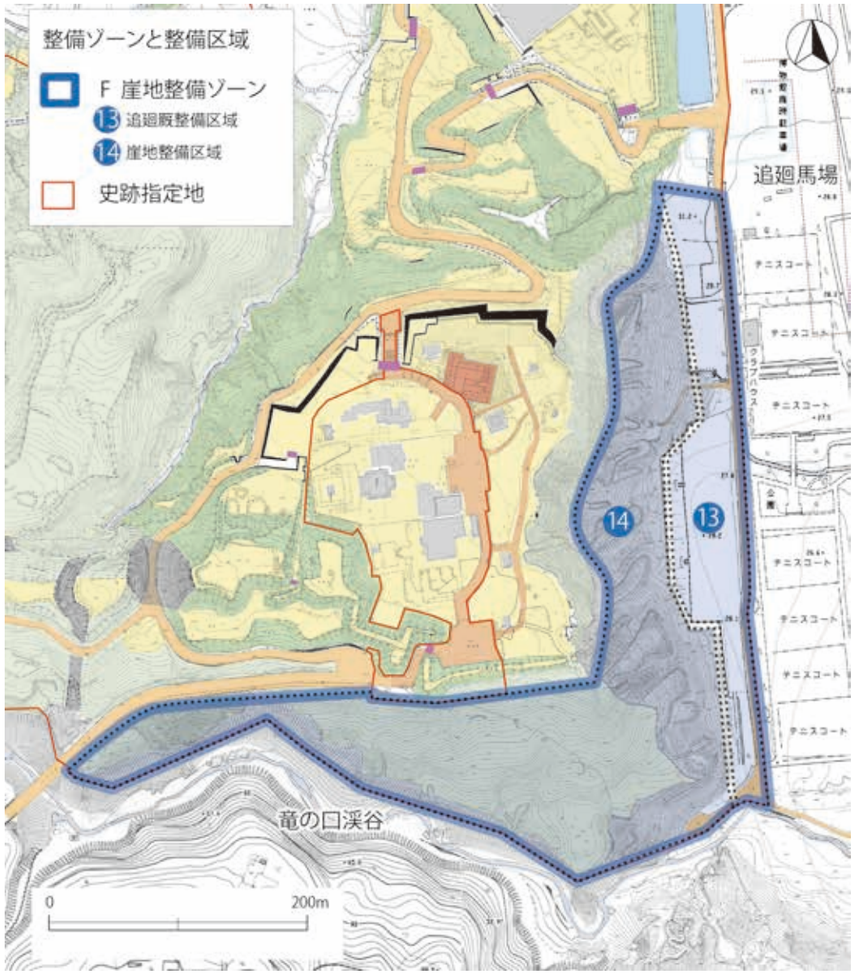

図7-10 F 崖地整備ゾーン



本丸東側崖地（ドローン撮影）



本丸東側崖地（1）



本丸東側崖地（2）



本丸東側崖下の駐車場



本丸東側崖下の蛇篭



竜の口渓谷崖地

整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題	整備等の対応方針
⑬追廻厩整備区域	・堀跡 ・城郭の一部としての自然地形	史跡指定地内にテニスコート用の駐車場が設置されており、利用状況として望ましい状態ではない。	→当面はテニスコート用駐車場として維持し、将来的な取り扱いについては関係部局と検討する。
		絵図により本区域に存在したと考えられる厩や河道との境界等が不明である。	→計画的な各種調査を行い、その成果を積極的に公開するとともに、利活用の方針を検討する。
		崖面を見学するための動線設定とサインが不十分である。	→城の防御施設である崖面を来訪者が安全に見学できるよう、動線設定とサイン等の整備を目指す。
⑭崖地整備区域	・曲輪等の全体的地形 ・城郭の一部としての自然地形	崖地の崩壊が進むことにより、遺構の滅失や来訪者の安全性への影響が懸念される。	→現状調査のうえ、必要に応じて崖地補強工事の範囲や工法について検討し、実施する。
		崖地から本丸縁辺にかけての樹木の繁茂により、遺構や地形への影響が懸念され、市街地から城への眺望が阻害されている。	→遺構保護・本質的価値の顕在化・眺望確保に向けた、植生修景方針に基づく修景（植生）を継続的に行う。

○整備ゾーンに含めない範囲

仙台城跡には、「史跡指定地」、「史跡指定に向けた手続きを進める範囲」及び「史跡指定を目指す範囲」があります（図1-2参照）。「史跡指定地」のうち、所有者との調整等が必要な土地については、今回の整備ゾーンに含めませんが、土地所有者と連携し、現状の維持管理に努めます。また、「史跡指定を目指す範囲」についても、今回の整備ゾーンには含めませんが、遺構保存と活用が図られるよう関係者等と調整します。なお、「史跡指定に向けた手続きを進める範囲」については、大手門整備ゾーンに含め、本計画における整備を計画します。

ア. 史跡指定地

史跡指定地のうち整備ゾーンに含めない範囲は、本計画の計画期間では、現状の維持管理に努め、将来的に整備手法等の検討を行うこととします。範囲と本計画の計画期間における方針は、下記の通りです（図3-1参照）。

［平成22年度追加指定地］

この区域は、二の丸跡の西端部から二の丸跡外にかけての区域であり、二の丸跡の外郭を区画する塀跡や溝跡、武家屋敷跡などの存在が想定されます。現在は、更地や山林となっています。

二の丸詰門整備区域と離れており、二の丸跡の主要な殿舎からも離れていることから、史跡全体から見て整備の優先度は低く、そのため、現時点では整備区域としての設定は行わず、現状の維持管理に努めます。

［平成24年度指定地（本丸整備ゾーンを除く範囲）］

この区域は、平成24（2012）年度に追加指定された区域の南西部にあたります。本丸跡の西辺部の区域であり、切通や平場等の遺構があります。現在は、山林となっています。

園路やサイン施設等の整備については関係者と協議が必要なため、現時点では整備区域としての設定は行わず、現状の維持管理に努めます。

［御裏林（水系整備ゾーンを除く範囲）］

この区域は、天然記念物青葉山に指定され、東北大学植物園として東北大学によって管理されています。区域内には、本丸跡へ続く尾根を遮断する堀切をはじめ、中世山城期に造成されたと考えられる遺構などが存在しています。当該区域は、史跡指定地に加え天然記念物指定地であることから、関係機関と調整を行い、整備の在り方を検討する必要があります。

そのため、現時点では整備区域としての設定は行わず、東北大学植物園の活用事業との連携を図るとともに、遺構の測量などの調査を計画的に実施しながら将来的な整備の手法を検討していきます。

イ. 史跡指定を目指す範囲

「史跡指定を目指す範囲」については、開発行為がある場合は、事前の発掘調査を前提とし、遺構に与える影響が最小限となるよう、引き続き協力を求めます。追加指定後は、本計画におけるいずれかの適切な整備ゾーンに設定することを検討し、その整備方針に基づいて、整備手法の検討等を行います。

【ゾーニング及び本質的価値と保存地区区分の関係】

仙台城跡は指定範囲が広く、城郭の遺構が残る部分と自然地形の部分があるなど、多様な様相であるため、指定地及び指定を目指す範囲について保存地区を「史跡仙台城跡保存活用計画」（146～150頁）で以下のとおり設定しました。

（1）第一種保存地区

主要な曲輪の範囲（第一種保存地区1）と天然記念物指定範囲（第一種保存地区2）

（2）第二種保存地区

本丸周囲の崖地、本丸東側の旧河道部分

（3）第三種保存地区

車両通行のある市道部分

（4）第四種保存地区

将来史跡指定を目指す範囲

上記の保存地区区分と、本節で設定した整備ゾーン及び整備区域、第4章で整理した「仙台城跡の本質的価値」との関係性は下記の表のとおりです。

表7-2 整備ゾーン・整備区域と保存地区・本質的価値との関係

整備ゾーン	整備区域	保存地区	本質的価値
A	①御裏林整備区域	第一種保存地区1・2	1 5
	②中島池・東丸（三の丸）堀整備区域	第一種保存地区1 第三種保存地区	1
B	③本丸御殿整備区域	第一種保存地区1	1 2 3 4
	④本丸縁辺地整備区域	第一種保存地区1	1 2 4
	⑤本丸北西部整備区域	第一種保存地区1 第三種保存地区	1 2 3
C	⑥大手門整備区域	第一種保存地区1 第三種保存地区	1 2 3 5
	⑦二の丸詰門整備区域	第一種保存地区1	1 2 5
	⑧扇坂下整備区域	第一種保存地区1	1
D	⑨東丸（三の丸）蔵屋敷整備区域	第一種保存地区1	1 3 4
	⑩東丸（三の丸）外構整備区域	第一種保存地区1	1 3
E	⑪登城路整備区域	第一種保存地区1 第三種保存地区	1 2 3
	⑫造酒屋敷整備区域	第一種保存地区1	1 4
F	⑬追廻厩整備区域	第一種保存地区1	1
	⑭崖地整備区域	第二種保存地区	1 5

7－2 動線計画

仙台城の来訪者の多くは、登城路や二の丸跡、東丸（三の丸）跡等の整備が不十分であることに加え、車や公共交通機関で本丸跡まで登城することから、仙台城跡の本質的価値の多くを体感することなく見学を終えてしまいます。そうした現状から本節では、城内の回遊性向上を図り、来訪者に仙台城跡の本質的価値を周知し理解を促すため、2つの大手道（巽門を通る登城路と大手門を通る登城路）を軸としたモデルコースを設定します。なお、本節に関係する、サイン等の案内・解説施設や休憩施設等の便益施設、修景（植生）は、それぞれ「7－3　案内・解説施設に関する計画」、「7－4　便益施設に関する計画」、「7－8　修景に関する計画」に記載します。

(1)回遊モデルコースの設定

仙台城跡の各整備が完了したことを想定し、仙台城跡の本質的価値や整備について理解を得るための回遊モデルコースを設定します。

回遊モデルコースとは、仙台城跡の魅力をより一層周知し、理解を得るため推奨する見学ルートのことを指します。仙台城跡における回遊モデルコースは、主要アクセス拠点からガイダンス施設等を経由して「基本コース」を回遊するものです。「理解を深めるコース」は、仙台城跡の地形や水利システムについて体感できるコースですが、距離と所要時間が長くなることが想定されるため「基本コース」を補足するコースとして、散策可能な来訪者のみに推奨します。来訪者は、複数のモデルコースを組み合わせて回遊することで、史跡全体を広く見学し、仙台城跡の本質的価値をより深く体感することができます。

回遊モデルコースは、仙台城跡の更なる理解促進のためガイド団体（仙台城ガイドボランティア会等）と散策することができるよう協議や検討を進めます。また、中世・近代を含めた重層的な歴史や自然環境など、特定のテーマに着目して仙台城跡を学ぶことができる回遊プログラムについても、イベント等における活用を含めて検討します。

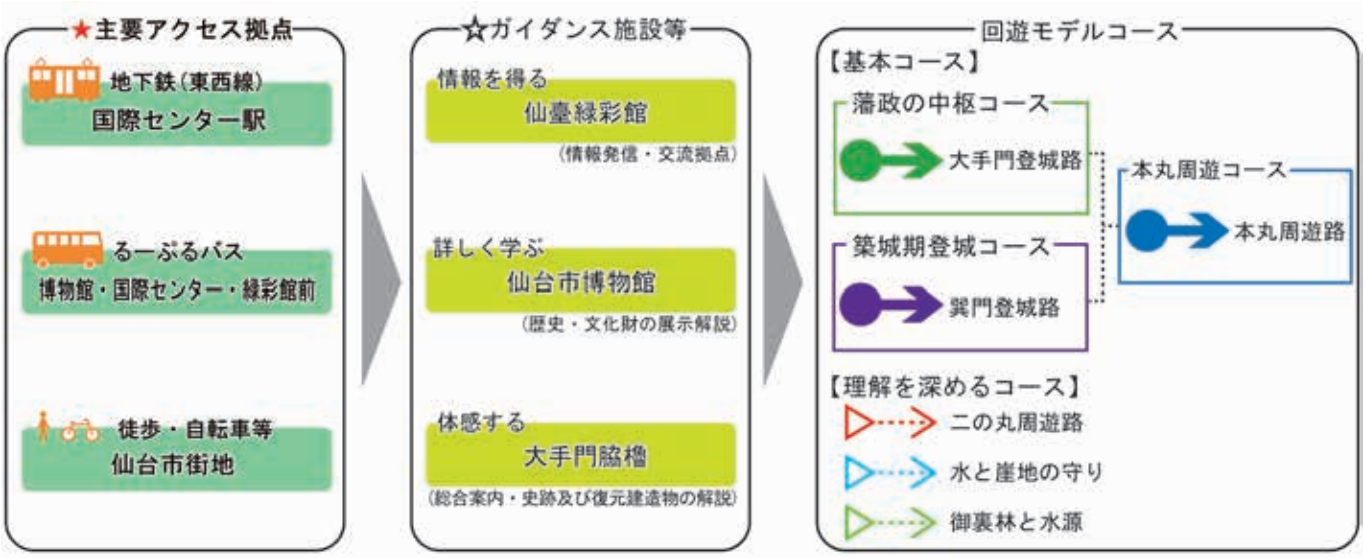

図7-11　主要アクセス拠点から回遊モデルコースへのイメージ図

整備完了後の仙台城跡の回遊モデルコースを散策してもらうため、アクセスは地下鉄東西線（国際センター駅）、るーぷる仙台（博物館・国際センター・緑彩館前）、徒歩・自転車等（仙台市街地）を推奨します。これらのアクセス拠点から、回遊モデルコースに至るまでにガイダンス施設等を経由し仙台城跡について情報を得てもらうことで、より効果的な理解につなげます。主要なアクセス拠点からガイダンス施設等及び、ガイダンス施設等から回遊モデルコースの起点への推奨されるルートは以下のとおりです。

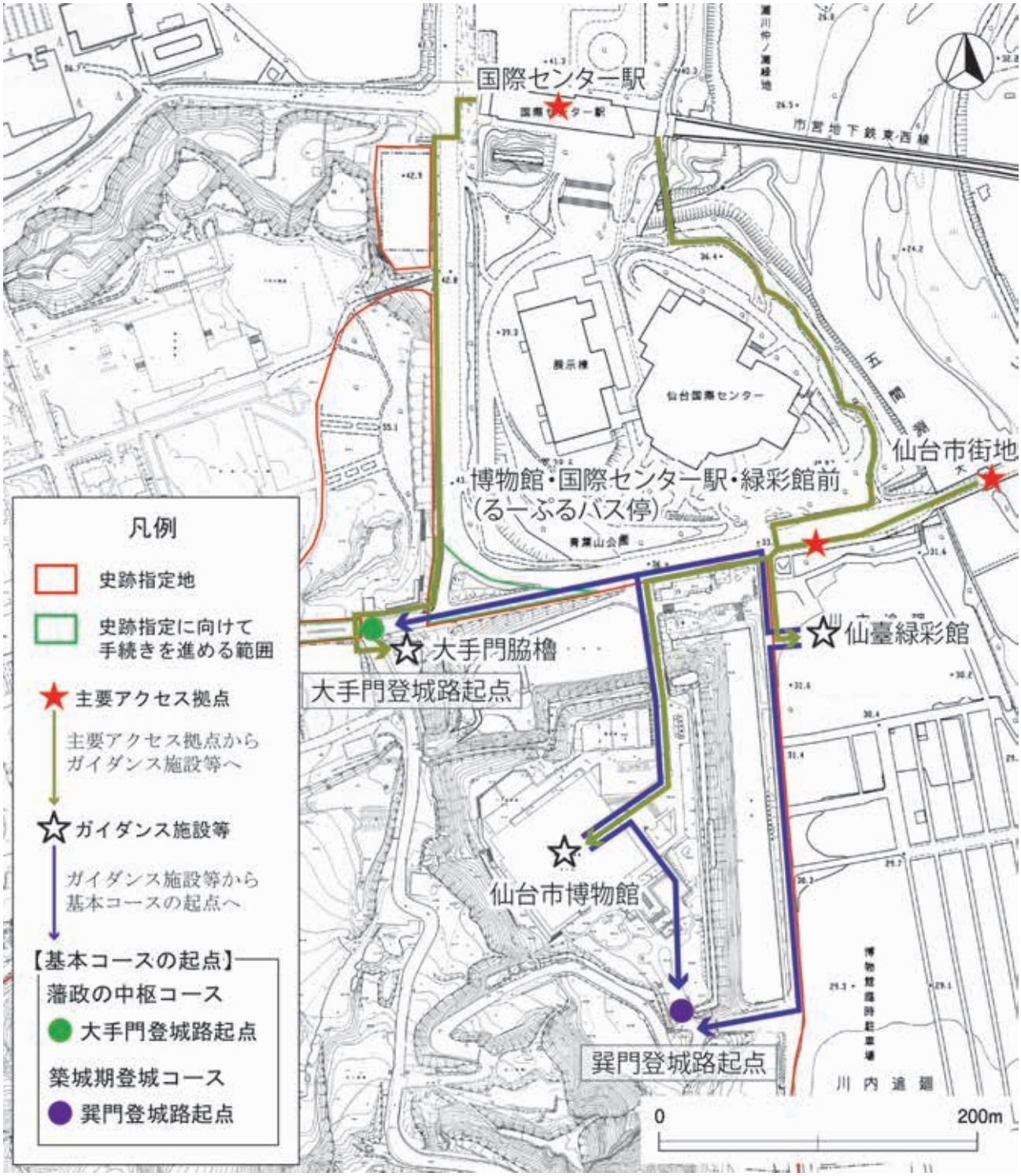

図7-12　主要アクセス拠点から基本コースの起点に至る推奨ルート

下記の基本コース及び理解を深めるコースを、回遊モデルコースとして設定します。

基本コース

藩政の中枢コース

大手門登城路 （約0.6km） 所要時間：約30～45分	大手門を起点とし、江戸時代の主要な登城路を通り本丸跡に至るコースです。復元される大手門や再建された大手門脇櫓、現存する唯一の近世の建築物である大手門北側土塀、中門跡や各石垣等を見学できます。

築城期登城コース

巽門登城路 （約0.6km） 所要時間：約30～45分	巽門跡を起点とし築城期における登城路を通り本丸跡に至るコースです。築城期の防御性を重視した城郭構造を体感でき、城内で酒造りを行っていた全国的にも希少な造酒屋敷跡等の曲輪や、巽門跡、清水門跡、沢門跡、石垣等を見学できます。

本丸周遊コース

本丸周遊路（約1.0km） 所要時間：約30～45分	「藩政の中枢コース」及び「築城期登城コース」で登城後、本丸跡を周遊するコースです。本丸跡にあるガイダンス機能を持った仙台城見聞館を経由し、本丸跡からの眺望（政宗ビュー）を楽しみながら、懸造跡・巽櫓跡を見学し、仙台城が本来備えていた威容を感じることができます。その後は大広間跡の規模や構造を体感できる遺構表示を経由して酉門跡周辺の虎口に至り石垣を見学できます。

理解を深めるコース

二の丸周遊路（約1.0km） 所要時間：約30分	扇坂下整備区域を起点として二の丸跡の一部を巡り、復元される大手門に至るコースです。江戸時代の大部分を通して藩政の中枢であった二の丸跡と、二の丸に登る扇坂、二の丸の入口であった二の丸詰門跡、現存する唯一の近世の建築物である大手門北側土塀の一部等を見学できます。
水と崖地の守り（約3.0km） 所要時間：約60～80分	自然を利用した仙台城跡の城郭構造を見学できるコースです。御清水から流れ込む水が作る中島池・五色沼・長沼や広瀬川と、広瀬川や竜の口渓谷によって作られた本丸跡の崖地が見学できます。
御裏林と水源（約2.0km） 所要時間：約30～45分	豊かな自然林である青葉山を堪能しながら、仙台城跡の水源等をめぐるコースです。仙台城の後背地に当たる防衛上重要な場所であった御裏林とそこに残る遺構、城の水源地である御清水の見学ができます。 ※御清水は、本計画策定段階では、未整備のため立ち入ることはできません。 ※令和8年8月現在、東北大学植物園では野生動物（イノシシ等）からの安全確保のため、限定開園を行っており、本コースを見学することはできません。

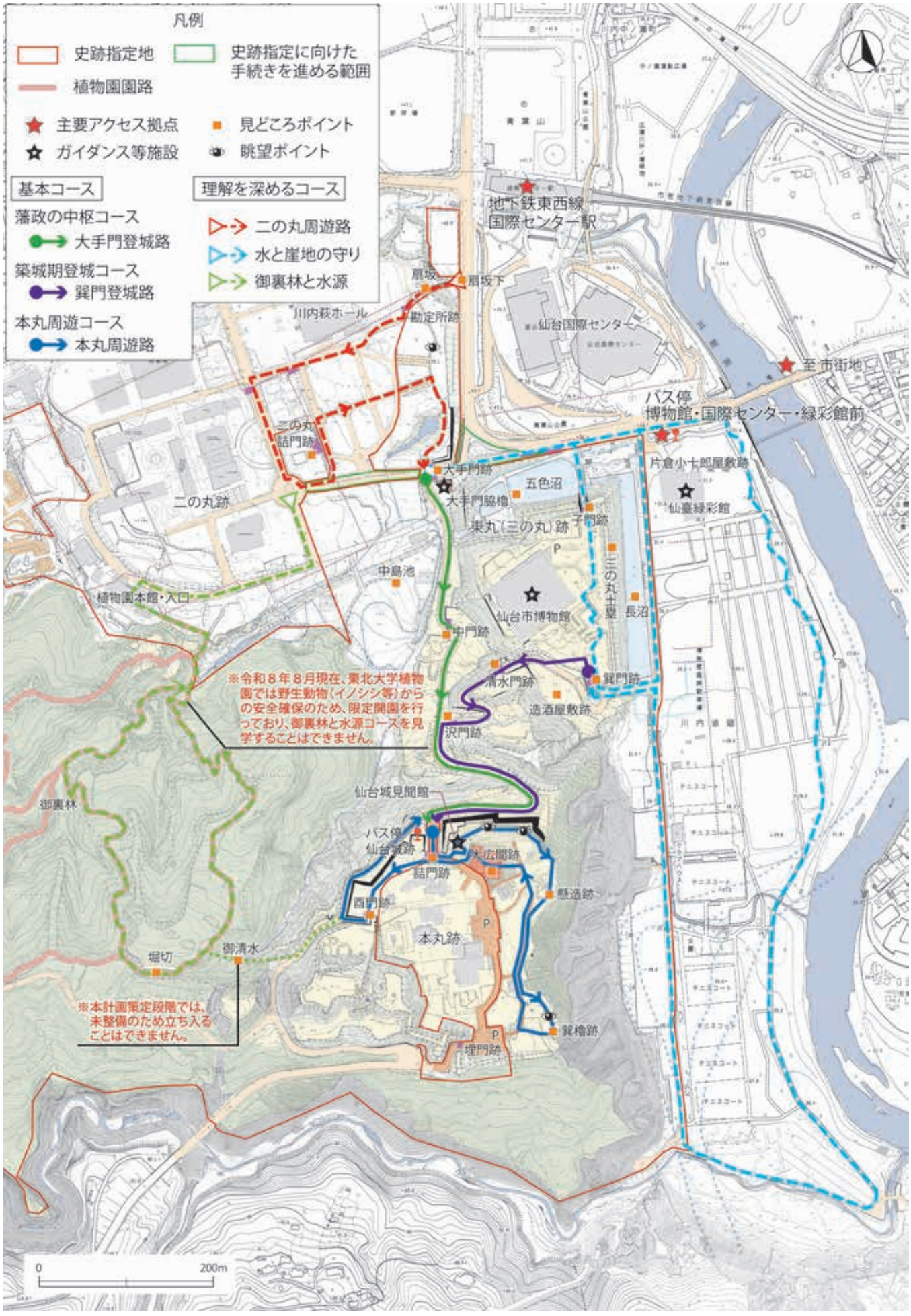

図7-13 回遊モデルコース

(2)バリアフリー動線

車いす使用者をはじめ、移動に配慮を要する来訪者を想定し、公共交通機関である地下鉄駅及びバス停を起点として、本丸整備ゾーン及び大手門整備ゾーンを周遊できるバリアフリー動線を設定します(図7-14参照)。

一方で、来訪者に仙台城跡の本質的価値を周知し理解を促すため、巽門登城路と大手門登城路を軸としたモデルコースを設定し、徒歩での周遊を推奨するところですが、これらのコースには急な坂道が多いことから、本丸整備ゾーンと大手門整備ゾーンを結ぶ大手門登城路については、移動負担の軽減を図るため、管理用道路を使用した二次交通の導入を検討します。

また、本丸整備ゾーンには、バリアフリー動線の起点となる駐車場があるものの、大手門整備ゾーン周辺の既存駐車場は、移動距離や高低差の面で、アクセス性に課題があることから、大手門整備ゾーン西側に車いす使用者用駐車施設等の整備を検討します。

(3)車両動線

現在の本丸跡までの主な車両動線は、大手門跡から市道仙台城跡線を通るルートですが、今後の大手門復元整備により、一般車両はこのルートを使用できなくなります。大手門は、かつて門が建っていた現在の市道上に復元するため、調査や工事にあたり、門直下の市道及びそれに接続する市道の通行を止める必要があります。 また、大手門復元後は、往時の登城路の姿を伝えるとともに、来訪者の散策・回遊における安全確保や石垣をはじめとする史跡の保全・活用を図るため、門直下の市道及びそれに接続する市道について、車両の通行を制限することが必要です。

一般車両の代替ルートとして、市道筋違橋通線から荒巻青葉4号線、青葉山亀岡線を通って本丸跡に至るルートが想定されますが、地域間をつなぐルートとして地域住民の生活道でもあることから、交通量調査や交通シミュレーションを踏まえ、円滑な通行の支障となることのないよう、対応を検討・実施するとともに、理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます(図2-30参照)。なお、整備に先立つ発掘調査のため、大手門復元事業が本格化する時期(令和12(2030)年度頃を想定)までに、当該市道の通行を止める必要があります。

市道仙台城跡線を含む大手門周辺の道路(市道仙台城跡線、市道澱橋通線、市道青葉山線、市道川内1号線のそれぞれ一部区間)は、主に歩行者用の通路や管理用道路等として整備することを検討しています。

(4)整備工事期間中の回遊動線

大手門復元整備や大手門登城路、巽門登城路等の整備に当たっては、工事期間中であっても来訪者の回遊性を確保できるよう、迂回路の設置や施工範囲・施工時期の調整を行い、基本コースの回遊動線を可能な限り維持します。やむを得ず回遊動線の確保が困難となる場合には、ホームページや現地案内サイン等により、来訪者への周知を行います。

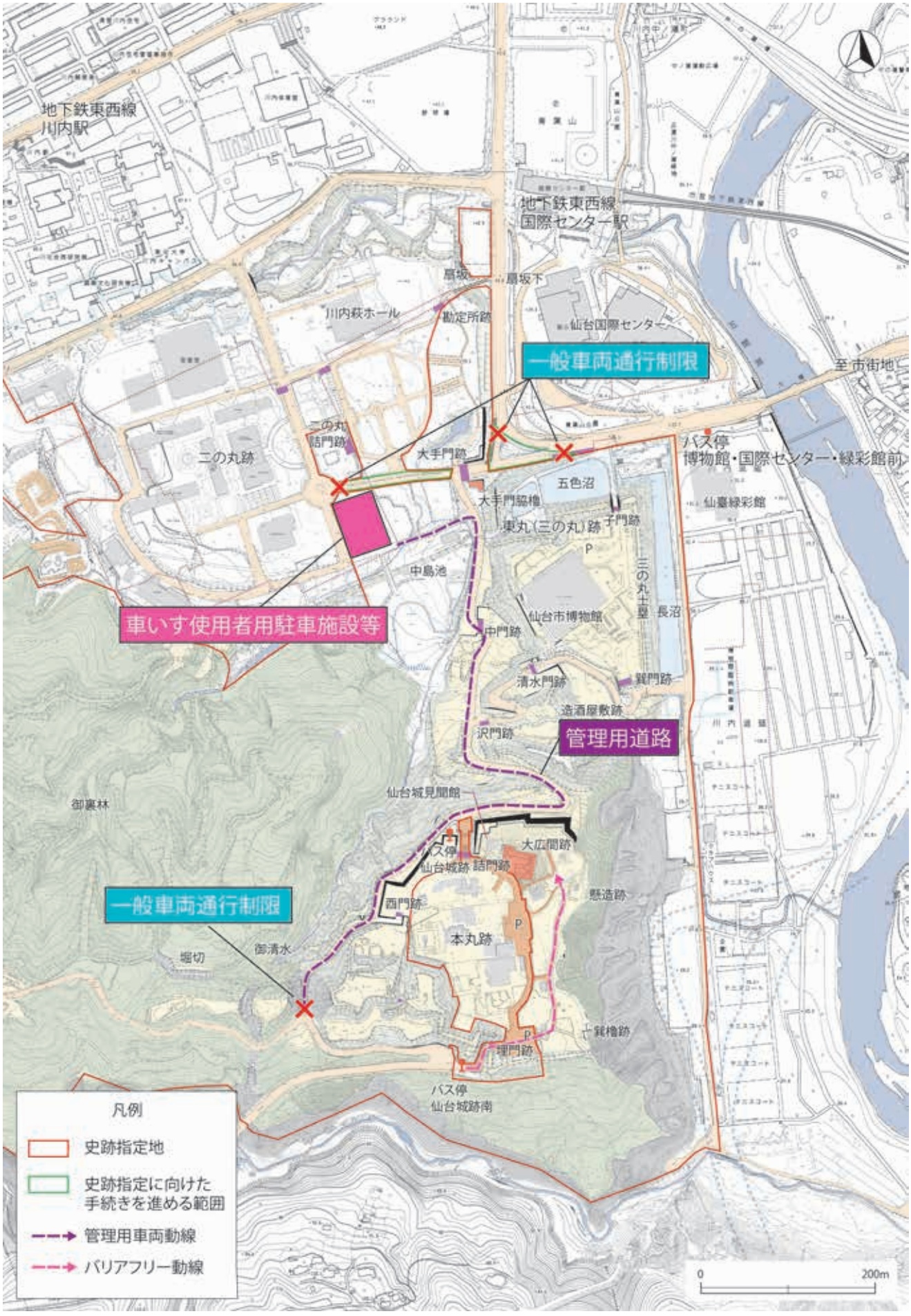

図7-14　バリアフリー動線及び管理用車両動線

(5)避難ルート・避難場所の設定

現在仙台城跡は、史跡指定地の一部が土砂災害特別警戒区域に指定され、さらに指定地東隣接地の追廻地区から国際センターの東側にかけて、早期の立ち退き避難が必要な区域に指定されています。今後、災害が発生した際に来訪者の安全を確保するため、適切な避難ルート・避難場所を定めます。

避難場所については、仙台市で整備している最寄りの避難所とします。仙台城跡最寄りの地域避難場所(一時的な避難広場)は、仙台第二高等学校と評定河原グラウンドです。また仙台城跡最寄りの指定避難所(避難生活を送るための場所)は、立町小学校と片平丁小学校となります。これらの避難所へのルートは全て、史跡指定地北側(大手門跡や国際センター前)を通るルートとなることから、史跡指定地内から史跡指定地北側への避難ルートを設定します(図7-15参照)。

史跡指定地北側まで移動したあとに、上記のいずれかの避難所へ移動するかは各災害の状況を勘案し判断することとします。

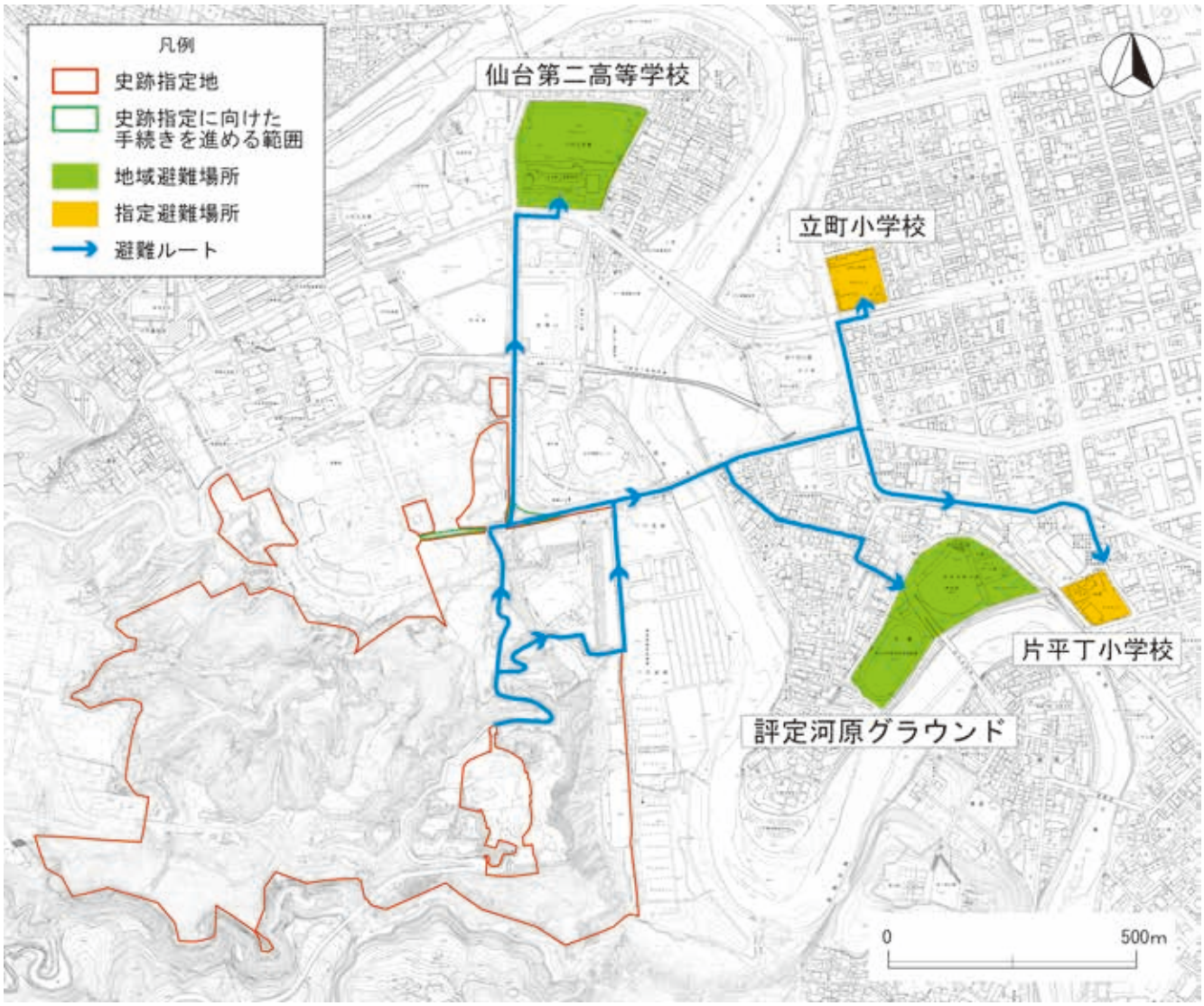

図7-15 指定地内からの避難経路

7－3 案内・解説施設に関する計画

仙台城跡の案内・解説施設は、ガイダンス施設とサイン施設が主となります。これらの施設は、来訪者に対して仙台城跡の価値の周知・理解を促すことに加え、城内の快適な回遊を補助する役割を持ちます。本節では、案内・解説施設の取り扱いと整備の方針を示します。

(1)ガイダンス施設について

仙台城跡のガイダンス施設は、現在、仙台城見聞館や仙台市博物館、仙臺緑彩館、東北大学植物園本館、民間の展示資料館があります。本項では、仙台城跡のガイダンス施設について、今後の整備等の方針を述べます。

①既存ガイダンス施設

仙台城跡のガイダンス施設として、以下のものがあります。

ア. 仙台城見聞館

本館は、本丸跡北西部に平成18(2006)年に建設された木造平屋建ての施設であり、便益施設としてトイレが付属しています。館内では、仙台城跡の歴史や発掘調査の成果、石垣修復工事等の映像資料を展示しているほか、出土した遺物や大広間の模型、大広間上段の間背面部を原寸大で再現したものを展示しています。

来訪者数に比して、床面積が小さく十分な解説展示ができていないことに加え、休憩スペースはありません。



図7-16 仙台城見聞館(内部)

イ. 仙台市博物館

本館は、昭和36(1961)年に開館し、昭和61(1986)年に鉄筋コンクリート2階建ての博物館として全面新築しています。

基本的に仙台地域の歴史等を展示・研究・学習する施設ですが、平成19(2007)年度に策定した「仙台城ガイダンス機能拡充等基本計画」に基づき平成21(2009)年度に展示改修工事を実施し、仙台城本丸北壁石垣の慶安5(1652)年銘石材や、仙台城跡の出土遺物、仙台城の模型なども展示しています。令和3(2021)年10月から施設の長寿命化や利用環境・展示環境の向上を図る改修工事に伴い休館し、令和6(2024)年4月に再開館しました。



図7-17 仙台市博物館

ウ. 仙臺緑彩館

本館は、令和5(2023)年4月、第40回全国都市緑化仙台フェアの開幕と同時に、青葉山エリアの玄関口である青葉山公園追廻地区に開館しました。仙台の歴史・文化・観光に関する情報発信や来訪者の休憩・交流機能を担う施設として活用されています。また、かつてこの場所に伊達家重臣の屋敷が存在していたことから、館内では屋敷跡の発掘調査成果に関する解説や、近年の仙台城跡における発掘調査成果の展示を行っています。



図7-18 青葉山公園仙臺緑彩館

エ. 東北大学植物園本館

本館は、昭和33（1958）年に東北大学植物園とともに公開を開始し、平成7（1995）年に新築したものです。東北大学植物園の約8割が天然記念物青葉山に指定されていることから、基本的に植物を中心とした展示を行い、一部植物に関連する形で仙台城跡の紹介をしています。

オ. 青葉城資料展示館

本丸跡に位置する民営のガイダンス施設で、伊達家や仙台藩、仙台城に関する資料や模型等の展示を行っています。

②ガイダンス施設に関する課題

仙台城跡では、仙台城見聞館、仙台市博物館、仙臺緑彩館など複数の施設がガイダンス機能を担っていますが、仙台城見聞館は展示空間が限られていることから、仙台城跡全体の歴史や構造、本質的価値を十分に解説するには制約があります。現在は仙台城跡全体の解説と本丸跡に関する解説を同一施設で実施していますが、今後、大手門復元や登城路整備の進展に伴い、各施設の役割分担を整理し、より効果的なガイダンス機能の配置を検討する必要があります。

また、登城路は仙台城の地形や城郭構造を体感しながら見学できる重要な空間であることから、その利用を促進するため、登城路の起点付近における案内・解説機能の充実が求められます。さらに、登城路は急な坂道が続き、夏季の高温化など近年の気候変化も踏まえると、来訪者が快適に見学できる環境とはいえません。特に登城路沿いや本丸跡においては、休憩や情報収集を行うことができる施設・空間の充実が求められます。

③ガイダンス施設整備方針

ガイダンス施設について以下のとおり整備方針を定めます。「7－2（1）回遊モデルコースの設定」で示したとおり、回遊モデルコースを散策する前にいずれかのガイダンス施設で仙台城について学ぶことができます。また、来訪者が自由に情報収集できるよう、来訪者の滞留スペースなどの拠点にはWi-Fi設備整備を検討します。

ア. 仙台城見聞館

仙台城見聞館は、大広間を中心とした本丸跡の本質的価値を伝える施設として位置付けます。仙台城跡全体に関する解説機能については、大手門整備ゾーンの整備を踏まえ、大手門脇櫓へ段階的に移行します。

なお、立地環境を踏まえ、館内の一部を休憩スペースとして整備することを検討します。また、誘導サイン等の整備を今後進め、多くの方々の利用を促す必要があります。

本館は、今後ともガイダンス施設としての使用を継続することとし、当面、館の維持管理、誘導サイン等の設置、展示内容の更新に努め、今後、本丸整備ゾーンの調査や整備に合わせ、本館の位置や機能、規模の再検討を行うものとします。

イ. 仙台市博物館

仙台市博物館は仙台城跡の導入部に位置し、仙台城跡の本質的価値について詳細に学べるガイダンス施設として位置付け、整備を行います。

仙台城跡のガイダンス施設としての機能を有することから、史跡内の回遊性が高められるよう連携を図り、仙台城とそれを取り巻く町・藩など、広く仙台地域の歴史に関する展示や学習活動の充実に努めます。

ウ. 仙臺緑彩館

仙臺緑彩館は、仙台城跡の導入部に位置するほか、大手門登城路と巽門登城路の起点に向かう通路の分岐点に立地しています。引き続き、仙台城跡の簡易的な解説や城内の案内機能を担う施設として位置付け、連携を図ります。

エ. 東北大学植物園本館

東北大学植物園本館は、天然記念物青葉山の植生と、史跡仙台城跡との関係性について学べる施設として位置付け、施設を所管する東北大学と連携を図ります。

東北大学植物園の来訪者にも、天然記念物青葉山が仙台城跡の一部であることをより理解いただける展示となるよう、東北大学と連携・協力を進めます。

オ. 青葉城資料展示館

青葉城資料展示館は、本丸跡における民間のガイダンス施設として、仙台城跡の理解促進や来訪者への情報提供について連携を図ります。

カ. 大手門脇櫓

大手門脇櫓は安全確保を行ったうえで内部公開を行い、ガイダンス機能を有する施設として活用します。大手門は城郭全体の正門（入口）であり、大手門登城路コースの起点となっています。大手門脇櫓はその脇に位置することから、仙台城跡全体の本質的価値を伝える施設として位置付け、大手門復元に関する展示のほか、城郭全体の総合案内・解説機能を担う施設として整備します。

また、発掘調査成果などをはじめとする各種調査成果や整備の進展について速報展示することも検討し、定期的な内容更新に努めることとします。

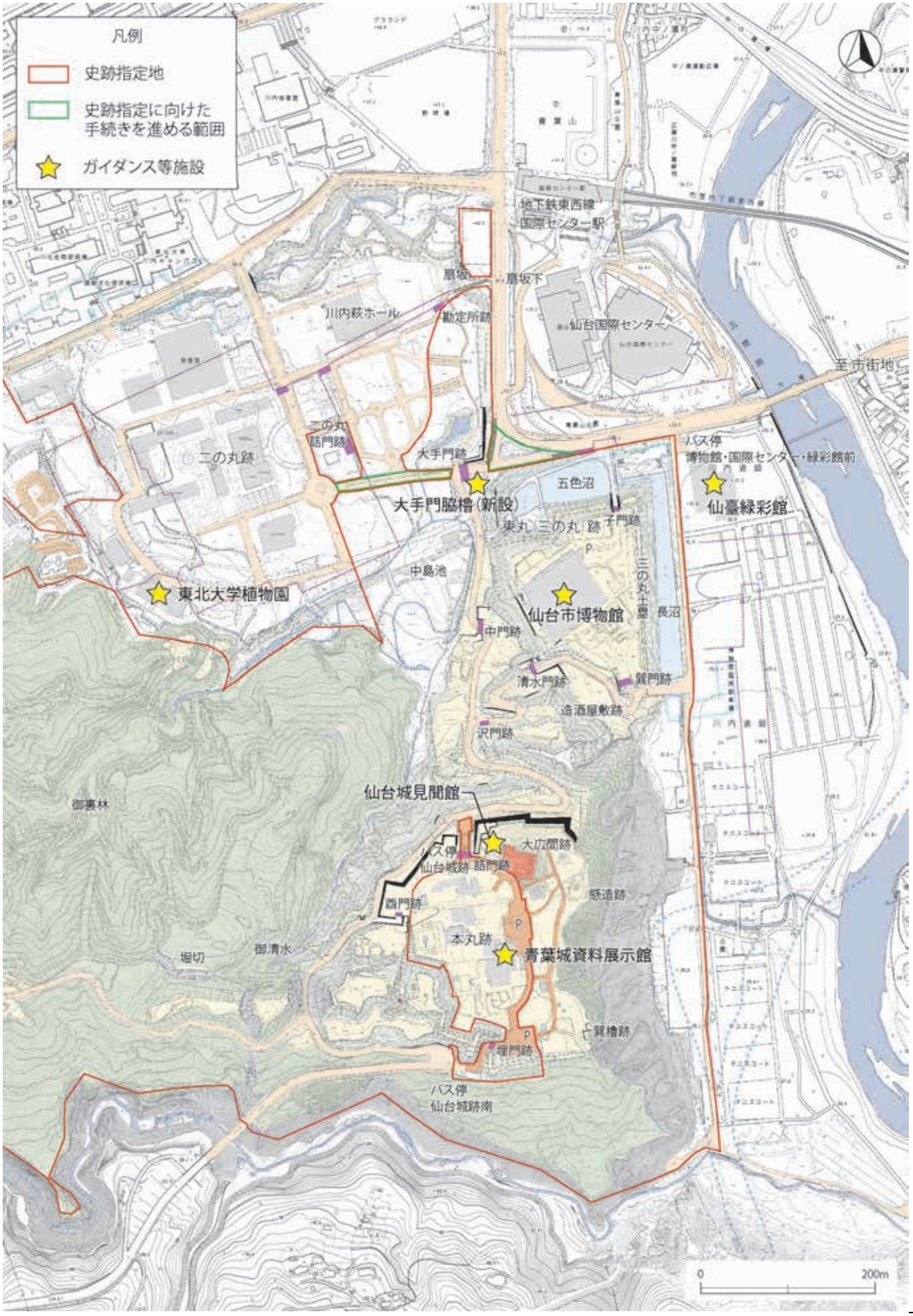

図7-19　ガイダンス施設整備配置図

(2)サイン整備計画

仙台城跡に設置しているサインは、平成18(2006)年度策定「仙台城跡サイン設置実施設計」及び平成26(2014)年度策定「仙台市歩行者系案内誘導サイン等基本方針」によるサインシステムに基づき、デザイン等の統一を図っています。今後もこのシステムに基づいた形状・デザインで、城内の回遊性や仙台城跡について理解を得られるようユニバーサルデザインの発想を用いたサイン設置を行い、「7－2(1)回遊モデルコースの設定」で設定した回遊モデルコースや主要な動線上において重点的に整備を進めます。



図7-20 遺構保護に配慮したサイン(大手門脇櫓前)

配置に際しては関係部局と調整し、乱立しないよう適切に設置します。

また、城内の既存サインは、平成29(2017)年に、設置者・設置年・規格・内容・劣化状況等に関する状態把握調査を行っています。今後、調査内容に基づき、安全性・内容・景観・劣化の観点から不適当と判断されるサインについて、関係課と協議のうえ、それぞれ修復や移設・撤去等を進めるものとします。

①案内サイン(広域)

仙台城跡を広域的に案内するサインです。主に仙台城跡の導入部に設置しており、現在地や仙台城跡の見どころ、城内回遊のルートなどの仙台城跡の全体的な内容を表示しています。今後の史跡整備にあたり来訪者の利便性向上を図るため、内容の更新や避難ルートの案内を行い、地下鉄東西線「国際センター駅」や仙臺緑彩館付近、本丸バス停付近等へ設置します。



図7-21 案内サイン(広域)
(国際センター正面交差点)

②誘導サイン

仙台城跡回遊の各起点や、ルートの分岐点等に設置しており、矢羽根型を用いて、行き先と方向・距離を示しています。「7－2(1)回遊モデルコースの設定」で設定した回遊モデルコースの整備状況に合わせ、新設や既存サインへの追加等を行います。



図7-22 誘導サイン
(仙台城見聞館南)

③解説サイン

仙台城跡の遺構や整備・修復履歴について、写真や図等を用いて解説するサインです。今後も、来訪者の史跡に対する理解を深めるため、遺構や整備・修理箇所等に設置するとともに、最新の情報が提供できるよう版面の更新を行います。



図7-23 解説サイン(中門跡)

④眺望サイン

城のビューポイントである本丸北東と二の丸東辺に設置しており、城の“いまむかし”を絵図と写真による対応で示しています。今後の修景（植生）による眺望確保に伴い、特に本丸整備ゾーンでの充実を図り、併せて本丸跡内部における回遊性の向上を図ります。具体的には、本丸南東部巽門跡付近（経ヶ峯、広瀬川河岸の露頭、愛宕山、大年寺山、太平洋等）や本丸北側（石切り場：国見地区、七ツ森等）からの眺望に対するサインを設置します。今後設置する版面には、絵図・現在の写真とともに、眺望（政宗ビュー）に関係する仙台城の歴史に伴うエピソード等や、当該設置箇所から望むことができる「仙台城跡に関連する歴史資産」を載せ、来訪者の興味・関心に応えます。



図7-24　眺望サイン（本丸北東）

⑤制御サイン

制御サインは、来訪者が安全・快適に城内を散策できるよう、来訪者の活動の一部を抑制するためのものです。仙台城跡内の回遊性向上に伴い、使用禁止のもの、立入禁止の箇所等を周知するサインの設置を行います。



図7-25　制御サイン例
（東京都千代田区・史跡江戸城跡）

⑥史跡標識

史跡仙台城跡の所在を示すものとして、長沼北東、大手門跡北、本丸北東に設置しています。史跡名称・指定日・建設年月日・「文部科学省」の文字を彫っています。材質や記載すべき事項は、国が定める「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」によって定められています。史跡標識は、史跡名称の表示にとどまらず、来訪者に史跡の存在を示す重要なポイントになっていることから、動線計画に即した適切な配置と周辺環境の整備に努めます。来訪者の回遊を促す拠点づくりを目的に増設を検討します。



図7-26　史跡標識（長沼北東）

（3）パンフレット・リーフレット設置の計画

現在は、仙台城見聞館内にのみ、史跡案内図と見どころを紹介したポケットサイズのリーフレットを設置しています。今後は、ユニバーサルデザインの発想を用いながら史跡全体の回遊を想定したリーフレットを制作し、来訪者が史跡地内を回遊しやすいよう、仙臺緑彩館のほか、地下鉄東西線・国際センター駅などの主要アクセス拠点にリーフレットを設置します。

（4）関係団体施設整備

NPO法人仙台城ガイドボランティア会は、現在、本丸跡を中心に来訪者への城のガイド活動を行っています。今後は、仙臺緑彩館等もガイド活動の拠点にできるよう、担当部署と連携・調整を進めます。

7－4 便益施設に関する計画

便益施設等は、景観に配慮した統一的なデザインとします。

なお、便益施設の整備は、「7－2(1)回遊モデルコースの設定」で設定した回遊モデルコースの動線上で重点的に行います。

(1)便益施設

①休憩施設

仙台城跡には、大手門登城路や巽門登城路など急な坂道が続く見学ルートがあることから、休憩施設については来訪者の動線に配慮しながら適切に配置するものとします。また、近年の気温上昇等を踏まえ、熱中症対策にも配慮しつつ、来訪者が眺望や景観を楽しみながら休憩できる環境を整えます。

本丸跡縁辺地整備区域は、眺望の確保とともに来訪者がくつろぐためのベンチ等の設置を関係部局と調整のうえ検討します。また、本丸北西部整備区域や大手門整備区域、登城路整備区域等で来訪者が休憩するためのベンチやあずまや等を設けます。

いずれの場合も、意匠や材質等は、周囲の景観になじむものを選択し、眺望を楽しむことができる場所等へ配置します。

②トイレ

来訪者の史跡全体における回遊性の向上及び大手門整備区域での滞在利用の促進を図るため、同エリアへのトイレ新設を検討します。設置にあたっては、遺構の保護や史跡にふさわしい景観に配慮するとともに、バリアフリー及びユニバーサルデザインの観点を踏まえたものとします。

③照明

照明施設の設置は、石垣及び建造物のライトアップや、来訪者が安全・安心に城内を回遊できる環境の確保、野生動物の出没対策を目的として実施します。

登城路整備区域について、巽門登城路は現在、照明施設の設置が十分ではありません。今後の夜間利用に向けて、照明施設を増設します。

また、巽櫓周辺整備区域や大手門整備区域、大手門登城路や本丸北西部整備区域における照明施設の設置については、当該区域の整備方針に合わせて、関係部局と検討・協議し、適切な配置・光量・光源高さ等を調査のうえ整備します。

(2)防災・安全対策施設

高所や崖地に面した箇所では侵入・転落防止策を講じ、安全性を確保します。

建造物の防災については、歴史的価値を損なわない範囲で、来訪者の安全確保及び建造物の保護を最大限図る観点から、適切な仕様・設計に努めます。

防犯カメラの設置や夜間照明の整備など、防犯対策及び安全な歩行空間の整備について検討します。

これら防災・安全に関する施設は、庁内防災担当部局と協議のうえ設置等を行います。また、付近に生息する野生動物への対策や消火施設の設置について関係部局と協議のうえ、検討を進めます。

7－5 遺構保存・修復に関する計画

遺構保存及び修復の手法については、以下のとおりです。また、全ての遺構について、保存・修復に資する基礎データの収集を計画的かつ継続的に行います。なお、今後の調査で新たに遺構が確認された場合も以下の手法に基づいて、保存・修復を図ります。

(1)地表顕在遺構の保存

①石垣

ア. 石垣カルテの作成

石垣の三面図(平面・断面・立面)を測量図化するとともに、石垣の規模や積み方、石材の破損状況等を記した台帳(石垣カルテ)の作成を目指します。

イ. 継続的な維持管理

継続的に石垣の目地から生える草本類の除草を行い、石垣をき損またはき損の原因となりうる樹木は、植生修景方針により剪定や伐採を行います。また、石垣の状態について、日常的な見回りによる目視点検を行います。

ウ. 観測

石垣の変形を早期に把握できるよう、3次元測量機器や石垣目地のすき間を計測する機器などにより、定期的に石垣の観測を行います。

エ. 予防策の措置

観測によって、き損等が懸念される場合には予防策を実施します。以下はその一例です。

・本丸北西石垣など、石垣の目地から草本類が繁茂し、石垣の変形またはき損の要因となるおそれがある箇所については、定期的な除草を実施しています。

・大手門北側土塀石垣については、天端部に生育する樹木が石垣に影響を及ぼすおそれがあることから、計画的な伐採等を実施します。

オ. 部分的な修復((3)遺構の修復で後述)

自然的要因(地震、大雨等)または人為的要因(事故等)により、石垣のき損等が認められた場合は、速やかに原状復旧を行います。

②土塁、曲輪、門跡の礎石、堀切、井戸跡など

ア. 日常の維持管理

樹木の生長により遺構の変形、き損が懸念される場合は、植生修景方針により剪定や伐採を行います。

イ. 部分的な修復((3)遺構の修復で後述)

自然的要因(地震、大雨等)または人為的要因(事故等)により、遺構の変形、き損が認められた場合は、速やかに原状復旧を行います。

③堀跡、池跡

※日常の維持管理と、部分的な修復については、②-ア、イと同様とし、下記ウを追加します。

ウ. 水質維持

堀の水質維持のため、清掃や浚渫などの措置を行います。

④土塀

大手門北側土塀は、その一部が城内に残る唯一の近世構造物であることから、地表顕在遺構として保存していきます。

日常的な見回り点検を行い、変形やしっくいの剥落等のき損を確認した際には、原状復旧等を行います。また、土塀表面に繁茂したつる性植物等については、しっくい等の保存のため除去作業を行います。

⑤城郭を構成する自然地形

城郭の防御施設として基本的形状に組み込まれた本丸跡東側の崖や竜の口渓谷などの自然地形は、本質的価値を構成する重要な要素として保全に努めます。また、日常的な目視点検により、崩落等の地形の変形が認められた場合は、地形保全と安全性確保のため、補強工事等の実施もやむを得ないものとします。その際、工法や材質については遺構保存と景観に配慮した必要最小限のものとします。

(2)地下に埋蔵されている遺構の保存

①地下に影響を与える行為の規制・管理

ア. 計画的な遺構確認調査の場合

城跡の実態解明のための遺構確認調査は、可能な限り必要最小限の掘削にとどめ、遺構の保存及び将来的な調査成果の検証が行えるよう配慮します。

イ. 工事に伴う掘削の場合

公園施設・道路施設の改修、解説サイン等の設置等において掘削が伴う場合は、遺構に影響を与えないよう十分な保護措置をとります。必要に応じて確認調査を行い、掘削可能な深さ(表土、現代の盛土など)や地下遺構の有無等を確認します。

ウ. イノシシ等による地下遺構への影響への対応

近年確認されているイノシシによる掘り返しについては、地下遺構への影響が懸念されることから、生息状況及び被害状況の把握に努めるとともに、見通しの確保や侵入防止対策等について検討し、遺構の保護を図ります。

②十分な盛土厚の確保

各遺構を保護するため、発掘調査により遺構までの深さを確認し、十分な盛土厚を確保する必要があります。すでに発掘調査を実施した遺構については、その成果により必要な盛土厚を検討し、未調査の遺構については、今後の発掘調査成果に基づき必要な盛土厚を検討します。

遺構までの深さが浅い箇所については、盛土により遺構を保護する等、十分な盛土厚を確保します。

③地下水の影響への対応

各遺構への地下水の影響を確認する必要があります。地質調査が行われている場所については、その調査成果により地下水位の評価を行います。それ以外の場所については、必要に応じて地質調査を行い、地下水位の評価を進めます。地下水位の影響が想定される遺構については、排水等の整備を進めます。

(3)遺構の修復

石垣や土塀、土塁等の各遺構がき損した場合の修復の手順については以下のとおりとします。なお、伝統的な工法や材料により形成される遺構は原則として、それらに基づいた修復を行います。



図7-27 遺構修復の流れ

7－6 遺構表現に関する計画

本節では、遺構表現の手法と各手法において対象となりうる遺構を整理したうえで、個別の遺構表現計画を示します。各遺構において、遺跡の保存・活用に係る総合的観点に基づき、「7－1 全体計画及び地区区分計画」で示した全体計画及び地区区分計画と整合した手法を選択します。

(1)遺構表現の手法

現状、仙台城跡において考えられる遺構表現の手法は、遺構露出展示(地表顕在遺構)、遺構表示、遺構復元、歴史的建造物の再現の4つがあります。各種手法において対象となり得る遺構は表7-3に示しています。なお、これらに加え、解説サイン等による遺構情報の表現も行われていますが、これについては、「7－3 案内・解説施設に関する計画」で記載しています。

①遺構露出展示(地表顕在遺構)

石垣や土塁等の地表に顕在する遺構を展示する手法です。史跡の遠景、近景及び来訪者の動線上での景観において、遺構の本来的な規模や形状、配置などをわかりやすく示すものです。遺構自体が露出していることで、き損しやすいため、その場合は「7－5 遺構保存・修復に関する計画」に従い管理・修復等の対応を徹底します。



図7-28 本丸北壁石垣

②遺構表示

発掘調査等により得られた成果を基に、地下に保存されている遺構の規模や形態等に関する情報を、遺構直上の盛土造成した面に模式的に表示する手法です。本史跡では、大広間跡、巽門跡で平面的な遺構表示を行っています。

今後も、発掘調査等の成果により十分な情報が得られた場合には、平面的な遺構表示について検討します。その際、建造物跡の平面的な遺構表示は、大広間跡の手法を基準とします。

また、立体的な遺構表示は、現状、本史跡では行っていませんが、かつて存在した各土塁を整備の対象として検討します。



図7-29 本丸大広間跡 遺構表示

③遺構復元

石垣、堀、池等の遺構を対象として、現在は失われた箇所の全体または一部の構造を復元または復元的に表現する手法です。実施に際しては、発掘調査の成果を基礎としつつ、文献、絵図、測量図、古写真等における各種調査の成果に基づく学術的な裏付けのもと、発掘調査の成果等により判明した正確な位置に復元するものとし、かつ遺構の保存に十分配慮し、できる限り当時の材料や技術を用いるものとします。



図7-30 復元された堀(愛媛県 湯築城跡)

④歴史的建造物の再現

文化庁では、史跡等の歴史的建造物の再現について、「復元」・「復元的整備」の手法を定めています。本史跡の場合は、歴史的建造物の再現は、本史跡の価値の理解を深めるため行うこととします。

復元は、発掘調査や文献、絵図、測量図等の資料調査研究などにより得られた、建造物本来の外観、意匠、規模、形態、構造、材料等に関する正確な情報を基に、現在は失われた歴史的建造物を忠実に再現する手法です。復元に際しては発掘調査により判明した遺構を保護したうえで、遺構直上に建設しますが、復元箇所の地盤及び周辺構造物の強度等についても調査を行い、来訪者の安全と防災に配慮します。また、原則として復元に用いる材料・工法は復元する建造物が建築された当時のものを踏襲します。現状で国の基準を満たし、復元の対象となり得るのは、大手門、大手門脇櫓、大手門北側土塀の一部、巽門となります。



図7-31 消失前の大手門
（仙台市博物館所蔵）

復元的整備は、現在は失われた歴史的建造物について、復元に足る情報が十分に得られていない場合、それらの情報を多角的に検証して再現する、もしくは利活用の観点から意匠、構造等を一部変更して再現する手法です。対象となり得る遺構については、国の基準等を踏まえながら検討します。復元的整備に際しても、基本的に復元時に留意する事項を踏襲するものとします。

なお、歴史的建造物の復元及び復元的整備については、その建造物を含んだ整備ゾーン全体における一体的な整備のもとで行うものとします。また、情報が十分な場合でも、活用上の優先度等の条件により、「遺構表示」とする場合もあります。

今後、発掘調査等による実態解明や財源確保等の条件が整った場合に遺構表現整備の対象とする遺構は、表7-3のとおりです。

（参考：「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」（令和2年4月17日文化庁決定））

表7-3 遺構表現の手法と対象とする遺構

遺構表現の手法			整備区域	対象とする遺構
遺構露出展示 （地表顕在遺構）		地表に顕在する遺構をそのまま展示する。	②③④⑤⑥⑦⑨⑩⑪⑫	現存する石垣、土塁、堀跡、堀切
遺構表示		遺構の規模・配置・形態・性質等を模式的に表示する。	②⑥	中島池及び水路跡
			③	本丸御殿跡
			④	巽櫓跡、井戸跡、懸造跡
			⑤	酉門跡、城番所跡、酉門脇の櫓跡
			⑥	大手門正面虎口跡
			⑧	扇坂下厩跡
			⑩	子門跡
			⑪	清水門跡、中門跡、井戸跡、沢門跡、土塁
			⑫	造酒屋敷跡（礎石建物、井戸、カマド）
遺構復元		現在失われている石垣・堀・池等の遺構を復元する。	⑩	五色沼（西部）、長沼（北部）、巽門跡南東の堀跡（馬出堀）
歴史的建造物の再現	復元	現在失われている建造物を多岐に渡る正確な情報をもとに忠実に再現する。	⑥	大手門跡、大手門脇櫓 大手門北側土塀（一部）
			⑩	巽門跡
	復元的整備	現在失われている建造物を復元の基準に基づき、情報を多角的に検証、もしくは利活用のため一部を変更して再現する。	※復元的整備の対象となり得る遺構については国の基準等を踏まえながら検討します。	

（2）個別の遺構表現に関する計画

本計画では、後期事業計画期間において、以下の遺構に係る整備を予定しています。なお、整備後は日常的な点検を行い、必要に応じて補修や応急的な措置等を実施するなど、視認性や来訪者の安全性確保に努めます。

①巽櫓跡及び大番士土手（遺構表示、遺構露出展示）

巽櫓については、遺構平面表示と、立体パーツ（パーツ越しに遺構方面を覗くと、遺構の直上に櫓があるように見える）を用いた遺構立体表示を組み合わせた整備を検討します。また、大番士土手については、樹木の伐採や除草による顕在化を行い、来訪者が認識できるように整備します。

②本丸北西石垣及び酉門石垣（遺構露出展示）

本丸北西石垣及び酉門石垣については、石垣の保存に必要な措置を継続するとともに、遺構露出展示として、来訪者の動線や解説サイン、便益施設の整備、安全対策など、周囲の快適な周遊環境を整備します。

③大手門跡（復元）

大手門については、来訪者の安全及び建造物の保護を最大限に図りながらも、原則として、当時の材料や工法を踏襲した復元を行います。

大手門は、江戸時代の建造物がほぼ残されていない仙台城跡において、現状で国の基準を満たし、復元の対象となりうる数少ない歴史的建造物の一つです。仙台城全体の正門である大手門を復元することで、仙台城の城郭構造をより明確化し、当時の建築技術・文化を五感を通じて伝え、仙台城跡の本質的価値の理解促進及び史跡の回遊性向上につなげることができると考えます。

なお、復元にあたっては、地元産業の振興に加え、市民の誇りや愛着を醸成するほか、「仙台市建築物における木材利用の促進に関する方針」を踏まえ、仙台市産材をはじめとする地域材の活用を検討します。

④大手門正面虎口跡（遺構表示）

大手門正面虎口については、現在の道路形状を活かしつつ、江戸時代の枡形形状の平面的な遺構表示（例えば枡形部分を別の色で舗装する等）を検討します。

大手門正面のクランク状の道路は枡形としての役割を果たしており、その再現は城の攻めにくい構造を顕在化し、史跡の理解促進を図る上で重要となります。しかし、現在市道が通っているため、早期の発掘調査が困難であるほか、正面虎口の法面等の再現には大規模な掘削が必要となるなど、全容解明には時間を要すると見込まれます。

⑤中島池及び水路跡（遺構表示）

中島池及び水路跡については、平面的な遺構表示（例えば池の淵あるいは水面範囲を別の色で舗装する等）を検討します。大手門整備区域全体の造成や植生修景等を合わせて行うことで、見通しの良い一体的な空間が広がる景観を再現する整備を行います。

中島池及び水路跡の整備は、仙台城の水利システムの理解促進を図るうえで重要となります。

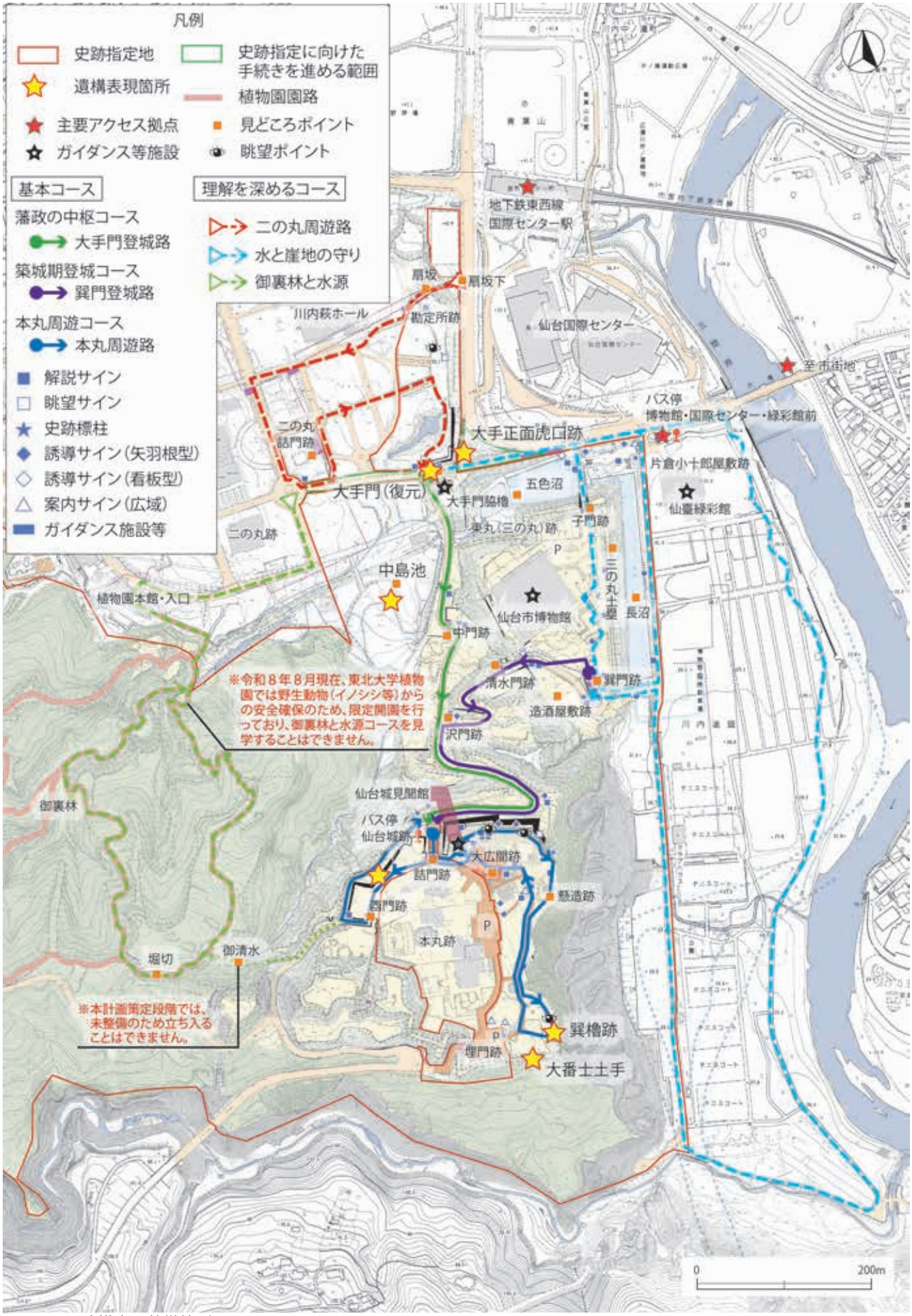

図7-32　遺構表現整備箇所

7－7 地形造成に関する計画

城郭の基本形状となっている自然地形を保全すると共に、発掘調査等の成果に基づいた地形の復元を図ります。なお、地形の保全や復元等にあたっては、関係部局と調整のうえ、適切な整備・管理を進めます。

(1)仙台城跡に残る地形の保全や復元

仙台城跡には、大きく3種類の地形があります。

①自然地形

人工的な変形を受けていない本来の地形

②中世及び藩政期の城郭整備を示す人工地形

築城及びその後の城郭造成に伴い形成された地形

③築城以前の変形及び近代以降に改変された地形

仙台城として機能していた時期を除いた時代に改変された人工地形

なお、これらのうち①・②と③が重複する場合は、①・②の保存・整備を優先します。

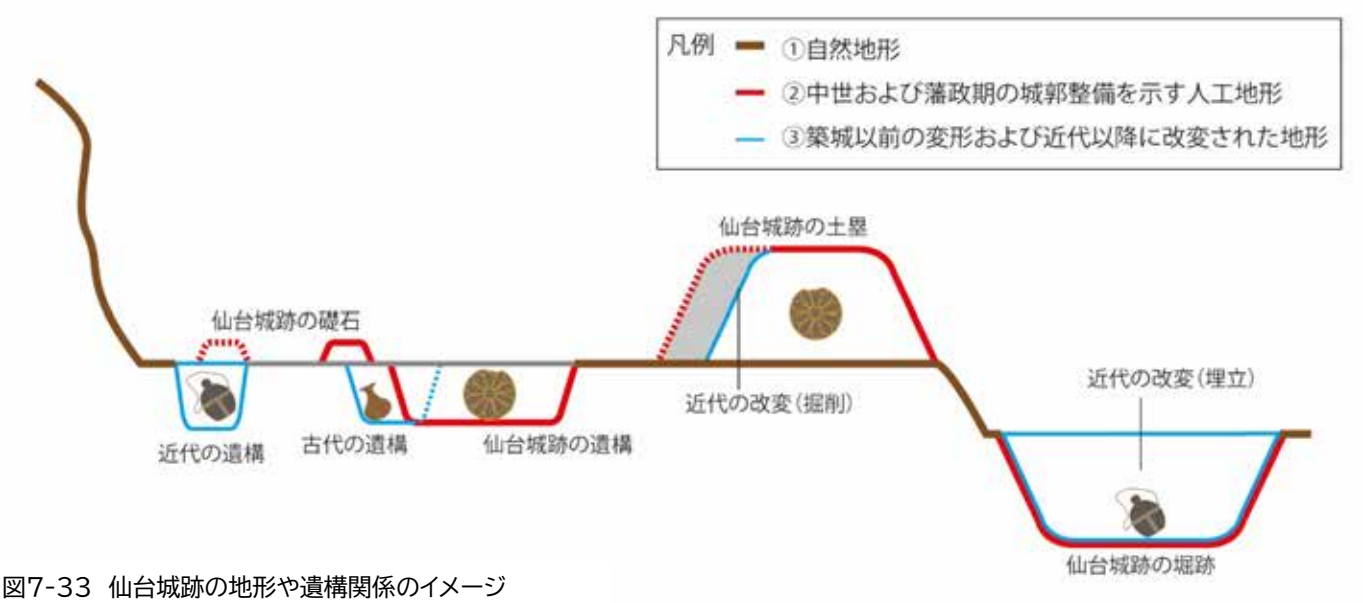

図7-33 仙台城跡の地形や遺構関係のイメージ

(2)個別の地形造成に関する計画

①の自然地形については、城郭の基本形状を形成するものとして地形の保全に努めます。特に、崖地整備ゾーンについては、崖面が雨水等により浸食され、崩落や落石等が生じ、崖下の平場に土砂が流出していると想定されます。そのため、崩落等の状況を把握し、その後も定期的な点検を実施するほか、崩落等の危険性が認められる場合は、関係部局と連携して補強工事等を行い、地形の保全を図ります。また、巽櫓跡については、東日本大震災により崖面に接していた遺構の一部が崩落したため、 崖面の保護と合わせて遺構保護を実施します。

②のうち③の近代以降の要因によって改変されている地形は、大手門跡やその周辺などが該当します。これらについては、大手門の復元や、大手門から二の丸詰門に至る道筋及びその周辺一帯に広がっていたと考えられる見通しの良い空間を再現するため、造成を行い当時の地形を復元します。巽門跡南東の堀（馬出堀）は、「青葉山公園整備基本計画」でも復元することが計画されているため、連携して復元整備を行いますが、他の整備の進捗を踏まえ、実施時期については、今後の検討とします。東丸（三の丸）外構の堀跡（現、五色沼）も一部、近代以降に埋め立てられて堀の幅が狭くなっていますが、こちらは現状維持とし、今後も維持管理を継続します。

また、大手門登城路及び巽門登城路、登城路や堀等に付帯する土塁は、道路築造や公園整備により改変を受けていますが、基本的に現状維持とします。今後、発掘調査等により実態が明らかになった場合には、地形の復元等を検討します。

そのほか仙台市博物館裏手の石垣が残る法面は、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定されており、遺構が失われる恐れがあるため、法面保護等による地形保全及び遺構保護を検討します。

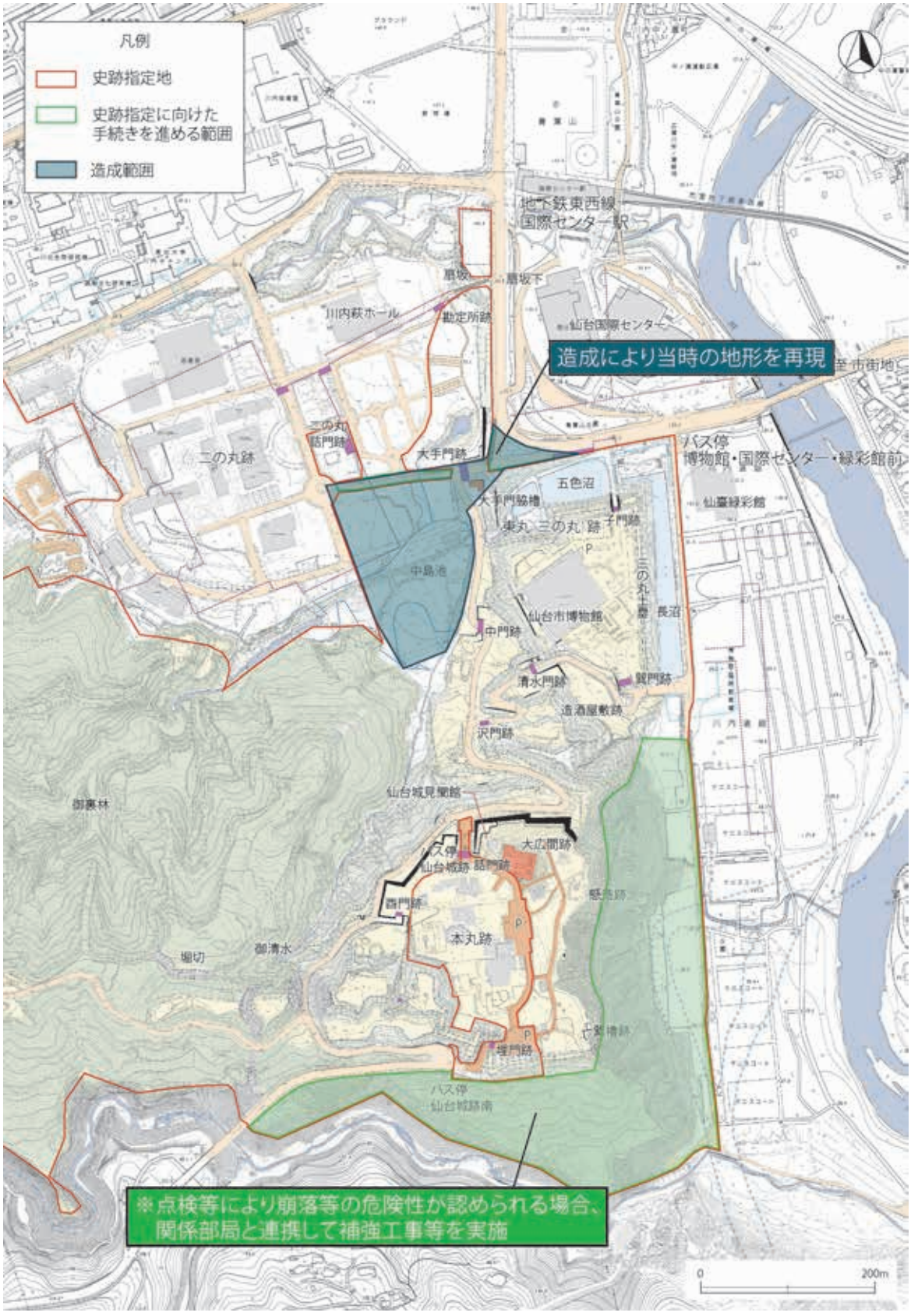

図7-34 地形造成の範囲

7－8 修景に関する計画

本計画における修景とは、史跡整備のため景観を整えることを指します。本節では城郭らしい景観を形成しつつ、来訪者にとって安全で快適な城内環境の実現を目指し、植生や様々な構造物等の仙台城跡の景観を構成する要素について適切な修景の方針を定めます。

なお、実施にあたっては関係部局等と調整のうえ、整備・維持管理を行います。

(1)植生修景方針

仙台城跡の景観の構成要素である植生は、城郭らしい景観の形成に向けて特に重要な要素です。しかし、現在は史跡やその周辺で植物が繁茂し、遺構の保存に影響を及ぼすだけでなく、城郭らしい景観や眺望が阻害されています。また、道路や園路に近接する枯損した樹木が多数存在することから、登城時の安全や景観の確保への影響が懸念されます。そのため、現行計画に基づき、城郭らしい景観や眺望を確保することを目指し、各種調査により藩政期における植生の把握と現況植生の評価を行って仙台城跡全体の植生景観をより明らかにしたうえで、史跡仙台城跡の植生を適切に保存、整備、管理するため、令和5年(2023)3月に「史跡仙台城跡植生修景方針」を策定しました。本計画においても、同方針に基づき、修景地点の優先度を定め、現状調査を実施した上で、適切な方法で修景を行います。

なお、同方針は現行計画の事業計画に基づいたものであるため、本計画の改定後に、計画期間や方法などを一部見直しすることとします。

①各種調査

仙台城跡において地盤等への影響を考慮しつつ、伐採・剪定等または保全の対象となる植生を選定するため、現地踏査と史資料による調査を行います。また、植栽の樹種選定のため発掘調査による過去の植生についても調査を行います。

②植生修景

植生修景は主に下記の手法に分類され、それぞれの基準によって植生修景を進めます。なお、史跡保存と法面保護の観点から、伐根及び薬剤散布による除根等は行いません。

ア. 伐採・剪定、除草

植生調査の結果、伐採・剪定、除草の対象と判断された植生は、適切に伐採・剪定、除草を行います。なお、史跡をき損する植生と来訪者の安全性に影響を与える植生に関しては、その緊急性に応じて早急に伐採・剪定を行い、史跡の保全と安全な城内環境の確保に努めます。また、伐採した樹木については、利活用について検討します。

イ. 保全

すでに保全の対象となっている天然記念物青葉山の植生等に加え、植生調査の結果、保全の対象と判断された植生は、「広瀬川の清流を守る条例」等の景観に関する規則(2－3(2)⑬参照)や、「仙台市みどりの基本計画」等の計画(1－7(3)③参照)で定められている自然環境の保全と整合した、適切な方法により保全を図り、青葉山の自然環境と調和した城郭らしい景観の形成に努めます。

ウ. 植栽・移植

史跡地内での新たな植栽や移植は原則実施しません。しかし、天然記念物青葉山の自然環境と調和した城

郭らしい景観の形成と、来訪者の安全・快適な利活用を図るため必要と判断された場合は適切な植栽を行います。植栽は、樹高や樹形等の特徴や城郭らしい景観と地下遺構への影響を十分に考慮のうえ、史跡内の自然環境になじむ種を選択して実施します。なお、過去植生の調査によって生育していた樹種等が判明している場合は、調査成果に基づき樹種を選定します。また、移植は、史跡地内に生育する希少な植物の史跡地内外への移植を対象とします。

エ. 維持管理

城郭らしい景観を維持するため、伐採・剪定等の実施に関わらず、史跡地内の植生の維持管理を行います。また、本質的価値の顕在化による城郭らしい景観形成と城内の活用のため、繁茂する草本類の除草を継続的に実施します。維持管理の中で、上記ア～ウの項目に当てはまるものが確認された場合は、適宜対応します。

【参考：史跡仙台城跡植生修景方針（概要版）】

■仙台城跡の植生の課題と修景の基本方針

【課　題】

○史跡の自然環境を把握したうえで、保存、整備、活用に影響を与える樹木について適切な保全、整備を行う必要がある。
○来訪者の安全を確保するために、危険な植生を把握した上で、適切に対応する必要がある。
○関係部局・機関と連携して、植生の適切な管理を行う必要がある。
○画一的な計画ではなく、その場所の自然環境の特性に合った計画とする必要がある。
○各種調査により、藩政期における植生の把握と現況植生の評価を行い、仙台城跡の全体の植生景観をより明らかにする必要がある。

【仙台城跡整備の基本理念】



【基本方針】

遺構保全	良好に残る城郭全体の基本的形状と各遺構の保護・保存を行う
顕在化	植生に覆われ認識しづらい城郭の形状や遺構を本来の姿が見えるようにする
安全確保	倒木などの危険性がある木を把握し、伐採や剪定などを行う
植生保全	毎木調査や草本類の調査などにより、史跡地内の自然環境を把握し、保護に努める
維持管理	修景後も定期的な点検により現況を把握し、植生の維持管理に努める

■植生修景の進め方

修景地点の優先度を定め、毎木調査などを通じて現状の植生を調査した上で、伐採や除草、維持管理などの手法により、年度毎に順次実施していきます。

① 修景地点の優先度の決定

評価基準に基づいて修景地点の優先度を決定します。遺構保全・安全確保の観点は特に優先度を高めます。

② 各種調査の実施

植生修景の実施にあたり、原則として毎木調査を実施し、現状の植生を調査します。また、定期的な草本類の調査や生態調査に加え、史資料（絵図等）調査や発掘調査により過去の植生の調査も必要に応じて実施します。

③ 植生修景の実施

以下の手法により、年度毎に順次実施していきます。また、定期的に維持管理を行います。

手法	対象
伐採・剪定	・遺構の保全や来訪者の安全に影響を与える可能性がある樹木 / 枝 （傾倒木 / 幹の湾曲等の欠陥がある樹木 / 劣勢木 / 枯死・枯損木 / 病害虫被害木等） ・遺構の顕在化や眺望確保に影響を与えている樹木または枝
除草	・遺構の顕在化に影響を与えている草本または小径木・ツタ等のつる植物
植栽・移植	・遺構保全のために必要な植栽 ・来訪者の安全確保のために必要な植栽 ・史跡整備のために必要な植栽 ・史跡地内に生育する希少な植物の史跡地内外への移植

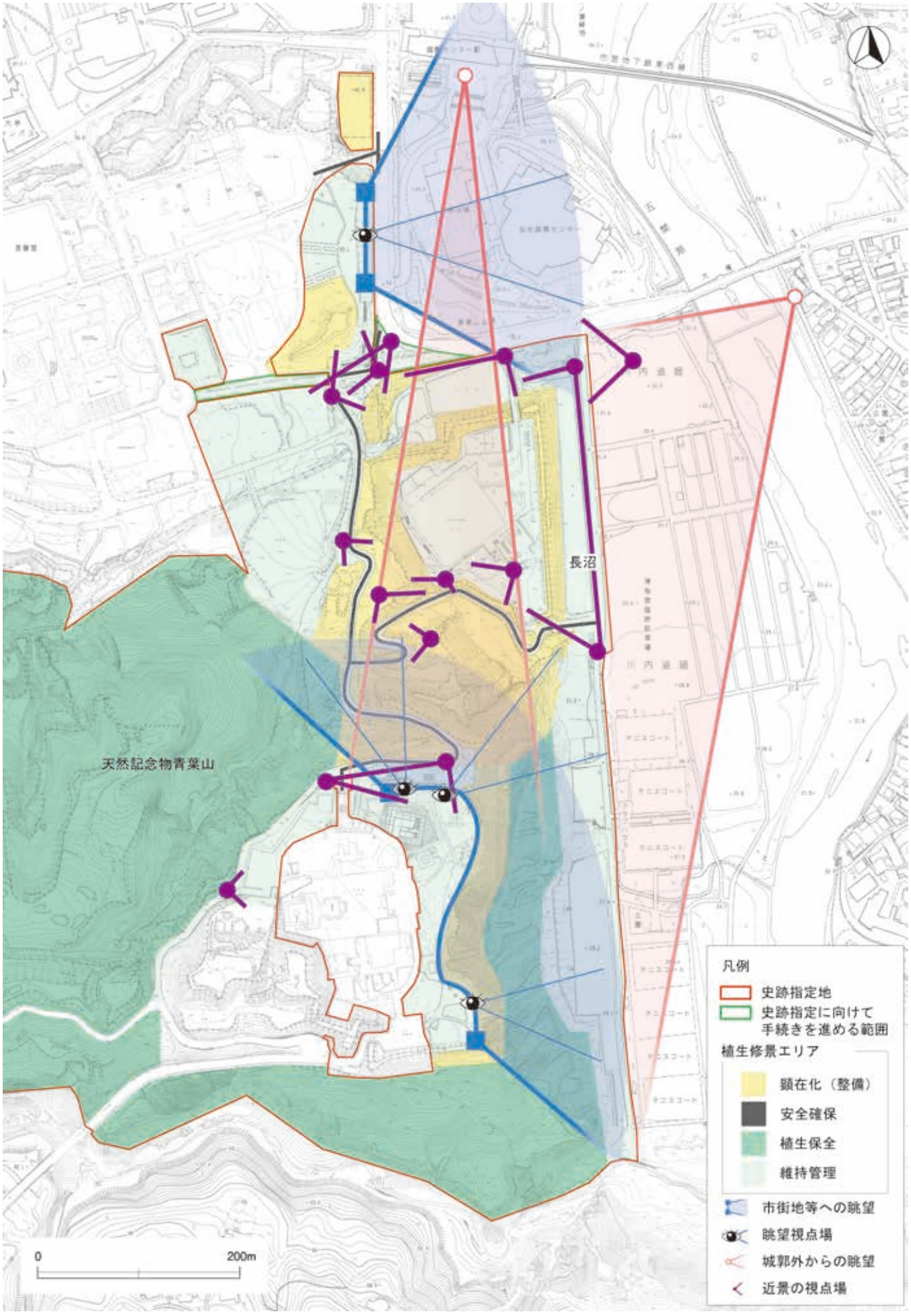

図7-35 修景(植生)エリア

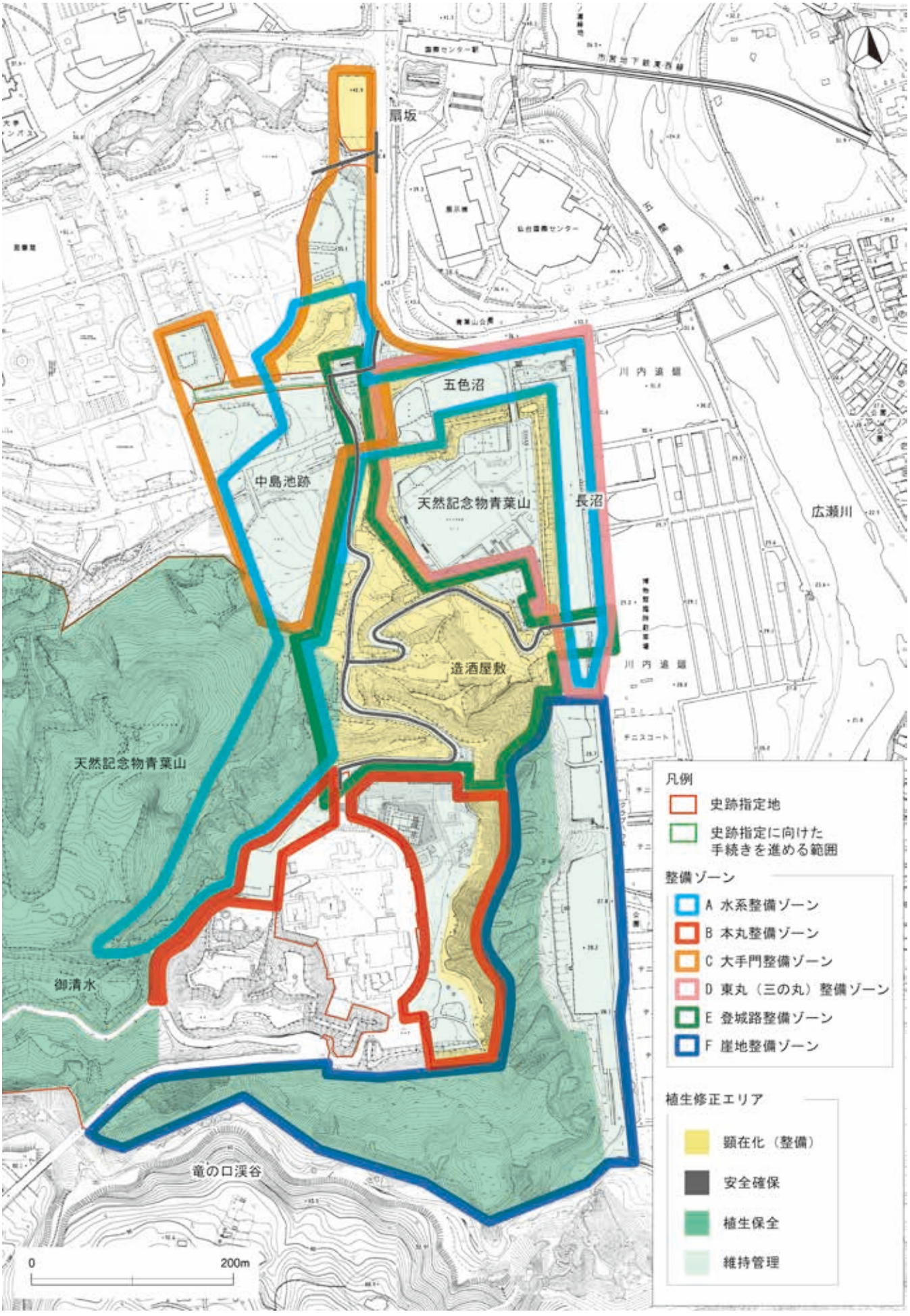
扇坂
五色沼
中島池跡
天然記念物青葉山
長沼
広瀬川
造酒屋敷
天然記念物青葉山
御清水
竜の口渓谷
0
200m
凡例
史跡指定地
史跡指定に向けた
手続きを進める範囲
整備ゾーン
A 水系整備ゾーン
B 本丸整備ゾーン
C 大手門整備ゾーン
D 東丸（三の丸）整備ゾーン
E 登城路整備ゾーン
F 崖地整備ゾーン
植生修正エリア
顕在化（整備）
安全確保
植生保全
維持管理

図7-36 修景計画

(2)構造物の修景方針

仙台城跡の景観を構成する構造物には休憩施設、照明施設、防災施設、案内・解説施設、園路等があります。これらの構造物は、天然記念物青葉山と史跡仙台城跡が調和した景観に配慮し、形態や色彩等のデザインについて適切なものを設置する必要があります。また、設置する構造物は様々な来訪者を想定し、バリアフリーとユニバーサルデザインに配慮する必要があります。

①構造物の新設について

仙台城跡において新たな構造物を設置する場合は、関係部局・機関と協議を行い、バリアフリーとユニバーサルデザインに配慮した適切なものとします。なお、構造物の新設は原則として既存構造物との統一性を持ったデザインとします。

②既存構造物の取り扱いについて

既存構造物は経年劣化や損傷等が発生した場合は改修を行いますが、改修が困難な場合は関係部局・機関と協議のうえ、撤去し新設を検討します。また、既存構造物のうち、修景の観点から景観に適していないと判断されるものについては、関係部局・機関と協議のうえ撤去またはデザインの見直しを検討します。

(3)市民協働による歴史的景観の保全に向けた取組の継続

城郭らしい景観の保全を目的として、「仙台城跡を、自らの手で守り、次世代へ残す」という市民の意識を醸成するため、市民協働による石垣等の清掃や城内の除草・清掃活動等の仙台城跡の修景に関する取組を継続します。

7－9 調査等に関する計画

今後の整備事業を進めるにあたり、必要となる各種調査を計画的かつ継続的に実施します。各種調査実施にあたっては、他都市の先進事例を踏まえつつ、史跡の保存及び来訪者の安全に十分留意して行い、公開可能な調査成果については積極的な情報公開に努めます。

①発掘調査

発掘調査により、仙台城跡の実態解明に努めます。調査は、仙台城跡調査整備委員会による指導・助言の下に実施します。また、調査による掘削は遺構保存の観点から必要最小限に努めます。

遺構表現に係る整備については、原則として事前に発掘調査を実施し、その成果に基づいて整備を行います。各種施設の設置などは原則として史跡の保護を最優先した方法としますが、施設の性格上やむを得ず、必要と判断された場合は事前の発掘調査を実施します。

史跡の整備に向けて後期事業計画期間の12年間で発掘調査を実施する予定の区域は以下のとおりです。

・大手門整備ゾーン（大手門跡、大手門正面虎口、中島池及び水路（堀）等）
・登城路整備ゾーン（巽門登城路、中曲輪等）

なお、大手門跡については、これまでの調査成果に基づき設計を進めるとともに、今後、新たな調査成果が得られた場合には、適宜設計に反映します。

②史資料調査

文献や絵図等の史資料調査により、仙台城跡の実態解明に努めます。また、遺構表現に係る整備については、事前に史資料調査を実施し、その成果に基づいて整備を行います。

幅広い史資料の収集に向けて、市民等に対する史資料提供の呼び掛けを行います。

③植生修景に伴う調査

令和5（2023）年3月に策定した「史跡仙台城跡植生修景方針」に基づき、植生修景の実施に当たっては、原則として樹木調査を実施するとともに、定期的な低木・草本調査や動物調査に加え、史資料（絵図等）調査や発掘調査により、過去の植生についても必要に応じて調査します。

樹木調査については、予定している整備区域（大手門整備ゾーン、東丸（三の丸）整備ゾーン、登城路整備ゾーン、崖地整備ゾーンの一部）においてすでに実施済みであり、本計画期間中に新たに実施する予定はありません。

低木・草本調査及び動物調査については、今後、史跡地内を通過する市道仙台城跡線等の車両通行制限や各種整備に伴い、自然環境への影響が想定されることから、その影響を把握するため、整備前後の適切な時期に実施します。

④崖地保護に係る調査

本丸東側及び南側等の崖地は、大雨等による崩落が繰り返し発生していることから、必要に応じ、地形測量、地質調査及び地下水調査等を実施し、崖地の状況把握に努めます。また、調査結果は、崖地補強工事の範囲や工法の検討に活用します。

⑤測量調査

石垣や土塁、曲輪等の地表顕在遺構の測量調査を行い、現状を把握し記録します。これらの測量調査を継続的に実施することで、経年による変化を捉え、き損の危険性を含む箇所を把握します。また、自然的・人的要因により地表顕在遺構がき損し修復が必要となった場合には、修復の基礎資料として測量調査の記録を活用します。

なお、石垣カルテ作成に伴う石垣の測量については、来訪者の安全確保及び崩落リスクを踏まえ、優先度を設定した上で実施します。具体的には、多くの来訪者が通行する動線上に近接する石垣や、斜面地等に立地し変状や崩落の可能性が懸念される石垣を優先対象とします。

⑥来訪者数等の調査

来訪者数や来訪手段、来訪目的等について調査を実施し、来訪者の利用実態を把握します。これにより、来訪者の属性や利用傾向を分析し、来訪者ニーズに即した活用方法の検討材料とするとともに、受入環境の整備や公開・活用施策の見直しに活用します。

⑦その他の調査

上記調査のほか、地形測量や地盤調査など、保存や活用、整備にあたって必要となる各種調査を実施するものとします。

7－10 公開・活用に関する計画

(1)史跡の公開・活用に関する計画

仙台城跡の本質的価値や各種調査成果等の情報の積極的な公開と、市民等のニーズに合った適切な活用について、効果的な方法と整備方針について検討する必要があります。

仙台市では、これまでも調査成果の公開、学校教育における支援、市民向けの講座や見学会等を行ってきました。また、各団体によるガイド等の活動も行われています。

仙台城跡は、青葉山や広瀬川の豊かな自然環境に囲まれ、一帯は青葉山公園や東北大学、仙台市博物館などの学術・文化施設等が立地しており、歴史研究や教育、環境、文化、観光、まちづくりなどの多様な分野と接点を持っています。公開・活用事業を実施する際は、さまざまな分野の市民活動や関連機関と情報を共有し、連携を図りながら、戦略的・継続的に活用の幅を広げていくことを目指します。

①情報公開に関する計画

仙台城跡の本質的価値や歴史、各種調査成果、活用、整備の状況等について、情報を積極的に発信し、理解と関心を深めることによって来訪を促します。また、本計画で述べる整備事業の位置付けや内容、事業の進捗状況等についても適時適切かつ継続的に発信し、市民や関係機関の理解と共感を深めながら事業を推進します。

情報公開は、主に下記の内容・手段を計画します。関連部局との連携等については、「7－11　管理・運営に関する計画」に記載します。

ア. 情報公開の内容

仙台城跡における情報公開が必要な項目は以下の通りです。

・史跡の基本情報

仙台城跡への理解・関心を促進するため、仙台城跡の歴史や、調査及び整備の成果等の基本情報を公開します。あわせて、仙台城跡の中世・近代を含めた重層的な歴史についても情報発信を行います。

・史跡の利用情報

仙台城跡の快適な回遊のため、回遊コースや所要時間、見どころ等の情報を公開します。

・調査・整備の実施と進捗状況

仙台城跡の調査と整備について周知し理解を得るため、実施状況とその進捗について情報を公開します。

・史跡の活用情報

仙台城跡の活用について周知し来訪を促すため、各種イベント等の活用に関する情報を公開します。

イ. 情報公開の手段

仙台城跡の情報公開を効果的に行うためには、来訪者の回遊動線を考慮した情報公開や、デジタル技術の活用による情報公開を積極的に実施する必要があります。

・現地見学会の開催やガイドによる解説

仙台城跡で行う見学会やガイドによる解説を継続し、情報公開を図ります。今後の調査成果や整備の進捗に伴い、解説内容を更新して実施します。

・出前講座や出前授業による解説

仙台城跡で実施している出前講座や出前授業を継続して行い、仙台城跡の情報公開に努めます。今後の調査成果や整備の進捗に伴い、解説内容を更新して実施します。

・パンフレットや刊行物

パンフレットや刊行物の作成を継続し、来訪者動線を考慮して入手しやすい配置を検討する必要があります。また、インターネット上で入手できるように市ホームページにデータの掲載等を図ります。

・ガイダンス施設の展示

ガイダンス施設の展示によって情報公開を図ります。展示は各種調査や整備によって内容を更新します。

・ホームページ

特設サイトにより情報公開を図ります。本サイトを通して、仙台城跡の魅力を伝えるとともに、アクセスや城内の散策コース等に関する情報を発信し、仙台城跡への来訪につなげます。また、整備事業の内容や進捗状況など、整備事業への理解を深める情報のほか、発掘調査や整備事業に係る現場見学会、整備事業への寄附や寄附に対するお礼など、整備事業への市民参画機会に関する情報を発信します。

・デジタル技術を活用した情報発信

各種SNSやVR・AR等の方法により、効果的な情報公開を図ることを検討します。

・その他

仙台城跡やその周辺を会場とするイベントを活用した情報発信や、食や伝統行事等の地域資源と連携したプロモーションを実施するなど、多様な主体との連携による取組を検討します。

また、伊達政宗をはじめとする仙台ゆかりの歴史・文化資源や著名人等の知名度を活かした情報発信を行うなど、多くの方に関心を持ってもらえるような工夫を行います。

②活用に関する計画

仙台城跡の本質的価値について、参加者が楽しみながら学び、魅力を発見できる活用方法を検討します。検討に際しては、参加者の安全に十分配慮し、ユニバーサルデザインの視点に立ったものとなるよう考慮します。

また、市民、大学、企業、市民団体、関係施設等との連携・協働による調査や講座、整備・維持管理等を実施することで、仙台城跡への理解と「市民の城」としての認識を深め、多様な主体がそれぞれの強みを生かしながら史跡の保存・活用に取り組む機会の創出や、継続的な体制づくりを推進します。また、ガイダンス施設や青葉山エリアの関係施設等と連携し、効果的な情報発信や周遊促進など、エリア全体の価値向上に資する取組を進めます。

さらに、仙台城跡は本市を代表する歴史資産であり、多くの観光客が訪れる場でもあることから、観光施設等とも連携し、本質的価値の理解促進や交流人口の拡大につながる観光活用を推進します。

下記の内容は活用に関する取組の一例です。

ア. 見学会

発掘調査現場や整備工事現場、整備完了施設の見学会を開催し、仙台城跡の価値や整備について理解を得ます。

イ. イベント実施

史跡の公開と活用を促進し史跡の調査や整備への理解を得るため、夜間を含めた史跡内の散策イベント、発掘調査や城攻め体験等の体験イベント、石垣清掃や政宗ビュー写真コンテスト、各曲輪の特性を活かしたイベント等、史跡内で楽しみながら学べる様々なイベントの実施を目指します。

ウ. 講座

・ガイド団体への城下町も含めた総合的な研修

・学校教員や教員OBへの地域の歴史を知るための研修

・“地域学”として、近世の仙台城だけでなく、中世から近代までの重層的な歴史や自然環境など、仙台城に付随する様々な内容について学ぶ「仙台城学」の開催

エ. 観光活用

・日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」と連携した情報発信

・多言語解説やデジタルコンテンツの充実による国内外からの来訪者への対応

・青葉山エリア周辺施設と連携した観光活用の推進

オ. その他

・建造物の再現時における素材（瓦等）の作成への参加

・大学や企業等と連携した調査研究や普及啓発

・仙台城跡の中世・近世を含めた重層的な歴史や自然環境など、多様な切り口をテーマとした見学プログラムやモデルコースの検討

（2）関連歴史資産との連携に関する計画

仙台城跡の周辺には、経ヶ峯伊達家墓所や大崎八幡宮など、仙台城跡に関連する歴史資産が存在します（「2－2（4）仙台城跡周辺の歴史資産」参照）。また、仙台城跡は、日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」の構成文化財の一つであり、周辺地域にも日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」の構成文化財が存在します。これらの関連歴史資産との連携を図り、国内外への情報発信や整備・活用を推進することにより、仙台城跡を中心とした歴史資産の魅力向上と地域全体の活性化を図ります。

【今後の取組】

・モデルコース及び歴史的背景を踏まえたストーリー付けの検討

・案内・解説施設の設置と統一化

・関連歴史資産との連携的な公開と活用

・教育旅行やイベントの企画

・デジタル技術を活用した情報の公開と活用

7－11 管理・運営に関する計画

仙台城跡の管理・運営については、様々な部局及び機関が関わっています。基本的には、史跡の管理団体である仙台市が主体となり関係機関及び市民活動団体との連携のうえ、管理・運営を行います。

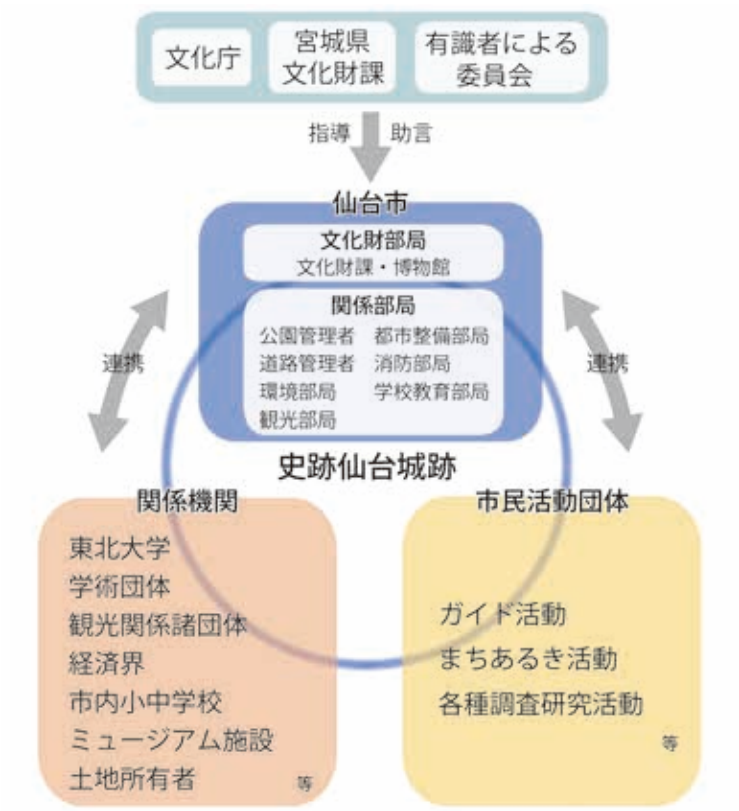

図7-37 管理・運営の体制

また、今後史跡の実態を解明する各種調査の実施や、史跡をより効果的・効率的に整備するとともに保存・活用を図るにあたっては、関係部局・機関との連携を図ります。

文化財部局では、史跡の日常的な管理・点検等を適切に実施し、遺構の変形や損傷、植生や施設の状態を把握することで早急な対応を図り遺構保存と来訪者の安全確保に努めます。また、自然災害や事故等における危機管理についても早急かつ適切な対応に努めます。

(1)危険箇所の把握

本丸跡東側崖の崩壊や、来訪者の安全もしくは遺構保護に影響を及ぼす植生について、定期的な巡回による状態把握を行います。また、避難経路や災害時の設備についても点検を行います。特に地震や大雨等の自然災害発生後は、関係機関と情報共有し、速やかに危険箇所の発生状況を確認します。

(2)整備済み施設の状況把握

史跡指定地内で既に整備されているサイン施設や遺構表示等の各施設について、定期的な巡回によって、劣化や不良、そのほかの異常がないか状態把握を行います。

(3)市民協働

維持管理にあたっては、市民の史跡への理解促進と愛着の醸成を図るため、市民ボランティア等が参画しやすい体制を整備し、協働により行うことを検討します。

(4)調査・整備体制

調査・整備を担う人材の育成及び体制の強化に努めるとともに、大手門復元後の維持管理や公開・活用に係る体制について検討し、必要な体制の確保に努めます。

第8章 事業計画

8－1 事業概要

本計画では、令和3（2021）年度から令和20（2038）年度までの18年間を事業期間とし、その中で前期（令和3～8年度）と後期（令和9～20年度）の期間を設けます。前期の事業実績については、「5－1 前期事業計画での整備」で述べた通りです。後期では、「8－3 事業スケジュール」により、引き続き、「整備に向けた調査」「景観の整備」「史跡の整備」の3つの柱を基に整備及び調査を実施します。

なお、事業の進捗状況については、原則として毎年度確認・整理を行い、その結果を踏まえながら、必要に応じて事業内容及び事業スケジュールの見直しを行います。



図8-1 整備の3本柱相関図

●整備に向けた調査	史跡の整備に向けた仙台城跡の実態解明調査（発掘・測量ほか）。
●景観の整備	修景（植生）を中心とした城郭全体にかかる景観の整備。
●史跡の整備	築城期登城路の再現や土塁の顕在化、法面保護等、史跡の保存と活用のための整備。

本計画の事業計画期間で行う整備及び整備に係る市道の取り扱い等の検討は、関係部局・機関と十分調整のうえ、連携して行います。特に関係機関である東北大学は仙台城跡に隣接しており史跡や天然記念物との関わりが大きいことから緊密な連携を図ります。

現在の整備の進捗状況や来訪者の安全確保の観点等から、後期の12年間では以下の整備を行います。

①巽櫓跡周辺整備【本丸整備ゾーン（本丸御殿整備区域、本丸縁辺地整備区域）】
②本丸北西部整備【本丸整備ゾーン（本丸北西部整備区域）】
③大手門復元整備【大手門整備ゾーン（大手門整備区域）】
④大手門登城路整備【登城路整備ゾーン（登城路整備区域）】
⑤巽門登城路整備【登城路整備ゾーン（登城路整備区域）】
⑥崖地保全整備【崖地整備ゾーン（崖地整備区域）】

8－2 事業計画期間で実施する整備

「8－1 事業概要」で整理した、12年間で実施する整備をゾーンごとに具体的に示します。整備は、事前に発掘調査を実施したうえで、基本設計、実施設計を行い、計画的に実行します。

①巽櫓跡周辺整備【本丸整備ゾーン(本丸御殿整備区域、本丸縁辺地整備区域)】

本丸跡の南東部に位置し、巽櫓跡とその北側に付属する付櫓跡、大番士土手などの遺構が残るゾーンです。東側は崖面に接し、経ヶ峯、愛宕神社・大満寺の所在する向山、大年寺山等の関連歴史資産を望む立地にあります。

ア. 遺構保護及び活用

巽櫓跡は崖面に接しており、地震等により遺構が崩落しています。遺構を適切に保護するとともに、活用に向けて遺構表現の整備や解説サインの設置を行います。大番士土手については繁茂した植生を伐採し、遺構の顕在化を図ります。

イ. 景観の確保

植生修景により本丸跡からの歴史的眺望(政宗ビュー)を確保するとともに、眺望サインの設置等により関連歴史資産との位置関係などの理解を促します。

ウ. 動線設定・休憩施設の設置

巽櫓跡周辺への誘導サインやベンチ等の設置を行い、巽櫓跡周辺への回遊を促します。

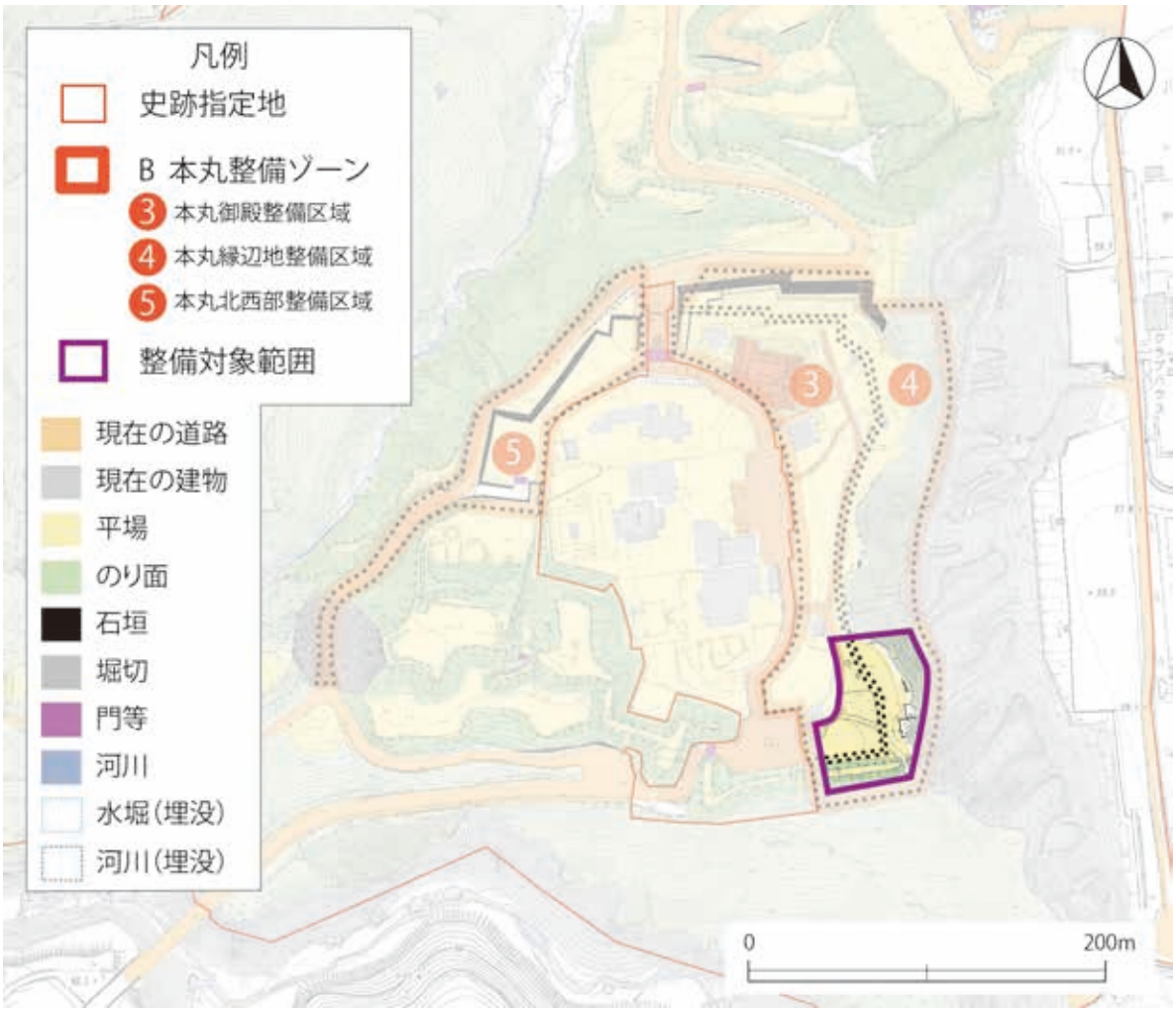

図8-2 巽櫓跡周辺整備 整備対象範囲

②本丸北西部整備【本丸整備ゾーン(本丸北西部整備区域)】

本丸北西石垣や酉門石垣、酉門跡などから構成されるゾーンです。石垣が織りなす景観に親しむとともに、本丸の基本的形状に対する理解を深めます。

ア. 歩行者動線・休憩施設等の整備

来訪者が当該エリアを安全に見学できるよう、歩行者通路や管理用の道路として整備するほか、転落防止柵、誘導サイン、ベンチ、照明等の設置を行います。また、石垣保全の取組についての解説サインを設置します。なお、当該エリアは、東北大学植物園や民有地に接していることから、見学者等の誤進入等を防止するための必要な措置を講じます。

イ. 酉門石垣の安全対策の検討

酉門石垣は、遺構の保全を優先する方針で復旧を行った石垣であり、来訪者が近接して回遊することを想定していません。そのため、当該エリアの回遊性を高めるためには、酉門石垣付近における安全対策を検討したうえで、対応を実施する必要があります。



図8-3 本丸北西部整備 整備対象範囲

③大手門復元整備【大手門整備ゾーン（大手門整備区域）】

大手門を中心とし、大手門北側土塀、大手門脇櫓（再建）、正面虎口周辺、大手門南西エリア等を仙台城の正門を形成する景観として整備を進めるゾーンです。伊達政宗没後400年となる令和18年（2036）に向けて、大手門復元のほか、現在の大手門脇櫓の改修・公開、大手門正面虎口周辺・大手門南西エリアの整備に取り組みます。

ア. 大手門の復元

仙台城全体の正門である大手門を復元することで、仙台城の城郭構造をより明確化し、当時の建築技術・文化を五感を通じて伝え、仙台城跡の本質的価値の理解促進及び史跡の回遊性向上につなげるとともに、市民の誇り・仙台の新たなランドマークの創出を目指します。また、消防や防犯など、建物及び来訪者の安全・安心のために必要な設備を整備します。

イ. 大手門脇櫓の整備

大手門脇櫓は現在の建造物を維持しつつ、建造物の安全性を確保した上で、内部公開に必要な改修を行い、大手門復元工事期間中も含め、内部の公開やパネル・模型の展示を行うなど、ガイダンス機能を有する施設としての活用を図ります。

ウ. 大手門正面虎口周辺の整備

大手門正面虎口のクランク状の道路は枡形としての役割を果たしており、その再現は城の攻めにくい構造を顕在化し、江戸時代の仙台城の姿を伝えるなど、史跡の理解促進を図る上で重要となります。現在の道路形状を活かしながら、歩行者通路への再整備や虎口形状の遺構表示を検討します。

エ. 大手門南西エリア（中島池、水路（堀）等）の整備

大手門から二の丸詰門や中島池に至る見通しの良い景観を再現するほか、必要な便益施設の設置を検討します。

中島池の発掘調査に取り組むとともに、大手門との一体的な活用の観点も踏まえ、中島池を含むエリア全体の造成や植生の修景等を行うことで、見通しの良い一体的な空間が広がる景観を再現します。また、解説サインの設置等により、仙台城の水利システムの理解促進を図ります。さらに、来訪者が快適に散策できるよう、トイレやベンチ、あずまや等の便益施設の設置や、バリアフリーの観点から車いす使用者用駐車施設の設置を検討します。なお、発掘調査の成果によっては、中島池の遺構表示の実施も検討します。

当該エリアのイベント活用等を促進するため、歴史的価値を損なわない範囲で、必要な設備を整備するとともに、既存道路は管理用の道路等として活用します。

オ. 構造物の整理

整備対象範囲内に位置する顕彰碑などの構造物については、その歴史的経緯や史跡の理解促進等の観点を踏まえて取り扱いを検討します。

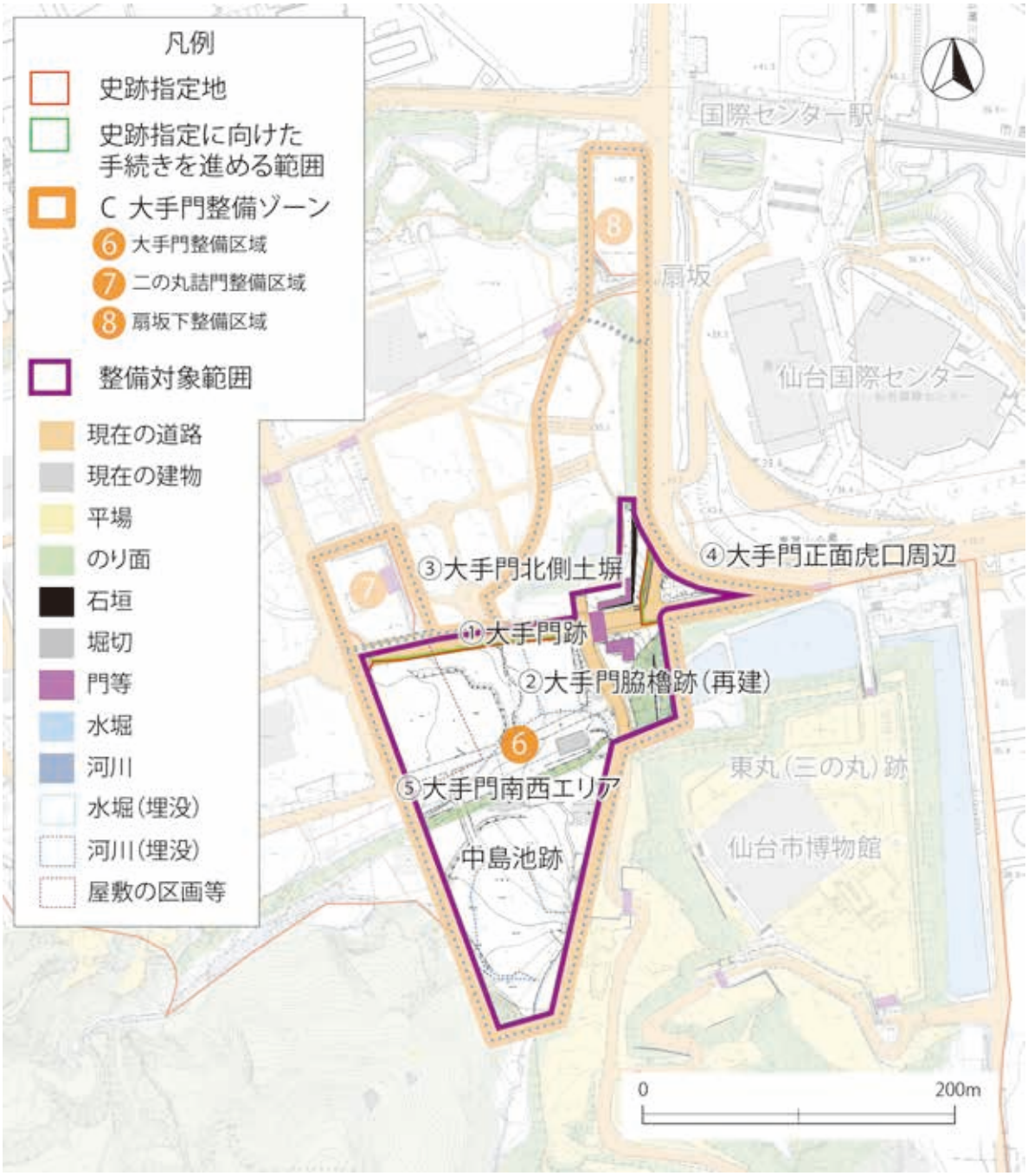

図8-4 大手門復元整備 整備対象範囲

④大手門登城路整備【登城路整備ゾーン(登城路整備区域)】

大手門登城路を中心とした、城郭の構造と景観について理解を深めるゾーンです。大手門登城路は市道仙台城跡線等の車両通行を制限し、歩行者用の通路や管理用の道路として整備します。急勾配の坂が続くため、休憩施設等の設置や登城路周辺の曲輪の整備を行うほか、本丸と大手門をつなぐ新たな移動手段の導入を検討し、登城路自体の魅力向上や両拠点間のアクセス改善を図ります。

ア. 歩行者用の通路、管理道路の整備

現在の車道部分については、歩行者通路や管理用の道路として整備するほか、徒歩で登城する来訪者が眺望を楽しみながら休憩できるよう、ベンチ等の休憩施設を整備し、登城路自体の魅力向上を図ります。また、中島池跡と中門石垣周辺をつなぐ動線の整備を検討します。

イ. 中曲輪の整備

中曲輪は中門跡の裏手に位置するとともに、巽門登城路の清水門跡付近を眼下に望む立地にあります。植生修景により曲輪を顕在化させ、城郭の防御施設としての機能を体感できるゾーンとして整備します。また、転落防止柵やベンチ等の休憩施設を設置します。

ウ. 新たな移動手段の検討

大手門から本丸跡に至る登城路は急勾配の坂が続くため、史跡の回遊性向上にはアクセスの改善が必要となります。自動運転バス等の新たな移動手段の導入を検討し、来訪者の利便性向上を図ります。

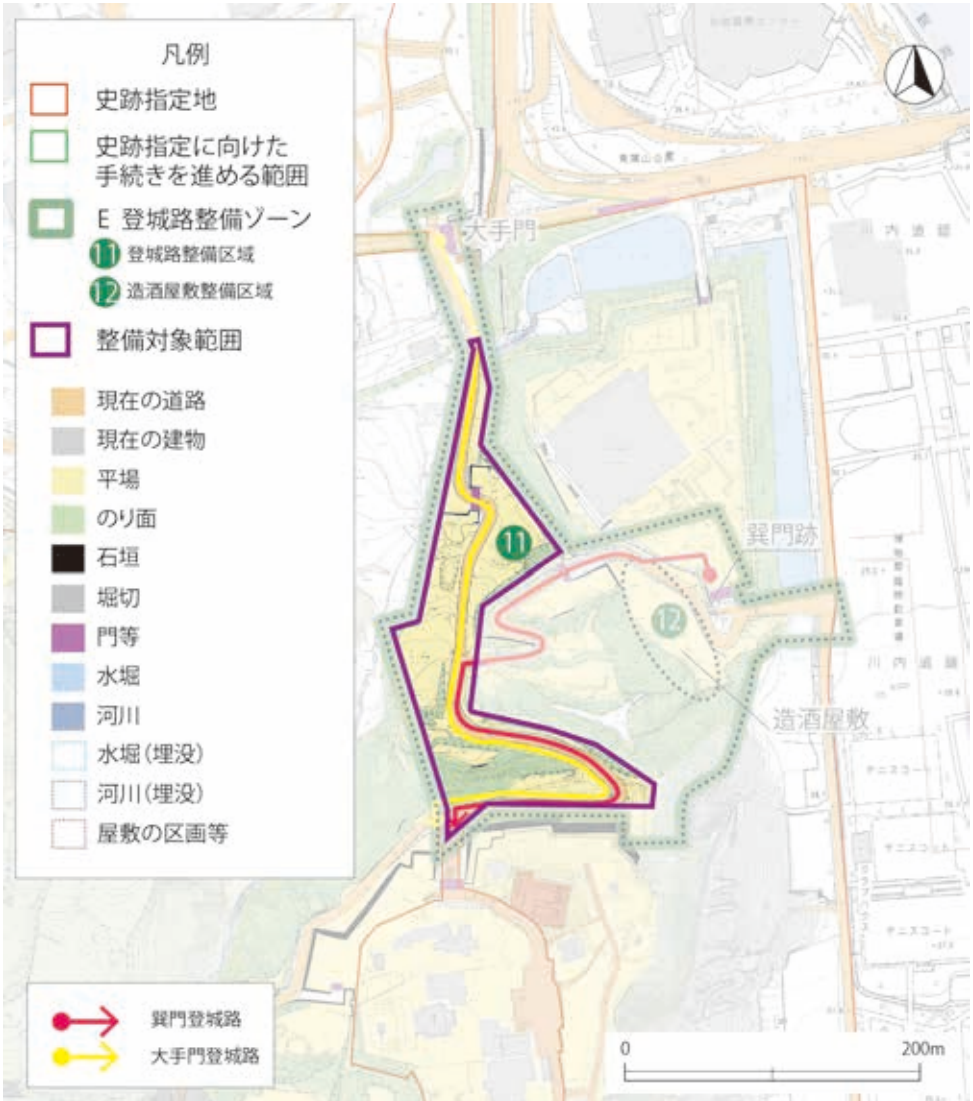

図8-5 大手門登城路整備 整備対象範囲

⑤巽門登城路整備【登城路整備ゾーン(登城路整備区域)】

巽門登城路を中心とした、城郭の構造と景観について理解を深めるゾーンです。既存道路の整備により来訪者の安全性確保を図るほか、往時の道路構造を把握するための調査を実施します。また、本丸からの眺望や市街地からの景観整備のため植生修景を実施します。

ア. 巽門登城路の整備

既存道路について、舗装を中心に園路として再整備するとともに、照明施設を追加設置することで夜間でも来訪者が安全に通行できるようにします。

イ. 巽門登城路の実態解明・活用に向けた調査

巽門登城路の将来的な整備を想定して、実態解明に向けた調査に取り組みます。

ウ. 植生修景

本丸からの市街地への眺望を確保し、市街地からの城郭らしい景観形成のため、植生の剪定・伐採を実施します。

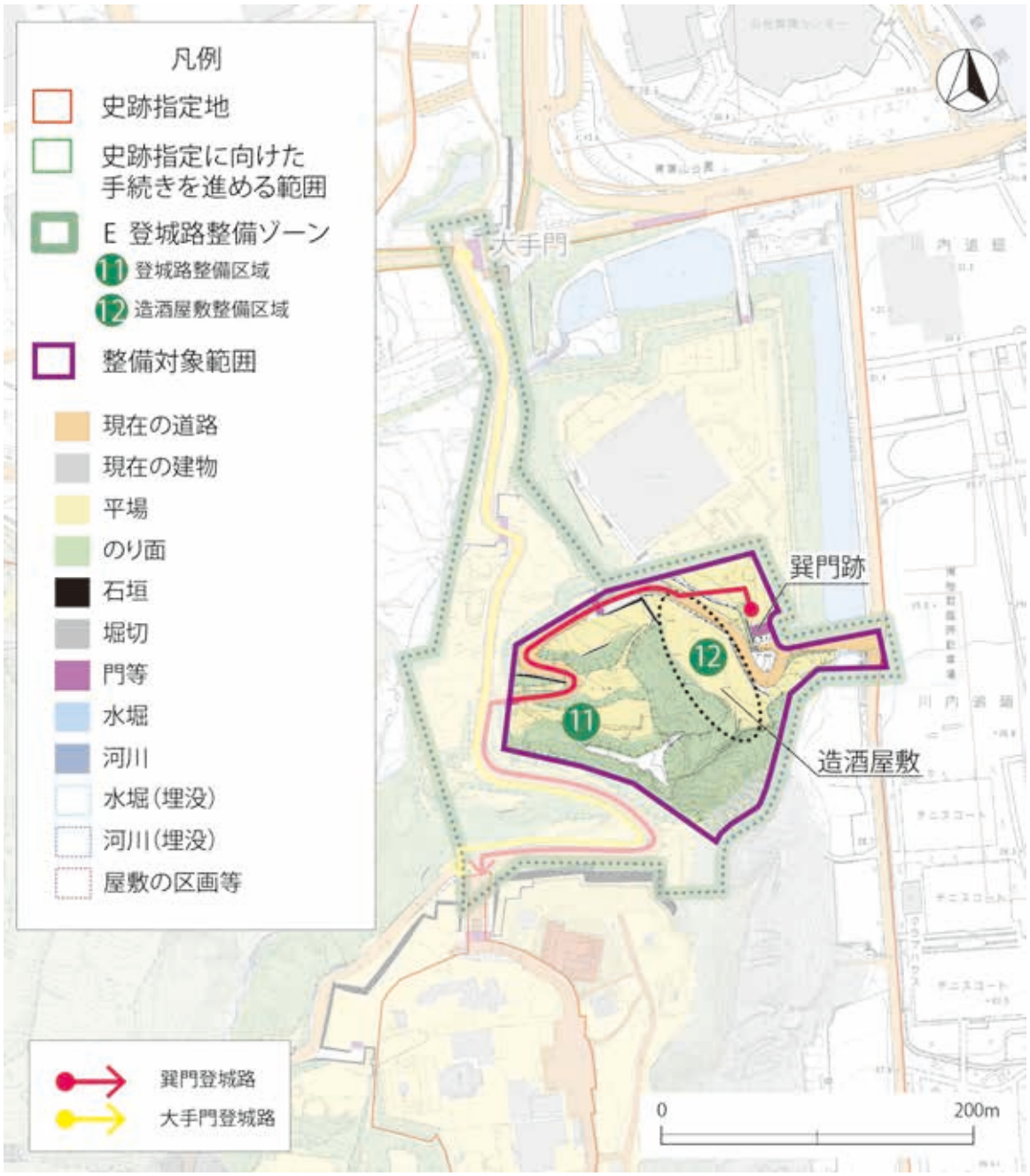

図8-6 巽門登城路整備 整備対象範囲

⑥崖地保全整備【崖地整備ゾーン(崖地整備区域)】

自然地形を活用した城郭構造への理解を深めるゾーンです。城郭の一部を形成していた自然地形の保護や安全性確保の観点から、本丸東側の崖地保全整備を行います。

ア. 崖面保護

東側崖面について、地形測量調査等により崩落状況の現状を把握し、その後も定期的な点検を実施します。崩落等の危険性が認められる場合は、関係部局と連携して崩落防止整備等を行います。

また、崖面の植生は保全を基本としますが、植生の繁茂により地形の侵食や崩壊の進行が懸念される場合には、必要に応じて修景を行います。

イ. 回遊動線の整備

城郭構造の一部を担った崖面を来訪者が安全に見学できるよう、回遊・解説サイン等の整備を行います。

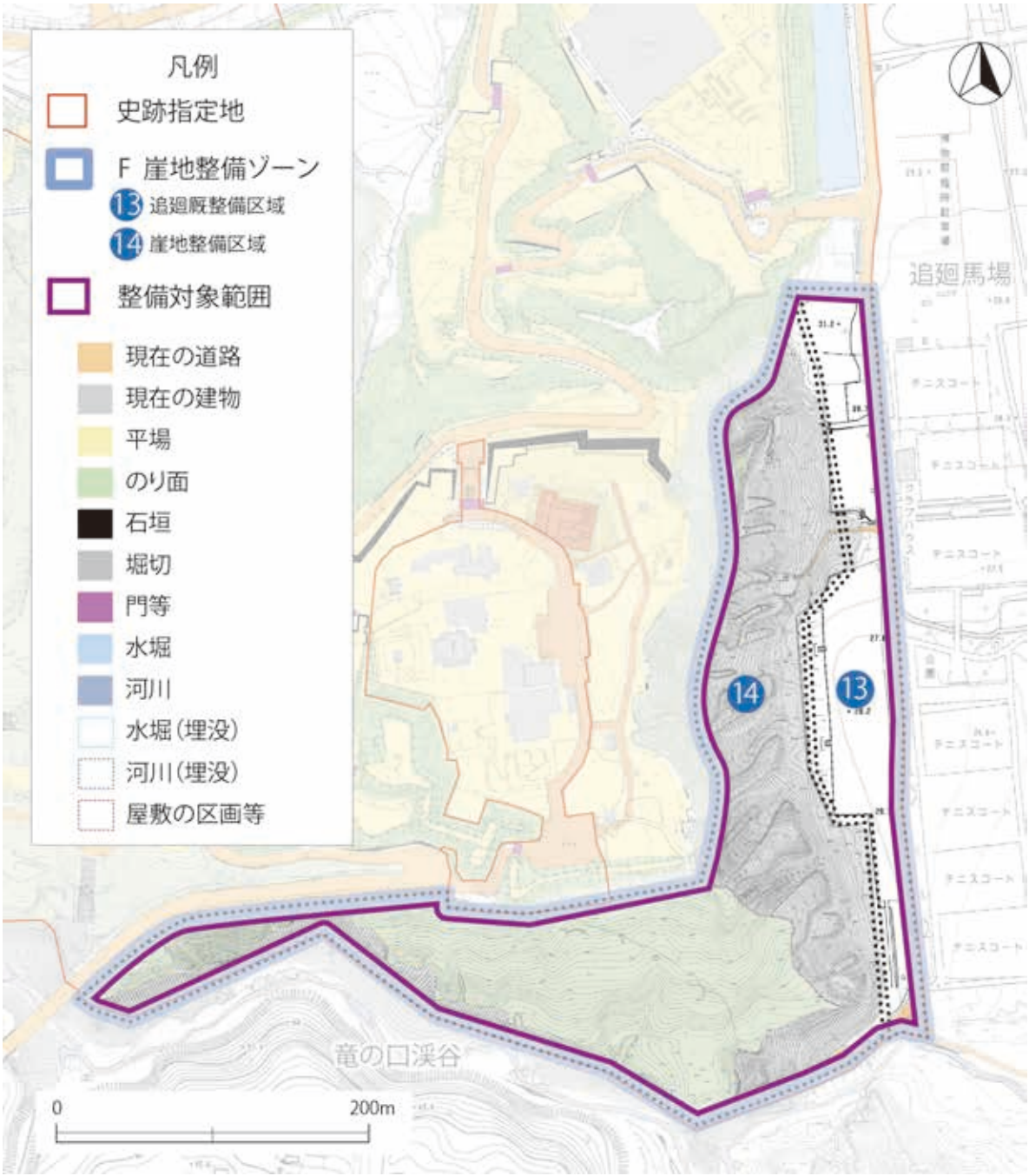

図8-7 崖地保全整備 整備対象範囲

8－3 事業スケジュール

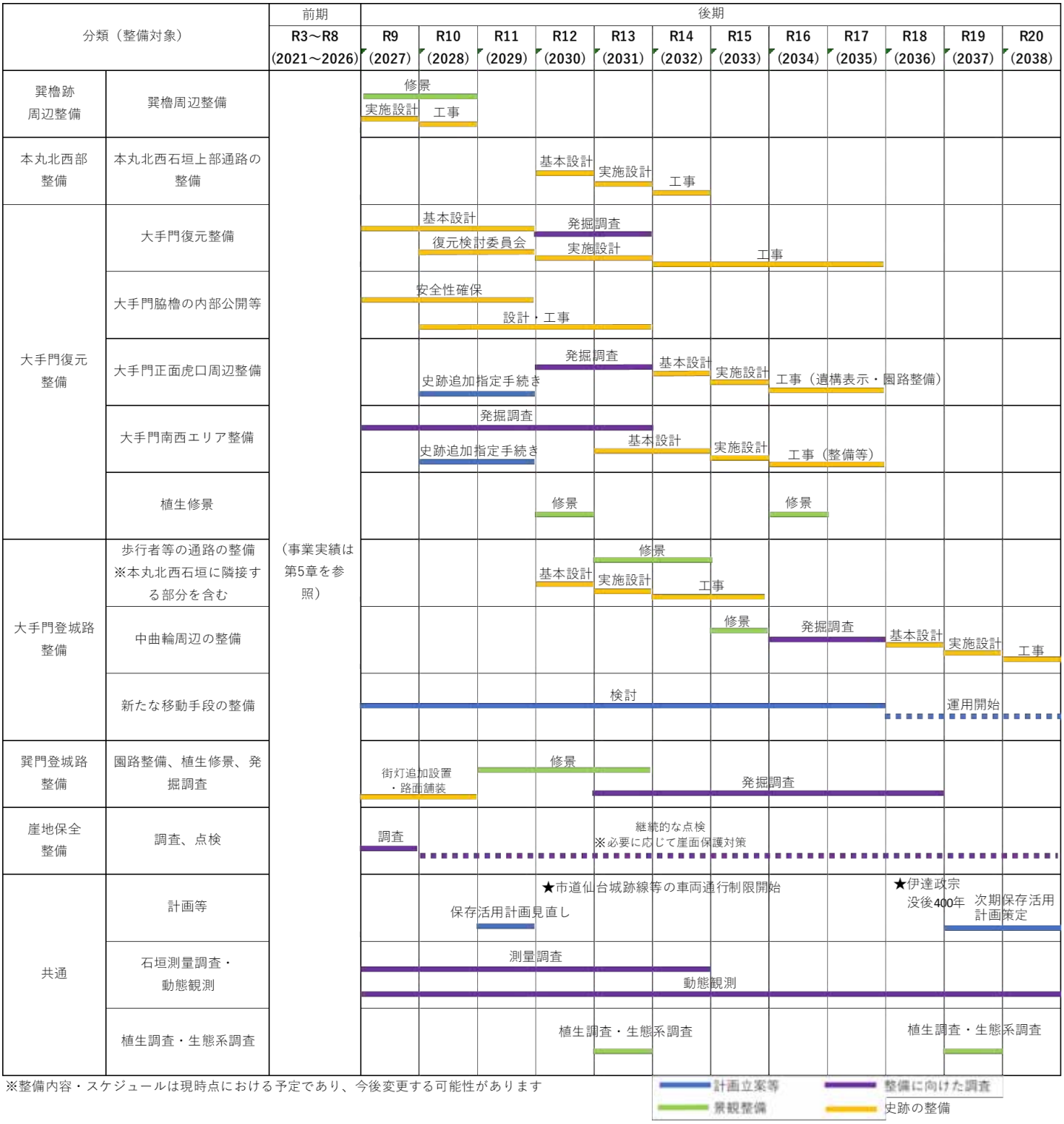

表8-1 事業スケジュール

整備イメージ図　　※現時点での整備イメージ図であり、今後整備内容を変更する場合があります。



図8-8　巽櫓跡周辺整備イメージ（南東から）

作成中

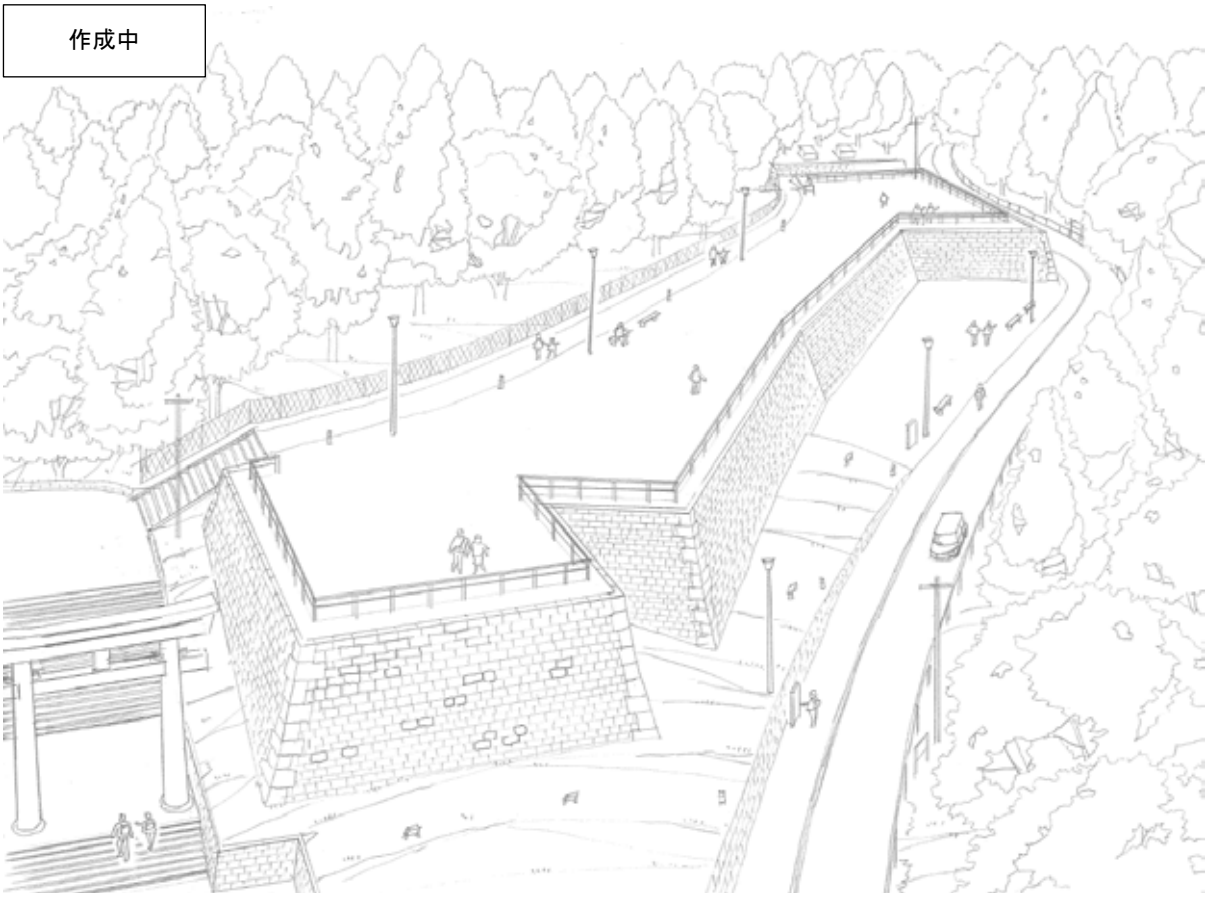

図8-9　本丸北西部整備イメージ（北東から）



図8-10　大手門復元整備イメージ（大手門の正面から）



図8-11　大手門復元整備イメージ（仙臺緑彩館から見た大手門）



図8-12　大手門復元整備イメージ（大手門下から見た大手門南西エリア）

作成中

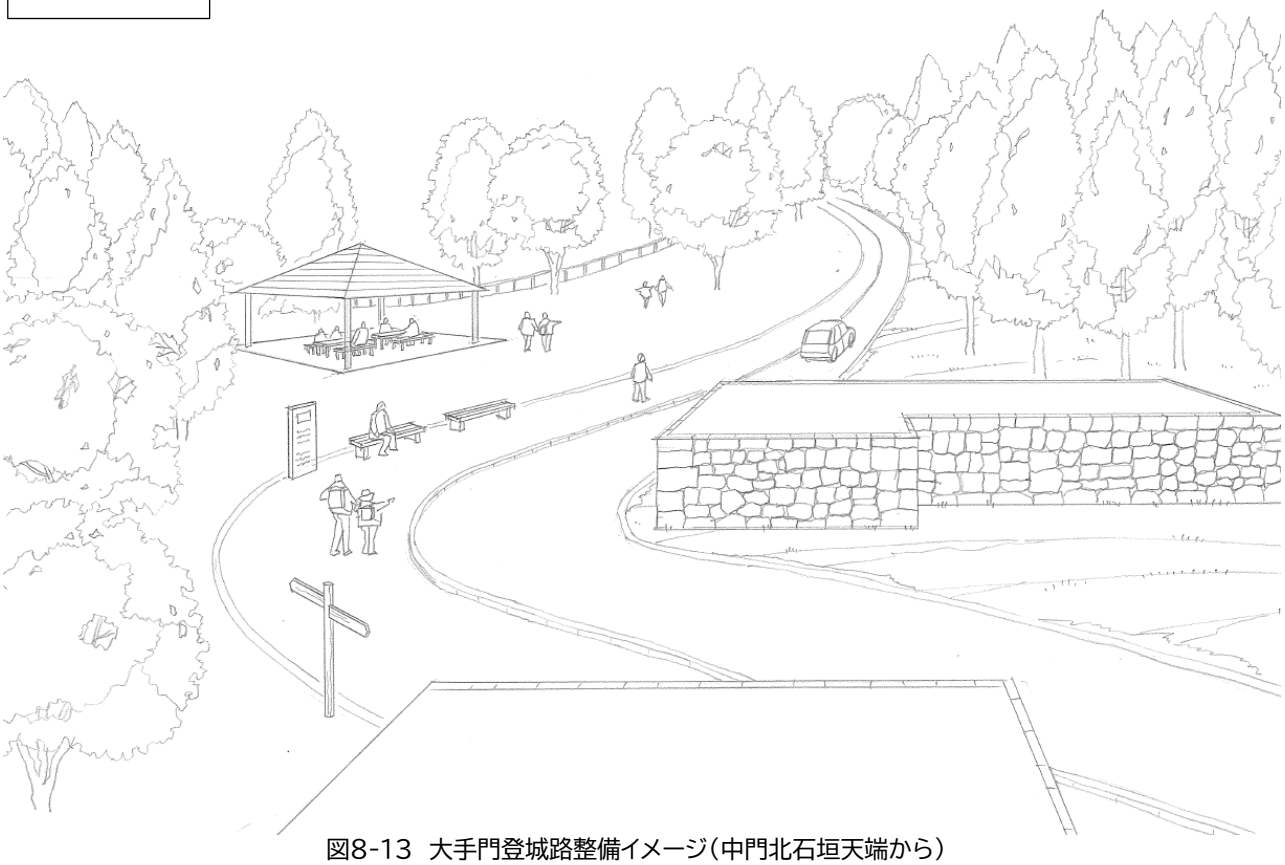

図8-13　大手門登城路整備イメージ（中門北石垣天端から）

作成中



図8-14　整備イメージ図（整備全体のイメージ図）

※参考資料は計画改定までに作成予定

参考資料1　　関連歴史資産の一覧
参考資料2　　中間案に関するパブリックコメントの実施結果について
参考資料3　　こどもいけん広場ウェブアンケートの実施結果について
参考資料4　　計画内の用語説明
参考資料5　　仙台城大手門復元基本構想（令和8年3月策定）